

環境白書

—令和7年度版—



兵庫県

表紙写真の説明

燃料電池(FC)小型トラック

令和7年12月に関西初のFC小型トラックが2台、神戸市内の事業者に導入されました。このたびの導入をきっかけに機運を醸成し、さらなるFC商用車の普及拡大を図っていきます。

(写真：FC小型トラック出発式)

生物多様性ひょうご戦略の推進

国内外の社会情勢の変化や新たな環境問題に的確に対応するため、「生物多様性ひょうご戦略」を令和7年3月に改定しました。3つの基本戦略ごとに行動目標を立てて各種施策を推進します。

(写真：豊かな生態系が息づく上山高原)

里山・里海環境リーダー 育成プログラム

兵庫県の里山・里海の持つ地域資源を活かし、その持続可能な保全・創出につなげるため、次世代を担う若者に環境リーダー育成プログラムを実施し、令和7年9月27日の「ひょうご里山・里海国際フォーラム」でその成果を発表しました。

(写真：里山でのフィールドワーク)

甲子園プラカップ回収イベント

海洋ごみの発生抑制を啓発するため、産学官連携により球場施設で使用了プラスチックカップ・ペットボトルの分別回収を実施。回収されたプラカップは球場施設内のラバーフェンスや西宮市指定ごみ袋の原材料等として活用されています。

(写真：プラカップ回収ブース)

目 次

第1章 「脱炭素」～2050年脱炭素社会の実現～

1	温室効果ガスの排出状況	2
2	再生可能エネルギーの導入状況	2
第1節 経済活動や日常生活からの温室効果ガス排出削減		
1	事業活動における脱炭素化	3
2	脱炭素型ライフスタイルへの転換	6
第2節 環境保全と両立した再生可能エネルギー等の導入拡大		
1	再生可能エネルギー等の導入拡大	9
2	再生可能エネルギーの導入における地域環境への配慮	11
第3節 環境と共生するまちづくり		
1	環境に配慮した交通の実現	12
2	環境に配慮した建築物等の普及促進	14
3	エネルギーの地産地消の推進	16
第4節 CO₂を吸収・固定する森林・海洋機能の強化		
1	グリーンカーボンの推進	18
2	ブルーカーボンの推進	19
3	森林吸収系Jクレジットの推進	19
第5節 気候変動適応策の推進		
1	適応策3方針の推進	20
2	熱中症特別警戒情報への対応	20

第2章 「自然共生」～人と動植物が共存する豊かな自然の保全～

1	ひょうごの生物多様性の保全	21
2	生物多様性をとりまく情勢	22
3	「生物多様性ひょうご戦略」の策定と推進	23
第1節 ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現		
1	30by30の推進や自然の恵みを活かした地域づくり	24
2	特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の防除	31
3	生物多様性に配慮した生活や産業の推進	33
第2節 野生鳥獣の適正な保護管理		
1	野生鳥獣の適正な保護管理	38
第3節 里地里山・里海の保全と再生		
1	里地里山の適切な管理	46
2	豊かで美しいひょうごの里海づくり	50

第3章 「資源循環」～脱炭素や自然共生につながる循環型社会の実現～

1	循環型社会の構築	54
2	一般廃棄物処理の現況	56
3	産業廃棄物処理の現況	58
4	バイオマスの利活用	61
第1節 資源循環の推進		
1	リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進	63
2	質の高いリサイクル(再生利用)の推進	63
3	暮らしに根ざした資源循環	66
4	未利用資源の利活用	68

第2節 廃棄物の適正処理

- 1 廃棄物の適正処理 70
- 2 廃棄物の適正処理体制の整備 73
- 3 循環型社会と脱炭素社会の統合的な取組の推進 76

第4章「健全・快適」～健全で快適な生活環境の確保～

第1節 健全で快適な生活環境の保全

- 1 健全で快適な生活環境の保全 78
- 2 美しい環境の確保 111
- 3 災害廃棄物処理の体制づくり 114
- 4 環境影響・環境負荷に関する情報の適切な公開 115

第2節 化学物質等への対策

- 1 有害化学物質対策等 118

第5章「共創力」～多様な主体のイコールパートナーシップによる連携・協働～

第1節 多様な主体のイコールパートナーシップによる共創

- 1 各分野における共創 123
- 2 県内の関係機関等との共創 129

第2節 共創を担う次世代の人材の育成

- 1 とともに学び、ともに育つ環境学習・教育の推進 131
- 2 環境活動の担い手の確保・育成 141

参 考

- ・用語解説 142
- ・環境年表 154

資 料 編

- ・ 資料編データは兵庫県のホームページ「ひょうごの環境」に掲載しています。
(<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/keikaku>)
- ・ データはPDFファイルで収録しています。

資料編目次

1 環境基準等

- 1- 1 大気汚染に係る環境基準
- 1- 2 水質汚濁に係る環境基準
- 1- 3 瀬戸内海（兵庫県）の海域における望ましい栄養塩類の濃度
- 1- 4 地下水の水質汚濁に係る環境基準
- 1- 5 土壌の汚染に係る環境基準
- 1- 6 騒音に係る環境基準
- 1- 7 自動車騒音に係る要請限度
- 1- 8 道路交通振動に係る要請限度
- 1- 9 航空機騒音に係る環境基準
- 1-10 新幹線鉄道騒音に係る環境基準
- 1-11 ダイオキシン類に係る環境基準
- 1-12 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準
- 1-13 水浴場水質判定基準

2 本編 環境の現況と取組 関係資料

第2章 「自然共生」

- 表 2- 1 環境の保全と創造に関する条例に基づく指定地域
- 表 2- 2 自然公園
- 表 2- 3 自然公園地域別面積
- 図 2- 4 自然公園配置及び自然歩道図

第3章 「資源循環」

- 表 3- 1 1人1日当たりのごみ排出量

第4章 「健全・快適」

(各種法令等に基づく届出状況)

- 表 4- 1 大気汚染防止法に基づく届出状況
- 表 4- 2 騒音振動関係法令に基づく届出状況
- 表 4- 3 水質汚濁防止法等に基づく届出状況
- 表 4- 4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

(大気汚染関係)

- 表 5- 1 一般環境大気測定局(一般局)一覧表
- 表 5- 2 一般局における二酸化硫黄の測定結果及び環境基準達成状況
- 表 5- 3 一般局における二酸化硫黄の経年変化
- 表 5- 4 一般局における窒素酸化物の測定結果及び環境基準達成状況
- 表 5- 5 一般局における二酸化窒素及び一酸化窒素の経年変化
- 表 5- 6 一般局における浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の測定結果及び環境基準達成状況
- 表 5- 7 一般局における浮遊粒子状物質の経年変化
- 表 5- 8 光化学オキシダントの測定結果及び環境基準達成状況

- 表 5- 9 光化学オキシダントの経年変化
- 表 5-10 一般局における非メタン炭化水素の測定結果等
- 表 5-11 光化学スモッグ注意報等発令状況
- 表 5-12 アスベスト一般環境等モニタリング結果
- 表 5-13 酸性雨測定結果
- 図 5-14 光化学スモッグ広報等連絡系統図

(自動車排ガス関係)

- 表 5-15 自動車排出ガス測定局(自排局)一覧表
- 表 5-16 自排局における窒素酸化物の測定結果及び環境基準達成状況
- 表 5-17 自排局における二酸化窒素及び一酸化窒素の経年変化
- 表 5-18 自排局における浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の測定結果及び環境基準達成状況
- 表 5-19 自排局における浮遊粒子状物質の経年変化
- 表 5-20 自排局における一酸化炭素等の測定結果及び環境基準達成状況
- 表 5-21 自排局における一酸化炭素の経年変化
- 図 5-22 自動車公害対策の体系
- 表 5-23 ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果
- 表 5-24 県設置電気自動車用充電器の設置状況
- 図 5-25 自動車保有台数
- 表 5-26 自動車騒音の測定結果

(航空機公害等関係)

- 表 5-27 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果
- 図 5-28 大阪国際空港周辺航空機騒音の経年変化
- 表 5-29 淡路島における航空機騒音の測定結果
- 図 5-30 航空機騒音対策の体系図
- 表 5-31 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

(水・土壌環境関係)

- 表 6- 1 河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況
- 図 6- 2 河川・湖沼・海域の常時監視結果の概要
- 表 6- 3 河川のBODの水域別環境基準達成状況
- 表 6- 4 神崎川・猪名川
- 表 6- 5 庄下川・昆陽川
- 表 6- 6 武庫川
- 表 6- 7 夙川
- 表 6- 8 福田川
- 表 6- 9 明石川
- 表 6-10 谷八木川
- 表 6-11 喜瀬川
- 表 6-12 加古川・志染川・別府川
- 表 6-13 市川・船場川・夢前川
- 表 6-14 揖保川
- 表 6-15 千種川
- 表 6-16 円山川
- 表 6-17 日本海流入河川
- 表 6-18 阪神地区都市河川
- 表 6-19 神戸市内都市河川

- 表 6-20 播磨地区都市河川
- 表 6-21 淡路島諸河川
- 表 6-22 千苺水源池
- 表 6-23 海域のCODの水域別環境基準達成状況
- 表 6-24 海域の全窒素、全磷の水域別環境基準達成状況
- 表 6-25 全窒素及び全りんの状態（海域）
- 表 6-26 海域のCOD等の状況[大阪湾海域]
- 表 6-27 海域のCOD等の状況[播磨灘海域]
- 表 6-28 海域のCOD等の状況[淡路島西部・南部海域]
- 表 6-29 海域のCOD等の状況[山陰海岸東部・西部海域]
- 表 6-30 地下水質継続監視調査(汚染地区調査)結果総括表
- 図 6-31 海水浴場水質調査地点
- 表 6-32 海水浴場水質調査結果の概要
- 表 6-33 河川底質測定結果
- 表 6-34 海域底質測定結果
- 表 6-35 流域下水道事業の概要
- 図 6-36 各市町の下水道普及率と生活排水処理率
- 表 6-37 水質汚濁防止協議会

(有害化学物質対策関係)

- 表 7- 1 有害大気汚染物質の調査結果
- 表 7- 2 ダイオキシン類調査結果(大気)
- 表 7- 3 政令市等のダイオキシン類測定結果(大気)
- 表 7- 4 ダイオキシン類測定結果(河川・海域・土壌)
- 表 7- 5 政令市等のダイオキシン類測定結果(河川・湖沼・海域・地下水・土壌)
- 表 7- 6 有機フッ素化合物(PFAS)の調査結果

(その他)

- 表 8- 1 公害苦情件数の年度別推移
- 表 8- 2 市町別公害苦情件数
- 表 8- 3 発生源・種類別公害苦情件数

3 環境方針

- 表 9- 1 環境率先行動計画(ステップ6)の取組結果

第1章 「脱炭素」

二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出による地球温暖化の問題に対応するため、平成27年開催の「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)*」において採択(平成28年発効)された「パリ協定」が、令和2年に実施段階に入り、世界で脱炭素化に向けた動きが加速しています。

国は、令和2年10月26日に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」とすると宣言しました。そして、令和3年6月2日には「2050年カーボンニュートラル*」を基本理念として法に明確に位置づけた「改正地球温暖化対策法」が公布されました。さらに、10月22日に「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度において温室効果ガス46%削減(2013年度比)も明記されました。令和7年2月18日には再度改定され、2035年度、2040年度において温室効果ガス60%、73%削減(2013年度比)も明記されました。

県では、国内外の脱炭素化への動きを受け、国に先立ち、令和2年9月29日に長期的な将来像として「2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す。」と表明しました。そして、「脱炭素社会」の実現を地域から先導していくため、令和3年3月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定し、また、「気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「適応法」という。)」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置づけ、緩和策(温室効果ガス排出削減対策)を基本としながら適応策も一体的に推進してきました。

令和3年に国が目標値を引き上げたこと、及び10～11月開催の「気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)」の成果文書においても今後10年間が鍵を握るとされたことから、令和4年3月に推進計画を再度改定し、2030年度目標を引き上げるとともに、省エネから再エネ導入まで幅広い脱炭素の取組を総合的に支援する「ひょうごカーボンニュートラルセンター」を(公財)ひょうご環境創造協会に設置し、本計画の推進体制を強化しています。

さらに、令和5年2月に2050年カーボンニュートラルの実現に向けた政策提言、普及啓発、次世代の担い手づくり等の取組支援を一層強化するため、三井住友銀行、地球環境戦略研究機関(IGES)、神戸大学、神戸新聞社及び兵庫県の五者により、「脱炭素社会の推進に関する包括連携協定」を締結しました。



- 【兵庫県地球温暖化対策推進計画における2030年度目標達成に向けた6方針】
- ①2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減
 - ②再生可能エネルギーの導入拡大
 - ③地域循環共生圏の創出
 - ④暮らしの中での省エネや資源循環
 - ⑤豊かな森づくりなど森林等の保全と創造
 - ⑥人材育成とグリーンイノベーションへの支援

*は用語解説のある語句 (以下同じ)

1 温室効果ガスの排出状況

令和4年3月に改定した推進計画において、2030年度に温室効果ガス排出量を48%削減(2013年度比)する目標を掲げており、2022(令和4)年度の兵庫県における温室効果ガス排出量(速報値)は6,250万t-CO₂で、2013(平成25)年度比16.9%の減少となりました。(図2-1-1)

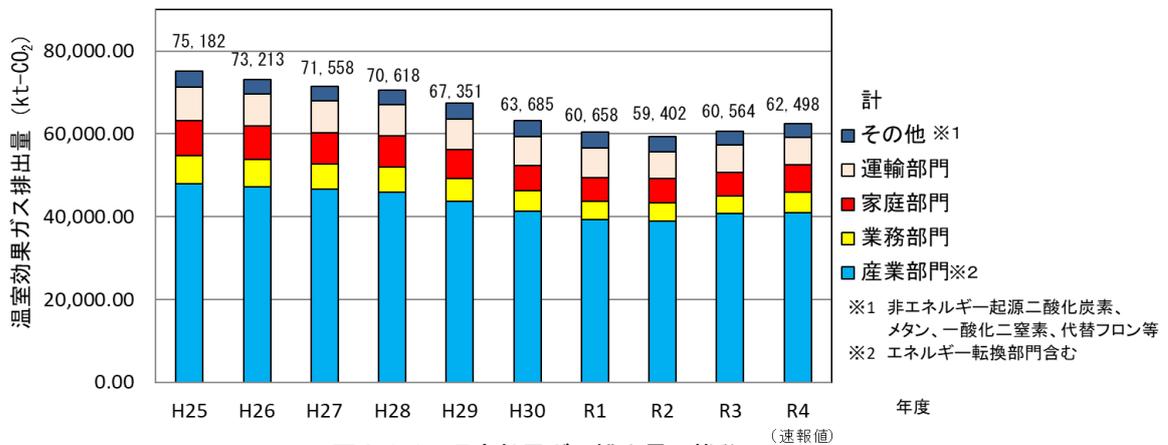


図2-1-1 温室効果ガス排出量の推移

※ 温室効果ガス排出量は、国、県等の統計データの確定を受け、値を変更することがある。
(注)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
電力排出係数*(kg-CO ₂ /kWh)	0.516	0.523	0.496	0.493	0.418	0.334	0.318	0.350	0.309	0.420

2 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入促進は温暖化対策の重要な柱であり、令和4年3月に改定した推進計画で、2030年度に100億kWhを再生可能エネルギーで発電する目標を掲げています。

2023(令和5)年度の発電量は約73億kWhとなっており、今後は都市部における太陽光発電の導入を一層推進するとともに、小水力発電やバイオマス発電等の導入を積極的に進め、大規模太陽光発電に偏らないバランスのとれた再生可能エネルギーの普及を目指します。(図2-1-2)

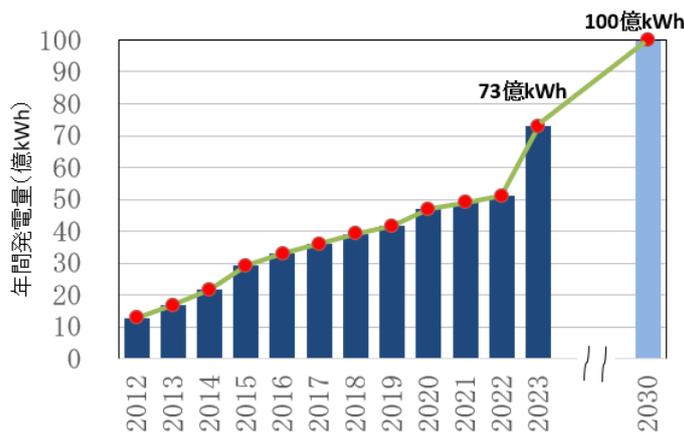


図2-1-2 再生可能エネルギーによる発電量

第1節 経済活動や日常生活からの温室効果ガス排出削減



1 事業活動における脱炭素化

2022(令和4)年度の産業部門(エネルギー転換部門含む)の温室効果ガス排出量(速報値)は、4,090万3千t-CO₂で、2013(平成25)年度に比べ、14.7%減少しました。(図2-1-3)

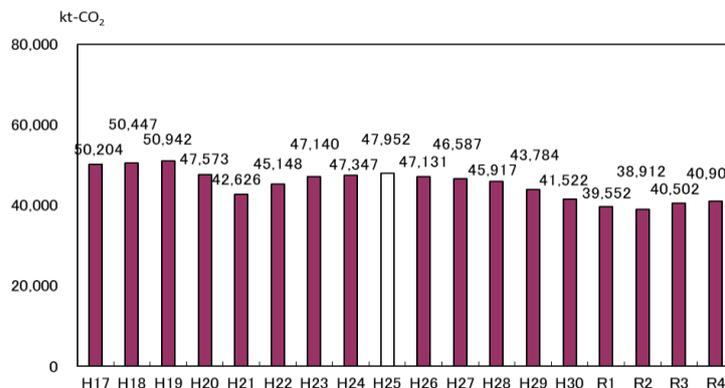


図2-1-3 産業部門の温室効果ガス排出量

業務部門の温室効果ガス排出量(速報値)は497万8千t-CO₂で、2013(平成25)年度に比べ、27.0%減少しました。(図2-1-4)

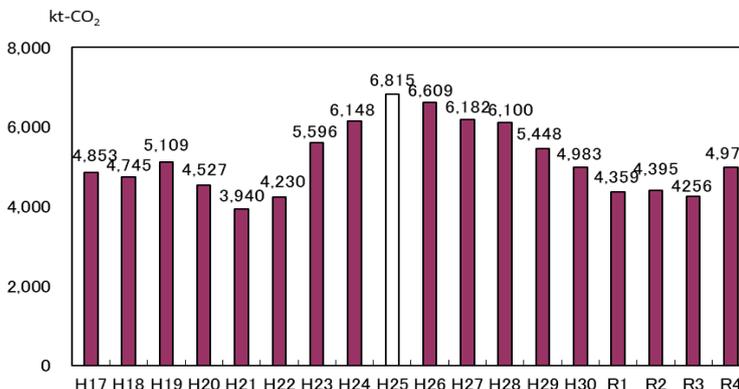


図2-1-4 業務部門の温室効果ガス排出量

(1) 大規模事業所に対する指導

「環境の保全と創造に関する条例*」(以下「県条例」)に基づき、エネルギー使用量が原油換算で1,500kL/年以上の事業所(R5実績:533事業所)に、温室効果ガスの排出抑制計画の策定・措置結果の報告を義務付け、必要な指導・助言を行うとともに、対象事業所の温室効果ガス排出抑制計画及び同措置結果の概要について、事業者単位で公表しています。

なお、措置結果概要は事業所毎でも公表するよう、令和3年度に制度強化を行っています。

(2) 中小事業所に対する指導

ばい煙*発生施設を設置する中小規模事業所(エネルギー使用量が原油換算で1,500kL/年未満)のうち、比較的規模が大きい中規模事業所(同500kL/年以上)についても、県条例に基づき、温室効果ガスの排出抑制計画の策定、措置結果の報告を義務付け、必要な指導・助言を行っています。

なお、令和3年7月に条例施行規則を改正し、500kL/年以上の事業者毎の計画等概要を公表するとともに、500kL/年未満の事業所に対しても計画の策定等を義務付けるなど、制度の強化を行っています。

(3) 温暖化防止特定事業実施届出制度(温暖化アセスメント)の実施

県条例に基づき、平成8年度から、工場・事業場等が一定規模以上の施設等の新増設(エネルギー使用量が原油換算1,500kL/年以上増加など)をする際には、温室効果ガスの排出抑制措置が講じられているかどうか評価するために、事前の届出を義務づけ、必要な指導等を行っています。

(4) “ひょうご版再エネ100”の推進

(公財)ひょうご環境創造協会と連携し、使用電力を全量再エネで賄う「RE100」宣言企業の拡大を図るとともに、PPA*方式を活用するなど、市町や民間施設等への自家消費型再エネの導入拡大を進めています。

(5) 中小事業者への創エネ設備等の導入支援

(公財)ひょうご環境創造協会では自家消費型太陽光発電設備等の創エネ設備等を導入する中小事業者を支援するため、導入経費の一部について補助を行っています。

(6) CO₂削減相殺制度(ひょうごカーボン・オフセット*)の推進

県主催のイベント・行事において、イベント開催等に伴う温室効果ガス排出量を、県内の他の場所でのCO₂削減プロジェクトの実施による削減量で埋め合わせる「ひょうごカーボン・オフセット」を実施しています。また、県立施設にオフセット募金箱を常時設置しています。

(7) GHG算定支援サービスの導入支援

温室効果ガス(GHG)のサプライチェーン排出量の把握並びに削減に資する排出量算定サービスを導入する中小事業者に対し、その経費の一部について補助を行っています。

(8) PPA方式等による太陽光発電設備等導入支援

PPA方式等により太陽光発電設備等を設置する中小事業者に対し、その導入に要する経費の一部について補助を行っています。(図2-1-5)

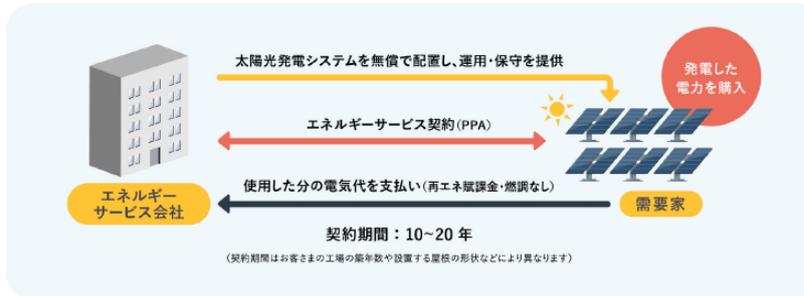


図2-1-5 PPA方式イメージ(出典：環境省 再エネスタートより)

(9) 地球環境保全資金融資制度

中小企業者の公害防止や省エネルギー又は環境調和型新エネルギー施設・設備の設置などの環境保全対策に対して支援を行っています。

また、自動車による公害防止のため、平成元年度から最新規制適合車や低公害車の購入に対する融資を開始しました。

平成16年10月から県条例に基づき実施している、自動車NO_x・PM法*の排出基準に適合しない大型車両の運行規制に伴う、中小企業者の車両買替も支援しています。(表2-1-1)

表2-1-1 兵庫県地球環境保全資金融資制度の概要(令和6年度末現在)

融資条件		資金名	地球温暖化対策設備等設置資金	最新規制適合車等購入資金
融資 限度額	企業・医療法人・NPO*法人	組合	1億円	1台ごとに設定
融資期間			15年以内	10年以内
融資利率			年0.7%	

(10) フロン*対策の推進

オゾン層*を破壊し地球温暖化に深刻な影響をもたらす主なフロン類の生産は、日本では既に行われていませんが、過去に生産され電気製品等に充填されたフロン類が相当量残されており、これらのフロン類を確実に回収し処理することが重要です。

このため、県では、平成6年12月に設立した兵庫県フロン回収・処理推進協議会により、県民・事業者・行政が一体となったフロン類回収・処理を進めてきました。(図2-1-6)

また、フロン類の回収・処理を推進するため、兵庫県地球環境保全資金融資制度(地球温暖化対策設備等設置資金)により、フロン類回収装置の購入、脱フロン化のための空調機器の導入に対する融資を行っています。

県では、フロン排出抑制法に基づき、第一種フロン類充填回収業者の登録(令和6年度末2,097事業者)を行い、充填回収業者から報告される充填・回収量等の集計及び充填回収業者等への立入検査を行っています。

登録業者から報告された令和6年度の第一種特定製品へのフロン類の充填量は203,823kg(CFC:1,224kg、HCFC:34,225kg、HFC:168,374kg)、特定製品からの回収量は238,501kg(CFC:19,680kg、HCFC:63,390kg、HFC:155,431kg)となっています。(図2-1-7)

また、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器廃棄時のフロン類の回収が適正に行われるよう、管理者(ユーザー)に対する出前講座の実施や解体工事元請業者等に対する立入検査など、周知・指導を行っています。

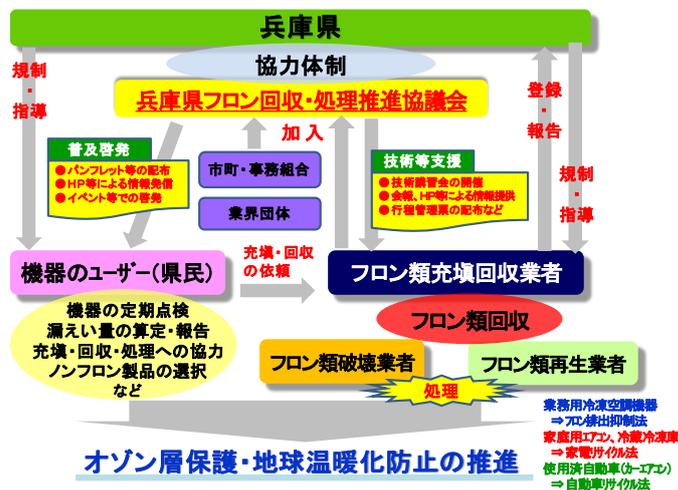


図2-1-6 県のフロン類回収に関する取組のスキーム

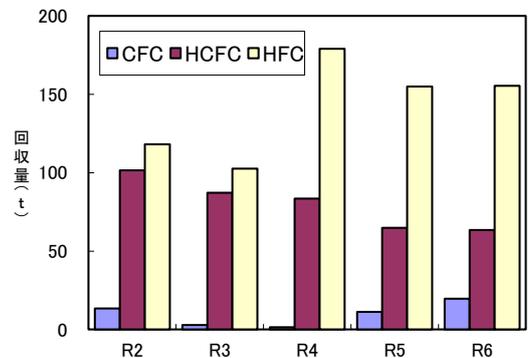


図2-1-7 第一種フロン類回収量の推移

- 注1) CFCは、先進国では1996年全廃、開発途上国では2010年全廃。
- 注2) HCFCは、原則、先進国では2020年までに全廃、開発途上国では2030年までに全廃。
- 注3) HFCは、オゾン層破壊係数0により代替フロンとして増加傾向にあるが、温室効果ガスとして京都議定書の削減対象物質となっており、回収が義務づけられている。

(11) 省エネルギーセミナーの開催

事業者の省エネ対策を推進するため、関係団体等と連携して省エネルギーセミナーを開催し、具体的な取組や削減効果の啓発を行っています。

(12) ひょうご脱炭素経営スクールの開校

令和6年度より、脱炭素経営について何から取り組めばいいかわからない県内中小事業者向けに神戸市と共催で脱炭素経営スクールを開校しました。企業の自主的な脱炭素化の取組を促進するため、年間8回程度の連続講座を通して脱炭素経営のポイントや再エネ導入等の実践的手法について学び、自らの力で脱炭素経営計画を作成いただいています。

(13) 金融機関との連携

県と産業振興に係る連携協力に関する協定を締結しているみなと銀行及び日本政策金融公庫神戸支店と連携し、脱炭素経営の促進、持続可能な企業価値向上の支援に取り組んでいます。

(14) 県自らが取り組む環境負荷の低減

県自らが大規模な消費者・事業者として県民及び事業者に率先して、環境負荷低減を図るため、「環境率先行動計画*」を策定し、積極的に取組を推進してきました。

事業に伴い発生する温室効果ガス排出量や、コピー用紙使用量等の削減目標を設定するとともに、独自の環境マネジメントシステムを構築し、環境率先行動の確実な実施を図っています。

令和6年度の温室効果ガス排出量は、令和元年度比11.4%の削減、ごみ排出量は令和元年度比6.1%の削減、啓発物品の脱プラスチック率は89.1%、コピー用紙使用量は令和元年度比4.5%の減少、水使用量は令和元年度比3.2%の増加となりました。

[環境率先行動計画の目標と主な取組(R3～R7)]

1 温室効果ガス排出量の削減

目標：令和元年度比で20.5%以上削減

- 取組：(1) 県有建物、既存設備・備品の省エネ化
 (2) 太陽光発電設備の導入
 (3) 職員省エネ行動の推進
 (4) 再エネ電力の計画的な調達

2 廃棄物の削減、リサイクルの徹底

(1) ごみ排出量の削減

目標：令和元年度比で5%以上削減

取組：3R推進の徹底

(2) 使い捨てプラスチック利用の削減

目標：啓発物品の脱プラスチック量概ね1/3以上

- 取組：(1) 啓発物品や文具品への使い捨てプラ製品の可能な限りの不使用
 (2) ラベルレス・軽量化・再生ペットボトル使用の推進

3 省資源の推進

(1) コピー用紙使用量の削減

目標：令和元年度比で10%以上削減

取組：テレビ会議システムやモバイルパソコンなどの活用による会議資料のペーパーレス化の推進

(2) 水使用量の削減

目標：単位面積当たり使用量を令和元年度から増加させない

取組：職員の節水行動の徹底による水使用量の削減

2 脱炭素型ライフスタイルへの転換

2022(令和4)年度の家計部門の温室効果ガス排出量(速報値)は、674万1千t-CO₂で、2013(平成25)年度に比べ、19.4%減少しました。(図2-1-8)

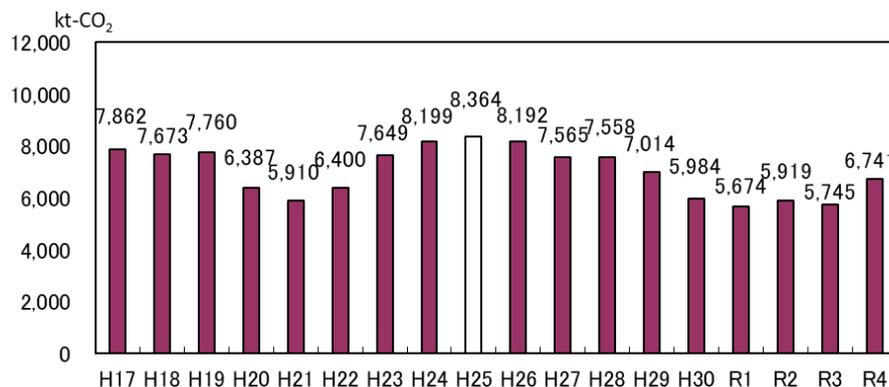


図2-1-8 家計部門の温室効果ガス排出量

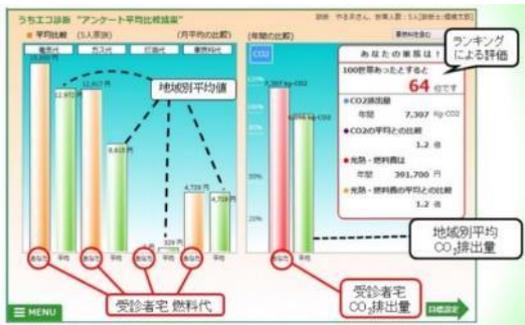
(1) 地球温暖化防止活動推進員*と連携した普及啓発

地域での地球温暖化防止対策を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、第10期兵庫県地球温暖化防止活動推進員(任期令和6年度から3年間)を委嘱し、年間2,000件程度の実践的なグループ活動による普及啓発を実施しています。また、地球温暖化防止活動推進員は、「デコ活*推進員」として、環境省が推進する国民運動「デコ活」の普及を担っています。

令和3年9月に大学生で組織する「兵庫県地球温暖化防止活動学生推進員」を立ち上げ、SNS等を用いた普及啓発や他県の学生推進員との情報交換など幅広い活動を展開しています。

(2) うちエコ診断*事業

家庭の「どこから」「どれだけ」CO₂が排出されているのかを「見える化」し、ライフスタイルに応じた効果的な削減対策を個別に提案して削減のための行動につなげてもらう「うちエコ診断事業」を、(公財)ひょうご環境創造協会と連携して実施しており、令和6年度は502件の診断を行いました。(図2-1-9)



うちエコ診断画面

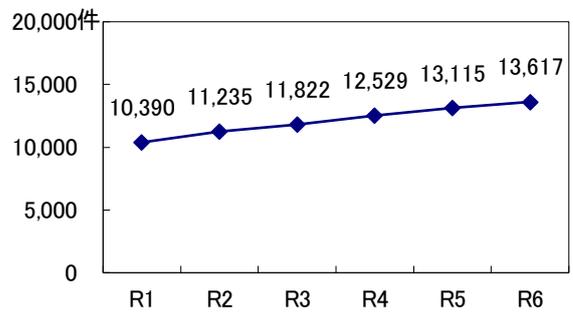


図2-1-9 うちエコ診断受診数(累計)

(3) 家庭部門における省エネ機器の導入促進

家庭での省エネ機器の導入によるCO₂排出削減効果が大きいため、家電量販店、兵庫県電機商業組合、(一社)兵庫県空調衛生工業協会、(一社)兵庫県電業協会と県との間で「省エネ家電普及促進に関する協定」を締結し、省エネ家電・省エネ機器等の普及促進を図っています。省エネ家電に、創エネ・蓄エネ機器を組み合わせて、エネルギーを最適に利用する暮らし方である「スマートライフ*」を推進するため、平成28年度に兵庫県電機商業組合と県との間で「スマートライフ普及促進に関する協定」を締結し、「スマートライフ」に関する情報を県民に提供する「ひょうごスマートライフマイスター店」を登録しています(令和6年6月現在292店)。これにより、さらなる削減の取組を進めます。

また、電力のピークカットや自家発電の自家消費拡大を図り、異常気象や災害など予期しない停電への備えが可能となる家庭用蓄電池や太陽光発電設備の導入を支援する等、「スマートライフ」を推進しています。

住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資(個人向け)(令和6年度)

融資対象施設

- ・住宅用太陽光発電設備(10kW未満) ・家庭用燃料電池*(エネファーム) ・家庭用蓄電池(V2H含む)
- ・家庭用太陽熱利用設備(自然循環式又は強制循環式) ・開口部の断熱化工事(内窓又は複層ガラス設置等)
- ・家庭用ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート等) ・家庭用潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ・家庭用潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) ・断熱化工事(外壁、屋根、天井、床、高断熱浴槽)
- ・省エネ化工事(冷暖房設備、節水型トイレ等)

融資対象者

- ①自ら居住する新築・既築住宅に設備を設置する兵庫県民の方
- ②当該設備の設置工事を融資機関の貸付申請書受理日以降に着手し融資を必要とする方
- ③融資金の償還が確実にできる見込があり、かつ、融資機関の定めるその他の融資条件を満たす方
- ④うちエコ診断を過去1年以内に受診していることを兵庫県が確認した方

融資金利

0.8%(融資期間を通じて固定)

融資条件

- ①融資額 1件あたり50万円以上500万円以内
- ②償還期間 10年以内

(4) 夏季及び冬季の省エネルギー対策の推進

関西広域連合及び構成府県市では、県民や事業者に、特にエネルギー消費量が増加する夏季(7月～9月)と冬季(12月～3月)に温室効果ガス排出抑制による地球温暖化防止を目的とした省エネルギーの呼びかけを行っています。

(5) 「地球環境時代！新しいライフスタイルを展開しよう～新しいライフスタイル委員会」などと連携した普及啓発

環境に配慮した生活、経済活動の促進を目的として、委員会のホームページによる情報発信等に取り組んでいます。

(6) 「ひょうご1.5℃ライフスタイル」による普及啓発の展開

県では、県民の暮らしを脱炭素型へと転換していくことを目的に、「ひょうご1.5℃ライフスタイル」の普及啓発に取り組んでいます。本事業では、脱炭素行動の促進と貢献量の可視化、身近な商品を通じた情報提供の二つの軸を中心に、行動変容の促進を図っています。

公式Webサイトでは、「移動のエコシフト」や「マイボトルの持参」、「食品ロスの削減」など、日常生活の中で取り組める具体的な行動を紹介し、これらの行動によるCO₂削減量をダッシュボードで公開しています。また、脱炭素行動促進アプリと連携し、楽しみながら自分の行動を記録し、その効果を確認できる仕組みも取り入れています。

さらに、「コウノトリ育むお米」や「花美人米」などの県産の脱炭素商品の認知拡大を目的に、農産物イベント等に出展するなど、消費を通じた脱炭素への関心喚起と情報提供を行いました。親子で楽しく脱炭素について学び、考える機会を創出する「ひょうご1.5℃ライフスタイルワークショップ」も実施し、幅広い層が参加しやすいよう工夫した内容で展開しました。

第2節 環境保全と両立した再生可能エネルギー等の導入拡大



1 再生可能エネルギー等の導入拡大

(1) 住宅用太陽光発電設備設置等への支援

住宅を対象に、低利な融資制度をはじめ(公財)ひょうご環境創造協会による家庭用蓄電池や同時設置する太陽光発電設備設置等に対する補助を実施するなど、再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図っています。令和6年度末時点では、県内の住宅用太陽光発電設備の導入量は累計 144,548 件、643,198kW となっています。(図 2-1-10)

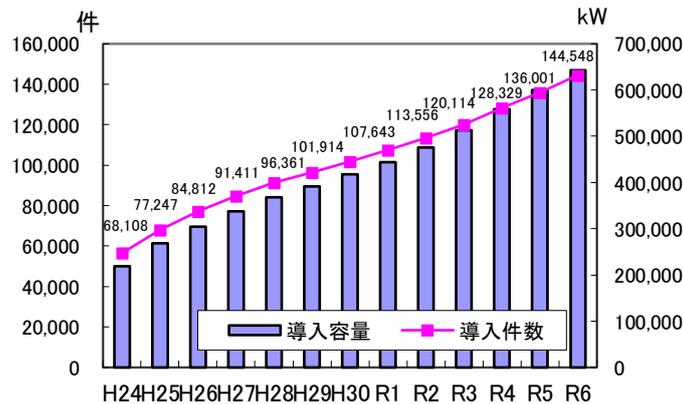


図 2-1-10 県内の住宅用太陽光発電設備導入件数及び容量(累計)

(2) メガソーラー発電*施設の整備

再生可能エネルギーの普及拡大及び保有資産の有効活用を図るため、大型太陽光発電施設の整備を進めています。尼崎沖フェニックス事業用地管理型区画(約 15ha)では、(公財)ひょうご環境創造協会を事業主体とした太陽光発電事業(9.86MW：平成 26 年 12 月発電開始)に取り組んでいます。



尼崎沖フェニックス事業用地メガソーラー

(3) 企業庁メガソーラープロジェクト

県企業庁では、保有資産・用地への太陽光発電施設整備により、再生可能エネルギーの普及拡大に貢献するとともに、安定的な電力供給の一端を担っています。

全国初となるダム堤体法面を活用した太陽光発電施設を権現ダム堤体法面、^{こたに}神谷ダム堤体法面、平荘ダム堤体法面に設置し、網干沖地区、三田カルチャータウン、養老ポンプ場、神谷ダム土取場、中西条地区、播磨科学公園都市(住宅用地、産業用地、都市運営用地)、佐野地区と合わせて 12 箇所の太陽光発電所を平成 25 年 11 月から順次運転開始しており、発電総出力は 29,600 kW となります。(表 2-1-2)

令和 6 年度の発電電力量は約 3,481 万 kWh/年となりました。



ダム堤体法面を利用したメガソーラー(神谷ダム)
(姫路市)

表2-1-2 県企業庁メガソーラープロジェクト対象地区・発電出力

対象地区	所在地	設置面積	発電出力
①網干沖地区	姫路市	1.5ha	1,180kW
②三田カルチャータウン	三田市	8.6ha	6,530kW
③養老ポンプ場	加古川市	0.8ha	550kW
④権現ダム堤体法面	加古川市	1.9ha	1,760kW
⑤神谷ダム土取場	姫路市	1.7ha	1,780kW
⑥中西条地区	加古川市	1.7ha	1,590kW
⑦播磨科学公園都市住宅用地	たつの市	6.0ha	5,000kW
⑧佐野地区	淡路市	2.5ha	2,000kW
⑨播磨科学公園都市産業用地	たつの市	2.2ha	2,000kW
⑩播磨科学公園都市都市運営用地	上郡町	0.7ha	610kW
⑪神谷ダム堤体法面	姫路市	3.2ha	4,990kW
⑫平荘ダム堤体法面	加古川市	1.6ha	1,610kW
合計		32.4ha	29,600kW

(4) 事業者等への情報提供

発電事業者等に対し、再生可能エネルギー導入事例をホームページで紹介し、再生可能エネルギーの導入を促進しています。

(5) 太陽光発電実証事業の実施

建物の屋上を活用した太陽光発電事業を行うときの課題に対応するため、(公財)ひょうご環境創造協会が事業主体となり、県施設(三木北高校(101kW)、ひょうごこころの医療センター(115kW))において、屋上防水シートを破らない安価で安全な工法について実証事業を行っています。得られた知見やノウハウを公共施設や民間のビル・マンション等への太陽光発電設備の導入促進に向けた相談事業等に活かしていきます。

(6) PPA方式による太陽光発電設備導入

県内の再生可能エネルギーの量を増やすため、令和4年度から県7施設において、初期費用不要のPPA方式による太陽光発電設備導入事業を行いました。当事業で得られた知見やノウハウを整理した手引きを作成し、他自治体へ参考として提示するなど県内市町施設や民間施設へのPPA方式による太陽光発電設備の導入を促進していきます。(表2-1-3)

表2-1-3 県施設でのPPA方式による太陽光発電設備導入

施設名	設備形態	発電出力	供給開始
①広域防災センター	カーポート	99kW	R5.4
②農林水産技術総合センター	カーポート ・屋根	217kW	R5.8
③淡路農業技術センター	カーポート ・屋根	90kW	R5.7
④森林動物研究センター	屋根	25kW	R4.12
⑤丹波医療センター	カーポート	300kW	R5.12
⑥教育研修所	屋根	30kW	R5.1
⑦姫路警察署	カーポート	100kW	R5.8
計		861kW	



森林動物研究センターでのPPA導入事例

2 再生可能エネルギーの導入における地域環境への配慮

(1) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

太陽光発電施設等の普及に伴い、当該施設が景観、居住環境、自然環境その他の地域環境に及ぼす影響が懸念されています。

このため、県では、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、良好な環境と安全な県民生活の確保を目的として、施設基準及び住民との調整などの手続を定めた「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」を平成29年7月に施行し、太陽光発電施設等の設置の適正化を図っています。

平成30年4月に事業区域が50ha以上の太陽光発電施設に対して、緑地の保全の基準を強化するとともに、平成30年10月に風力発電施設を対象に追加しました。また、令和6年3月に事業区域が5,000㎡以上かつ民有林において3,000㎡を超える切土等を伴う太陽光発電施設の設置について、許可制の導入等を行いました。

なお、令和2年4月の環境影響評価法及び条例の改正により、5ha以上の太陽光発電施設が環境影響評価の対象に追加され、令和2年3月には、0.5～5haの施設についても、指針により、工事着手前の自然環境調査が必要となりました。(表2-1-4)

(「環境影響評価*の推進」については、p.115参照)

表2-1-4 太陽光発電所の設置に必要なアセス等の内容

項目	0.5～5ha	5～100ha	100ha以上 (出力4万kW以上※)
環境影響評価	—	○	○
自然環境調査	○ (自然環境調査指針)	○ (アセス条例)	○ (アセス法)
太陽光条例		○	

※アセス法の対象事業は発電出力4万kW以上(面積100haに相当)

第3節 環境と共生するまちづくり



1 環境に配慮した交通の実現

2022(令和4)年度の運輸部門の温室効果ガス排出量(速報値)は、657万5千t-CO₂で、2013(平成25)年度に比べ、19.1%減少しました。(図2-1-11)

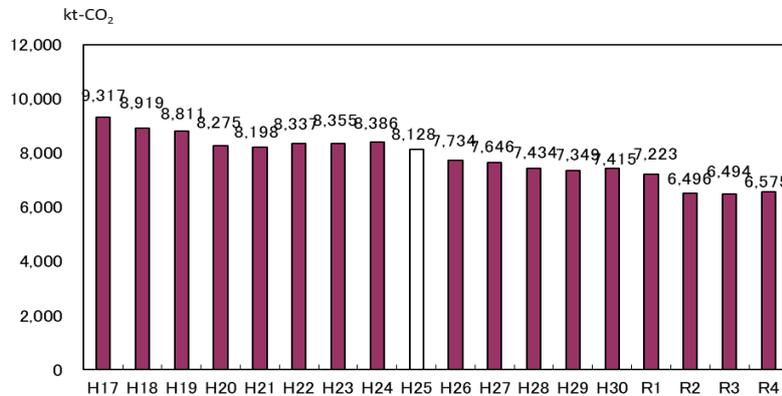


図2-1-11 運輸部門の温室効果ガス排出量

(1) 自動車運送事業者に対する対策

県条例に基づき、自動車運送事業者(トラック、バス100台以上、タクシー175台以上所有)に対し、平成18年度から温室効果ガス排出抑制計画の策定・措置結果の報告を義務づけています。

平成26年6月に県条例を改正し、対象事業所の温室効果ガス排出抑制計画及び同措置結果の概要について、事業者単位で公表しています。

(2) エコドライブ*の推進

ア 事業者への指導啓発

県条例による排出抑制計画や「自動車NO_x・PM法」による自動車使用管理計画の策定対象である事業者等に対してエコドライブの啓発を行っています。

イ 一般運転者への啓発

(ア) 街頭啓発

環境関連イベント等、人の多く集まる場所で、のぼりの掲示や啓発資材の配布等により、アイドリングストップ*を含むエコドライブの実践を啓発しています。

(イ) 自動車公害防止月間における啓発

自動車公害防止月間(6/1～6/30、11/1～1/31)に、道路電光掲示板等によりドライバーに対する啓発を行っています。

ウ エコドライブ啓発ちらしの送付

ひょうご環境保全連絡会の協賛を受け、自動車教習所の卒業生へエコドライブの啓発ちらしを配布することで、県民へのエコドライブの普及を図っています。

エコドライブ10のすすめ

- 1 自分の車の燃費を把握しよう
- 2 ふんわりアクセル「eスタート」
- 3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 4 減速時は早めにアクセルを離そう
- 5 エアコンの使用は適切に
- 6 ムダなアイドリングはやめよう
- 7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 9 不要な荷物はおろそう
- 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう
(エコドライブ普及連絡会)



エコドライブ推進マスコット「アイドくん」

(3) 水素・電動モビリティの普及促進 (p. 87 参照)

県内の新規登録車(乗用車)のうち、ハイブリッド自動車*(HV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、クリーンディーゼル自動車(CDV)、天然ガス自動車(CNG)の割合は、令和6年度には63.4%を占め、また、電気自動車用充電器は令和6年度末で1,733基となっています。(図2-1-12, 13)

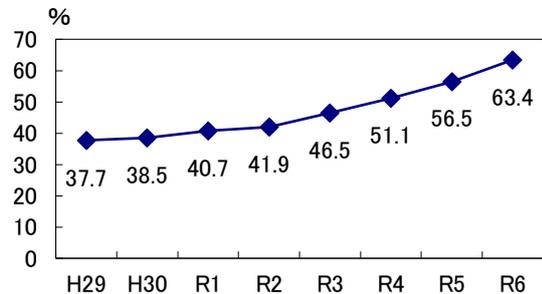


図2-1-12 県内新規登録車(乗用車)のうちHV、EV、PHV、FCV、CDV、CNGの割合

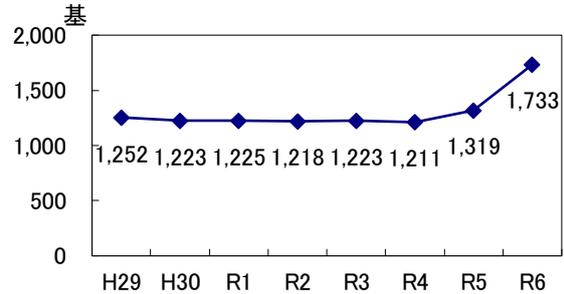


図2-1-13 県内の電気自動車用充電器設置数

ア 水素ステーションの整備促進

平成30年度より水素ステーション設置に対する補助事業を行っています。令和6年3月に三木市内の水素ステーションが開所し、県内の水素ステーションは5基となっています。(表2-1-5)

表2-1-5 水素ステーション設置状況

開設者	開設時期	場所
岩谷産業(株)	H26年7月	尼崎市
日本エア・リキード(同)	H29年3月	神戸市兵庫区
岩谷産業(株)	R3年4月	姫路市
日本エア・リキード(同)	R5年5月	神戸市中央区
ネットトヨタ神戸(株)	R6年3月	三木市



ネットテラス三木水素ステーション

補助事業の内容(令和6年度)

1 補助対象経費

パッケージ型水素供給設備又は定置式水素ステーションの設置に要する経費(設計費、設備機器費、設備工事費等)

2 補助対象

国庫補助の交付決定を受けた、民間会社、個人事業主、地方公共団体等

3 補助金額

- (1) パッケージ型水素供給設備(水素供給能力: 50N m³/h 未満)
補助対象経費から国補助金を除いた額の1/4(上限12,500千円)
- (2) 中規模水素ステーション(水素供給能力: 300N m³/h 以上又は50N m³/h 以上)
下記①又は②のうち小さい金額
 - ① 補助対象経費から国補助金及び80,000千円を除いた額
 - ② 50,000千円

イ FCV・EVの導入補助(白ナンバー補助)

温室効果ガスの排出がないFCV及びEVを導入する事業者等へ補助する市町に対し、市町補助額との差額の1/2(上限1,000千円)を補助しています。(表2-1-6)

表2-1-6 FCV・EV導入補助実績

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
EV(台)	30	15	12	59	122	72
FCV(台)	0	5	16	2	2	4

ウ 燃料電池バス(FCバス)の導入促進

公共交通機関等へのFCバスの導入を促進するため、令和2年度に補助制度を創設し、令和5年4月から、神戸市において県内2台目となるFCバスの営業運行が開始しています。

補助事業の内容(令和6年度)

1 補助対象経費

燃料電池バスの車両本体価格

2 補助対象

国庫補助の交付決定を受けた県内に使用の本拠を置く燃料電池バスを導入する事業者等

3 補助金額

上限 25,000千円



燃料電池バス(神戸市バス)

(4) 「ひょうご公共交通10カ年計画」の推進

環境負荷の低減のためには、自家用車の利用を減らし、より温室効果ガスの排出量が少ない鉄道、バス等の公共交通の利用促進が必要です。

そのため、令和3年3月に改定した「ひょうご公共交通10カ年計画(2021～2030)」に基づき、自動車から公共交通への利用転換につながる利便性向上や利用促進の取組を支援しています。

(5) 渋滞対策の推進

大気汚染による沿道環境悪化等をもたらす渋滞の解消を図るため、渋滞箇所において、右折車線設置やバイパス等の整備を「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき、令和6年度から令和10年度の5年間で16箇所実施します。

2 環境に配慮した建築物等の普及促進

(1) 建築環境総合性能評価システム(CASBEE)*の推進

建築物による環境への負荷の低減を図るため、県条例に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築・増築等しようとする者に対して、建築環境総合性能評価システム(CASBEE)に基づく計画の作成と届出を義務付けることにより、エネルギーの使用抑制に関する措置等を促し、建築物の省エネルギー化等を進めています。令和6年度末時点での届出数は、制度が創設された平成18年度から県内累計で4,364件となっています。

(図2-1-14)

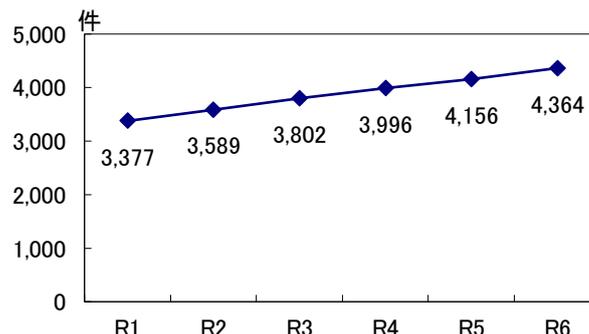


図2-1-14 CASBEEに基づく届出件数(県内累計)

(2) 都市構造の転換

都市計画区域マスタープラン*において、都市の脱炭素化にも資する持続可能な都市構造として、「地域連携型都市構造」の実現を目指すこととしています。

また、「まちづくり基本方針」では、今後のまちづくりにおいて重要になるテーマの一つとして「持続・循環」を掲げ、主な取組の方向性として、地域環境と調和した創エネ・省エネや、循環型の地域構造の構築、脱炭素社会に適応した豊かな住宅・暮らしの実現、都市のグリーン化などを推進しています。

(3) 環境負荷の少ない住まいの普及

住宅を対象に、太陽光発電設備等の設置に対する低利な融資制度を実施しています。

(4) ヒートアイランド*対策

都市部ではエアコン等の人工排熱の増加、緑地の減少、アスファルトやコンクリート面の拡大、建物の密集等により、ヒートアイランド現象が発生しています。

そのため、①県条例に基づく建築物及びその敷地の緑化の推進、②県民まちなみ緑化事業の実施、③打ち水の実施、④ヒートアイランド現象の地域特性の把握を、県民・事業者・団体・行政が一体となって推進しています。

また、ヒートアイランド現象のモニタリングのため、県内の26小学校等において気温の連続測定を実施しています。

なお、1981年～2000年の平均と近年を比べると、熱帯夜*、真夏日、猛暑日のすべてで増加が見られます。(図2-1-15)



校園庭の芝生化

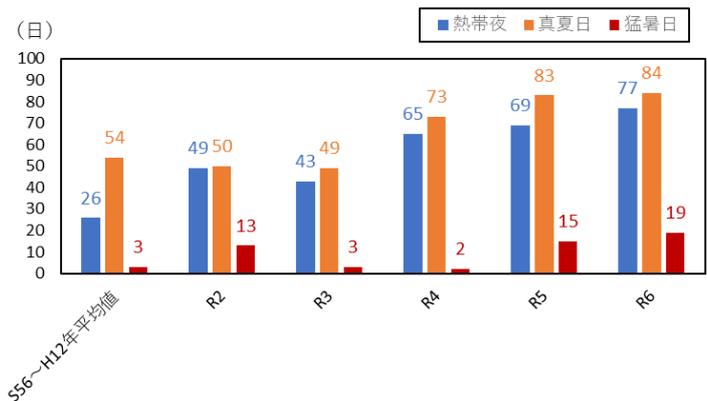


図2-1-15 神戸市の熱帯夜・真夏日・猛暑日日数(延べ日数)

ア 県民まちなみ緑化事業の実施

都市緑化を推進するため、住民団体等による植樹や芝生化などの緑化活動を支援する「県民まちなみ緑化事業」を実施しています。令和6年度には、187件(植樹約3万本、芝生化約3.4ha)の補助を行いました。

(5) あわじ環境未来島構想の推進

淡路島の豊富な地域資源を生かし、住民主体・地域主導による『^{いのち}生命つながる「持続する環境の島」』の実現を目指して、①エネルギーの持続、②農と食の持続、③暮らしの持続を取組の柱とした「あわじ環境未来島構想」(平成23年12月22日に国の地域活性化総合特区『あわじ環境未来島特区』に指定)を推進しています。

3 エネルギーの地産地消の推進

(1) 再生可能エネルギーによる地産地消モデルの構築

(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)と連携し、再生可能エネルギーの導入・検討や里山保全活動が進む阪北地域を対象に、エネルギーの地産地消モデルを構築し、全県展開を図ります。

令和4年度より、北摂里山地域循環共生圏構想による里山資源由来の木質バイオマス利用として、民間事業者と連携して県有環境林において木質バイオマス燃料化事業を行っています。(図2-1-16)



黒土川小水力発電所(宍粟市千種町黒土地区)

図2-1-16 北摂里山地域循環共生圏(木質バイオマス利活用モデル)のイメージ

(2) 里山バイオマス活用コンソーシアムの形成等

再生可能エネルギーによる地産地消を目指した取組として、地域課題の解決、施設の熱の脱炭素化の実現を進めるとともに地域循環共生圏の創出につなげることを目標とした、木質バイオマスの利活用(熱利用)を促進しています。

持続可能な地域分散型の事業構築へ向け、木質バイオマス熱利用における供給面及び需要面等の課題や現状を共有するため、里山バイオマス活用コンソーシアムを構築し関係者間の連携強化を図っています。(図2-1-17)

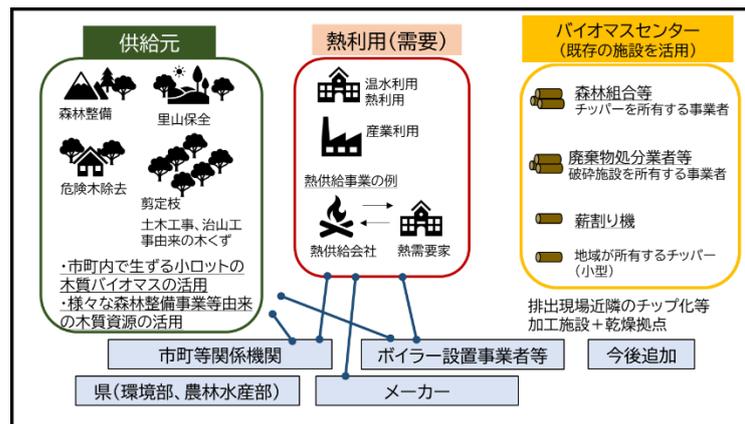


図2-1-17 里山バイオマス活用コンソーシアムの構築イメージ

(3) 地域創生！再エネ発掘プロジェクト(設備導入無利子貸付事業)

地域特性を活かした地域主導の再生可能エネルギーの導入を促進するため、新たに再生可能エネルギー発電設備を導入し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度等を活用して、継続的に発電事業を行う地域団体等のうち、県が設置する審査会で採択された団体に対して、無利子で貸付する事業を平成26年度から実施しています。

(4) 地域創生！再エネ発掘プロジェクト(再生可能エネルギー補助事業)

事業化までのステップが多く導入コストが高額となるが、安定した発電量や収益が見込める再生可能エネルギーを活用した発電等による地域活性化を推進する地域団体等を対象に、事業化に向けて実施する立ち上げ時の取組や基本調査・概略設計等に要する経費に対して補助する事業を平成27年度から実施しています。令和6年度は1団体を採択しました。

(5) 再エネ導入支援制度の強化

地域循環共生圏の創出に向け、ワークショップ開催やアドバイザー派遣など、再エネ導入の支援制度を強化しています。

(6) 再生可能エネルギー相談支援センターの運営

再生可能エネルギーに関する総合的な相談窓口として、(公財)ひょうご環境創造協会が運営する「再生可能エネルギー相談支援センター」で、設備の導入からメンテナンスまでのあらゆる相談に対応しています。

第4節 CO₂を吸収・固定する森林・海洋機能の強化



1 グリーンカーボンの推進

(1) 「森林管理 100%作戦」の推進

森林の公益的機能を高度に発揮させるため、「公的関与による森林管理の徹底」、「多様な担い手による森づくり活動の推進」を基本方針として「新ひょうごの森づくり」を推進しています。

令和4年度から実施している第3期対策では、森林によるCO₂吸収量を確保する観点からも、公的支援による間伐「森林管理 100%作戦」を着実に進め、森林の機能を持続的に発揮させ、農山村の活性化とともに脱炭素社会の実現を推進しています。

令和6年度末時点で「森林管理 100%作戦」に基づき実施した間伐面積は154,002haと目標の99%に達しており、ほぼ順調に推移しています。(図2-1-18)

引き続き、市町と連携した林業事業者への支援などにより、間伐を推進します。

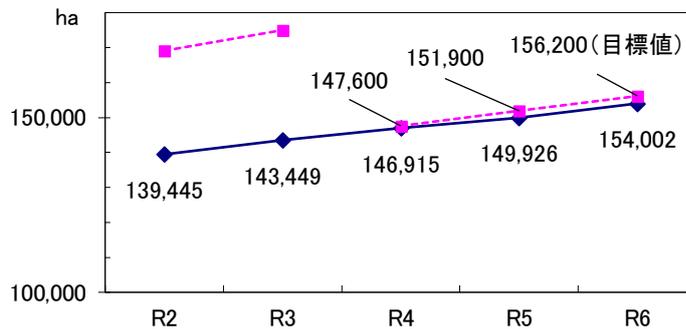


図2-1-18 間伐実施面積

(令和4年度以降は新ひょうごの森づくりの内容見直しに伴い、新たに目標面積を設定)

(2) 資源循環型林業の推進

CO₂吸収源としての機能など森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、成熟化が進んでいる人工林資源を計画的に伐採・利用し、再び植林・保育・伐採・利用と続く林業生産サイクルが円滑に循環する「資源循環型林業」を構築するため、令和5年度に「主伐・再造林低コスト化普及モデル」を作成し、低コストで高効率な施業の普及を図っています。

また、川上(原木生産)から川下(木材利用)までの関係者が参画し、県産木材の利用を推進する「ひょうごの木」利用拡大協議会を平成30年8月に設立し、公共施設等の木造・木質化や県産木造住宅の建築を進めることで吸収したCO₂を長期にわたり固定しています。

(3) あわじ菜の花エコプロジェクト*の推進

休耕地や遊休地等において菜の花を栽培し、観光資源や環境学習で活用するとともに、できた菜の花油を特産物として販売、家庭で利用する等地産地消を実践する一方、家庭等から廃食用油を回収して燃料(バイオディーゼル燃料(BDF*))等に再生利用する「あわじ菜の花エコプロジェクト」を実践し、資源循環型社会の構築を推進しています。

令和6年度も菜の花の種子配布などを継続し、さらなる栽培面積の拡大を目指すとともに、新たなあり方について検討していきます。



淡路産菜の花油

(4) バイオ燃料*の導入促進

廃食用油等から製造されるバイオディーゼル燃料(BDF)の普及を図っています。BDFはそのまま車両等で利用すると不具合が発生する可能性があるため、国は「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格であるBDF5%未満の軽油(B5軽油)の利用を推奨しています。しかし、軽油にBDFを混和するとBDF分にも軽油引取税

が課税されるため、県では、全国に先駆けて B5 軽油の BDF 分を課税免除にする軽油引取税減免制度を平成 25 年度に創設しました。この制度を利用した B5 軽油の令和 6 年度の消費量実績は 10,517L になりました。

また、令和 7 年 3 月に大阪府堺市に廃食用油を原料とした SAF* (Sustainable Aviation Fuel : 持続可能な航空燃料) の製造施設が設置されたことを機に、県内市町による SAF の製造を目的とした廃食用油の回収の取組が拡大しています。(詳細は第 3 章に記載)

さらに、未利用間伐材や林地残材等の森林資源を木質チップ・ペレットに加工し、その利用先として、ボイラーやストーブが普及しつつあります。

(5) カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進

再生可能エネルギーとしてエネルギーの地産地消を実現するとともに、循環型社会*の形成に資するバイオマスの利活用を進めています。

県では、令和 3 年度に「兵庫県バイオマス活用推進計画 2030」を策定し、地域特性に即したバイオマスの利活用を推進しています。

とりわけ木質バイオマスの利活用では、豊富な森林資源を活かし未利用間伐材等を燃料として有効利用できるよう、燃料用木材の仕分けや乾燥・ストックに必要な山土場の整備等を支援しています。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した大規模な木質バイオマス発電施設は、平成 27 年 4 月に(株)日本海水第 1 発電所(赤穂市)、平成 29 年 12 月にパルテックエナジー(株)(丹波市)、令和 3 年 1 月に(株)日本海水第 2 発電所(赤穂市)、令和 5 年 12 月に広畑バイオマス発電(株)(姫路市)、令和 6 年 4 月に大東バイオエナジー(株)(朝来市)が稼働しており、更なる木質バイオマスの利用促進が期待されることから、燃料用木材を安定的に供給する取組を強化しています。(図 2-1-19)



大東バイオエナジー(株)朝来バイオマス発電所(朝来市)

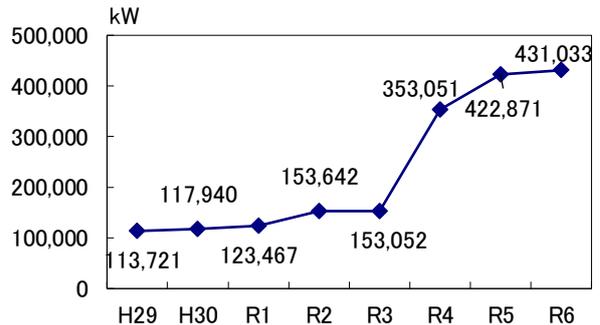


図 2-1-19 県内のバイオマス発電所の導入容量(累計)

2 ブルーカーボンの推進

藻場*等の再生・創出を促進するとともにブルーカーボンの取組を加速させるため、学識者や環境保全団体、漁業者等と連携した「ひょうごブルーカーボン連絡会議」を設置しています。令和 6 年度は、さらなるブルーカーボン拡大の取り組み促進を図るため、県内で藻場の再生・創出活動を始めることを考えている市民や漁業者の方々に向けた「ブルーカーボンひょうごアマモ場再生・創出ガイドブック」を作成しました。

須磨海岸では、県・神戸市が整備した魚礁等を活用し、環境保全団体と漁業者が海草等の保全活動を実施しており、令和 5 年度に 4 者で共同申請し、本県の取組としては、初めて J ブルークレジットの認証を受けました。令和 6 年度も同様に申請し、認証を受けました。

3 森林吸収系 J クレジットの推進

県では、脱炭素社会の早期実現のほか、森林整備にかかる新たな財源の確保を目指し、大規模公有林を保有する市町を中心に、森林吸収系 J クレジットの登録・発行にかかる支援を行いました。その結果、新たに 2 市町がプロジェクト登録し、令和 7 年 3 月現在、県下の 4 市町が制度に取組んでいます。今後も森林吸収系 J クレジットを活用した森林整備の取組拡大にむけて支援を継続するほか、県内企業による J クレジットの購入促進を図ります。

第5節 気候変動適応策の推進



1 適応策3方針の推進

地球温暖化対策は温室効果ガス排出量を削減する「緩和」が重要ですが、気候変動による影響に対応する「適応」も不可欠です。

県では、令和3年3月改定の推進計画に「適応策」の取組内容等を追加し、適応法に基づく「適応計画」として位置づけ、3つの方針を策定し「気候変動に立ち向かうひょうごづくり」を目指しています。

また、令和3年4月に(公財)ひょうご環境創造協会と共同で兵庫県気候変動適応センターを設置し、気候変動影響や適応に関する情報の収集・整理・分析・提供を実施し「適応策」を推進しています。

さらに、令和4年3月改定の推進計画にも「適応策」の取組内容等を記載し、前計画を踏襲しています。

【兵庫県地球温暖化対策推進計画(適応計画)における適応策推進の3方針】

- ①ひょうごの多様性を活かした気候変動適応を推進
- ②県民・事業者・団体・行政等が危機感を持ち、ともに気候変動適応に取り組む
- ③情報基盤を整備し、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む

2 熱中症特別警戒情報*への対応

令和6年4月改正気候変動適応法の施行により、熱中症特別警戒情報が法定化されたことを受け、県では、熱中症予防を強化するため「兵庫県暑さ対策ポータルサイト」を開設し、熱中症に関する情報や県内市町のクーリングシェルターの情報を掲載しています。

また、熱中症特別警戒情報発表時の迅速な対応に向けた庁内連絡体制を構築しています。



兵庫県暑さ対策ポータルサイト

第2章 「自然共生」

1 ひょうごの生物多様性の保全

(1) 地形と気象

兵庫県は、地形的にみると、標高1,000m前後の中国山地がやや北寄りに東西に走り、日本海側と瀬戸内海側との分水嶺を成し、その東は加古川の谷によって丹波山地に相對しています。南東部には六甲隆起帯があり、明石海峡を経て淡路島に続いています。但馬海岸は、典型的な沈降型海岸地形で、いわゆるリアス式海岸となっており、広い海岸平野の発達はなく、各河川沿いに細長い谷底平野が見られます。

一方、大阪湾から姫路に至る海岸は六甲隆起帯にあるため、隆起型の直線的で単調な海岸を示していますが、揖保川以西と淡路島南西部は沈降型の海岸地形です。また、平野は、瀬戸内海に流れる諸河川の三角洲と六甲隆起運動との複合効果により、大阪湾及び播磨灘に面したところに海岸平野として発達しています。

気候も、中国山地及び丹波山地を境に南北で大きく異なっており、冬の日照時間と降水量に顕著に差が表れます。しかし、年平均気温は、神戸18.4℃、姫路17.0℃、豊岡16.3℃、洲本17.4℃となっており、南北差は小さく、特に、日本海沿岸でも比較的温暖な気候となっているのは、対馬海流の影響によるものです。

なお、年間降水量は、神戸1,569.5mm、姫路1,531.0mm、豊岡2,210.5mm、洲本1,741.5mmとなっています(気温、降水量ともに令和6年の神戸地方気象台の数値)。

(2) 植物

兵庫県の植物相は多様性に富んでおり、シダ植物・裸子植物・被子植物・蘚苔類・藻類・菌類あわせて約5,420種の分布が確認されています。この中には、オチフジのように世界中で兵庫県南西部にしか知られていない種もあります。タジマタムラソウは鳥取県から京都府の日本海側に分布します。コヤスノキは兵庫県と岡山県にあり、さらに中国地方に隔離分布します。ヤマフジは九州、四国と中国地方にあり、姫路市の市川より東の地域にはありません。一方、アリマグミは静岡県以西に分布しますが、兵庫県の加古川と淡路島より西には分布しません。

また、淡水藻類では、環境省レッドリストにも掲載されているオオイシソウ、チスジノリ、シャジクモ、ユタカカワモズクなどが分布しています。しかし、県内にタイプ産地がある日本固有種のユタカカワモズクは、圃場整備等による環境改変で絶滅した可能性が極めて高い種です。

(3) 動物

ア 野生鳥獣

県内の野生鳥獣は、変化に富む自然環境により、生息する種類は豊富で鳥類367種、獣類45種が記録されています。

鳥類は、氷ノ山、扇ノ山など標高の高い山岳地帯に、イヌワシ、クマタカなどのワシタカ類、オオルリ、キビタキ、センダイムシクイ、ホトトギスなどの森林性の鳥類が生息、繁殖しています。また、冬期には加古川、尼崎市臨海部、揖保川などにカモ類が多数渡来し、春秋期には西宮市甲子園浜干潟などにシギ・チドリ類が渡来します。しかし、近年、人間社会の影響などにより鳥類の生息環境が変化し、特に、希少なワシタカ類や瀬戸内沿岸のヨシ原の減少によるオオヨシキリ、ヨシゴイ、バンなどへの影響が大きくなっています。

一方、ヒヨドリ、ムクドリ、カラス類、キジバト、ドバトなどの鳥類が増加傾向にあり、農作物及び生活環境に被害を与えているほか、カワウによるアユ等の食害などの水産業被害も発生しています。

獣類は多くの種類が生息し、特徴的なものはイノシシ、シカ、サル、ツキノワグマなどです。イノシシは全県に広く生息し、シカは瀬戸内沿岸部の都市部を除く広い地域に生息しています。サルは神河町、佐用町、豊岡市、香美町、朝来市、丹波篠山市、洲本市に群れで生息しています。

これらの獣類は、人間の生活様式の変化などにより里山まで生活圏を広げ、集落に頻繁に出没して、農林作物に被害を与えています。

この結果、農林業被害や精神的被害が深刻になり、人と野生動物との「あつれき」が続いています。(図2-2-1)

また、外来種では、アライグマやヌートリアによる農業被害、人家侵入被害が発生し社会問題になっています。

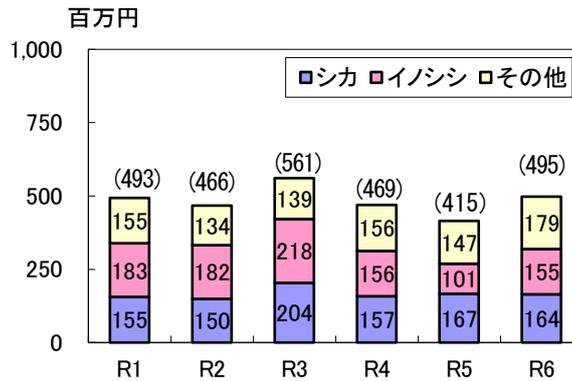


図2-2-1 野生鳥獣による農林業被害額

イ その他の動物

わが国の中央部に位置し、気候や地形も変化に富んでいる兵庫県は、南方系動物と北方系動物の分布の接点となっており、多様な動物の生息が見られるとともに、多くの動物の分布の限界ともなっています。

県を特徴づける動物としては、両生類では世界最大の「生きた化石」といわれるオオサンショウウオが内陸部の河川に生息しており、国の特別天然記念物に指定されています。また、小型サンショウウオ類のアベサンショウウオは但馬地域に生息していますが、全国で兵庫県、京都府、石川県及び福井県にのみ生息が限られており、国内希少野生動植物種に指定されています。

は虫類では、全国で瀬戸内海沿岸地域の一部に分布が限られているタワヤモリが播磨西部及び淡路島に生息しています。

淡水魚類では、兵庫県から島根県の日本海側のみに分布するサンインコガタスジシマドジョウが河川の中・下流域や農業水路に生息しています。

昆虫類では、全国でも極めて限られた場所でしか生息が確認されておらず、最も絶滅のおそれが高い昆虫の一つと考えられているベッコウトンボ*が播磨地域のため池に生息していた記録があります。また、河川の汽水域のアシ原に生息するヒヌマイトトンボは県内では円山川流域で平成4年6月に初めて生息が確認されています。さらに、湧水湿地に生息するヒメタイコウチは全国で兵庫県南部と伊勢湾周辺のみに分布する昆虫です。

2 生物多様性をとりまく情勢

兵庫県は、北は日本海から南は瀬戸内海、太平洋に面し、大都市、都市近郊、農山村など地勢的・社会的にも多様な特性を有しています。また、森林、里地、ため池、河川、海岸など動植物の生息・生育に適した多様な自然環境に恵まれており、多様な生物によって構成される自然生態系*は人々に様々な恵みをもたらすとともに、全ての生物の生存基盤となっています。

しかしながら、開発や地球温暖化等による自然海岸や森林等の喪失、人手の入らなくなった里山の荒廃による動植物種の減少や絶滅が危惧されています。さらに、シカの食害や外来生物による生態系の破壊なども問題になっており、生物多様性への影響が深刻・顕在化しています。

また、ヒアリなど国内未定着の外来生物に対しては、人体生態系等に被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が重要であり、既に定着済みの特定外来生物についても、監視、拡散の防止、防除に努め、被害の拡大を防ぐ必要があります。

国際的にも、令和4年12月に生物多様性条約締約国会議(COP)*において、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されるなど、生物多様性の重要性が増しています。

このため、生物多様性の保全・持続的な利用を図る取組を総合的に推進しています。

3 「生物多様性ひょうご戦略」の策定と推進

人間の活動が、生物種や生態系に取り返しのつかない影響を与えることが危惧されています。

そこで、これまでの県の取組を生物多様性の視点から整理し、明らかになった課題への対応指針となる「生物多様性ひょうご戦略」を、平成21年3月に策定しましたが、その後の生物多様性を巡る動向や社会経済情勢等の様々な変化に対応するため、令和7年3月に再改定しました。

この戦略では、「生物多様性が育む「恵み豊かなふるさとひょうご」を私たちの手で未来へつなぐ」という理念を掲げ、豊かな自然環境の適切な保全、自然の恵みを活かした地域づくり、豊かな自然を未来へつなぐ仕組みづくりの3つの基本戦略を示しています。

また、さらに実効性のある生物多様性の保全及び持続可能な利用を進めるため、市町や県民に身近な地域(公園や小・中学校域レベル)においても生物多様性戦略が策定されており、令和6年度末時点で54件の戦略が策定されています。(図2-2-2)

生物多様性ひょうご戦略の3つの基本戦略及び9つの行動目標

(1) 豊かな自然環境の適切な保全

- ① 30by30 (サティ・ハイ・サティ) の推進
- ② 侵略的外来種の防除
- ③ 野生鳥獣の適正な保護管理

(2) 自然の恵みを活かした地域づくり

- ① 里山・里海の再生
- ② 生態系を活かした防災・減災
- ③ 生物多様性に配慮した農林水産業の推進

(3) 豊かな自然を未来へつなぐ仕組みづくり

- ① 生物多様性の理解促進
- ② 生物多様性を支える人材育成の推進
- ③ 多様な主体が支える基盤の充実

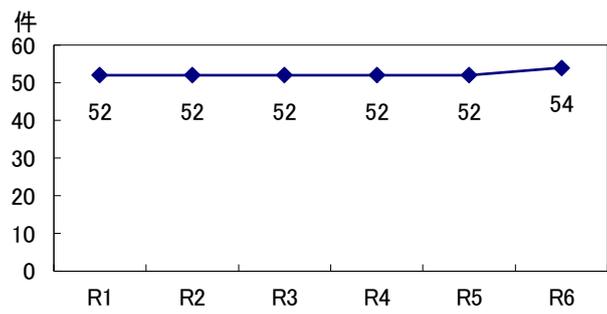


図2-2-2 生物多様性地域戦略策定数

第1節 ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現



1 30by30の推進や自然の恵みを活かした地域づくり

(1) ひょうごの生物多様性保全プロジェクトの推進

戦略の推進には、行政はもとより県民、団体・NPO等、事業者などの主体が、互いに連携し、それぞれの役割を担うことが不可欠です。

特に、県内に多数存在する生物多様性保全につながるNPO等の活動の中からモデルとなる活動を「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定し、PRすることにより、県民の参画や企業との連携を促しており、令和6年度末時点で113件のプロジェクトを選定しています。(表2-2-1)

また、プロジェクトへの寄付金を受入れる「生物多様性ひょうご基金」を(公財)ひょうご環境創造協会に設置し、プロジェクトへの助成金として活用しています。(表2-2-2)

表2-2-1 ひょうごの生物多様性保全プロジェクト

団体名	活動内容(主なもの)
ブナを植える会	・六甲ブナの育樹 ・鉢伏高原におけるブナの植樹～育樹
コウノトリ湿地ネット	・円山川下流域におけるコウノトリの生息環境づくり
兵庫ウスイロヒョウモンモドキを守る会	・ハチ高原におけるウスイロヒョウモンモドキとオミナエシの咲く草原環境の保全

表2-2-2 「生物多様性ひょうご基金」への支援(令和6年度末時点)

企業名	支援状況
(一財)尼信地域振興財団	H23～H27
(株)伊藤園	H24～R1, 3～5
イオンリテール(株)、(株)フジ	H25～R6
(株)ハーモニックス	H29
阪神高速道路(株)	H29
生活協同組合コープこうべ	H30～R4
多木化学(株)、(公財)多木文化振興会	R1～R6
マルナカ(株)	R2
イオンパーカリー(株)	R3～5
(株)未来屋書店	R3～5
イオンペット(株)	R3～5
(株)メガスポーツ	R3～5
尼崎21世紀の森・ミバチプロジェクト実行委員会	R3
ひょうご県友会 阪神支部	R4

(2) 兵庫県版レッドデータブック*

貴重な野生生物、地形・地質など優れた自然を積極的に保全するため、保全の対象とすべきものを明確にし、その分布状況を把握することを目的として、平成7年3月に全国に先駆けて兵庫県版レッドデータブック「兵庫の貴重な自然」を作成し、その後、新たな情報の蓄積や前回作成時以降の生物情報の収集が進んできたため、平成15年3月に「改訂・兵庫の貴重な自然(兵庫県版レッドデータブック2003)」として取りまとめました。

このレッドデータブックは、県内の動物、植物、植物群落、地形・地質・自然景観を対象に、貴重性の高いものからA、B、Cのランク付けを行い選定・評価しており、開発事業における環境アセスメント時などに活用し、貴重な動植物の保全に役立てています。

平成15年の改訂から相当期間経過し、新たな生物情報の蓄積が進んできたことから、平成21年度から、貴重種のみでなく、地域の特色ある生物や生態系等を含む新たなレッドデータブックの作成を進めています。(表2-2-3, 4)

表2-2-3 兵庫県レッドデータブック改訂計画

H22年度	H25年度	H26～28年度	H29～R1年度	R2～R4年度	R5～R6年度
生態系 地形 地質 自然景観	貝類 その他 無脊椎 動物	哺乳類 爬虫類 両生類 魚類 クモ類	植物 植物群落	昆虫類	鳥類

表2-2-4 兵庫県版レッドデータブックのランク区分と種類数(令和6年度末現在)

《動物》	Aランク：194種	Bランク：197種	Cランク：172種
《植物》	Aランク：391種	Bランク：274種	Cランク：252種
《植物群落》	Aランク：79箇所	Bランク：120箇所	Cランク：316箇所
《地形・地質・自然景観》	Aランク：61箇所	Bランク：186箇所	Cランク：224箇所
《生態系》	Aランク：23箇所	Bランク：23箇所	Cランク：26箇所

◎動植物の貴重性ランク	◎植物群落、地形・地質・自然景観・生態系の貴重性ランク
Aランク…県内において絶滅の危機にひんしている種	Aランク…規模的、質的に優れており、全国的価値に相当するもの
Bランク…県内において絶滅の危険が増大している種	Bランク…Aランクに準じ、都道府県の価値に相当するもの
Cランク…県内において存続基盤が脆弱(ぜいじゃく)な種	Cランク…Bランクに準じ、市町村の価値に相当するもの

(3) 自然公園の保護

ア 自然公園の保護管理

優れた自然の風景地を保護するとともに、保健休養や自然学習等の利用に役立てるため、自然公園法により環境大臣が国立公園及び国定公園を、兵庫県立自然公園条例により知事が県立自然公園を指定しています。また、自然公園を特別保護地区、特別地域、普通地域に区分し、その地区内における開発行為(工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状変更など)について規制しています。

現在、県内に国立公園が2箇所、国定公園が1箇所、県立自然公園が11箇所、合計約16万6千haが指定され、これらの面積は、県土の約20%を占めています。(表2-2-5)

表2-2-5 県内の自然公園の指定状況(令和6年度末現在)

公園区分	面積(ha)	自然公園の名称
国立公園(2箇所)	19,692	瀬戸内海(六甲地域・淡路地域・西播地域)、山陰海岸
国定公園(1箇所)	25,200	氷ノ山後山那岐山
県立自然公園(11箇所)	121,357	多紀連山、猪名川溪谷、清水東条湖立杭、朝来群山、音水ちくさ、但馬山岳、西播丘陵、出石糸井、播磨中部丘陵、雪彦峰山、笠形山千ヶ峰
計(14箇所)	166,249	—

イ 国立公園内の美化清掃活動

自然公園には多くの人々が訪れるため、自然環境の保全上、ごみの散乱等を防止する必要があり、自然公園法では、国・県・市町・地元が協力して国立公園内の公共の場所における自然環境を清潔に維持することを義務づけています。

そのため、兵庫県自然公園美化推進協議会では、国立公園内の主要な利用地域で、ごみ等の廃棄物の収集・処分の事業を実施するとともに「ごみ持ち帰り」の啓発運動を推進しており、県はこの協議会に対し、清掃活動費の一部を支出しています。

団体名	重点清掃地域
兵庫県自然公園美化推進協議会	(瀬戸内海国立公園) 六甲山、慶野松原、鳴門岬、赤穂御崎、由良・三熊山 (山陰海岸国立公園) 竹野、香住、浜坂

ウ 自然公園指導員の設置

自然公園の風景を保護し、その利用の適正化、動植物の保護、自然環境の美化及び事故の予防を図るため、環境省から委嘱された自然公園指導員が、利用者の指導や動植物の情報収集等を行っています。令和6年3月末現在、県では14名の指導員が活動しています。

(4) 自然公園の利活用

ア 県内の自然公園の利用状況

自然公園の利用者が安全で快適に自然とふれあえる場づくりを進めるため、公園計画の利用計画に基づき、施設の計画的な整備、更新、維持管理を行うとともに、施設の利用促進を図っています。なお、令和6年の県内の国立公園、国定公園及び県立自然公園の利用者数は34,367千人、令和6年度の自然公園内のビジターセンターの利用者数は約15.6万人となっています。(図2-2-3、表2-2-6)

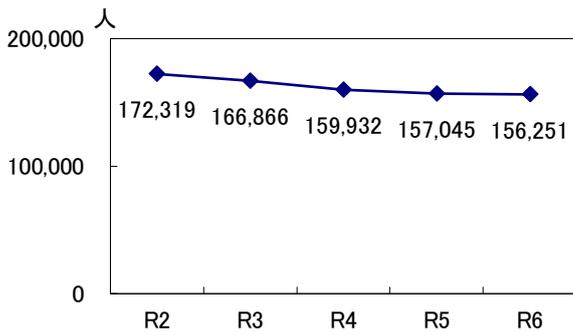


図2-2-3 自然公園内のビジターセンターの利用者数

表2-2-6 県内の自然公園利用者数(単位:千人) (令和6年度末現在)

種別 \ 年	R2	R3	R4	R5	R6
国立公園	10,492	12,024	14,300	17,377	17,727
国定公園	1,611	1,796	1,953	2,227	2,220
県立自然公園	9,639	11,093	11,724	14,488	14,420
合計	21,742	24,913	27,977	34,092	34,367

イ 自然公園施設等の利用促進

(7) 国立公園(六甲地域)の管理運営計画の策定

六甲山の魅力、ブランド力の向上に向け、国県市及び学識者等で構成する「六甲山再生委員会」が平成29年度に神戸市により設置され、六甲山の目指すべき方向性を示した「六甲山ランドデザイン」が策定されました。

また、神戸市が風致条例による高さ規制の見直しや、市街化調整区域において観光施設の新設を認める規制緩和を行いました。令和元年度には、国と県の共同事務局で「国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会」を設置し、六甲山らしい質の高いサービスを提供するための六甲山トレイル・眺望満喫プランや管理運営計画の策定を行いました。

(イ) 六甲山ビジターセンター

昭和50年に開設された六甲山自然保護センターは、平成30年5月に「六甲山ビジターセンター」としてリニューアルしました。瀬戸内海国立公園六甲山地区のビジターセンターとして、六甲山の自然や文化などを、写真パネルや剥製展示、「六甲山自然体験シアター」などにより紹介しているほか、研修や休憩の場としても利用できる施設です。また、大都市に隣接する六甲山のフィールドと六甲山ビジターセンターの機能を活かした体験型の環境学習機会を提供するプログラムを実施しています。令和6年度の利用者数は59,943人でした。(図2-2-4)

また、平成17年に開設した「六甲山ガイドハウス」は、六甲山の魅力を総合的に情報発信する案内所機能を備えるとともに、ボランティアガイド「山の案内人」の活動拠点でもあり、案内人によるセンター周辺の自然観察ガイドツアーなども実施されています。



六甲山ビジターセンター

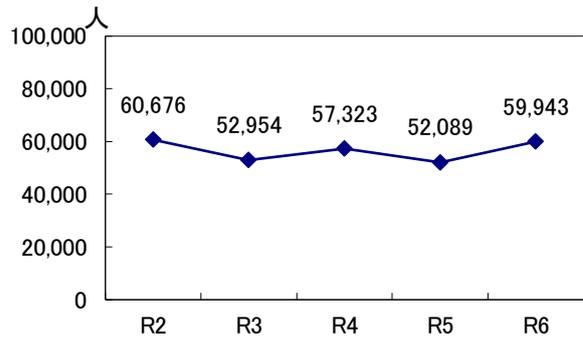


図 2-2-4 県立六甲山ビジターセンター (旧六甲山自然保護センター) 年間利用者数

(ウ) とのみね自然交流館

西日本でも有数の規模のススキ草原及び自然植生の湿原等、貴重な自然環境を有する砥峰高原は、雪彦峰山県立自然公園に位置し、保全管理にあたっては、地元住民や町と協力し、自然・景観等を保護・保全するとともに、自然環境保全管理施設の整備等を行っています。

とのみね自然交流館は、砥峰高原の保全管理や高原で実施する自然体験学習活動等の支援を行っています。

令和6年度の利用者数は96,308人でした。



砥峰高原



とのみね自然交流館

(イ) 県立いえしま自然体験センター

県立いえしま自然体験センターでは、自然学校のほか、団体や家族連れ等の受入を行い、体験・実践型の様々な自然体験活動・環境学習プログラムを提供しています。

令和6年度の利用者数は17,050人でした。(図 2-2-5)



いえしま自然体験センターでの磯観察会

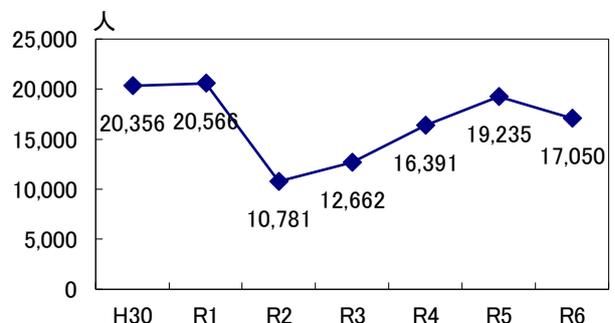


図 2-2-5 県立いえしま自然体験センター利用者数

(オ) 近畿自然歩道

多くの人々が四季を通じて手軽に楽しく安全に景勝地などを歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的として、近畿自然歩道を整備しています。

県内の路線は、山陽路、淡路島、日本海沿岸、子午線円山川の4ルート、路線延長約580kmあり、県のホームページでコースを紹介することなどにより、利用促進を図っています。



山陰海岸国立公園・城山園地からの眺望(新温泉町・浜坂文学めぐりのみち)

(5) 上山高原エコミュージアム*の取組

イヌワシなど貴重な野生生物が生息する上山高原は、氷ノ山後山那岐山国定公園に位置し、高原とその周辺地において、豊かな自然環境の保全や自然と共生した地域の暮らしを学び実践する「自然環境保全・利用のモデル拠点」づくりを進めるため、NPO法人上山高原エコミュージアム、新温泉町を中心に幅広い県民の参画と協働により、ススキ草原やブナ林復元等の自然保全活動、地域資源を生かした多彩な交流・実践プログラムを実施しています。

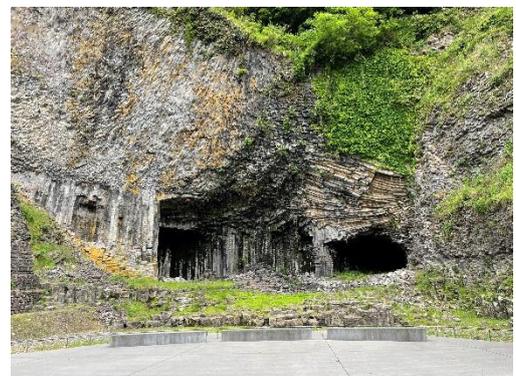


上山高原 但馬牛の放牧(新温泉町)

(6) 山陰海岸ジオパーク*の取組

山陰海岸ジオパークでは、日本列島がアジア大陸の一部だった時代から日本海形成の過程を経て現在に至る山陰海岸の貴重な地形・地質遺産をはじめ、多彩な自然を背景にした人々の文化・歴史等を体験・学習することができます。平成22年10月、「世界ジオパーク」への加盟認定(平成26年9月、平成31年2月、令和5年5月、令和7年2月再認定)を果たし、平成27年11月にはユネスコの正式事業となりました。ジオパークの理念である「保護・保全、教育、持続的発展」を図るために、貴重な地形・地質遺産を保護・保全しながら、ジオパークに関する学習や、観光・産業などの活動の持続的な発展を推進し、地域を活性化する取組を行っています。

特に、ジオサイト(見どころ)となっている円山川流域の湿地とコウノトリの関係は、地形・地質と生態系との関係を示す好例で、コウノトリの保護活動から湿地の保護活動に、そして地域の活性化につながっています。



玄武洞(豊岡市)

(7) 「ひょうご里山フェスタ」等を通じた普及啓発

「ひょうご里山フェスタ」や県内各地域での森づくり普及啓発イベントを通じて、広く県民が森の働きや森林整備の大切さについて理解を深める機会を創出しています。

また、森林ボランティア活動の促進や緑の募金活動などにより、県民一人ひとりが、知識・労力提供などの人的協力や資金面での協力などに積極的に参加し、社会全体で森林の再生・保全を支える取組を進めています。

さらに、環境貢献活動に関心の高い企業が森づくり活動に取り組む事例が増加しています。



ひょうご里山フェスタ 2024 の開催（宝塚市）

(8) 自然保護指導員の配置

自然環境の保全と自然の適正利用を図るため、自然について高度な知識・経験を有する者を自然保護指導員として県内各地に30人（令和6年度末現在）配置しており、自然保護に関する公衆道徳の高揚、自然保護と自然の適正な利用についての助言及び指導、県への情報提供などの業務を行っています。

(9) 自然観察指導者研修会の開催

自然観察等の指導に携わる者の資質向上を図るため、（一社）兵庫県自然保護協会と共催で研修会を開催しています。

(10) 学校教育における自然とのふれあい

命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、公立小学校3年生が、地域の自然の中へ出かけて行き、地域の人々等の協力を得ながら自然観察や栽培、飼育など、五感を使って自然にふれあう体験型環境学習（年3回以上）を実施しています。また、すべての公立小学校5年生を対象に、4泊5日以上以上の日程で、豊かな自然の中で自然観察、登山・ハイキング、星空観察、川遊び、野外炊事、勤労体験など様々な活動を実施することで、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図っています。

(11) 地域の環境資源を活かした体験学習

瀬戸内海、日本海で開催されている浜辺の環境学習や、身近な河川での水生生物調査、森での間伐や植樹活動など、県民、地域団体やNPO、行政が一体となり、体験を通じて地域の自然環境の保全・創造について学ぶ取組が行われています。



植樹活動（小野市）

(12) 県立人と自然の博物館の利活用

自然の摂理、生命の尊厳及び人と自然の調和した環境の創造に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、館内で展示やセミナー等を行うだけでなく、移動博物館車「ゆめはく」を運行するなど、県内各所に出向き、展覧会やセミナーを開催しています。令和6年度の人と自然の博物館の利用者数は、共催・協力事業参加者数の大幅な増加もあり、約109万人でした。(図2-2-6)



一般セミナー「ちいさな押し花標本をつくってみよう！」

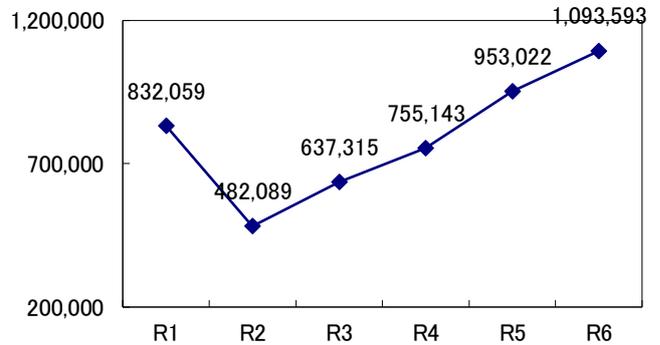


図2-2-6 県立人と自然の博物館総利用者数

(13) コウノトリの野生復帰

昭和46年に野生のコウノトリが絶滅し、県では、平成11年にコウノトリの郷公園を開園し、野生復帰に向けた研究を進めてきました。平成17年度には試験放鳥を開始し、野外での繁殖を進めています。

平成19年度以降は、毎年野外での繁殖・巣立ちがあり、令和6年度に野外で繁殖・巣立った個体数は136で、累計655となるなど、野生復帰に向けた取組が進んでいます。(図2-2-7)

平成29年6月には野外で生息するコウノトリの個体数が100を超えて以降、令和6年7月に400に到達しました。令和7年3月末時点で447(行方不明個体を除く)、飼育個体数は98となっています。(図2-2-8)

令和3年6月には、県内の但馬地域以外では、初めてとなる淡路市での繁殖に成功(巣立ち)しました。

また、平成24年に県外(京都府)で初めて繁殖して以降、繁殖地も年々広がっており、令和6年には、全国14府県(兵庫、島根、鳥取、京都、福井、石川、徳島、香川、広島、佐賀、栃木、茨城、千葉、新潟)において繁殖に成功(巣立ち)しています。

一方で、コウノトリを核とした、人と自然が共生する地域づくりも活動が進んでおり、「コウノトリ育む農法*」などの環境創造型農業が広がるとともに、ビオトープ水田や魚道の整備など、コウノトリの餌となる生きものの生息環境の保全に関する活動が行われています。

また、地元住民によるコウノトリの生息地保全活動も行われており、アカマツの植樹や保全(豊岡市出石町大谷区)、休耕田を活用した湿地づくり(豊岡市田結区)など、保全活動の取組が広がっています。



野外コウノトリの子育て

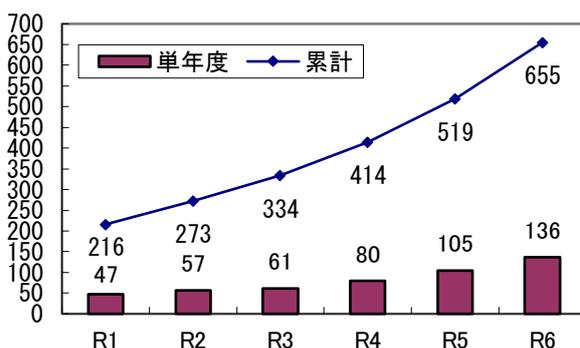


図2-2-7 野外で繁殖し、巣立ったコウノトリの個体数(ふ化後救護し、解放した個体を含む)

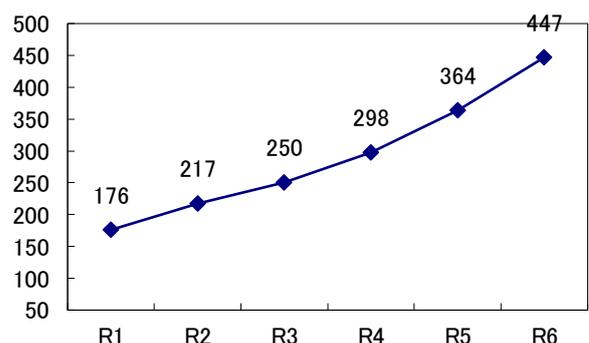


図2-2-8 野外のコウノトリの個体数

(14) ラムサール条約*湿地保全・再生への取組

平成24年7月にラムサール条約に登録認定された「円山川下流域・周辺水田」の湿地において、コウノトリの生息環境を支える湿地の自然環境の保全・再生への取組として、フィールド観察、保全活動、生物調査データの蓄積を行い、湿地全体の保全を進めるとともに、高校生を主体とした若者による調査・保全活動により、次世代を担う地域密着型の人材育成につなげています。



高校生による湿地の生物調査(田結湿地(豊岡市))

(15) 都市における自然環境の保全・回復

ア 都市部における緑のオープンスペースの保全

都市部における緑の環境保全を図るため、特別緑地保全地区などの各種制度の活用により土地の利用制限をかけるとともに、都市公園等の整備を行っています。

令和6年度末時点で、県立都市公園の開園面積は1136.5haとなっています。(図2-2-9)

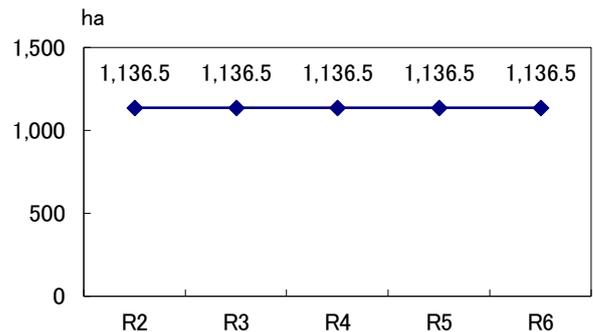


図2-2-9 県立都市公園開園面積(累計)

イ 県立都市公園を活用した環境学習等の実施

県立13公園で、住民の参画と協働による管理運営協議会等を設置し、豊かな自然環境を活かした環境学習や自然観察プログラム等を実施しています。

(16) 「尼崎21世紀の森づくり*」の推進

ア 尼崎21世紀の森づくり協議会の運営

市民、企業、各種団体、学識者等で構成する「尼崎21世紀の森づくり協議会」では、市民・企業等との連携による環境のまちづくりを進めています。また、対象区域の大部分を占める工場において緑豊かな景観を創出するため、セットバック緑化*など企業と連携した取組も行っています。

イ 尼崎の森中央緑地の整備

尼崎の森中央緑地では、生物多様性に配慮した郷土の森づくりに取り組んでいます。また、市民や企業、瀬戸内オーリーブ基金等の協力を得て植栽を進めています。令和6年度末時点で、累計106,334本の植栽を行いました。(図2-2-10)

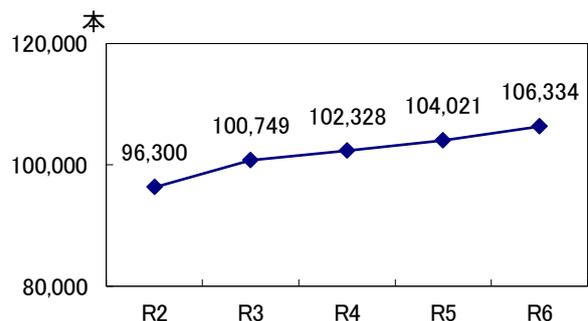


図2-2-10 尼崎の森中央緑地植栽数(累計)

2 特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の防除

(1) 生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応

外来生物の現状を把握するために取りまとめた外来生物種リストのうち、県内で特に影響が大きいと考えられる外来生物種をブラックリストとして登録するとともに、外来生物への基本的な対応方を分かりやすくまとめて、行政、県民、NPO等環境活動団体、事業者等に周知しています。

(2) 普及啓発の取組

県民に特定外来生物に関する基本的な知識や県内で問題となる外来生物(ブラックリスト掲載種)等の情報提供を行うとともに、自然観察指導者研修会を開催しています。また、ホームページで情報発信し、外来生物による被害対策に関する知識等の普及啓発を行っています。

(3) 被害対策

ア アライグマ・ヌートリア

農業被害や生活環境被害を発生させているアライグマ、ヌートリアに対し、市町の「防除実施計画」策定の支援や、市町が行う捕獲・処分に対する支援を実施しています。しかしながら、令和6年度の捕獲頭数は、アライグマが10,846頭、ヌートリアが1,504頭であり、農業被害額はあわせて8千万円を超えるなど、依然として深刻な問題になっています。(表2-2-7、図2-2-11、12)

表2-2-7 兵庫県アライグマ防除指針

項目	内容	
目的	果樹、野菜等農作物の被害防止 人家侵入等の生活環境被害防止	
対策	捕獲	箱わなによる捕獲と安楽死処分
	侵入予防措置	誘引物となる不要果樹等の除去 人家換気口の金網設置
	被害発生防止措置	農地での電気柵の設置 果樹木に登木防止用トタンの巻付け

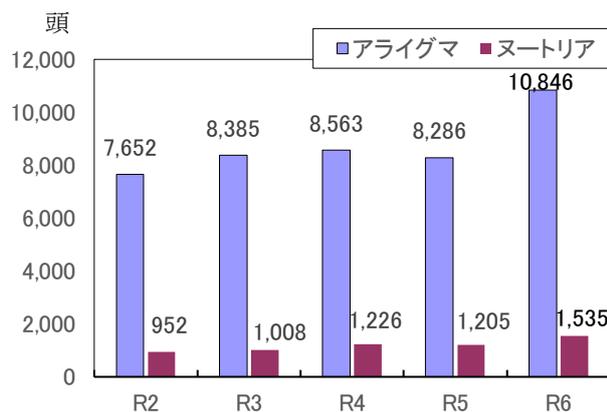


図2-2-11 アライグマ・ヌートリア捕獲頭数

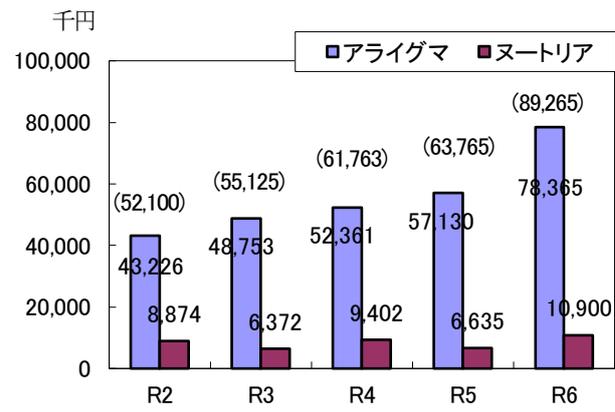


図2-2-12 アライグマ・ヌートリア農業被害額

イ クビアカツヤカミキリ

令和4年6月、県内で初めてクビアカツヤカミキリが確認されました。クビアカツヤカミキリはサクラやウメ、モモなどのバラ科樹木を加害するかみきりむしです。成虫やフラス(幼虫のフンと木くずが混ざったもの)が確認された場合は、市町や関係機関と連携し、拡大防止に向けて、ネット巻きや薬剤、伐採等による対策を行っています。

ウ ナガエツルノゲイトウ

ナガエツルノゲイトウは南米原産の水生植物であり、大量に繁茂すると農業用水路を詰まらせる等の水流阻害し、田畑で繁茂すると作物を覆い生育不良を生じます。また、ため池等の水面を覆いつくし、水質の悪化や在来種の生息環境を奪います。令和5年11月にはナガエツルノゲイトウ防除対策会議を設置し、関係部局が連携して、拡大防止に向けて取り組んでいます。

3 生物多様性に配慮した生活や産業の推進

(1) 生物多様性への配慮の促進

自然改変を伴う事業の実施や事業地の維持管理を行う際の生物多様性の保全の配慮に関する手引書として、平成23年3月に「生物多様性配慮指針」を作成しました。また、行政機関をはじめ、企業やNPO、市民グループ等に対して、現地の状況に応じた生物多様性への配慮の方法等を具体的に助言、指導する「生物多様性アドバイザー制度」を運用しています。

令和6年度末時点で、生物多様性の支援拠点である「人と自然の博物館」の専門家等34名を生物多様性アドバイザーとして登録しており、今後、順次登録者を増やしていきます。(図2-2-13)

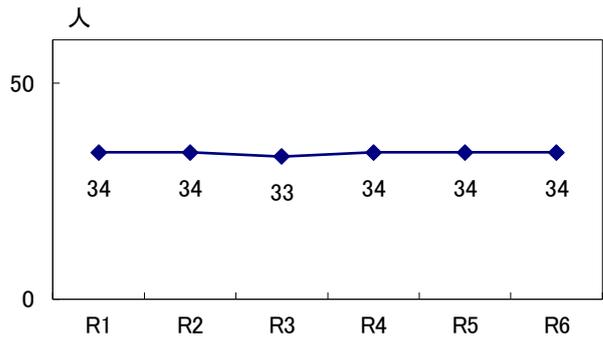


図2-2-13 生物多様性アドバイザー登録人数

(2) 環境に配慮した河川整備の推進

河川の持つ多様な生物の生息・生育環境の保全を図るため、平成8年5月に策定した「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」に基づき、河川特性や流域の状況を勘案しながら可能な限りコンクリートを使わず、使う場合でも環境に配慮した河川整備に取り組んでいます。

令和6年度は、河川整備延長の73.3%で環境に配慮した工法を採用しました。(図2-2-14)

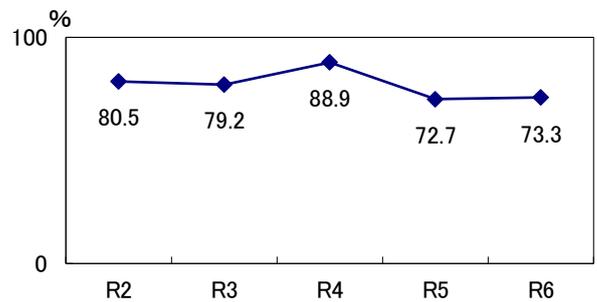


図2-2-14 自然を活かした川づくり・年間整備率

※自然を活かした川づくりの割合(コンクリートを使わない、あるいはコンクリートを使用するが環境に配慮した各年度の河川整備延長/各年度の全河川整備延長×100(%))

(3) 環境創造型農業の展開

平成14年度から、コウノトリ野生復帰事業とタイアップした「コウノトリ育む農法」を推進しており、生きものとの共生を進めるモデル事例として全国の注目を集めています。

平成30年度に策定した「兵庫県環境創造型農業(人と環境にやさしい農業)推進計画(第2期)」では、化学肥料・農薬の使用を低減した農業生産面積の目標を定め、環境への負荷軽減と安全安心な農産物の生産を基本として位置づけています。

令和6年度末時点で、土づくり技術を基本に化学肥料・農薬低減技術の3技術全てを導入する「環境創造型農業」の生産面積は20,222ha、さらに化学肥料・農薬を使用しない「有機農業」の生産面積は1,156haとなっています。(図2-2-15, 16)

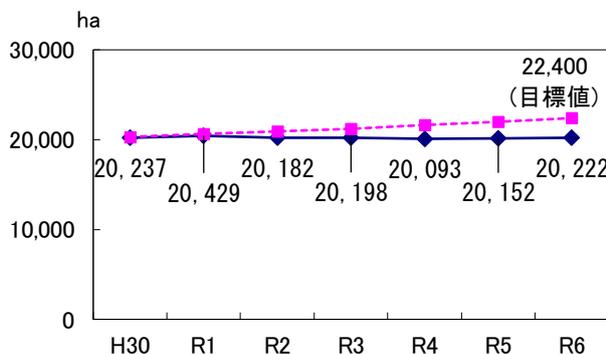


図2-2-15 環境創造型農業生産面積

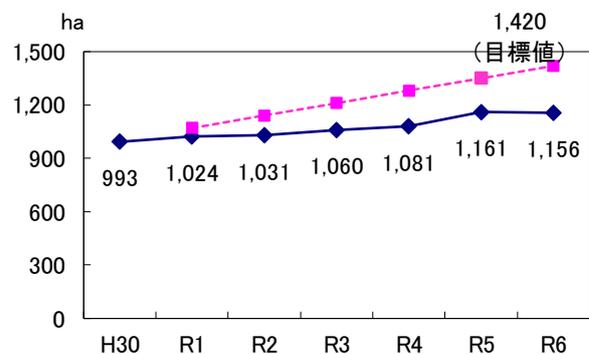


図2-2-16 有機農業の生産面積

(4) 農地の維持・保全

ア いきいき農地バンク方式推進事業等

持続可能な地域農業の構築を図るため、地域内の話し合いを促し、守るべき農地を明らかにするとともに、農地の活用方策の作成や不耕作となっている農地の解消・発生防止にかかる取組を支援しています。

イ 中山間地域等直接支払制度

農地の耕作放棄を防止し、農業生産力とともにその多面的な機能を確保するため、生産条件が不利な棚田等における適切な農業生産活動等に対して交付金を交付しています。

(5) 企業の森づくり活動の支援

企業・団体等が社会貢献活動の一環として行う森林保全活動をさらに推進するため、活動地の情報提供によるマッチングや活動計画の策定指導等により、「企業の森づくり」を支援しています。

令和6年度末までに48の企業や団体と活動協定を締結し、健全な森づくりを推進しています。(図2-2-17)



(株)ニッスイによる森づくり活動(姫路市)

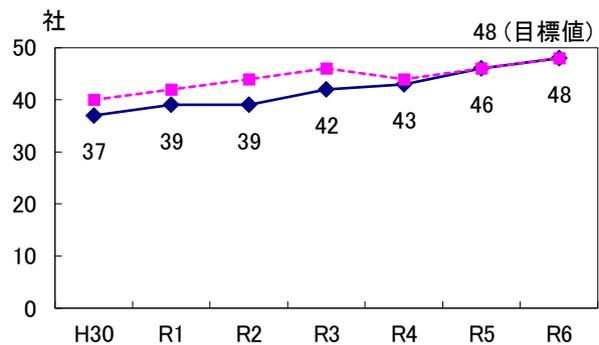


図2-2-17 企業の森づくり参加企業数

(6) 災害に強い森づくり等豪雨対策の推進

県では、平成16年の相次ぐ台風による森林被害を教訓に、平成18年度から県民緑税を活用して森林の持つ防災機能を高める「災害に強い森づくり(第1期対策(H18~22)16,753ha)」を進めました。

平成23年度からは、平成21年台風9号災害等における谷筋の立木の流出など新たな課題への対応のため、溪流対策など内容を拡充し、さらに緑化基金による広葉樹林化促進パイロット事業と合わせて「災害に強い森づくり(第2期対策(H23~27)11,549ha)」を進めました。

平成28年度以降は、斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応するため、「災害に強い森づくり(第3期対策(H28~R2)10,147ha)」を進めました。

現在は、「災害に強い森づくり(第4期対策(R3~7))」を推進しています。

毎年度の整備地は、県民局において市町と協議のうえ、①防災面での緊急性、②地域住民等の森づくりへの合意形成状況、③他地域への波及効果などを総合的に勘案して選定しています。(表2-2-8、図2-2-18)

表 2-2-8 第3期(追加対策含む)及び第4期対策実施計画

(単位: ha)

事業	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	合計
緊急防災林整備	900	922	938	938	938	34	64	0	0	0	0	0	4,734
里山防災林整備	0	200	200	200	200	220	20	0	0	0	0	0	1,040
針葉樹林と広葉樹林の混交整備	0	200	200	200	200	200	0	0	0	0	0	0	1,000
野生動物共生林整備	0	380	388	358	358	420	70	0	0	0	0	0	1,974
住民参画型森林整備	20	20	20	20	20	0	0	0	0	0	0	0	100
都市山防災林整備	0	40	40	40	40	80	0	0	0	0	0	0	240
広葉樹林化促進パイロット事業	20	20	17	17	17	17	-	-	-	-	-	-	108
合計	940	1,782	1,803	1,773	1,773	971	154	0	0	0	0	0	9,196
	0	0	0	0	0	951	1,726	1,742	1,766	1,766	790	0	8,741

※上段を第3期対策(追加対策含む)、下段を第4期対策としています。

広葉樹林化促進パイロット事業は平成28～令和3年度(全体計画は平成24～令和3年度、168ha)の実施計画量を記載しています。

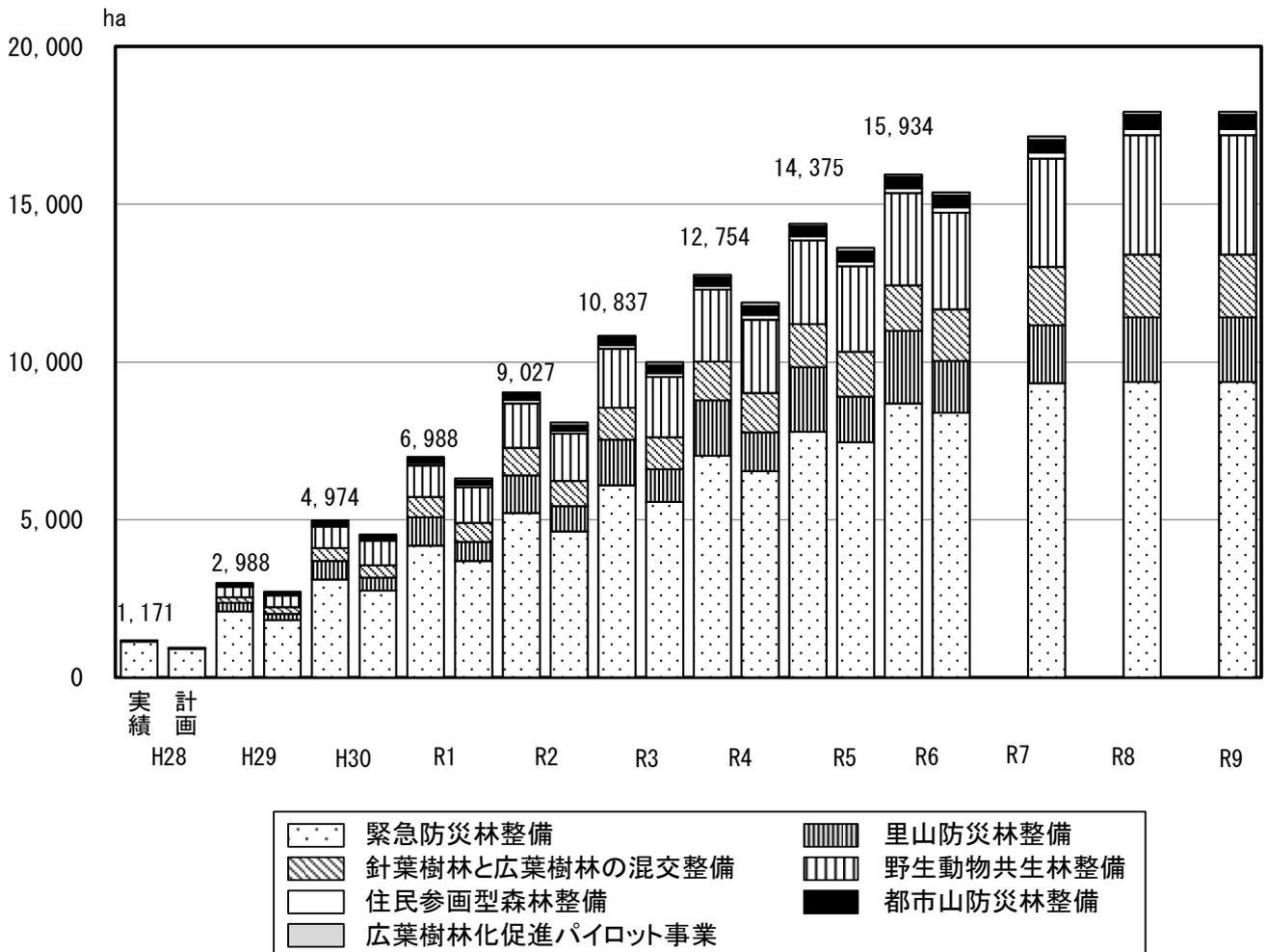


図 2-2-18 「災害に強い森づくり(第3期及び第4期対策)」の進捗状況(累計値)

(7) 緊急防災林整備

人工林が大半を占め、流木災害等が発生する恐れのある危険渓流域の森林を対象に、表土の流出を防止するため、伐倒木を利用した土留工を設置するとともに、流木・土石流による被害を軽減するための災害緩衝林整備等を実施しています。

第4期対策 当初計画 4,636ha
令和6年度の実績 894ha



伐倒木を利用した土留工(丹波市)



効果を発揮する整備14年後の
災害緩衝林と簡易流木止め施設(多可町加美区)

(8) 里山防災林整備

集落裏山の危険な里山林を対象に、危険木の伐採等の森林整備や簡易防災施設を設置して、土砂災害の抑制を図っています。

第4期対策 当初計画 1,000ha



集落裏山の危険木伐採等森林整備(上郡町)



崩壊斜面下部の柵工(丹波市)

(9) 針葉樹林と広葉樹林の混交整備

広範囲に亘るスギ・ヒノキ高齢人工林を部分伐採し、跡地に広葉樹等を植栽し、水土保持機能の高い混交林へ誘導しています。

第4期対策 当初計画 1,000ha
令和6年度の実績 92ha



広葉樹を植栽して5年経過後の状況(宍粟市)

(10) 野生動物共生林整備

野生動物による農作物被害が甚大な地域を対象に、田畑等に隣接した森林のすそ野に人と野生動物との棲み分けを図るバッファゾーンを設けるとともに、野生動物の生息地となる広葉樹林を整備しています。

第4期対策 当初計画 1,805ha
令和6年度の実績 275ha

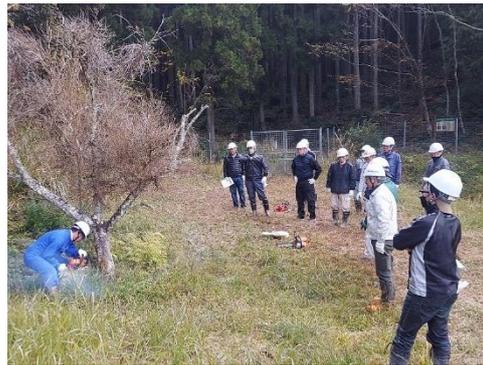


集落・農地に隣接したバッファゾーン整備(西脇市)

(11) 住民参画型森林整備

地域住民等による自発的な「災害に強い森づくり」整備活動やバッファゾーン整備に対し、資機材費等を支援しています。

第4期対策 当初計画 100ha
令和6年度の実績 11ha



地域住民による自発的な森林整備活動(多可町)

(12) 都市山防災林整備

六甲山系において、斜面崩壊により人命・下流の人家等に被害を及ぼす危険性が高い流域の森林を対象に、防災機能を強化するための森林整備や土留工の設置等を実施しています。

第4期対策 当初計画 200ha
令和6年度の実績 43ha



明るくなった林内に生えた広葉樹(神戸市)

(13) 環境防災教育の推進

防災を社会環境と自然環境の2つの視点で学ぶ環境防災教育については、全国初の防災学科である県立舞子高等学校環境防災科において、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、自然環境や社会環境との関わりを視点に据えたカリキュラムを編成・実施しています。また、小学校用・中学校用・高等学校用の環境教育副読本に基づき、自然と災害、人の暮らしと災害との関わりや、森や山の防災上の役割、森・山と川・海とのつながりを学習し、特に高等学校用では、「環境防災」を1つの単元とし、環境問題の発生と解決を学び、減災活動と日常生活の関わりについて学習しています。

(14) 防災公園の管理運営

都市における環境の保全・創造と防災機能の向上により、安全で安心できる都市づくりを進めるため、三木総合防災公園など、防災公園の管理運営等を行っています。

第2節 野生鳥獣の適正な保護管理



1 野生鳥獣の適正な保護管理

(1) 鳥獣保護区等の指定

野生鳥獣の保護繁殖を図るため、「第13次鳥獣保護管理事業計画」(令和4～8年度)により、鳥獣保護区の指定に加え、鳥獣保護区内で特に鳥獣の保護繁殖上重要な区域については、特別保護地区を指定しています。また、狩猟鳥獣の保護を図るため、3年以内の期間を定めて休猟区を設定するとともに、銃猟による人間への事故を防止するため特定猟具使用禁止区域(銃器)を指定しています。(表2-2-9)

表2-2-9 鳥獣保護区等の指定状況(令和6年度末時点)

区 分	個所数	面積 (ha)
鳥獣保護区 (うち特別保護地区)	86 (13)	38,646 (1,770)
休猟区	1	2,724
特定猟具使用禁止区域(銃器)	169	202,196
指定猟法禁止区域(鉛散弾)	1	140

(2) 狩猟の適正化及び狩猟者の確保

適正な狩猟を推進するため、鳥獣保護管理員*(48名)を各県民局・県民センターに配置し、狩猟取締や現場での安全指導等を行うなど、狩猟事故の防止に努めています。

また、狩猟者の減少・高齢化が進む中、狩猟後継者の確保を図るため、狩猟免許試験の休日実施や初心者狩猟免許講習会、狩猟現地体験会等を実施しており、狩猟免許所持者は、近年増加傾向となっています。さらに、狩猟知識や技能を習得する集合研修や熟練者によるマンツーマン指導の実施など、狩猟者の育成、技能向上を図っています。(図2-2-19)



銃猟研修(豊岡市)

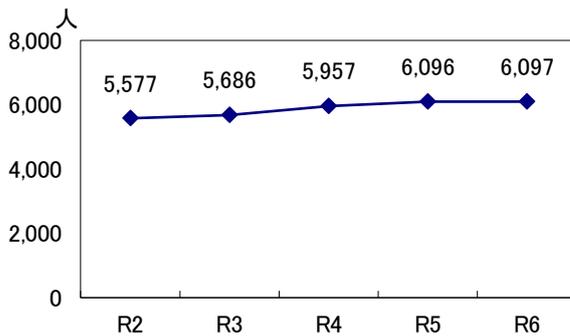


図2-2-19 狩猟免許所持者数(実人数)



狩猟免許試験(神戸市)

(3) 兵庫県立総合射撃場の整備

狩猟者の高齢化が進む中、野生動物管理に関する知識や高度な捕獲技術力を持つ人材を養成するため、三木市吉川町福井の県有地に射撃技術や様々な捕獲手法の研修機能を持つ施設を令和6年6月にオープンしました。



兵庫県立総合射撃場(三木市)

(4) 科学的・計画的な保護管理の推進

人と野生動物との「あつれき」の解消、農林業等への被害の軽減を図るため、野生動物の個体数管理、被害管理、生息地管理を科学的・計画的に行うワイルドライフ・マネジメント* (野生動物の保護管理)に取り組み、人と野生動物との調和のとれた共存を目指します。

生息数の増加や生息地の拡大等により、深刻な農林業被害や生活環境被害等を及ぼしているシカ、イノシシ、ニホンザルや、一定の保護・管理が必要なツキノワグマについて、森林動物研究センターの研究成果を活かした野生動物ごとの管理計画や保護計画を策定し、市町との連携のもと、捕獲等による適正な個体数管理や獣害防護柵等の設置による被害対策、広葉樹林の育成などの生息地管理を総合的・計画的に進めています。

(表 2-2-10)

表 2-2-10 各計画の概要

	計画期間/対象地域	令和4～8年度/県内全41市町
ニホンジカ管理計画	現状と課題	①生息域が拡大 ②目撃効率*は平成29年度以降増加傾向 ③農林業被害額は減少傾向にあるが依然として深刻(R2被害額：1億5千万円(全体の3割))
	目 標	①長期目標：令和13年度における全県単位での目撃効率を0.5以下に設定し、現状の農業被害の半減、下層植生*の回復及び林業被害発生リスクの半減を目指す ②第2期ニホンジカ管理計画の目標 ：令和8年度末における全県単位での目撃効率を1.0以下に設定し、農業被害の拡大防止、下層植生衰退の進行防止及び林業被害の発生リスクを軽減
	方 策	①生息密度の動向等に応じ、市町を4つのユニットに分類し、ユニット毎に捕獲目標を定め適切な個体数管理を実施 ②地域住民の主体的な取組みを積極的に支援 ③野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林整備 ④狩猟者の確保等、その他管理を推進するために必要な取組みを実施
イノシシ管理計画	計画期間/対象地域	令和4～8年度/県内全41市町
	現状と課題	①一部を除くほぼ全県域に生息。六甲山系に隣接する神戸・阪神地域だけでなく、東播磨・中播磨地域等の市街地周辺でも目撃数や捕獲頭数が増加 ②目撃効率によるR2年度の生息密度指標は、但馬や丹波などの生息密度が高かった地域におけるH28～R2年度までの目撃効率は減少傾向にあるが、淡路地域では増加に転じた地域が多い。 ③農林業被害額は減少傾向にあるが依然として深刻(R2被害額：1億8千2百万円(全体の39%))。人身被害は近年減少傾向にあるが、生活環境被害に関する苦情が都市部の自治体に多数寄せられており対応が課題。
	目 標	①農業被害の半減 ②生息密度の低減 ③人身被害や生活環境被害の解消
方 策	①地域の状況に応じた防護柵整備や加害個体の捕獲など総合的な被害防除対策を実施 ②野生動物の生息環境に必要な多様な森林整備 ③狩猟者の確保等、その他管理を推進するために必要な取組みを実施	
ニホンザル管理計画	計画期間/対象地域	令和4～8年度/県内全41市町
	現状と課題	①少なくとも6地域に14～15群、約960頭生息(R2) ②農業被害は、サル監視員を配置した平成23年度以降減少で推移 ③人家侵入・家屋破損等による生活環境被害の発生のほか、人を威嚇するなどの精神被害の発生
	目 標	①人身被害の防止 ②集落への出没率低減による農業被害・生活被害の減少 ③現存する地域個体群の適正維持 ④被害地域の拡大抑制
方 策	①群れの加害レベルや生息頭数等に応じた個体数管理の実施 ②地域住民自らによる集落ぐるみの取組を推進 ③野生動物の生息環境に必要な多様な森林整備 ④住民への普及啓発 ⑤近隣府県との連携強化・情報共有 ⑥人材育成等、その他管理を推進するために必要な取組を実施	

ツキノワグマ管理計画	計画期間／対象地域	令和4～8年度／38市町(淡路島除く)
	現状と課題	①生息数は年々増加傾向 ②集落への出没による人身被害・農林業被害が発生
	目標	①人身被害ゼロ ②被害対策の充実強化による人の生活圏への出没防止 ③推定生息数400頭以上の維持
	方策	①人身被害等の未然防止の観点から適正な個体数管理を実施 ②ゾーニングによる適切な管理の実施 ③クマの安定的な維持と保全のために、年間の総捕獲頭数の上限を設定 ④集落ぐるみ等での被害防止対策が取り組まれるよう積極的に支援 ⑤野生動物の生息環境に必要な多様な森林整備 ⑥普及啓発 ⑦近隣府県との連携強化・情報共有 ⑧人材育成等、その他管理を推進するために必要な取組を実施

(5) シカ対策

シカは、南但馬地域及び西播磨地域を中心として、都市部を除く県内に広く生息していますが、近年は人里周辺の環境変化や雪の少なさ、個体数の増加などが複雑に重なり、分布は南北に拡大しています。また、水稻や大豆などの農作物や、スギ、ヒノキ等の植栽木に対し、甚大な農林業被害を発生させているほか、森林の下層植生を食べ尽くすなど生物多様性への悪影響や裸地化による土砂災害発生なども危惧されます。

これらを踏まえ、県では適正な生息頭数への調整を行うため、平成22年度から年間の捕獲目標を定め、捕獲拡大を図っています。

シカによる農林業被害額は、県全体では令和6年度は1億6千4百万円程度と10年前(H25: 3億3百万円)と比べ約半減しましたが、地域によっては、被害が増加しているため、地域の実情に応じた対策を進める必要があります。(図2-2-20)



シカが届く範囲(ディアライン)より下は食害により裸地化した森林(神河町)

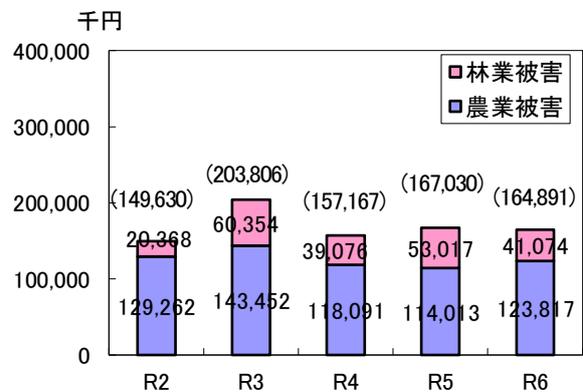


図2-2-20 シカ農林業被害額

ア 個体数管理

シカの生息数を適正な数まで減らすため、年間の捕獲目標を、平成25年度から3万5千頭に、平成30年度からは4万6千頭に拡大して、取組を強化しています。捕獲体制を強化するため、「シカ捕獲専任班」の編制やシカ捕獲活動に対する報償費支給などの支援を行い、令和6年度は42,032頭を捕獲しました。

対策の結果、シカの推定生息数は、平成25年度末で約17.4万頭だったのが、令和4年度末時点で、約15.2万頭程度まで減少したと推定されています。また、シカ目撃効率は平成22年度の1.62から、令和5年度は1.60と減少しています。(表2-2-11、図2-2-21, 22)

第2章 「自然共生」～人と動植物が共存する豊かな自然の保全～

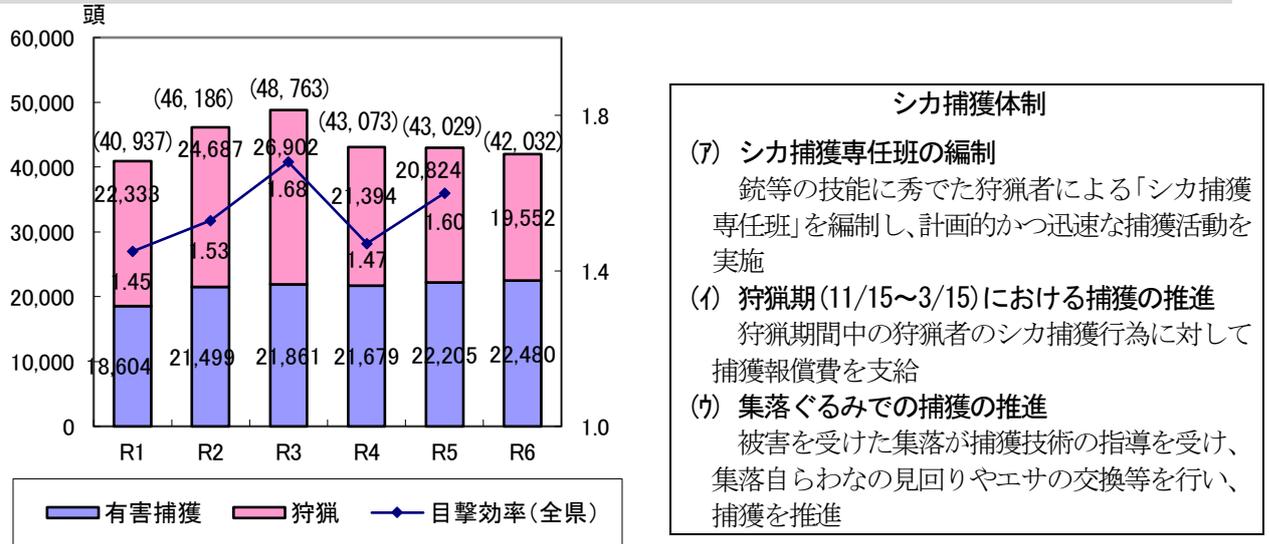


図 2-2-21 シカ目撃効率と捕獲頭数

表 2-2-11 シカ生息数の推定(令和6年度推定)

区分	H25年度末	H28年度末	R5年度末
推定生息数 (95%信用区間)	173,779 (156,703~189,991)	161,021 (145,153~178,153)	150,520 (134,492~168,753)
目撃効率	1.67	1.41	1.60

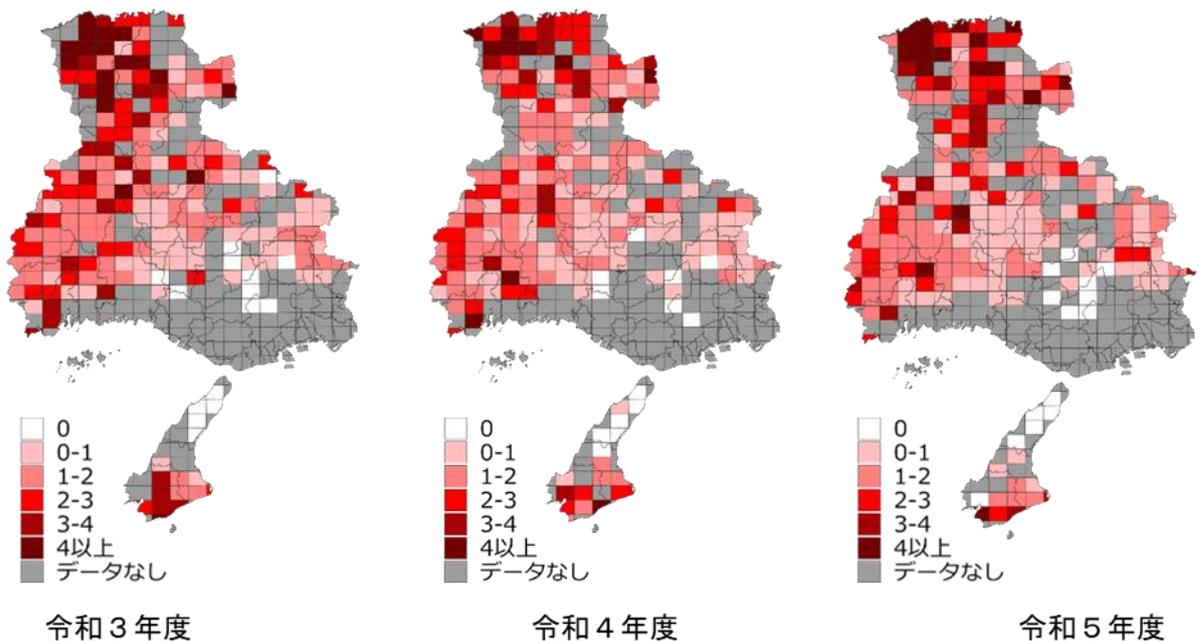


図 2-2-22 シカ目撃効率の推移

イ 被害管理(防護柵の設置支援)

農作物被害を防止するため、国の鳥獣被害防止総合対策事業の活用などにより、関係集落が連携して実施する防護柵の設置を支援しています。また、防護柵の高さアップなど、既設防護柵の機能向上や災害による被災防護柵の復旧などの取組についても支援を行っています。(図 2-2-23)



防護柵設置研修会(加古川市)

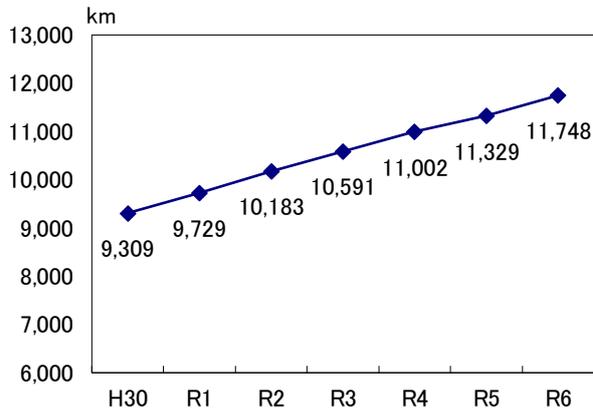


図 2-2-23 鳥獣被害防護柵延長

ウ スマート獣害対策モデル育成事業

シカ、イノシシ等の被害を受けている集落自らによる捕獲を推進するため、兵庫県獣害対策アドバイザーが様々な仕掛ける場所や防護柵の設置方法等の指導を行い、地域が一丸となった被害対策を推進しています。



捕獲オリ設置(宍粟市)

エ シカ肉の需要拡大

捕獲したシカを食用やペットフードなど、地域資源としての有効活用を図るため、シカ肉処理加工施設等の整備や施設への搬入経費を支援しています。また、狩猟者や処理加工施設、レストラン等で構成する「ひょうごニホンジカ推進ネットワーク」による試食会イベントや商談会、広域流通ネットワークの構築等を通じて、シカ肉の高タンパク、低カロリー、鉄分が豊富といった特長をPRし、シカ肉の需要拡大を図っています。(図 2-2-24)

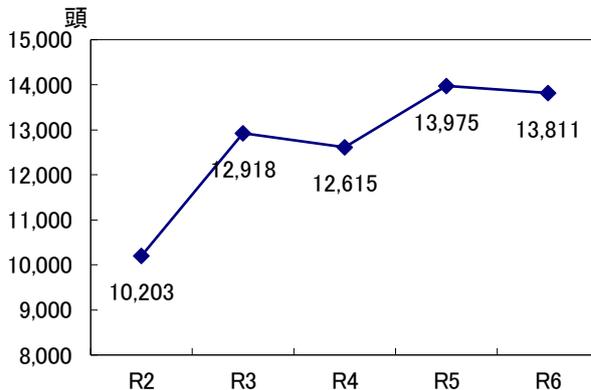


図 2-2-24 年間シカ加工頭数

(6) イノシシ対策

イノシシは、瀬戸内海沿岸部を除いて県内各地に生息しており、北但馬、丹波、阪神北、西播磨、淡路地域で生息密度の高い地域が見られます。また、六甲山地など都市周辺部で、餌付け等により人馴れの進んだイノシシが市街地へ出没し、生活被害や人身被害が発生しています。

なお、イノシシは、精度の高い推定手法が確立されていないため、適切な個体数推定は困難です。

イノシシによる令和6年度の農業被害額は約1億5千5百万円にのぼっており、被害発生地域において加害個体の捕獲や防護柵の設置を進めています。被害が深刻な淡路地域では、捕獲活動に対する報償費を支給しています。(図 2-2-25, 26)

また、神戸市街地へ出没する六甲山イノシシ対策については、リーフレット配布等による餌付け禁止の普及啓発などを実施しています。



都市部へ出没するイノシシ(神戸市)

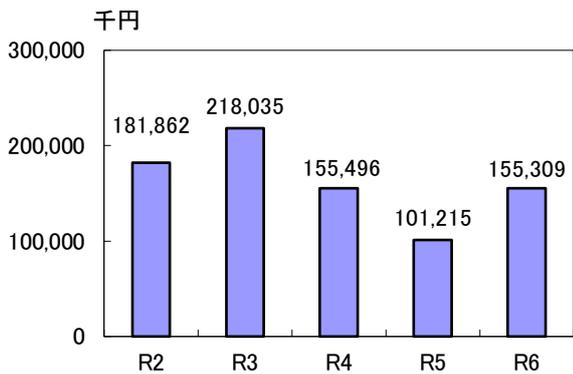


図 2-2-25 イノシシ農業被害額

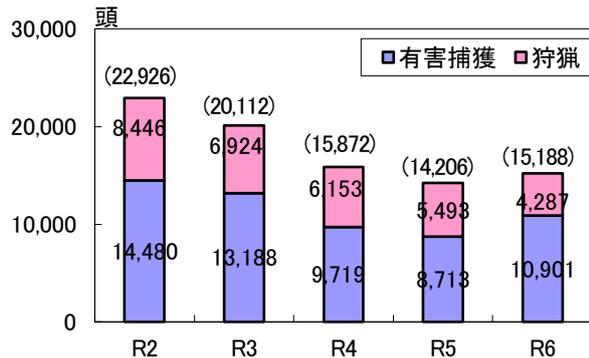


図 2-2-26 イノシシの捕獲頭数

(7) ツキノワグマ対策

ツキノワグマは、県北中部を中心に生息しています。一時は絶滅も危惧されましたが、保護対策に取り組んだ結果、絶滅する恐れが当面ないレベルの生息数に回復しています。隣接府県にまたがって生息するクマ個体群の適正管理を行うため、東中国地域個体群(兵庫県北東部・岡山県・鳥取県)及び近畿北部地域個体群西側(兵庫県北西部、京都府)について個別に個体数を推定し、令和7年当初の推定生息数は中央値で前者は763頭、後者は688頭になりました。一方、集落周辺への出没件数の増加(令和6年度の目撃・痕跡件数：1,128件)や出没地域の拡大など、住民への不安が高まっています。

人身事故は平成8年度以降29件の発生となっていますが、令和4年度及び令和5年度は2年連続で0件となっていました。令和6年度は2件の人身事故が発生しました。

クマの生息動向や出没・被害状況に応じて、追い払いや有害捕獲等を進めるとともに、誘引物となる柿等の不要果樹の除去や隠れ場所となる藪の刈り払いなど、クマを集落に近づけさせない環境整備を行い、クマと人との棲み分けを進めています。(図 2-2-27)

東中国地域及び近畿北部地域の個体群のツキノワグマの適切な保護管理のために、4府県の独自性を尊重しつつ共通の原則と目標を設定し、適切な保護管理の統一した考え方や手法を確立します。

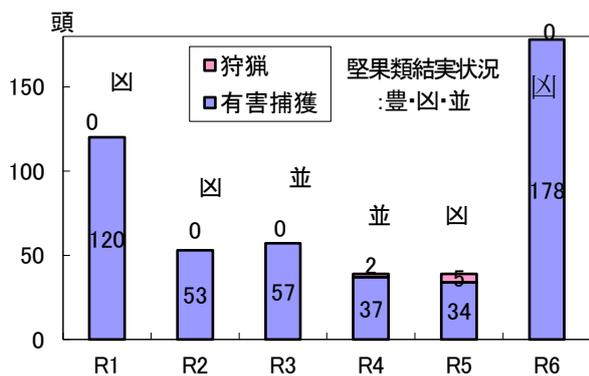


図 2-2-27 クマの捕獲頭数



出没したツキノワグマ(丹波市)

(8) ニホンザル対策

ニホンザルは、令和7年3月末時点で県内には13～16群、851頭の生息が確認されています。群れの規模が小さく、地域的な絶滅が危惧されている一方で、集落に出没して農業被害や生活環境被害を発生させています。地域個体群の動向と加害状況をモニタリングし、地域の実情にあった対策を進める必要があります。サルが登りにくい防護柵の整備、追い払い犬の育成、サル監視員やサル監視システムによる出没情報の発信など、集落に出没させない対策を推進します。(図 2-2-28, 29)

第2章 「自然共生」～人と動植物が共存する豊かな自然の保全～

また、県下2箇所(注)に生息する餌付け群は、将来的に野生群に戻すことを前提に個体数管理を実施し、群れの分裂による生息域の拡大を防ぎます。

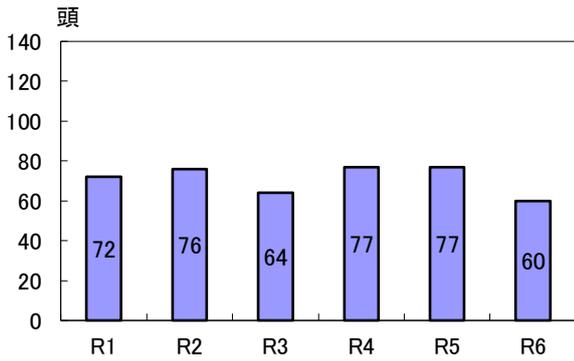


図 2-2-28 サルの有害捕獲頭数

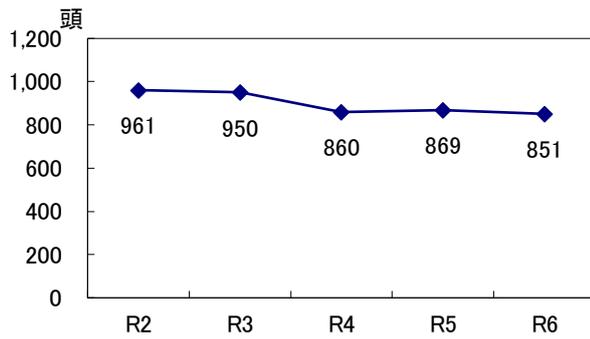


図 2-2-29 サルの生息数

(9) カワウ対策

カワウは、1970年代には絶滅が危惧されていましたが、河川の水質改善等により個体数が増加に転じ、稚アユの食害が深刻となっています。また、ねぐら・コロニー(営巣地)でのフン害による樹木の枯死、臭害や騒音等による生活環境被害も発生しています。カワウは府県域を越えて移動するため、関西広域連合では「関西地域カワウ広域管理計画(平成29年3月)」を策定し、生息・被害調査、防除事例の研究、追い払い等の被害対策の検証に取り組んでいます。(図2-2-30, 31)

県では、関西広域連合の取組成果を踏まえ、内水面漁連や専門家、被害関係市町で構成する「カワウ管理協議会」を設置し、高性能空気銃等による捕獲、擬卵置換等による繁殖抑制、ねぐらとなる立木の伐採、アユの隠れ場所の確保等、被害軽減に向けた総合的な取組を進めています。



鯡を食べるカワウ

写真提供：全国内水面漁業協同組合連合会

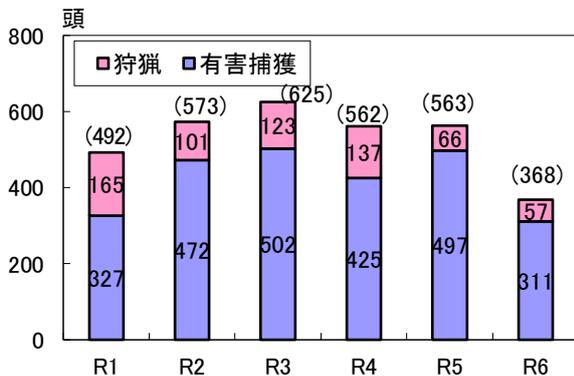


図 2-2-30 カワウの捕獲頭数

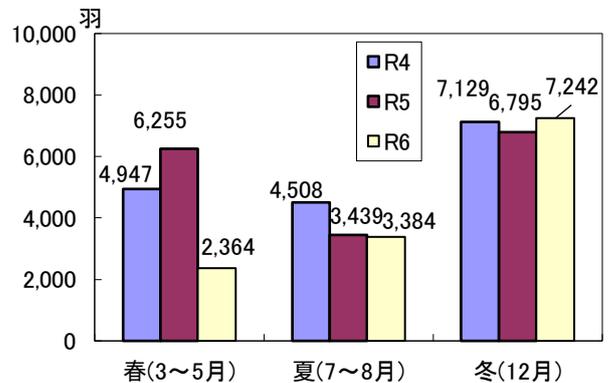


図 2-2-31 県内のカワウ生息数の推移

(10) 野生動物共生林整備

野生動物による農作物被害が甚大な地域を対象に、人家や田畑等に隣接した森林に人と野生動物との棲み分けを図る緩衝帯(バッファゾーン)を設けるとともに、野生動物の生息地となる広葉樹林の整備を行っています。令和6年度末時点では、野生動物共生林整備面積が5,965ha、うちバッファゾーン整備面積が4,139haとなっています。(図2-2-32, 33)



農地に隣接したバッファゾーン整備
(西脇市)



野生動物の生息地となる広葉樹林整備
(養父市)

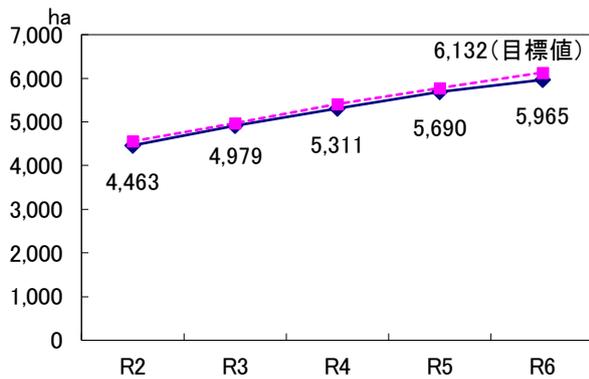


図2-2-32 野生動物共生林整備面積

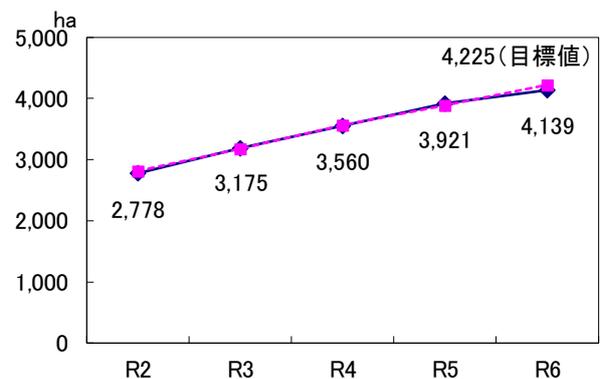


図2-2-33 バッファゾーン整備面積

第3節 里地里山・里海の保全と再生



1 里地里山の適切な管理

兵庫県の森林面積は560,154ha(民有林529,856ha、国有林30,298ha、全国14位)で、県土面積に占める森林の割合は、全国の森林率と同様の67%です。民有林のうち、約42%がスギ、ヒノキ等の人工林で、約55%が天然林です。天然林の大部分は、かつて薪炭林として利用されていた広葉樹やアカマツの二次林であり、人為的影響を受けない森林は氷ノ山など奥地のブナ林や社寺有林、崖地などにごく一部見られるだけです。

森林は、木材等の生産だけでなく、水源のかん養、山地災害の防止をはじめとする多面的機能を有しており、近年では、新たに生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収などの機能への期待が高まっています。しかし、林業生産活動の停滞や、利用価値が低下した里山林の放置等により、多面的機能の発揮が難しくなっている状況を踏まえ、県では、森林を県民共通の財産と位置づけ、「新ひょうごの森づくり」や「災害に強い森づくり」によって、森林の適正管理を推進しています。(表2-2-12)

表2-2-12 令和6年度県民総参加の森づくり事業実績

区分		事業名	事業内容等
普及啓発	森林環境教育の推進	緑の少年団育成	森林での学習活動、地域の緑化にかかる社会奉仕活動、野外レクリエーション活動を行う子供達の自主的な団体を育成しました。 団数：122団 団員数：8,332人(令和6年度末)
	イベントの開催	「ひょうご森の日」推進事業	県民総参加の森づくりの輪を広げるため、毎年10月の最終日曜日を「ひょうご森の日」とし、この日を中心に県内のボランティア団体の協力を得て、県内各地で県民が森に入り、様々な森づくり活動を実践する森づくり活動イベントを開催しました。
	活動拠点施設の提供	三木山森林公園	県民の文化活動及びレクリエーション活動の促進を図り、人と森林とのふれあいを深めるための場所を提供しました。
ふるさとの森公園		地元住民がボランティアの協力を得て、森林の保全と創造を進めるとともに、地元住民と都市住民の交流の場、世代間の交流の場、親子・家族のふれあいの場を提供しました。	
森林ボランティア養成	森林ボランティア・リーダーの養成(森林ボランティア活動促進事業)	森林ボランティア及び森林ボランティア団体における次代のリーダー養成のため講座を開催し、森林ボランティア活動の継続と活性化を図りました。 入門 9/16, 10/20, 11/10, 11/30 リーダー 9/16, 9/29, 10/20, 10/27, 11/10, 11/30 受講者：95人	
	森林ボランティア団体連絡協議会	各団体間の情報交換や交流を進め、森林整備の技術、安全対策、企画運営、人材養成等の手法を研鑽することにより、森林ボランティア活動の輪を社会全体に広げました。 参画団体数：64団体(令和6年度末)	

(1) 新ひょうごの森づくり

ア 里山林の再生

平成6年度から、多様な野生動植物の保存・保全や健康、環境教育、レクリエーション的利用、景観・風景の形成等を図るため、里山林の整備を進めています。

また、平成24年度からは、地域住民等が自ら実施する集落周辺里山林の森林整備活動を支援する住民参画型里山林再生事業等も活用し、令和6年度は990haを整備し、平成6年度から実施してきた整備面積は令和6年度までに34,501haとなりました。(図2-2-34)



地域住民による森林整備(神戸市須磨区)

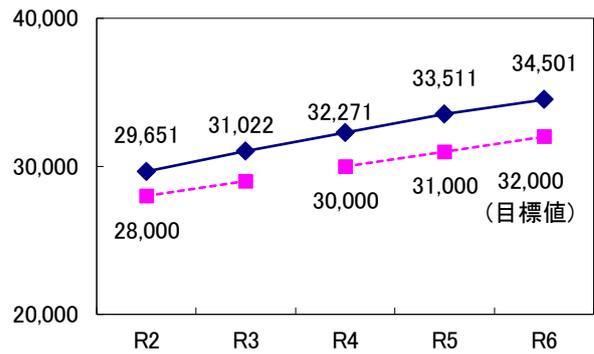


図2-2-34 里山林整備面積

(令和4年度以降は新ひょうごの森づくりの内容見直しに伴い、新たに目標面積を設定)

イ 森林管理100%作戦

第2期対策(平成24～令和3年度)に引き続き、令和4年度から水源かん養、土砂流出防止等の公益的機能を維持するため、間伐が必要な60年生以下のスギ・ヒノキ人工林を対象に、市町と連携して森林所有者の負担を求めない「森林管理100%作戦」推進事業等により、作業道の開設も含め、間伐実施率100%を目指して整備を行いました。令和6年度は、4,076haの間伐を実施し、平成11年度から実施してきた間伐の面積は154,002haと目標の156,200haに対して99%となっています。(図2-2-35)

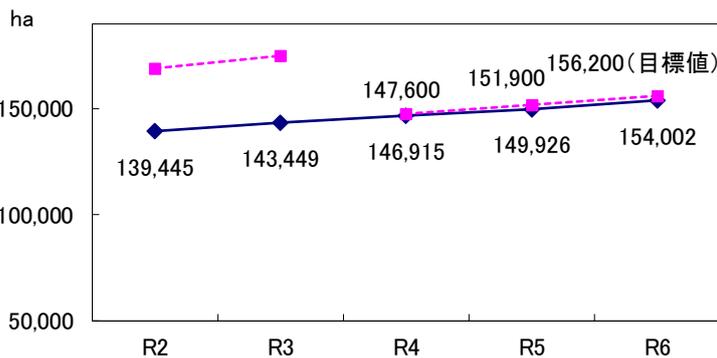


図2-2-35 間伐実施面積【再掲】

(令和4年度以降は新ひょうごの森づくりの内容見直しに伴い、新たに目標面積を設定)

ウ 森林ボランティアリーダーの育成

地域の環境保全の担い手として、森林ボランティア1万人の維持や次代のリーダーを養成する講座を実施し、森林ボランティア活動の維持・強化を図っています。令和6年度末時点の森林ボランティアリーダー数は、847人となっています。(図2-2-36)

また、兵庫県森林ボランティア団体連絡協議会を組織し、団体間の交流と情報交換、技術向上を図っています。令和6年度末では、県内各地域で11,844人の農山漁村ボランティアが活動しています。(図2-2-

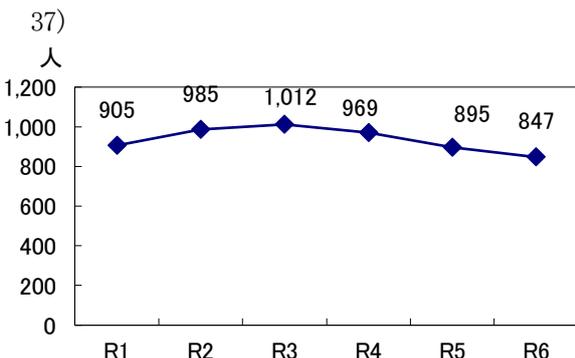


図2-2-36 森林ボランティアリーダー数

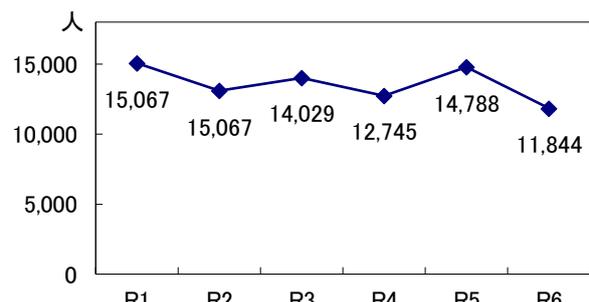


図2-2-37 農山漁村ボランティア数

(2) 森林の適正な保全

ア 保安林*の指定と森林の適正管理

治山事業により森林の復旧を図る地区や重要流域の水源地など、災害の防止や水源のかん養等、公益的機能の維持・向上が求められる森林を中心に保安林に指定しています。令和6年度末現在、県内の森林面積の34%を占める179,717haが保安林に指定されています。

保安林内では、伐採や開発行為等の規制、伐採跡地への植栽指導等により機能の保全を図っています。また、木材産業の活性化や森林保全整備につながる間伐等について、現地の施業体系に即したものとなるよう、植栽や間伐率等の指定施業要件の変更手続を進めています。

イ 松くい虫の防除

県、市町が「守るべき松林」として定めた防除区域である高度公益機能森林、地区保全森林で、地上散布、樹幹注入等の予防対策と、伐倒駆除等の駆除対策を組み合わせた総合的な防除対策を実施しています。

令和6年度の防除区域の松枯れ被害面積は264haに減少しました。(図2-2-38)

松枯れ被害は、夏の高湿少雨など気象条件の影響による被害の変動も考えられるため、防除区域における重点的な松枯れ被害対策を引き続き推進します。

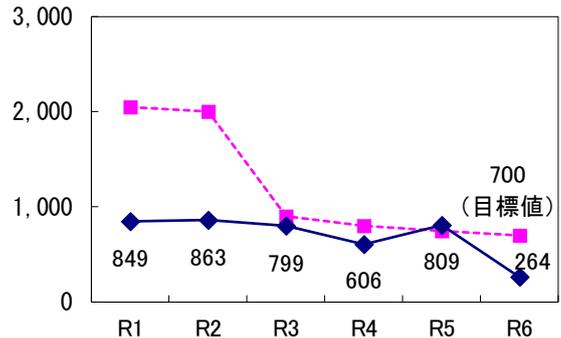


図 2-2-38 防除区域内での松くい虫被害面積

ウ ナラ枯れの防除

コナラやアベマキ等のナラ類は、里山を構成する主要な樹種であり、里山の優れた景観の形成や防災機能、野生動植物生息環境等に重要な役割を担っています。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害は、平成22年度のピーク(被害材積 2,688m³)後減少しましたが、平成27年度以降増加傾向となり、平成29年度は過去最大の9,234m³と大幅に増加し、阪神地域が県内の被害の8割が集中する激害地となりました。平成30年度以降は、増減を繰り返しており、令和6年度の被害材積は、2,374m³となりました。

被害対策は、被害発生市町毎に被害の場所や規模、被害森林の重要度、対策の優先順位など問題が異なるため、市町毎の課題に応じた被害対策を実施しています。また、県営事業に加え、市町の「森林環境譲与税」等を活用することで、県と市町が役割を分担し被害対策を実施しています。

(3) ため池の保全と県民運動の展開

「ため池の保全等に関する条例」(平成27年3月制定)に基づき、ため池や疏水の適正な管理や多面的機能の発揮の促進を図るとともに、広く県民がため池等の必要性や有用性を認識し、地域の財産であるため池等が次の世代に引き継がれるよう、「ため池保全県民運動」を展開しています。

ア ため池保全の推進

農業用水の安定供給と決壊による災害の防止を目的として、「防災工事等推進計画」を策定し、定期点検や耐震調査の結果を踏まえ、改修や廃止が必要なため池のうち特に緊急性が高い440箇所を、令和3年度から10箇年で計画的かつ集中的に整備を進めています。

令和6年度のため池改修着手数(暫定改修を除く)は、累計で2,038箇所の進捗となっています。(図2-2-39)

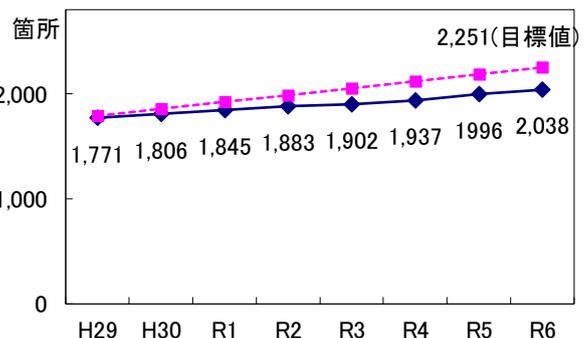


図 2-2-39 危険度の高い農業用ため池整備箇所

ため池整備にあたっては、全ての地区で環境との調和に配慮する取組を進めています。具体的には、事前の環境調査の実施、専門家の意見を踏まえた管理者など地域の関係者との協議により必要な対策を決定し、現況表土の貼付けや浅瀬の創設、動植物の一時避難など自然環境の保全に向けた取組を実施しています。

イ ため池保全県民運動の展開

ため池保全県民運動の一環として、毎年10月を「ため池クリーンキャンペーン」の重点期間と定め、多面的機能をPRするとともに、環境保全の啓発活動や地域住民の参画と協働によるため池の美化・保全活動を展開しています。令和6年度は、ため池教室、ため池清掃などを249箇所、9,818人の県民参画のもと実施しました。(図2-2-40)

また、農業者と漁業者等との協働作業によるため池のかいぼり(池干し)を淡路地域(淡路市・洲本市・南あわじ市)、東播磨地域(明石市・加古川市・高砂市)において推進しています。この取組は、ため池のかいぼり時に放出される栄養分(腐葉土)を水路・河川を通じて海に供給することにより豊かな海の再生を目指すもので、農業者と漁業者等の交流にもつながっています。

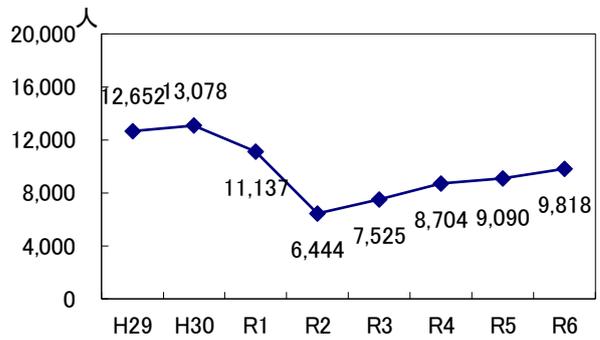


図2-2-40 ため池保全活動の年間参加者数

(4) 自然環境保全地域等の指定

県内の貴重な自然環境や身近で大切な自然環境を保全し、次世代に引き継ぐため、県条例に基づき、自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区及び郷土記念物を指定し、指定地域等の中で行う一定の行為については、許可または届出を義務づけ、その保全を図っています。(表2-2-13)



明神岬のイブキ、ウバメガシ(淡路市)

表2-2-13 自然環境保全地域等の指定状況(令和6年度末現在)

自然環境保全地域 16箇所 総面積 398.30ha	自然的社会的条件からみて当該自然環境(優れた天然林、特異な地形・地質等)を保全することが特に必要な地域 ・置塩城跡コジイ林(姫路市夢前町)など
環境緑地保全地域 36箇所 総面積 122.37ha	市街地周辺または集落地若しくはその周辺にある樹林地、水辺地等で風致、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要な地域 ・保久良神社の森ヤマモモ林(東灘区本山町)など
自然海浜保全地区 3箇所 総延長 3,000m	瀬戸内海の内海海浜地及びこれに面する海面のうち、海水浴等のレクリエーションの場として利用されており、自然の状態が維持されている地区* ・安乎、厚浜(洲本市)、久留麻(淡路市)
郷土記念物 45箇所	植物及び地質、鉱物で地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、または由緒由来があり、特に保全することが必要なもの ・明神岬のイブキ、ウバメガシ(淡路市)など

* 瀬戸内環境保全特別措置法に基づき、県条例で指定

2 豊かで美しいひょうごの里海づくり

(1) 豊かで美しい里海の創出

ア 窒素・りん濃度の水質目標値(下限値)の設定等

瀬戸内海環境保全特別措置法等による厳しい排水規制や生活排水処理施設の整備等の対策を行った結果、水質は大きく改善しましたが、ノリの色落ちや漁獲量の減少など深刻な課題が生じており、その要因の一つとして、生態系の基盤である植物プランクトンの栄養となる栄養塩類(全窒素及び全りん)の濃度低下が指摘されています。

そこで、瀬戸内海を豊かで美しい「里海」とすることを目指し、適切な栄養塩類管理を行うため、令和元年10月に海域での窒素・りん濃度の水質目標値(下限値)(窒素0.2mg/L、りん0.02mg/L)を設定することを県条例に規定しました。(図2-2-41)

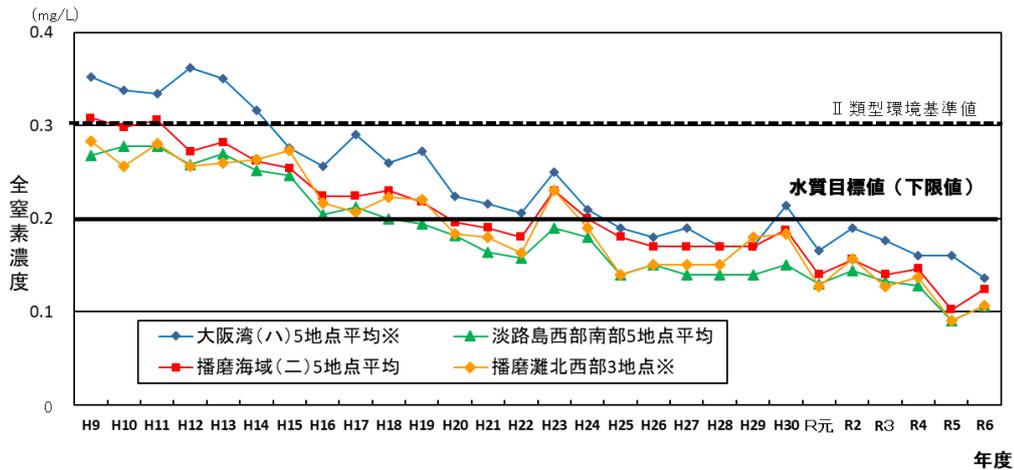


図2-2-41 II類型指定水域別全窒素濃度の推移

イ 兵庫県栄養塩類管理計画の推進

令和3年6月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、海域への栄養塩類増加を目指す「兵庫県栄養塩類管理計画」を令和4年10月に策定しました。窒素について、海域での水質目標値(下限値)(0.2mg/L)を大きく下回っている状況にあることから、民間の5工場と下水処理場の28処理場を栄養塩類増加措置実施者と位置づけ計画的に供給しています。(図2-2-42)

また、栄養塩類増加措置が水質に及ぼす影響を把握する為、定期的なモニタリング調査を実施しています。

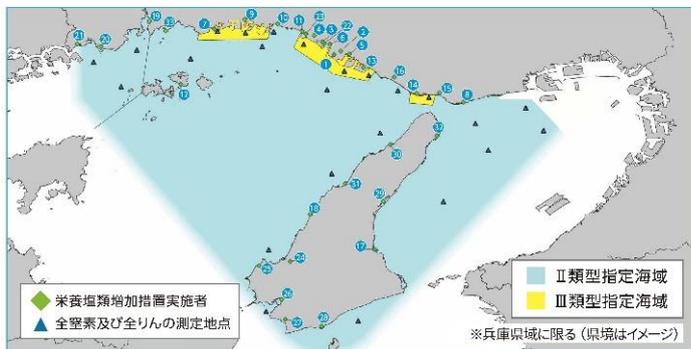


図2-2-42 栄養塩類管理計画の対象海域及び栄養塩類増加措置実施者



栄養塩類供給の取組のイメージ

ウ 瀬戸内海環境保全に関する兵庫県計画の改定

令和4年2月に瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画が変更されたことを受け、令和5年11月に「瀬戸内海環境の保全に関する兵庫県計画」を改定しました。SDGsの達成を目指すとともに、「豊かで美しいひょうごの里海」の実現に向けて、地域団体、関係団体、事業者、行政等の幅広い主体により、次の1～5に掲げる目標達成に向け取組を進めています。

＜計画の目標＞

- 目標1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
- 目標2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
- 目標3 海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等への対応
- 目標4 気候変動等への対応
- 目標5 基盤的な施策

エ 藻場・干潟等の再生・創出活動の支援等

豊かで美しい「里海」を実現するため、地域団体等による藻場創出を促進するための適地選定や、藻場・干潟等の保全・再生・創出活動を支援しています。(表2-2-14)

表2-2-14 ブルーカーボン生態系の再生・創出支援事業実績(R6)

団体名	事業場所	事業内容
相生湾自然再生学習会議	相生市 那波港他	砂の投入による干潟の創出及びシバナの保全
Yellow duck 株式会社	神戸市沿岸 の護岸	カキ殻等を活用した浮魚礁の開発・設置による藻場創出の実証
五洋建設株式会社	姫路市網干 地区	造成された藻場のCO ₂ 吸収量の算定調査、藻場の生育状況の確認
但馬漁業協同組合	豊岡市竹野 地区	地域の漁業者や協力者向けの藻場保全活動に関する講習会の開催
兵庫運河の自然を再生するプロジェクト	兵庫運河	アマモの育成、分布、増殖等を潜水によるモニタリング調査



干潟の創出活動
(相生湾自然再生学習会議)

(2) 健全な物質循環の確保による豊かな海づくり

ア 漁場環境の保全、回復

本県では、高度経済成長期の海面埋め立て等により、多くの藻場・干潟の消失に加え、近年では海域の貧栄養化の進行により、二枚貝をはじめ様々な水産生物の繁殖に悪影響が生じています。

豊かな海づくりの推進には、森から流れ出る水が栄養バランスに重要な役割を果たしていることから、森・川・海を一連のものとして捉え、漁業者による森づくり活動や海底耕うん*などへの支援により漁場環境の保全を図っています。

また、魚類の産卵や育成の場所を増やすため、新たに漁場環境改善面積(増殖場・魚礁・浅場造成面積の計)を目標として設定し、投石や構造物の設置などによる増殖場の整備を進めています。

その結果、令和6年度末時点の漁場環境改善面積は5,654ha、増殖場の整備箇所数は52箇所、となっています。(図2-2-43, 44)

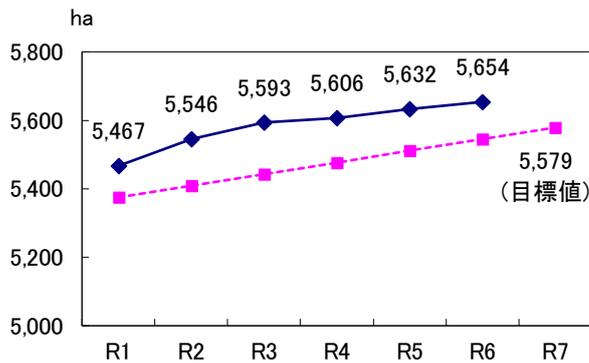


図 2-2-43 漁場環境改善面積

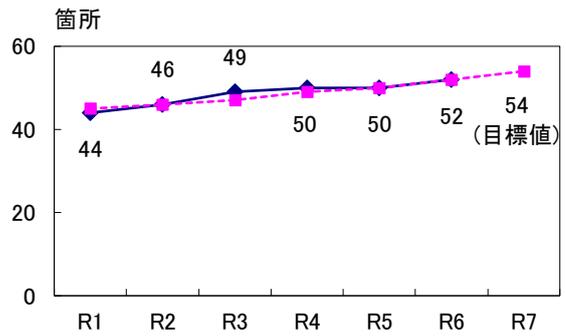


図 2-2-44 増殖場整備箇所数

イ 有害・有毒プランクトン対策

(7) 赤潮調査・被害防止の指導

赤潮の発生状況や発生機構を把握するため、瀬戸内海沿岸府県等と連携し、漁場の水質及び赤潮プランクトンなどの調査を行うとともに、漁業協同組合等から情報を収集して、関係機関で情報共有しています。

また、赤潮発生の恐れがある場合等には、関係する漁業者及び漁業協同組合に対し、漁業被害の防止対策について指導しています。

(4) 貝毒の監視・被害防止対策

大阪湾や播磨灘の二枚貝から貝毒が検出されているため、原因となる貝毒プランクトンの調査海域等を拡大し、監視の強化に努めています。

また、漁業関係者等が参画する協議会を設置し、検査計画等の情報共有を図るとともに、貝毒発生時には、報道機関やインターネット等を通じた速やかな情報提供を行い、被害の防止に努めています。

ウ 監視調査

漁場環境の保全を図るため、各地域に漁場環境調査指導員を配置して漁場の監視を行い、事故等発生時には情報収集するほか、漁業者に対して被害防除等の指導に努めています。

(3) 瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための取組の推進

ア ひょうご豊かな海づくり県民会議

第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会（令和4年11月）で醸成された気運を次世代へ引き継ぎ、公民連携による県民総参加の運動へと発展させていくための推進母体として設立した「ひょうご豊かな海づくり県民会議」において、多様な主体が取り組む豊かな海づくり活動のネットワーク化を推進するとともに、団体相互の情報共有や活動の連携と普及啓発を積極的に展開しています。

イ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議

瀬戸内海の環境保全を図るため、昭和46年に兵庫県をはじめ関係11府県3政令指定都市の知事・市長により「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」が設立され、「瀬戸内海環境保全憲章」を採択するとともに、その実現を目指して広域的な相互協力の下に課題検討会や瀬戸内海水環境研会議などの事業に取り組んでいます。（令和6年度末現在、13府県、7政令指定都市、20中核市で構成）

ウ ひょうご環境保全連絡会

県、関係市町、住民・衛生団体、漁業団体、事業場、運輸事業者など470団体(令和6年度末現在)で構成する「ひょうご環境保全連絡会」は、兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会と兵庫県大気環境保全連絡協議会の統合により平成26年6月に設立されました。会員が相互に協力し行動することによって、“豊かで美しいひょうご”の実現を目指すことを目的として、環境の保全と創造に資する事業を総合的かつ効果的に推進しています。

瀬戸内海の環境保全活動としては、各種研修会の開催、環境保全に関する情報資料の提供や、瀬戸内海をはじめとした水環境の保全・創造活動を行う住民団体等への助成金交付等を展開しています。



家島での地引網体験



貸出用オリジナル紙芝居

エ (公社)瀬戸内海環境保全協会

平成25年4月に公益社団法人となった瀬戸内海環境保全協会では、瀬戸内海の環境保全・創造に関する普及啓発、活動支援及び情報収集・提供事業として、地域住民等を対象とした、人と自然が共生する「里海づくり」に関する環境学習や環境ボランティア等の人材育成事業への支援、研修会の実施、瀬戸内海環境保全推進ポスターの募集や総合誌「瀬戸内海」をはじめとする各種資料集の発行等、幅広く事業を展開しています。また、豊かで美しい瀬戸内海にするための調査・研究事業も随時行っています。

第3章 「資源循環」

1 循環型社会の構築

本県の廃棄物・リサイクル対策における目指すべき社会とその取組の長期的な方向性を示した「ひょうご循環社会ビジョン」(平成13年5月策定)と、廃棄物の減量や適正処理等に関する事項を示した「兵庫県廃棄物処理計画」(平成30年8月改定)を統合して「兵庫県資源循環推進計画」を令和6年1月に策定し、この中で「資源循環の方向性」と「廃棄物処理計画」を示しています。

(1) 資源循環の方向性

資源循環の方向性として、2050年頃の目指す社会と、これを見据えた2030年頃の施策を示しています。

ア 循環経済への移行

3R+リニューアブルなど資源循環を徹底、動静脈協働の循環産業システムの構築、循環を考慮したライフスタイルへの改革等

イ カーボンニュートラルの達成

焼却・埋立最小化、プラスチック等の素材対策、カーボンニュートラル型廃棄物処理・資源循環システム構築、資源循環による他分野の排出量削減への貢献等

ウ 自然との共生

3R+リニューアブルで天然資源使用抑制、サプライチェーン全体で自然への影響低減、持続可能性に配慮したバイオマス利活用等

エ あらゆる主体の参画と協働

地域循環共生圏を踏まえた資源循環、事業者・県民・行政等の連携推進、資源循環の見える化、公平な役割分担等

(2) 暮らしに根ざした資源循環の重点取組

ア プラスチック資源循環の推進

(ア) プラスチックの「使用削減+焼却量削減」

(イ) 「ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアム」の展開

イ 食品ロス削減対策の推進

(ア) 食品ロスの削減

(イ) 食品廃棄物の再生利用促進

ウ サステナブルファッション*の展開

(ア) 衣服の「適量発注・適量生産・適量購入・循環利用」へ転換

(イ) 衣服の生産から着用、廃棄にいたるプロセスでの持続可能性を確保し、地球環境や人・社会に配慮した取組を促進

(ウ) 衣服を製造・販売する企業と使用する生活者双方の行動変容を促進

(3) 廃棄物処理計画

一般廃棄物*の最終処分量などの重点目標と排出量などの目標を定め、廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を推進しています。また、地球温暖化対策の観点にも配慮し、メタン発酵によるガス回収やごみ焼却時の発電などエネルギー生産の取組を進めています。

ア 循環型社会の実現に向けた施策展開の方向

(ア) 循環型社会と脱炭素社会の実現に向けた統合的な取組の推進

循環型社会の実現を目指し、県民・事業者・行政の参画と協働による廃棄物の発生抑制、リサイクルを推進します。また、脱炭素社会づくりとの統合的な取組を進めるため、ごみ発電の導入等の取組を進めていきます。

(イ) 適正処理の確保

廃棄物は、その処理責任を負う市町又は事業者が適正処理を行います。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理に対し、行政のみならず、県民・事業者が連携した効果的な防止策を講じていきます。

イ 目標

目標年度である令和12年度に、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量459g、一般廃棄物の最終処分量を令和2年度実績から27%減、産業廃棄物の最終処分量を令和2年度実績から2%減とする重点目標を定めています。(表2-3-1, 2)

表 2-3-1 一般廃棄物の目標

		実績	目標	
		R2年度 (基準年度)	R7年度	R12年度
重点 目標	1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	507g	477g	459g
	最終処分量	206千t	169千t <△18%>	151千t <△27%>
目標	排出量	1,815千t	1,706千t <△6%>	1,617千t <△11%>
	1人1日当たりの 事業系ごみ排出量	274g	260g	242g
	再生利用率	15.5%	19%	21%

< >内は基準年度(令和2年度)比

表 2-3-2 産業廃棄物の目標

		実績	目標	
		R2年度 (基準年度)	R7年度	R12年度
重点 目標	最終 処分量	542千t	538千t <△1%>	534千t <△2%>
目標	排出量	21,209 千t	21,470 千t <+1%>	21,495 千t <+1%>
	再生 利用率 (汚泥除く)	82%	82%	83%

< >内は基準年度(令和2年度)比

ウ 目標達成に向けた施策の推進

(ア) 発生抑制、再使用、再生利用(3R)の推進、カーボンニュートラルの促進

リデュース、リユースの推進のために、プラスチックごみゼロアクションの推進、3キリ運動、フードドライブなどによる食品ロスの削減や、質の高いリサイクルの推進としてマテリアルリサイクル、循環型ケミカルリサイクル、水平リサイクルを促進していきます。

カーボンニュートラルの促進のために、プラスチック焼却量、埋立量の削減や素材の持続可能なバイオマス化・再生材利用を促進していきます。

(イ) 廃棄物の適正処理の推進

排出事業者及び処理業者に対する適正処理の指導、電子マニフェスト*の普及促進、アスベスト*廃棄物、PCB*廃棄物の適正処理、海岸漂着物等対策の推進、産業廃棄物処理業者優良認定制度の運用、産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例による規制等を実施しています。

適正処理体制の整備のために、ごみ処理広域化に向けた市町への技術的助言を行っていきます。

(ロ) 各主体の連携、行動変容、人材育成等の推進

各主体の連携のために、県市町廃棄物処理協議会等の場を活用し、市町との連携を進めます。

ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアム等で、事業者、県民、行政の連携を推進していきます。また、クリーンアップひょうごキャンペーンを継続していきます。

行動変容の促進のために、SNSピリカの兵庫県版見える化ページにより、ごみの清掃活動を発信し、行動変容を広げていきます。

人材育成等のため、ライフステージに応じた環境学習・教育を推進するため、様々な主体と連携・協働し、質の高い体験学習の機会を設け、行動意識へとつなげていきます。

2 一般廃棄物処理の現況

(1) 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の処理に関して、市町は、当該市町の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとなっており、この計画に基づいて、必要な一般廃棄物処理施設を整備するとともに、収集、運搬、分別、再生、保管、処分等の処理を行っています。

令和5年度における一般廃棄物の総排出量は169万t(計画収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量)となっており、近年徐々に減少しています。(図2-3-1)

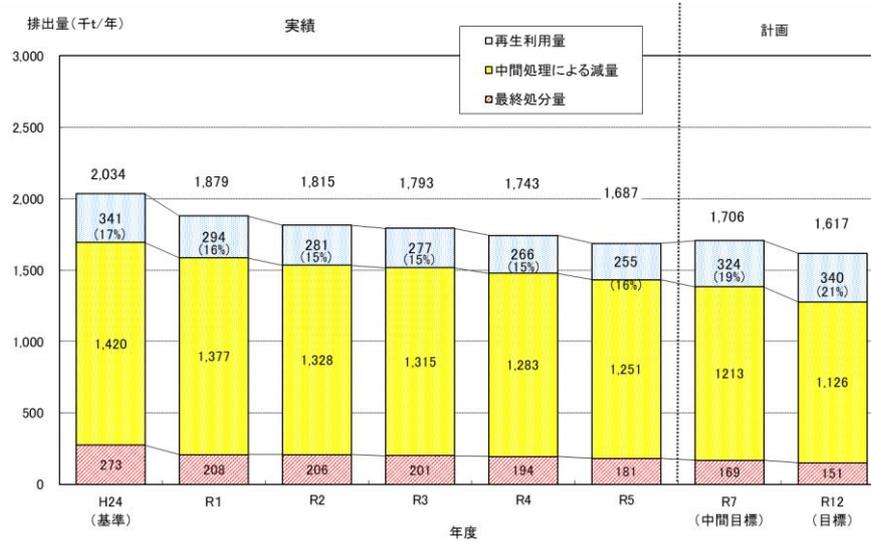


図2-3-1 一般廃棄物の状況

令和5年度に市町等が直営、委託業者、許可業者により収集したごみ量(計画収集ごみ)は約145万tで、前年度に比べて3%の減少となりました。内訳としては、家庭系ごみが4%減少し、事業系ごみは2%減少しました。

収集区分別に見ると、可燃ごみが85%と最も多く、次いで資源ごみが8.5%、不燃ごみが2.5%となっています。(図2-3-2)

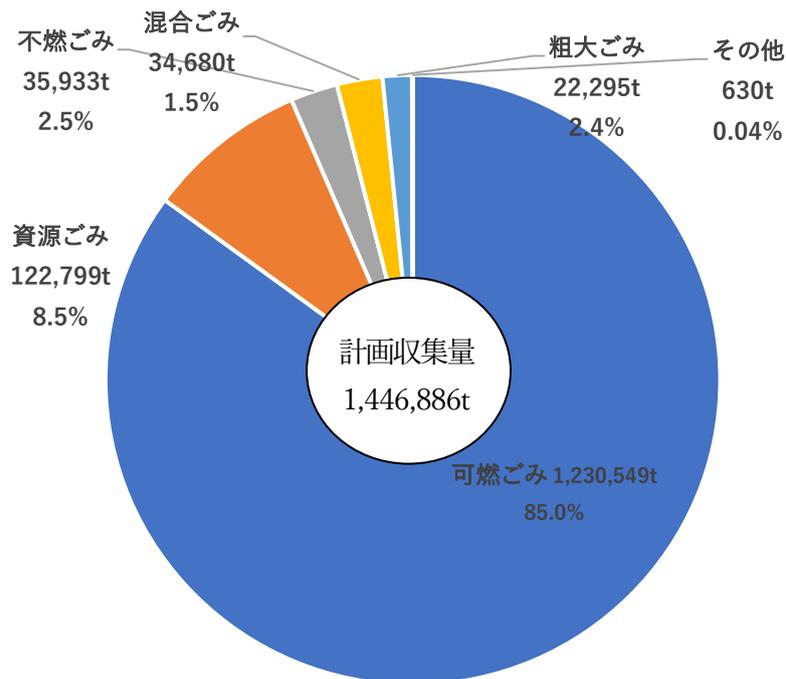


図2-3-2 ごみ処理の内訳(令和5年度)

(2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

令和5年度の県内の家庭系ごみ排出量は85万tで、資源ゴミを除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は465gとなっています。平成24年度(旧基準年度)の525gと比べ60g(令和2年度(新基準年度)の508gと比べ42g)減少しました。増減の傾向は全国と同様となっています。

今後も、市町と協力し各種施策の展開を図り、一般廃棄物の減量化に向けた取組をさらに強化していきます。(図2-3-3)



図2-3-3 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

(3) 一般廃棄物の処理の状況

令和5年度の一般廃棄物の処理状況は下図のとおりです。(図2-3-4)

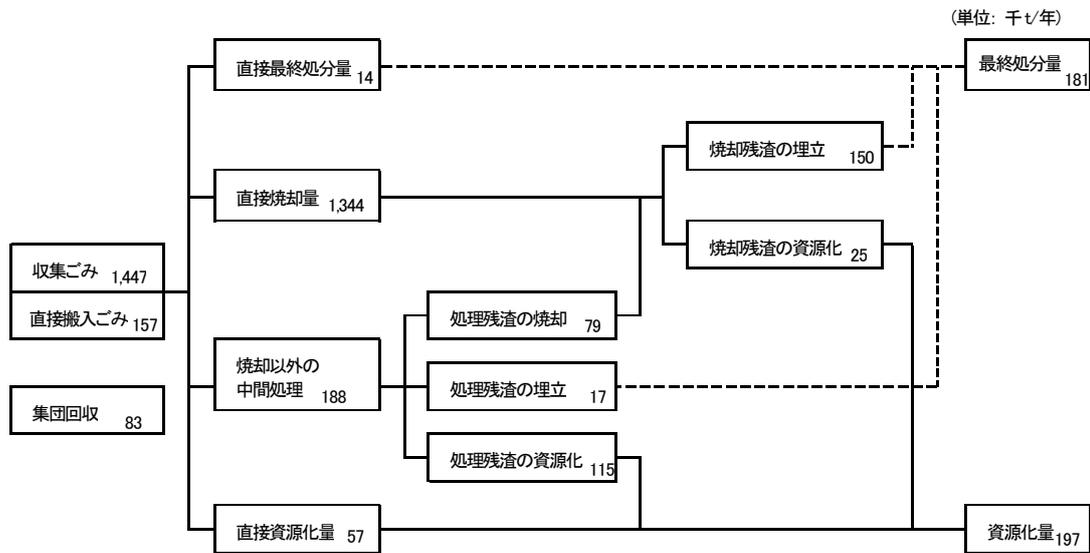


図2-3-4 一般廃棄物の処理状況(令和5年度)

中間処理*のうち焼却量は、直接焼却量134万tに処理残渣の焼却量7.9万tを加えた142万tとなっています。このうち125万tが焼却により減量化され、焼却残渣のうち15万tが埋立、2.5万tが資源化されています。

資源化量は、直接資源化量5.7万tに、中間処理の処理残渣の資源化量11.5万t及び焼却残渣の資源化量2.5万tを加えた19.7万tとなっています。更に、集団回収量の8.3万tを加味したリサイクル率((資源化量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量))は15.2%となり、全国平均19.5%を下回っています。(図2-3-5)

今後も、兵庫県分別収集促進計画に基づき、分別収集を促進していきます。

第3章 「資源循環」～脱炭素や自然共生につながる循環型社会の実現～

最終処分量は、直接最終処分量の1.4万tに焼却残渣の15万t及び処理残渣の1.7万tを加えた18.1万tで、平成24年度(旧基準年度)と比較すると約29%(令和2年度(新基準年度)と比較すると約6%)の削減となっています。(図2-3-5)

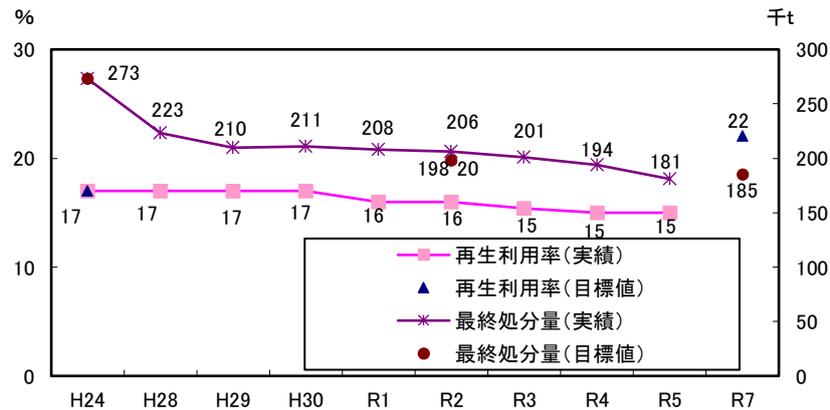


図2-3-5 一般廃棄物再生利用率・最終処分量

(4) し尿処理の状況

市町が計画的に収集するし尿・浄化槽*汚泥は下水道の普及により年々減少しており、令和5年度で25.8万kLと最近の10年間でほぼ3/4となっています。(図2-3-6)

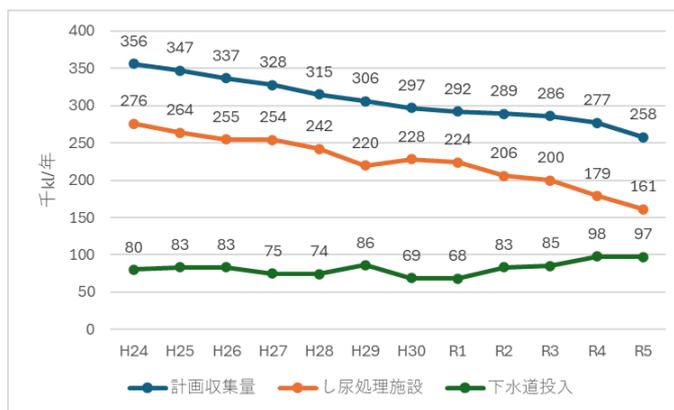


図2-3-6 し尿処理状況の推移

3 産業廃棄物処理の現況

(1) 産業廃棄物の排出量

令和4年度の兵庫県内の産業廃棄物の推計排出量は2,341万tです。(図2-3-7)

令和4年度の全国の産業廃棄物の推計排出量は約3億7,022万tであり、これと比較すると、兵庫県における産業廃棄物排出量は全国の6.3%を占めています。

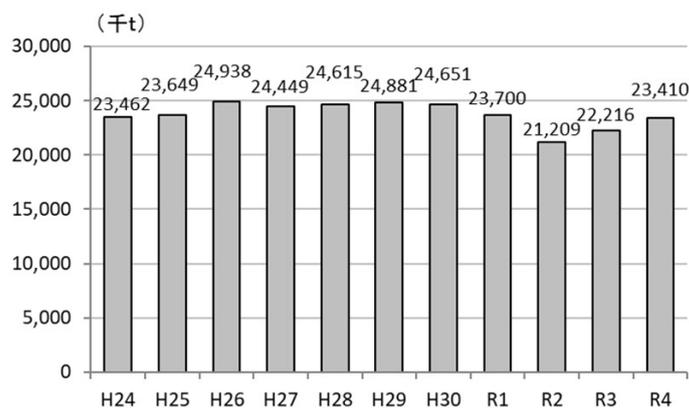


図2-3-7 産業廃棄物の排出量の経年変化

第3章 「資源循環」～脱炭素や自然共生につながる循環型社会の実現～

産業廃棄物の適正処理の推進には、排出量及び処理の状況や将来動向を的確に把握することが必要であり、県では、産業廃棄物の排出・処理実態について調査を実施しています。この結果、令和4年度の産業廃棄物排出量を種類別で見ると、汚泥が全体の約5割を占め、汚泥、鉱さいの2品目で全体排出量の約7割を占めています。(図2-3-8)

業種別で見ると、製造業が全体の約4割を占め、以下、下水道業、建設業となっており、この3業種で全体排出量の約9割を占めています。(図2-3-9)

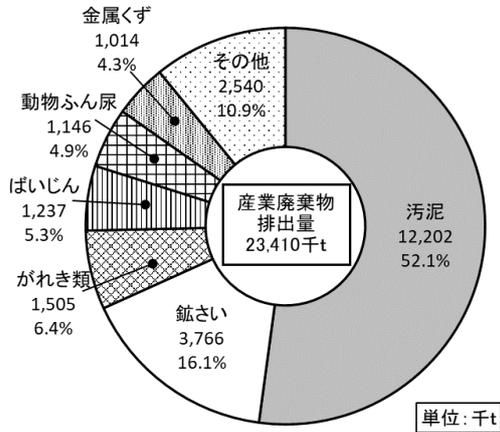


図2-3-8 種類別の産業廃棄物の排出量(令和4年度)

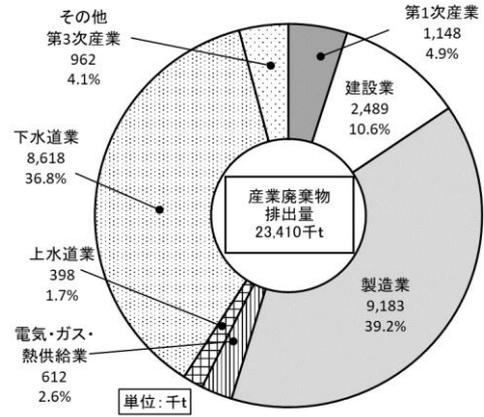
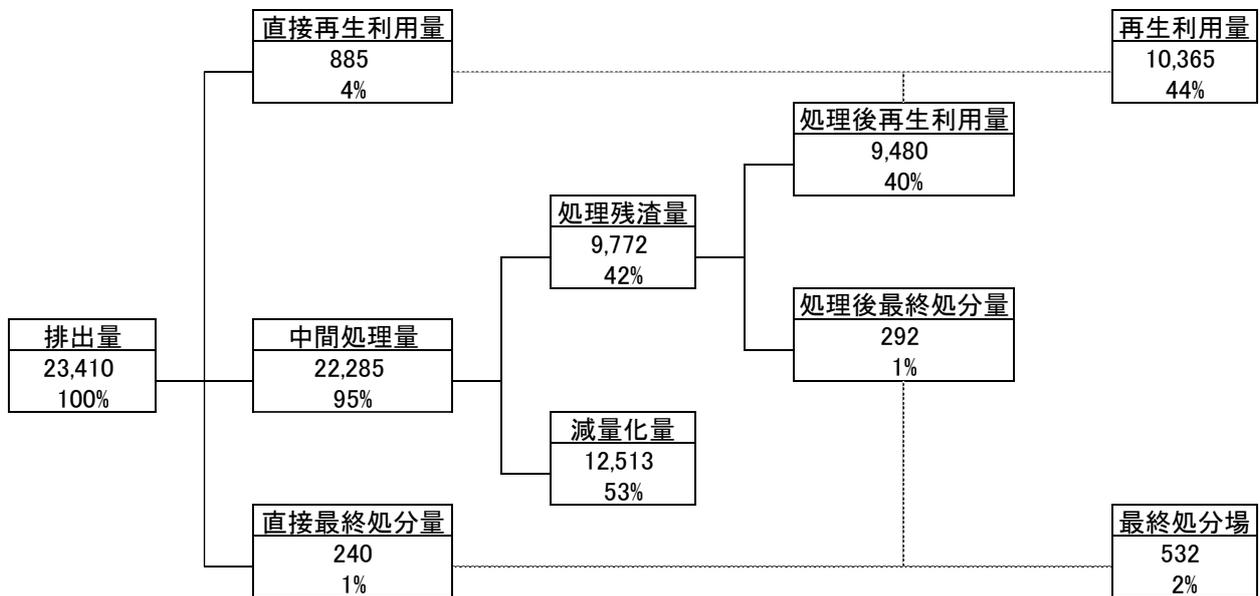


図2-3-9 業種別の産業廃棄物排出量(令和4年度)

(2) 産業廃棄物の処理の状況

令和4年度の産業廃棄物の処理状況は下図のとおりです。(図2-3-10)



※ 四捨五入処理を行っているため、合計値が合わない場合がある。

(単位:千t)

図2-3-10 産業廃棄物の処理状況(令和4年度)

第3章 「資源循環」～脱炭素や自然共生につながる循環型社会の実現～

排出された産業廃棄物のうち、直接再生利用された88万t(約4%)と中間処理後に再生利用された948万t(約40%)を合わせた再生利用量は1,036万t(約44%)となっています。

また、汚泥を除いた再生利用量は963万t(約86%)となっています。今後、排出事業者による一層のリサイクルを促していきます。(図2-3-11)

最終処分量は、そのまま最終処分された24万t(1.0%)に中間処理後の最終処分量29万tを合わせた53万t(2.3%)と、平成24年度と比べて26%の削減となっており、目標を達成しています。(図2-3-12)

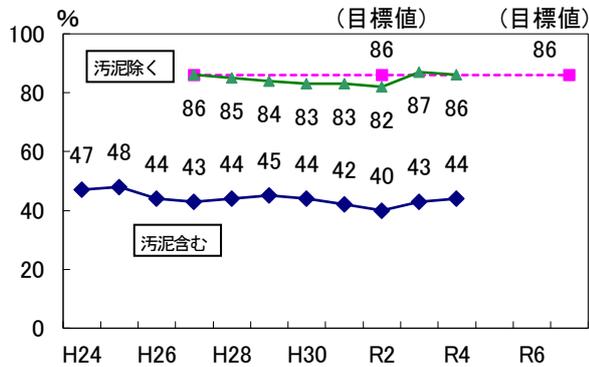


図2-3-11 産業廃棄物再生利用率

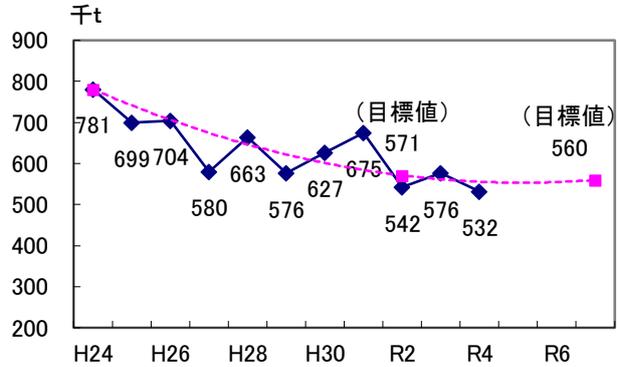


図2-3-12 産業廃棄物最終処分量

残り約95%にあたる2,228万tが焼却等により中間処理されています。

このうち、1,251万tが減量化され、さらに、948万tが再生利用、29万tが最終処分されるため、最終的には発生量の2.3%に相当する53万tが最終処分(埋立)されています。

(3) 産業廃棄物処理業者の状況

産業廃棄物処理は事業者自ら行うことが原則であり、処理に際しては、処理基準に従い適正処理することとされています。また、事業者は、自ら処理するほか、産業廃棄物処理業者に委託することができることとなっています。

排出事業者の委託を受けてその処理を担う処理業者は、知事(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にあっては市長)の許可を受け、処理基準に従い、産業廃棄物を適正処理しなければならないこととされています。

産業廃棄物処理業者数は、令和6年度末現在、収集運搬業が大部分を占めています。(表2-3-3、図2-3-13)

表2-3-3 産業廃棄物処理業者数(令和6年度末現在)

区分		兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	明石市	計
産業廃棄物	収集運搬業	10,262	116	114	69	5	5	10,571
	中間処分	190	56	60	40	5	7	358
	最終処分	10	4	0	0	0	1	15
産業廃棄物 特別管理	収集運搬業	787	33	19	9	0	1	849
	中間処分	7	8	8	5	1	2	31
	最終処分	0	2	0	0	0	0	2
合計(※延べ)		11,256	219	201	123	11	16	11,826

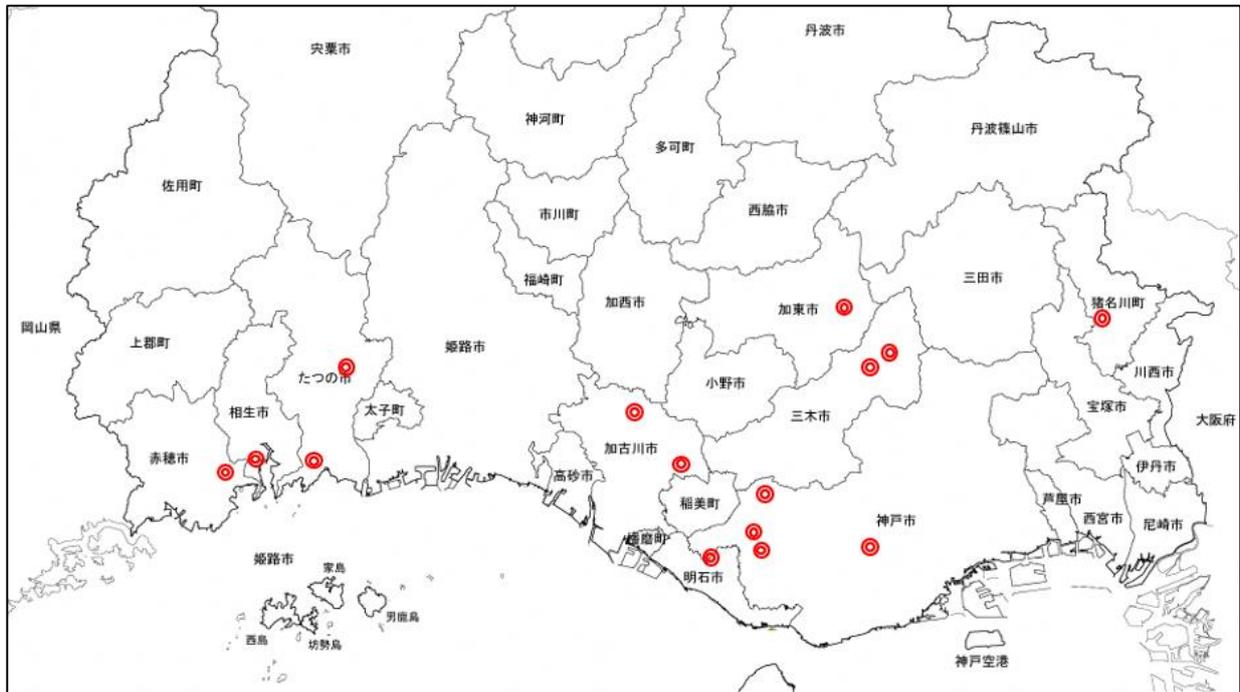


図 2-3-13 県内の最終処分場* (産業廃棄物処理業者)

4 バイオマスの利活用

(1) バイオマス利活用の状況

国では、平成18年3月に改訂された「バイオマス・ニッポン総合戦略」を踏まえ、平成21年6月に「バイオマス活用推進基本法」が制定され、取り組むべき施策の基本的な方向が明示されました。

一方、県では平成17年1月に策定した「兵庫県バイオマス総合利用計画」を起点に令和3年7月の「兵庫県バイオマス活用推進計画 2030」に基づき、各地域の特性に即したバイオマスの地産地消や副産物の利用も含め、バイオマスの有効活用を進めています。また、農林水産関連の有機性廃棄物や未利用資源をバイオマスとして捉え、多様な方法で活用することで、「廃棄物ゼロ」をめざす「農」のゼロエミッションに取り組んでいます。

令和5年度の県内のバイオマスの利活用率は93%となっています。(図2-3-14)

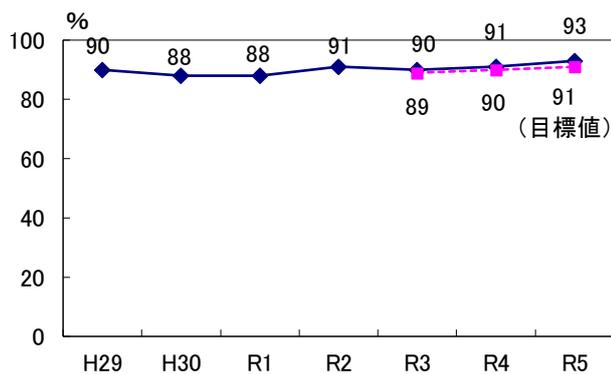


図 2-3-14 バイオマス利活用率

※利活用率：どれだけバイオマス(炭素換算)がエネルギーや再生利用製品の利用に仕向けられたかの割合を示す数値。どれだけ再生利用製品が生産されたかの割合を示す数値である「再生利用率」とは異なる。

(2) ひょうごバイオマス eco モデル登録制度

県では、バイオマスの利活用を推進するため、平成17年度から、県内の市町や民間事業者等によるバイオマス利活用の取組のうち、県民や事業者の参画を牽引するものを「ひょうごバイオマス eco モデル」として登録し、それらの取組内容を「兵庫県バイオマス活用推進大会」での事例発表や事例集の作成・配布、ホームページ等での情報発信などを行うことにより、バイオマス利活用の取組の普及・拡大を推進しています。

令和6年度は新たに2件登録し、合計66件の取組を公表しています。(図2-3-15、表2-3-4)

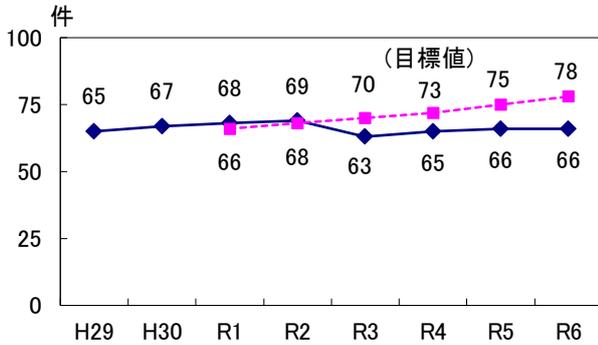


図2-3-15 ひょうごバイオマス eco モデル登録取組数

表2-3-4 ひょうごバイオマス eco モデル登録取組

(令和6年度登録分)

登録取組事業者	所在地	取組概要
生活協同組合 コープこうべ	神戸市	事業活動で発生する食品廃棄物のたい肥化を通じた食品リサイクルループの構築
株式会社 やまのふもと	三田市	しいたけ廃ほだ木や廃菌床を活用した昆虫飼育用資材の製造

第1節 資源循環の推進



1 リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進

ライフスタイルの変革としてエコラベル等の認定制度を活用したリサイクル製品の利用、需要拡大を促進するため、各種イベント等でのパンフレットの配布や、「地球環境時代！新しいライフスタイルを展開しよう～新しいライフスタイル委員会」が実施する地球環境時代に適応した新しいライフスタイルへの取組を展開しています。

【委員会の構成団体】

- ・兵庫県連合婦人会、兵庫県消費者団体連絡協議会、神戸市消費者協会、学識経験者等

【主な活動】

地球環境時代に適応した新しいライフスタイル（地球温暖化、廃棄物などの地球環境問題の重大さを認識し、日常の身近なところから、地球環境に負荷を与えない生活）の実践に向けた取組

- ・3R推進の普及啓発
- ・環境にやさしい事業者の顕彰
- ・家庭での省エネ・節電及び省資源の取組を推進
- ・省エネラベリング制度ほか環境マークの普及啓発

2 質の高いリサイクル(再生利用)の推進

一般廃棄物は、市町が一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、処分することとなっています。

県では、市町の責務が十分に果たされるよう、廃棄物処理施設等への立入検査を実施しています。

また、「兵庫県廃棄物処理計画」等との整合を図りつつ、一般廃棄物の資源化・減量化の推進が図られるよう、市町等に対して一般廃棄物処理基本計画の改定(原則5年ごと)を行うよう助言しています。

(1) 地域別循環型社会づくり推進会議

県内各地域に「地域別循環型社会づくり推進会議」を設置し、各地域の消費者団体や事業者、行政間で意見交換や情報交換を行うことにより、更なる連携を図り、次の事業や地域の課題に応じた自主的取組を推進しています。

- ・クリーンアップひょうごキャンペーン運動への参画
- ・マイバッグキャンペーン運動の実施
- ・レジ袋削減運動の実施
- ・スリムリサイクル宣言の店の募集、指定

(2) 条例による資源循環の推進

県条例に基づき、県民・事業者・行政の参画と協働による廃棄物の発生抑制・資源化に取り組んでいます。

ア 再生資源利用促進基準の適用(生産)

再生資源利用促進基準を定め、一定規模以上の製造業者等(大手製造業、電気業等約80社)における再生資源の利用等を促進しています。

イ 再生資源利用促進製品の指定(消費)

一定規模以上の事業所等における再生紙等の再生製品の利用を促進するため、「再生資源利用促進製品」として、印刷用紙、情報用紙、衛生用紙を指定しています。

ウ 回収促進製品及び回収促進区域の指定

飲料容器の回収と再資源化*を促進するため、「回収促進製品」として自動販売機で販売される缶又はガラス容器に飲料が充てんされた製品を指定するとともに、「回収促進区域」を指定し、自動販売機設置業者に回収量等の帳簿記載を義務づけています。

(3) 家電リサイクルの推進

平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)により、家電小売店や製造メーカー等に、廃家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目)の回収と再商品化が義務づけられており、順調にリサイクルが進んでいます。同法では購入店以外には回収義務が課せられていないため、県では、兵庫県電機商業組合及び(公財)ひょうご環境創造協会と協力して、平成13年4月から、回収の窓口を小売店に一元化する廃家電の回収・運搬方式(兵庫方式)を運用しています。

令和5年度の県内指定引取場所での引取台数は48万台で、このうち、兵庫方式での引取台数は約1万3千台となっています。

また、廃家電を無許可の不用品回収業者に回収依頼することは、廃棄物処理法違反になるおそれがあるばかりか、それらの家電は適切な処理が行われず、環境悪化にもつながっています。さらに、高額の処分費用を請求されるなどのトラブルに巻き込まれるおそれがあることから、市町と連携し、取締を強化するとともに、県民に無許可の回収業者を利用しないよう啓発しています。

(4) 使用済小型家電等リサイクルの推進

平成25年4月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)*に基づき、国に再資源化事業計画が認定された事業者が小型家電類*のリサイクルを行うこととなりました。

使用済み小型家電をリサイクルして2020東京五輪大会の入賞メダルを作製するための「みんなのメダルプロジェクト」は平成31年3月末で終了しましたが、引き続き小型家電リサイクル推進のため、「アフターメダルプロジェクト」が実施され、令和7年3月末現在の取組市町は41市町で、県は市町と連携した情報共有等を行い、取組促進を図っています。



使用済小型家電回収ボックス(加古川市)

(5) 建設リサイクルの推進

平成12年5月に制定された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)*では、対象建設工事における分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務づけ及び解体工事業の登録が定められています。

県では、建設廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため、建設業者に対して分別解体及び再資源化の普及啓発を実施するとともに、環境部局と建築部局との合同パトロールを定期的実施しています。

(6) 自動車リサイクルの推進

平成17年1月に完全施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)*に基づき、使用済自動車のリサイクル、適正処理を推進するため、事業者に対し法の周知を図るとともに、登録・許可業務及び指導監督を行っています。また、不法投棄の防止のため、電子マニフェスト制度、リサイクル料金の新車購入時預託、自動車重量税還付制度の仕組み等が制度化されています。

令和6年度末時点で、引取業者(352業者)・フロン類回収業者(206業者)の登録、解体業者(93業者)・破砕業者(24業者)の許可を行いました。

(7) 食品リサイクルの推進

食品廃棄物については、平成19年に改正された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)*に基づき定められた新たな基本方針(令和7年3月策定)において、令和11年度までに、再生利用等(発生抑制、再生利用、熱回収、減量)の実施率を、食品製造業95%、食品卸売業75%、食品小売業65%、外食産業50%に向上させる目標が定められました。これに対し、令和5年度実績は、それぞれ、97%、61%、63%、34%となっています。また、食品関連事業者以外の事業者や消費者についても、食品廃棄物の発生抑

制及び食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用に努めることが求められています。

食品リサイクル法では、これら食品関連事業者の再生利用等の取組に対する指導や普及啓発等は国が実施することとなっています。県では、これら普及啓発の取組(普及啓発用パンフレットの配布等)について、国の協力のもと推進を図っています。

(8) 家庭系廃食用油の回収・リサイクルの推進

学識者、事業者、市町で構成する「廃食用油利用促進調整会議(事務局：兵庫県)」においてとりまとめた「市町における廃食用油の効率的な回収システムの構築及び再利用の推進に関する報告書」を活用し、市町における廃食用油回収・利用の促進を図っています。令和7年3月現在、県内41市町のうち23市町で廃食用油の回収が行われている。

特に、令和7年3月にコスモ石油株式会社、日揮ホールディングス株式会社、株式会社レポインターナショナルの3社が設立した合同会社 SAFFAIRE SKY ENERGY において廃食用油を原料とした国産 SAF (Sustainable Aviation Fuel：持続可能な航空燃料) の製造、供給事業を行うための SAF 製造設備が大阪府堺市に設置されたことを機に、県内市町においても SAF の製造に向けた廃食用油の製造に向けた取組が拡大しており、令和7年3月現在で3市(神戸市、芦屋市及び宝塚市)が SAF 製造会社と協定を締結し、回収を実施しています。

(9) ひょうごエコタウン構想*の推進

健全な物質循環を促進し、環境と経済が調和した持続可能な循環型社会を構築するためには、使用済み製品等の資源をリサイクルするための受け皿施設の確保が不可欠です。県では、平成12年10月に「広域リサイクル拠点整備協議会」を設置し、産学官が一体となってリサイクル拠点整備の事業化検討を進め、複数の事業計画が具体化してきました。これらの検討成果をもとに、既存の産業基盤等を活用した広域的な資源循環体制の構築を目指す「ひょうごエコタウン構想」を策定し、平成15年4月に環境省及び経済産業省から「地域におけるゼロ・エミッション*構想推進のためのエコタウンプラン」として承認を受けました(近畿では初、全国では18番目の承認)。

構想では、県内で古くから発達した産業基盤・物流基盤を活用し、他地域のニーズにも対応した広域的な連携による資源循環を実現するとともに、市民・NPOなど幅広い関係者との連携による市民参加型のリサイクルを推進しています。これまでに、「廃タイヤガス化リサイクル施設(姫路市広畑区)や「食品バイオマス飼料化施設(加西市)、「ごみ焼却灰等セメントリサイクル施設(赤穂市)が運用されるなど、広域的なリサイクル拠点の整備が進められています。

さらに、構想の推進母体として、県民・事業者・大学研究機関・関係団体・行政等の幅広い参画のもと、産学官が一体となった「ひょうごエコタウン推進会議(平成15年12月設立)を設置し、産学官によるリサイクルの調査・研究、地球温暖化対策等の環境技術の向上・開発を図るとともに、「ひょうご環境ビジネス展」や研究進捗報告会を開催し、環境ビジネスに携わる県内企業の販路開拓やビジネスマッチングを支援しています。【会員数：183 [内訳：事業者116、県内市町・一部事務組合51、団体13、個人3(R6年度末)]】(表2-3-5)

表2-3-5 ひょうごエコタウン推進会議の研究会活動(令和6年度)

事業名	概要	実施期間
鉄鋼スラグの利用拡大研究会	土のう構造体の実大盛土への適用実験を実施。土のう構造体へのスラグ混合土適用の有意性を確認。	平成20年度～

3 暮らしに根ざした資源循環

(1) プラスチックごみ対策の推進

日本では、年間約 822 万 t のプラスチックがごみとして排出され、そのうち約 85% はリサイクル等で有効利用されていますが、残りの 15% は焼却又は埋立処分され、有効に利用されていません(令和 2 年度)。また、世界中で年間 480～1,270 万 t のプラスチックが河川等から海洋へ流入し、令和 32 年度には海洋中のプラスチックが魚の量を上回ると予想されています。さらに近年、マイクロプラスチック*が生態系に与える影響等について国際的に関心が高まっていることから、プラスチックごみの削減は、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっており、国の「プラスチック資源循環戦略」策定(令和元年 5 月)や「プラスチック資源循環促進法」の制定(令和 3 年 6 月)等、海洋環境の悪化につながるプラスチックごみ対策に向け各主体の取組が求められています。

県では、令和 2 年度から「プラスチックごみゼロアクション」を開始し、プラスチックごみ削減に向けた各種取組を強化・推進しています。これまで実施してきたレジ袋削減に関する取組を継続するとともに、令和 2 年 7 月から始まったレジ袋有料化の効果を把握し、必要に応じて取組の強化を進めます。また、県内市町及び一部事務組合が実施する観光地等でのごみ分別回収事業や事業者による一般廃棄物分別回収徹底事業、地域でのペットボトル集団回収事業等の先進的なペットボトル回収事業に対する補助を実施しています。さらに、県内化学メーカーが開発した海洋生分解性プラスチック*の導入普及を促進する等、代替素材への転換を図り、製造から廃棄までの各プロセスで、プラスチックごみの削減に向けた取組を進めます。

令和 3 年度には、県が市町等と連携して取り組むプラスチック資源循環の促進方策を検討するため、有識者、消費者団体、県内市町等で構成する「プラスチック資源循環検討会」を設置し、日常で使用するプラスチックに着目した促進方策をとりまとめました。

令和 4 年度は、観光やスポーツ等の異分野業種や市町、リサイクラーと連携し「ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアム」として、「プラスチックの使用削減などの促進」、「水平リサイクル等の促進」、「市町が回収する製品プラスチックの効率的な資源循環」、「行動変容の促進」の 4 つのテーマによりプラスチック資源循環の促進方策を展開しています。

令和 5 年に遠東石塚グリーンペット株式会社姫路工場が稼働を開始し、県内市町で回収される PET ボトルの 9 割以上(令和 6 年度上半期容リ協落札重量ベース)が県内でリサイクルされ、県内での資源循環の輪が確立したことから、令和 6 年 12 月に飲料メーカー、リサイクラー及び県で構成する「ひょうご PET ボトルサーキュラーネットワーク」を設立し、県民・市町の協力のもと、PET ボトルの水平リサイクル(ボトル to ボトル)を推進しています。

(2) 品目ごとのリサイクルの取組

平成 9 年 4 月から本格施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)は、住民が分別排出し、市町が分別収集した容器包装廃棄物を、事業者の負担により再商品化するものです。

市町・事務組合の策定する「分別収集計画」及び県の策定する「兵庫県分別収集促進計画*」に基づき、それぞれの市町において取組が進められており、県では、令和 7 年度に第 11 期「兵庫県分別収集促進計画」(計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度)を策定し、リサイクルの取組をさらに進めています。(表 2-3-6)

表 2-3-6 分別収集促進計画の計画値

	R8 年度(計画初年度) (第 11 期計画値)	R12 年度(最終年度) (第 11 期計画値)
容器包装廃棄物分別収集率*	45.7%	45.9%

※現在、店頭回収も含め全市町で 10 品目の分別排出が可能である

分別収集品目は、平成9年度にスチール缶、アルミ缶、ガラスびん(無色、茶色、その他)、紙パック及びペットボトルの7品目を対象にスタートし、平成12年度からは、段ボール、紙パック及び段ボール以外の紙製容器包装とペットボトル以外のプラスチック製容器包装の3品目が加わり、計10品目を対象としています。平成17年度以降は、スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん及び茶色ガラスびんについて全市町が分別収集に取り組んでおり、他の品目についても順次取組の充実が図られています。10品目の分別収集を行っている市町は、平成28年度に100%に達しました。容器包装廃棄物の分別収集率は、令和5年度は47.5%で、令和6年度目標値を上回っています。(図2-3-16)

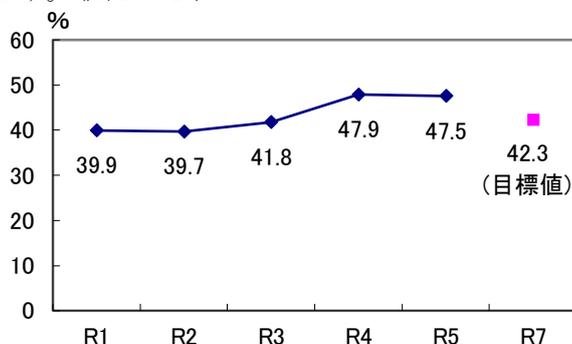


図2-3-16 容器包装廃棄物分別収集率

(3) 3キリ運動などによる食品ロス削減対策

食材の使い切り、食べ残しをしない食べきり、生ごみの水切りの「3キリ運動」を展開し、県民の意識啓発を図るとともに、食育と一体となった環境学習・教育を推進し、ごみを出さないくらしのノウハウの情報提供に努めています。また、県内市町を対象に食品ロス削減の取組状況について調査を実施するとともに、先進事例を調査・研究し、効果的な取組を市町に情報提供していきます。

(4) ひょうごフードドライブの推進

家庭で余っている食品をごみにせず、それを必要とする福祉団体等にスーパー等を通じて寄付する「フードドライブ」は、食品ロス削減を図る一つの手段であり、県民一人一人が取り組むことができる運動です。このフードドライブの活動を、関係団体、スーパー、市町、県等で組織する「ひょうごフードドライブ推進ネットワーク」が中心となって、「ひょうごフードドライブ」として全県展開を図っています。

さらにスーパーや団体の運動参画を促すため、初期経費を支援しており、令和6年度末時点では388拠点に拡大しています。今後、県内の約850スーパー店舗等を対象に全市町域での実施を目指します。



ひょうごフードドライブの様子

(5) サステナブルファッションの推進

家庭から排出される衣服の約7割は焼却処分されている現状にかんがみ、県内での衣服の大量発注・大量生産・大量消費・大量廃棄を脱却し、適量発注・適量生産・適量購入・循環利用へ転換するため、リサイクラーやアパレルメーカー等と連携し、効率的・効果的な衣服回収システムの構築や「繊維 to 繊維」の水平リサイクルの推進を図っています。

スポーツウェアの回収・リサイクルモデルについては、令和6年度に「スポーツウェア・リボーン・プロジェクト」を立ち上げ、女子バレーボールチームの大阪マーヴェラスと連携し、過去シーズンのユニフォームの提供を受けたほか、同チームのホームゲームにおいて、来場者からスポーツウェアを回収し、水平リサイクルを実施しました。



スポーツウェア・リボン・プロジェクト（大阪マーヴェラス公式戦）

4 未利用資源の利活用

(1) 未利用木質系バイオマスの利活用の促進

未利用系バイオマス（農作物非食部や木質系未利用材（間伐材、竹））は、農地へのすき込みやエネルギー源などとして利活用されています。

令和5年度の県内の未利用系バイオマスの利活用率は94%となっています。

とりわけ木質バイオマスの利活用では、豊富な森林資源を活かし未利用間伐材等を燃料として有効利用できるよう、燃料用材の仕分けや乾燥・ストックに必要な山土場の整備等を支援しています。

また、令和元年7月に兵庫県内の企業・団体や行政機関で設立された「地エネと環境の地域デザイン協議会（事務局：神戸新聞社）」に参画し、セミナーや交流会を通じて木質バイオマスや食品残さなどの利活用促進に取り組むとともに、地域資源由来のエネルギーを活かした自立力を持つ地域の構築を目指して、県内企業、NPOや市民団体との連携強化に取り組んでいます。



山土場に集積された燃料用材



バイオマス利活用に関するセミナー

(2) 廃棄物系バイオマスの利活用の促進

県では、令和3年度に「兵庫県バイオマス活用推進計画 2030」を策定し、地域特性に即したバイオマスの利活用を推進しています。

廃棄物系バイオマス（食品廃棄物、下水等汚泥、木質系廃棄物）は、たい肥化や飼料化による資源循環モデルを促進するとともに、メタン発酵による発電や熱利用など地産エネルギーとして有効活用します。

令和5年度の県内の廃棄物系バイオマスの利活用率は92%となっています。



メタン発酵による熱利用設備（明石市）

(3) 下水汚泥の利用

兵庫西流域下水汚泥広域処理場では下水汚泥を溶融処理しており、この処理により発生した溶融スラグ*を建設資材として有効利用するため、平成15年度に「下水汚泥利用検討委員会」を設置し、溶融スラグを用いたアスファルト合材*やコンクリート二次製品への有効利用を図っています。

利用促進にあたっては、①中播磨県民センター、西播磨県民局管内の土木事務所で発注する舗装工事では、溶融スラグ入りアスファルト合材の使用を原則化、②県内各土木事務所が発注する土木工事で使用するコンクリート二次製品のうち、境界ブロック、U型側溝*、JIS側溝*、街渠*について溶融スラグの使用を原則化しています。

第2節 廃棄物の適正処理



1 廃棄物の適正処理

(1) 排出事業者に対する指導

ア 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の指導

廃棄物処理法では、排出事業者責任の原則のもと、適正処理確保の観点から、排出事業者に対して、①適正な委託契約、②マニフェストの交付、③最終処分の確認を義務づけており、さらに平成20年度からマニフェスト交付状況の都道府県知事等への報告が義務化されています。

県は、県内の産業廃棄物の総排出量の約8割を占める多量排出事業者*を中心に制度の周知と指導の徹底を図っています。また、不法投棄未然防止対策の一環として、紙マニフェストに代わり、偽造がしにくく、「情報の共有」と「情報伝達の効率化」が特長の電子マニフェストの普及を多量排出事業者を中心に促進しており、令和6年度末時点で県内9,277事業者が利用しています。(図2-3-17)



図2-3-17 電子マニフェスト加入者数

イ 多量排出事業者に対する指導

廃棄物処理法により、前年度に産業廃棄物が1,000t以上又は特別管理産業廃棄物*が50t以上発生した事業場を設置する事業者は、多量排出事業者として(特別管理)産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等について定める処理計画と、その実施状況について、都道府県知事等への提出が義務づけられており、これらの提出書類は県ホームページ上で公表しています。

現在、県内の多量排出事業者は約360事業所であり、県内の産業廃棄物総排出量の約8割を占めます。多量排出事業者に対する毎年の処理計画・報告書の提出指導などにより、産業廃棄物の排出抑制・再生利用を促進しています。

(2) 処理業者に対する指導

産業廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業を行うにあたっては、廃棄物処理法に基づく許可が必要です。許可にあたっては、廃棄物処理法構造基準、維持管理基準及び処理基準等を踏まえ厳正に審査を行い、適正な処理施設の設置及び処理業者の確保に努めています。また、許可後も立入検査を実施し、不適正な事項が判明した場合は厳格に対応するとともに、政令市(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市)と協調し、(一社)兵庫県産業資源循環協会による研修会の開催等により、処理業者の資質向上を図っています。

さらに、廃棄物処理法の改正により、平成23年4月1日に創設された優良産業廃棄物処理業者認定制度では、通常5年である許可期限が7年に延長される等の特例が付与されています。

令和6年度末時点で優良認定を受けている処理業者は437業者となっています。(図2-3-18)

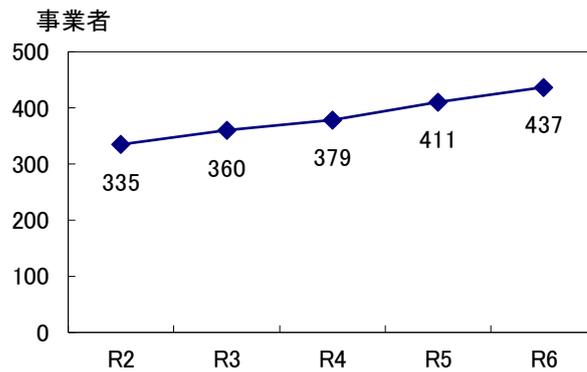


図 2-3-18 産業廃棄物の優良認定処理業者数

(3) 産業廃棄物処理施設の整備

「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、住民のコンセンサスを得た事業となるよう手続を進めています。本条例に基づき、処理施設の設置にあたって事業者に対し関係住民に説明会等を実施させるとともに、関係住民の意向を踏まえつつ必要に応じ、地元市町長への協力要請、紛争解決のあっせん、環境審議会産廃紛争予防・調整部会の意見聴取等を行うこととなっています。

令和6年度末までに条例対象事案 448 件のうち、433 件の手続が終了し、15 件については手続を継続実施しています。

(4) PCB 廃棄物対策

ア 国の取組

(7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB 特措法)に基づき、高濃度 PCB 使用製品の所有事業者及び PCB 廃棄物の保管事業者は期限内の適正処理が義務づけられています。

兵庫県内の高濃度 PCB 使用製品及び廃棄物の処理期限は令和3年3月31日と規定されており、また低濃度 PCB 廃棄物の処理期限は令和9年3月31日と規定されています。

(イ) 処理施設の整備

国は、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)を活用して、高圧トランス*・コンデンサ*等について全国5箇所(北九州、豊田、東京、大阪、北海道)の拠点的広域処理施設において高濃度 PCB 廃棄物を処理する体制を整備し、処理を進めてきました。

JESCO 北九州・大阪・豊田事業所は、令和6年3月31日に事業が終了しており、JESCO 東京・北海道事業所は、令和8年3月31日に事業が終了することから、期限内に高濃度 PCB 廃棄物の処理を完全に終了させる必要があります。



PCB 油含有廃安定器

(ウ) 微量 PCB 汚染廃電気機器等の対策

製造時に PCB を使用していないトランス等の中に、実際には数 mg/kg から数十 mg/kg の PCB によって汚染された電気機器等が大量に存在することが判明しています。その一部(電力会社が保管等している柱状トランス)は、本州6電力会社が整備した処理施設で適正な処理が進められていますが、その他のものは、廃棄物処理法に基づく無害化処理の認定を受けた処理施設又は都道府県知事等の許可を受けた処理施設で、処理が実施されています。

イ 県の取組

(ア) PCB 廃棄物の適正処理の推進

県が全国に先がけて制定した「ポリ塩化ビフェニル(PCB)等の取扱いの規制に関する条例」やPCB特措法等に基づき、保管事業者等に対して立入検査等を実施するとともに、適正保管及び期限内の適正処理について周知徹底を図っています。

県内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物のうち、高圧トランス・コンデンサ等の液状 PCB 廃棄物は、平成20年11月から JESCO 大阪事業所の処理施設で処理が開始され、令和5年度末までにトランス類464台、コンデンサ28,024台、PCB油類1,254缶が処理されました。

県内の高濃度 PCB 廃棄物の処理期間は JESCO 北九州事業所・大阪事業所の処理期間の延長があり、令和6年3月31日でその処理が終了しましたが、把握されていた高濃度 PCB 廃棄物は全量処理終了することができました。

令和6年4月以降に発見された高濃度 PCB 廃棄物は、JESCO 北海道事業所で受入れ、処理が行われています。また、低濃度 PCB 廃棄物についても、PCB 特措法に基づく処理期間内(令和9年3月31日まで)の適正処理を推進していきます。

(イ) PCB 廃棄物処理基金への拠出

PCB 廃棄物の処理にあたって中小企業者の処理費の負担を軽減するため、独立行政法人環境再生保全機構に設置されている基金に拠出しています。

【ポリ塩化ビフェニル(PCB)について】

1 主な使用用途

PCB は絶縁性が良く、変圧器や蛍光灯安定器等の電気機器用の絶縁油など、幅広い分野で使用されました。しかし、昭和43年に PCB によるカネミ油症事件で健康被害が発生するなど大きな社会問題となり、昭和47年に製造・使用が中止されました。

また、使用済 PCB 含有機器は、国が具体的対策を決定するまで所有者が保管することが義務付けられ、長期にわたる保管が行われてきました。

2 中小企業者等の負担軽減措置

一定の条件を満たす中小企業者等が処分する場合、JESCO での処分料金が軽減されます。

- ・ 中小、個人事業主等は収集運搬費用の70%を軽減
- ・ 個人は収集運搬費用の95%を軽減

(5) アスベスト廃棄物の適正処理

建築物の解体等により発生するアスベスト廃棄物の適正処理の徹底を図り、アスベストの飛散による健康被害の防止を図るため、産業廃棄物処理業者等の関係事業者を対象に研修会を実施するとともに、立入検査を実施して監視・指導の強化を行っています。

2 廃棄物の適正処理体制の整備

(1) 県ごみ処理広域化計画の推進

ごみ処理の広域化は、リサイクル対象物が一定量確保され、ごみの発生抑制・リサイクルの推進に寄与するとともに、ダイオキシン類の排出削減や施設建設費、維持管理費の軽減等の観点からも有効であるため、「兵庫県資源循環推進計画」(令和6年1月策定)に基づき、広域化の実現に向けての市町間調整、施設整備に関する技術的支援に努めています。

川西・猪名川・豊能郡ブロックでは平成20年度末から、にしはりまブロック及び但馬(南但)ブロックでは平成25年度から、但馬(北但)ブロックでは平成28年度から、東播磨2市2町(加古川市、高砂市、播磨町及び稲美町)では令和4年度からごみ処理施設を運用し、また、神崎郡3町(市川町、福崎町、神河町)、淡路3市(洲本市、淡路市及び南あわじ市)でも、それぞれ広域処理について協議を進めています。また、広域化に伴う施設整備を円滑に推進するため、ごみ処理施設の設置に住民の意見を十分反映させることを目的に、施設整備実施計画の策定から施設建設の段階に至るまでの手順等を盛り込んだ「一般廃棄物処理施設設置マニュアル」を市町等に提供しています。

(2) 市町における一般廃棄物処理施設の整備促進

市町においては、リサイクル可能なものは極力リサイクルを行い、その後になお排出される可燃性のものは焼却処理等を行うとともに、積極的に熱エネルギーの活用等を図るための施設整備が求められています。県は市町等が責任を持つ的確な施設整備ができるよう国の循環型社会形成推進交付金の確保に努めているとともに、高効率ごみ発電施設の導入を促進しています。(表2-3-7, 8、図2-3-19)

表2-3-7 市町の一般廃棄物処理施設の整備状況

(令和6年4月現在、稼働中のもの、政令市含む)

施設種別	施設数
ごみ焼却施設	33
ごみ燃料化施設	2
粗大ごみ処理施設	20
廃棄物再生利用施設	30
埋立処分地施設	36
廃棄物運搬用パイプライン施設	1
コミュニティ・プラント*	68
し尿処理施設	22
合計	212

表2-3-8 循環型社会形成推進交付金事業(令和6年度)

対象事業	自治体数	交付額(千円)	備考
循環型社会形成推進交付金 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)	5	443,863	宝塚市、三田市、淡路広域行政事務組合、中播北部行政事務組合、西脇多可行政事務組合
合計	5	443,863	



図2-3-19 各市町のごみ焼却施設と埋立処分地施設

(3) 公共関与による適正な最終処分の推進

一般廃棄物は市町が、産業廃棄物は排出事業者がそれぞれの責任で処理することが原則ですが、用地確保と合意形成の困難性、あるいは多額の初期投資を必要とすること等の課題があることから、個々の市町や事業者の努力のみでは最終処分場等の確保が困難な状況です。

このため、県では、広域的な立場から廃棄物の適正処理を推進すべく、地元市町、業界と連携・協力し、広域最終処分場等処理施設の確保対策を推進するとともに、現在実施している広域処理体系を維持・促進するため、各事業主体を支援しています。

ア 大阪湾フェニックス事業*

大阪湾圏域から生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる生活環境の保全及び港湾の秩序ある整備による地域の均衡ある発展を目的として、昭和57年3月に大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「フェニックスセンター」という。）が設立され、平成2年1月から廃棄物の受け入れを開始しました。令和6年度末時点で、県内では25市9町が受け入れ対象区域となっており（全体では2府4県169市町村）、県内の施設では、神戸沖埋立処分場及び海上輸送のための積出基地である尼崎基地、播磨基地、津名基地、神戸基地、姫路基地が稼働中です（尼崎沖埋立処分場は令和3年5月受入終了）。（図2-3-20）

現在、圏域全体では、神戸沖埋立処分場と大阪沖埋立処分場で廃棄物を受け入れています。

なお、現在のフェニックス計画の埋立終了は令和14年度（神戸沖埋立処分場は令和12年度）となっており、「大阪湾広域処理場整備促進協議会」（会長：兵庫県知事）がフェニックスセンターと連携して、次期事業を大阪港と神戸港で検討することとし、このうち、神戸港について具体化に向けた検討を先行して進めています。

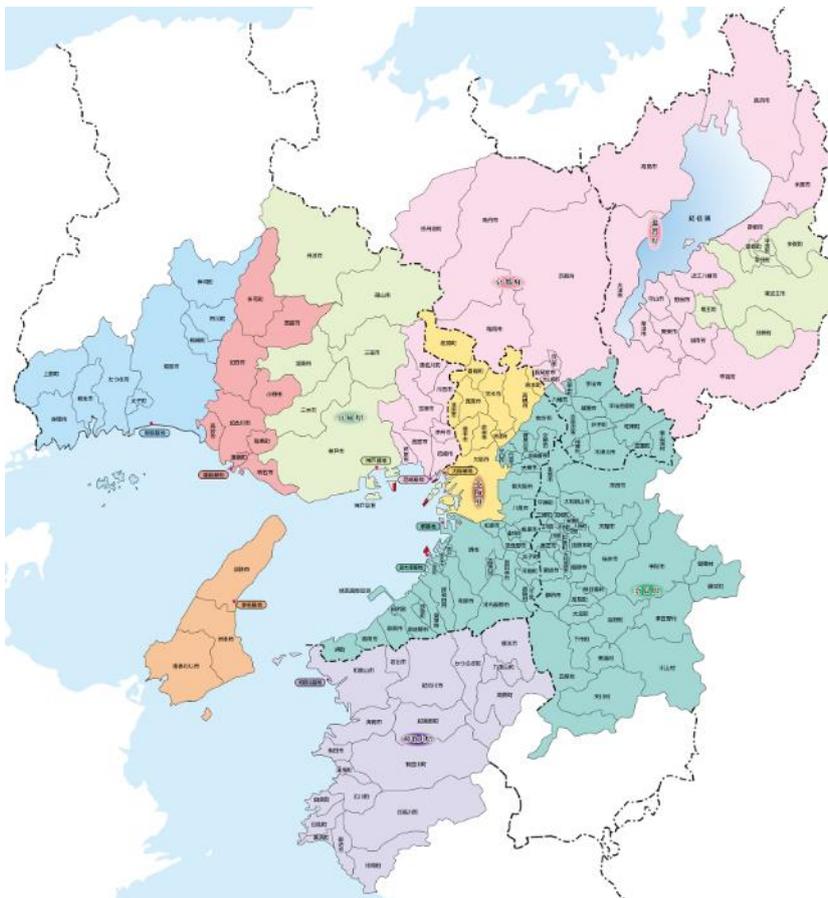
平成26年度に、滋賀県高島市等から神戸沖埋立処分場等へダイオキシン類の基準超過ばいじん*が搬入されていた事案を踏まえ、フェニックスセンターでは、平成27年度から全国で最も厳格かつ重層的な検査体制を導入する等、廃棄物の適正な受け入れが進められています。



尼崎沖埋立処分場(令和5年11月撮影)



神戸沖埋立処分場(令和5年11月撮影)



大阪湾フェニックス事業
(埋立処分場の概要)

- 尼崎沖埋立処分場**
 - ・位 置 尼崎市東海岸町地先
 - ・埋立面積 約113ha
 - ・埋立容量 約1,600万 m^3
 - ・R6実績 0万 m^3
 - 神戸沖埋立処分場**
 - ・位 置 神戸市東灘区向洋町地先
 - ・埋立面積 約88ha
 - ・埋立容量 約1,500万 m^3
 - ・R6実績 22.2万 m^3
 - 泉大津沖埋立処分場**
 - ・位 置 泉大津市夕風町地先
 - ・埋立面積 約203ha
 - ・埋立容量 約3,100万 m^3
 - ・R6実績 15.4万 m^3 (陸上残土のみ)
 - 大阪沖埋立処分場**
 - ・位 置 大阪市此花区北港緑地地先
 - ・埋立面積 約95ha
 - ・埋立容量 約1,400万 m^3
 - ・R6実績 52.8万 m^3
- ※全体計画の廃棄物埋立期間：
平成元年度～令和14年度

図2-3-20 大阪湾フェニックス事業(受入対象地域・埋立処分場の概要)

イ (公財)ひょうご環境創造協会事業

(公財)ひょうご環境創造協会資源循環部(旧(財)兵庫県環境クリエイトセンター)は、個々の市町や事業者では処理困難な廃棄物等の適正処理を推進しています。

同協会は、フェニックス事業に協力するとともに、住友大阪セメント(株)との共同事業として、市町等のごみ焼却施設で発生する焼却灰・ばいじんをセメント原料として再資源化を行う「焼却灰及びばいじんのセメントリサイクル事業」を実施しており、県は、今後とも同協会や市町等との連絡調整を行うことにより、事業の円滑な推進を図っていきます。

このほか、兵庫県電機商業組合の委託を受けて、平成13年4月から廃家電の回収・運搬システム「兵庫方式」の運営を行っています。



セメントリサイクル事業・焼却灰等前処理施設(赤穂市)

(公財)ひょうご環境創造協会資源循環の事業概要

セメントリサイクル事業・焼却灰等前処理施設

- ・位置 赤穂市西浜町1016-1
- ・処理能力 焼却灰 110t/日
ばいじん 48t/日
- ・令和6年度 取扱量
焼却灰 19,181 t
ばいじん 2,216 t
- ・令和6年度 受入市町(兵庫県分)
焼却灰:神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、高砂市、赤穂市、丹波市、小野加東加西環境施設事務組合、にしはりま環境事務組合、南但広域行政事務組合
ばいじん:にしはりま環境事務組合、北但行政事務組合、南但広域行政事務組合

※(公財)ひょうご環境創造協会と住友大阪セメント(株)との共同事業

3 循環型社会と脱炭素社会の統合的な取組の推進

(1) ごみ焼却施設における余熱利用

県内市町等のごみ焼却施設30施設のうち29施設で、余熱を利用することにより温室効果ガス排出量の削減に努めています。また、焼却炉への高効率ごみ発電の導入が進んでおり、令和5年度末時点で120,124kWの高効率ごみ発電が導入されています。(図2-3-21)



高効率ごみ発電施設(神戸市港島クリーンセンター)

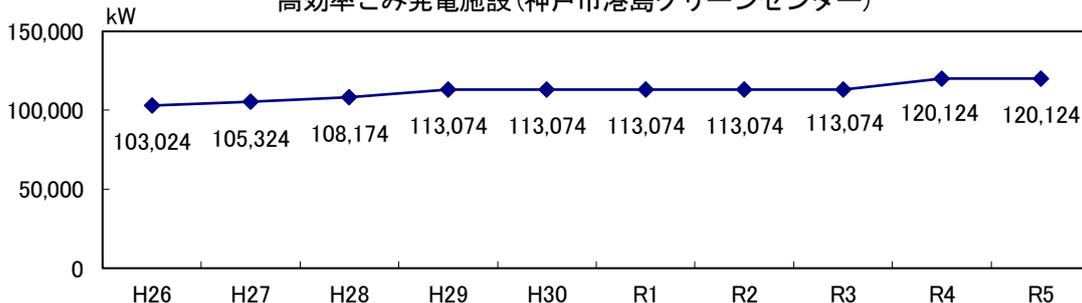


図 2-3-21 市町のごみ発電能力

(2) 下水道施設におけるエネルギー利用

県内の流域下水道*では、猪名川流域下水道の原田処理場で、下水汚泥の消化過程で発生するガスを利用して発電しています。また、武庫川流域下水道の武庫川下流浄化センター及び揖保川流域下水道の揖保川浄化センター敷地内では平成25年7月から、加古川流域下水道の加古川上流浄化センターでは平成29年4月から、太陽光発電設備の運転を開始しています。

第4章 「健全・快適」

兵庫県は、瀬戸内海臨海部に工場等が数多く立地していることから、身近な生活環境を保全するため、工場等から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視を継続して実施しています。

また、化学物質等のリスクについて調査・研究を進め、健康や環境への影響を未然に防ぐ予防原則に立った対策を推進しています。

第1節 健全で快適な生活環境の保全



1 健全で快適な生活環境の保全

(1) 大気汚染常時監視測定局による監視

県及び国・政令市(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市及び加古川市)は、地域を代表する地点に一般環境大気測定局*、交通量が多い道路沿いに自動車排出ガス測定局*を設置し、大気汚染状況の24時間連続測定を行っています。(表2-4-1)

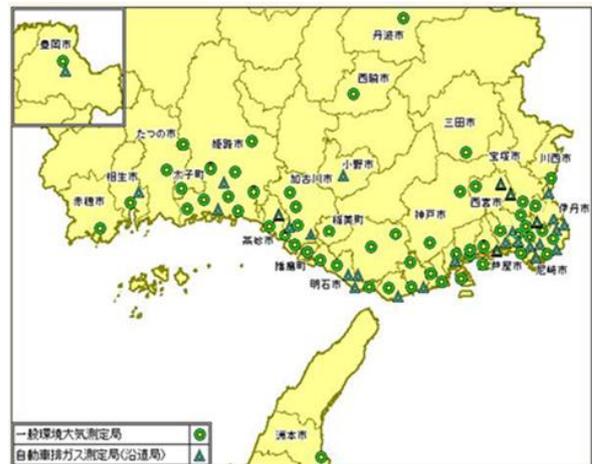
なお、微小粒子状物質(PM2.5)*について、県所管の全測定局23局及び国・神戸市などの政令市が設置する測定局41局を合わせ、64測定局に自動測定機を設置しています。(表2-4-2)

表2-4-1 大気汚染常時監視測定局の設置状況

区分	県	政令市	国	計
一般環境大気測定局	16	39	1	56
自動車排出ガス測定局	7	22	1	30
計	23	61	2	86

表2-4-2 PM2.5自動測定機の設置状況

区分	県	政令市	国	計
一般環境大気測定局	16	24	1	41
自動車排出ガス測定局	7	15	1	23
計	23	39	2	64



大気汚染常時監視測定局の設置場所



大気測定機(NOx計)



PM2.5自動測定機

ア 測定項目

(7) 環境基準*設定項目

二酸化硫黄*、二酸化窒素*、一酸化炭素、光化学オキシダント*、浮遊粒子状物質*、微小粒子状物質 (PM2.5)

(イ) その他の測定項目

一酸化窒素、全炭化水素、非メタン炭化水素、風向、風速、日射量、気温

イ 大気環境データの情報発信

大気汚染常時監視システムにより、測定局のデータの自動収集、集計等の処理を行い、ホームページ「ひょうごの環境」に掲載しています。また、環境省「大気汚染物質広域監視システム(そらまめくん)*」と接続し、県内の大気汚染状況や光化学スモッグ注意報等の発令状況をリアルタイムで情報発信しています。

(2) 一般環境大気の状態

ア 二酸化硫黄 (SO₂)

令和6年度は、34測定局で測定を行い、全局で環境基準を達成しています。また、年平均値の全局平均値は0.001ppmで、近年低濃度で安定しています。(図2-4-1)

イ 二酸化窒素 (NO₂)

令和6年度は、49測定局で測定を行い、全局で環境基準を達成しています。また、年平均値の全局平均値は0.008ppmで、平成8年度以降、減少傾向にあります。(図2-4-1)

ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和6年度は、52測定局で測定を行い、全局で環境基準の長期的評価を達成しています。ただし、短期的評価は19局で環境基準非達成となっており、原因は4月18日前後に飛来した黄砂の影響と考えられます。また、年平均値の全局平均値は0.013mg/m³で、減少傾向にあります。(図2-4-1)

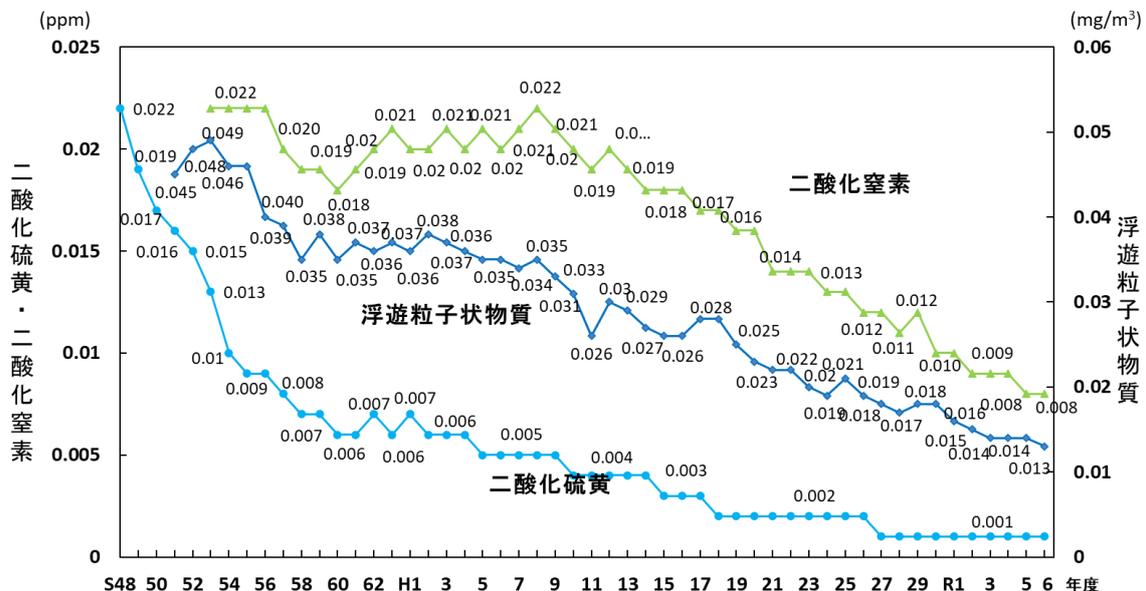
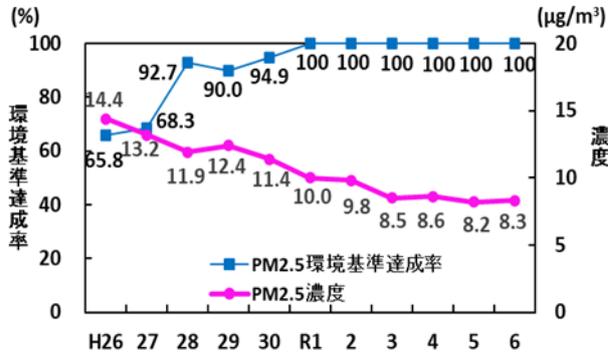


図2-4-1 一般環境大気測定局における大気汚染の推移(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)

エ 微小粒子状物質(PM2.5)

令和6年度は41測定局で測定を行い、全局で環境基準を達成しています。また、年平均値の全局平均値は8.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、減少傾向にあります。(図2-4-2)

PM2.5に関する注意喚起は、平成26年に3回行いましたが、それ以降は行っていません。また、効果的な対策を検討するため、成分分析を実施しています。



- PM2.5 注意喚起の発信基準**
- ①午前5時～7時の各地域内(対象地域を6地域に分割)の全測定局における1時間値の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
 - ②午前5時～12時の各測定局における1時間値の平均値の最大値が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
 - ③日中の濃度上昇や気象状況等により各測定局における日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれのある場合

図2-4-2 一般環境大気測定局におけるPM2.5濃度の推移と環境基準達成状況

オ 光化学オキシダント

令和6年度は49測定局で測定を行い、前年度と同様、全局で環境基準非達成でした。また、令和6年度は光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。(図2-4-3)

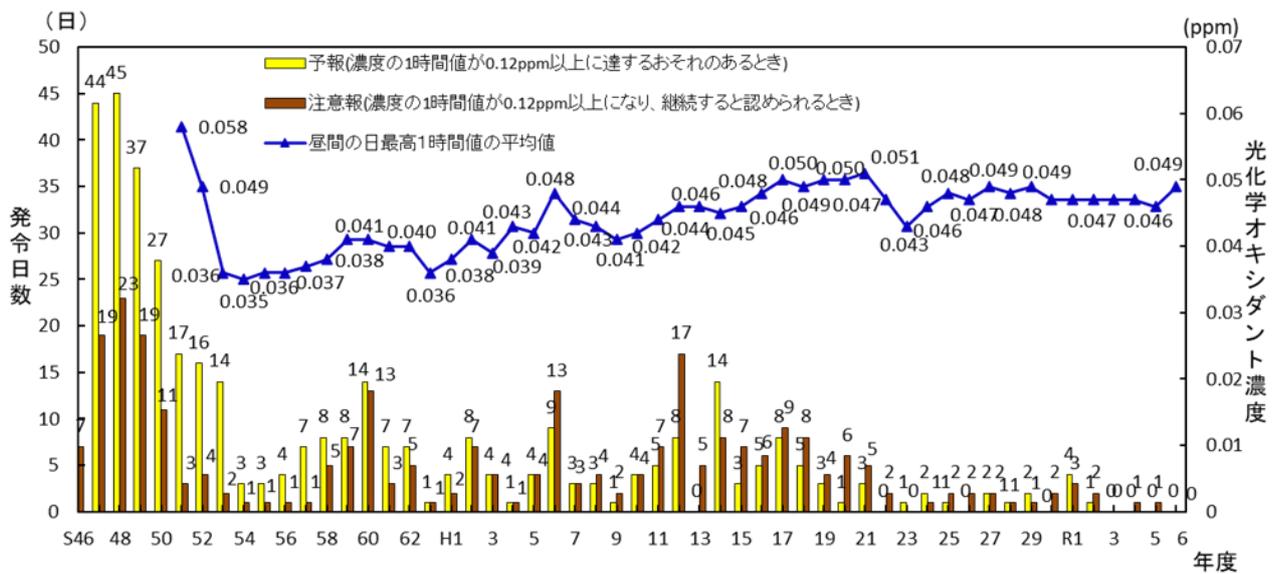


図2-4-3 屋間の日最高1時間値の年平均値と光化学スモッグ注意報等発令日数

カ アスベストの状況(令和6年度調査)

(7) 測定地点

8地点(芦屋市立宮川小学校、宝塚総合庁舎、播磨町役場、社総合庁舎、龍野庁舎、豊岡総合庁舎、柏原総合庁舎、洲本総合庁舎)

(イ) 測定結果

検出下限値未満～0.096本/Lで、1本/Lを超えた地点はなく、全国の測定結果と比較して、特に高い値はみられませんでした。

(3) 酸性雨*の状況

化石燃料の燃焼等により大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物から生成した硫酸や硝酸が溶け込んだ pH の低い酸性雨について、県では、阪神、播磨地域の大气汚染の直接的影響があると考えられる神戸と、東アジア地域の影響があると考えられる豊岡の2地点において雨水中の pH の調査を行っています。令和6年度の雨水の pH の年平均値は神戸 5.1、豊岡 5.2 でした。(図 2-4-4)

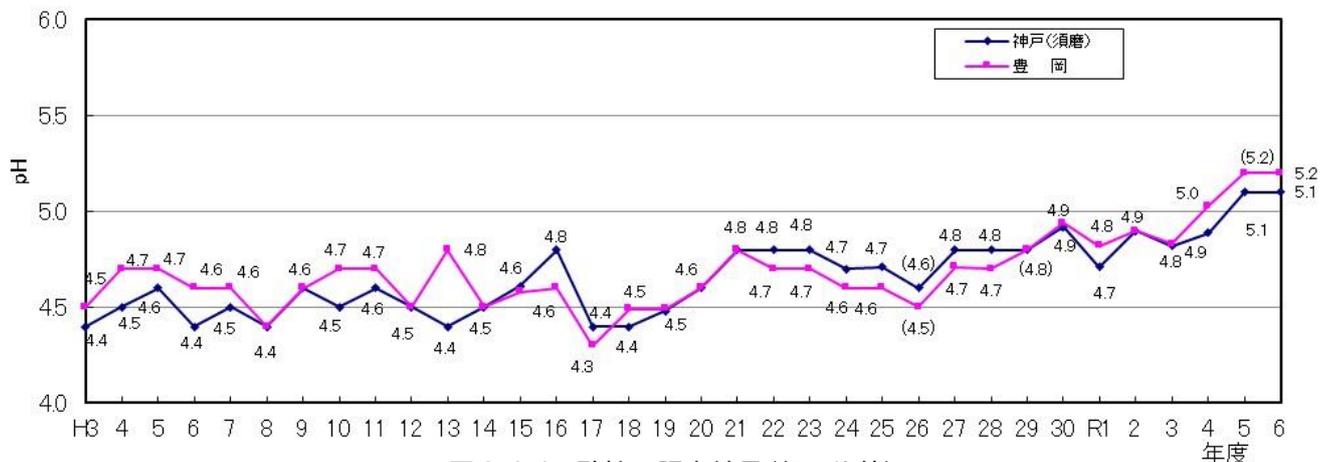


図 2-4-4 酸性雨調査結果(年平均値)

(4) 環境放射能水準調査

環境放射能水準調査として、環境中の放射線量等(空間放射線量率、降下物など)の測定を実施しています。

平成 23 年 3 月の福島原発事故前から測定を行っていた神戸市兵庫区(地上 34m)。平成 30 年 3 月神戸市須磨区(地上 1 m)に移設)での空間放射線量率は、事故後、特段の変化はみられませんでした。(表 2-4-3)

平成 24 年 4 月から地上 1 m で測定を開始した 5 地点(尼崎市、姫路市、豊岡市、丹波市、洲本市)の空間放射線量率は、令和 6 年度で 0.056~0.132 マイクロシーベルト/時でした。また、県立健康科学研究所の加古川市内への移転により、平成 30 年 3 月に神戸市兵庫区から須磨区の県立工業技術センターの敷地内へ移設したモニタリングポストの令和 6 年度の測定値は、0.103~0.116 マイクロシーベルト/時でした。6 地点とも事故前に全国の地上 1 m で測定された値(最大 0.155 マイクロシーベルト/時)より低い値となりました。

降下物中の放射性物質については、令和 6 年度は全て不検出でした。

なお、福島原発事故直後の平成 23 年 4 月~9 月の降下物からは放射性物質(セシウム 137 など)が検出されましたが、大気圏内核実験が実施されていた昭和 30 年代後半や、チェルノブイリ原発事故があった昭和 61 年よりも低い値でした。(表 2-4-4、図 2-4-5)

また、平成 29 年 9 月 3 日に北朝鮮が核実験を行ったことにより、原子力規制庁の指示によりモニタリング体制を強化しましたが、空間放射線量率や降下物中の放射性物質等に異常値は確認されませんでした。(過去の同国による核実験時も異常値は確認されていません。)

表 2-4-3 空間放射線量率の状況

(単位：マイクロシーベルト/時)

	原発事故当時 (H23. 3. 11～3. 31)	R6年度	過去の範囲 (H19～21)
兵庫県 (神戸市)	0.037※	0.103～ 0.116	0.035～ 0.076※
愛知県	0.040	0.028～ 0.088	0.035～ 0.074
東京都	0.095	0.020～ 0.072	0.028～ 0.079
茨城県	0.25	0.028～ 0.093	0.036～ 0.056

※当時測定していた神戸市兵庫区での数値

表 2-4-4 月間降下物中の放射性物質

(セシウム 137)の状況(単位：メガベクレル/k m²・月)

	H22年度	H23年度		R6年度
		H23. 4～ H23. 9	H23. 10～ H24. 3	
兵庫県※	不検出	0.036～ 7.9	不検出	不検出
愛知県	不検出	0.090～ 6.9	不検出～ 0.053	不検出
東京都	8,100	6.4～ 280	1.8～18	不検出
茨城県	17,000	68～ 2,300	10～36	不検出

※平成 30 年度からの降下物の採取場所は、県立健康科学研究所の移転に伴い、加古川市になっている。

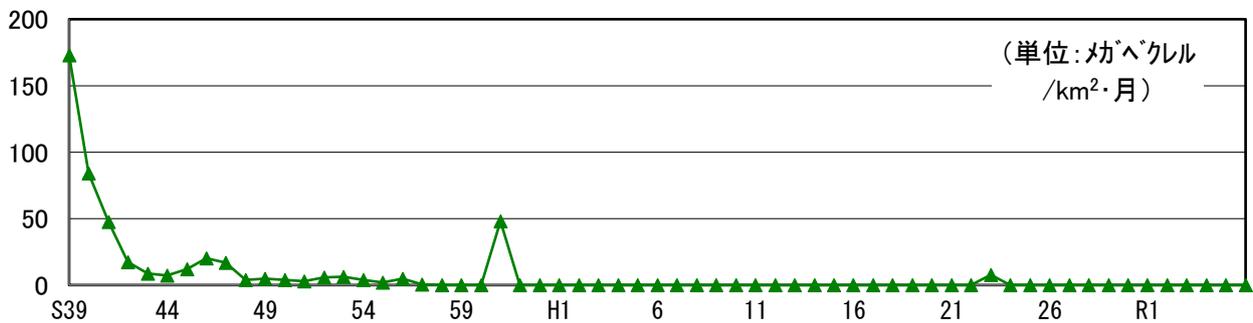


図 2-4-5 兵庫県の月間降下物中の放射性物質(セシウム 137)

(備考) セシウム137は昭和30年代後半には100メガベクレル/km²・月以上観測されていたが、昭和56年度以降大気圏内核実験が停止されたため減少傾向にあった。その後、昭和61年のチェルノブイリ原発事故の影響により一時的に増加(48メガベクレル/km²・月(兵庫県昭和61年5月セシウム137))したが、翌年には再び減少し、H22年度までは昭和50年代の1/20のレベルであった。



空間放射線量率の検出器



降下物等の放射性物質を測定する
ゲルマニウム半導体検出器

(5) ばい煙、粉じん等の対策

ア ばい煙発生施設等の届出

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物等を排出するばい煙発生施設、粉じん発生施設、揮発性有機化合物(VOC)*排出施設及び水銀排出施設の設置等の届出審査を行うとともに、排出量の低減について指導を行っています。

令和6年度末の届出総数は、ばい煙発生施設が8,057施設、一般粉じん発生施設が3,864施設、揮発性有機化合物排出施設が157施設、水銀排出施設が172施設となっています。

イ 工場・事業場の立入検査等

大気汚染防止法に基づき、工場等の立入検査を実施し、ばい煙等濃度の測定、燃料の分析等を行い、規制基準の遵守状況等を監視し、規制基準に適合しない場合は改善を指示するなど必要な措置を講じています。(表2-4-5)

表2-4-5 工場・事業場への立入検査数等(令和6年度)

区分	届出工場 事業場数	立入検査 件数	行政措置		
			改善命令	改善勧告	改善指示
ばい煙発生施設	2,946	279	0	0	0
一般粉じん発生施設	335	78	0	0	6
揮発性有機化合物排出施設	56	15	0	0	0
水銀排出施設	86	39	0	0	0

※政令市等所管分を含む

ウ 硫黄酸化物対策

大気汚染防止法に基づく排出基準、阪神・播磨地域の工場・事業場に対する総量規制及び燃料使用基準の適用、県内主要工場と締結している環境保全協定*により、良質燃料の使用、排煙脱硫装置の設置等を指導し、硫黄酸化物の排出量削減に努めてきました。

この結果、硫黄酸化物による大気汚染の顕著な改善効果が得られ、全ての一般環境大気測定局で環境基準をはるかに下回る濃度にまで改善されました。

エ 窒素酸化物対策

窒素酸化物の発生源は工場・事業場、自動車、船舶など多岐にわたっており、汚染メカニズムも複雑であるため、環境基準を維持達成するために、発生源別、地域別に効果的な対策を講じています。

(7) 固定発生源対策

工場・事業場に対する大気汚染防止法に基づく濃度規制や環境保全協定により、低NO_xバーナーの導入、燃焼管理方法の改善、燃料の良質化等の排出量抑制指導を行っています。

(イ) 神戸・阪神地域における窒素酸化物対策

神戸・阪神間において、二酸化窒素濃度が高濃度で推移していたことから、自動車をはじめ工場・事業場、家庭等中小煙源等を含む総合対策指針「阪神地域窒素酸化物総量削減基本方針」により対策を行っています。また、令和6年3月に「兵庫県自動車NO_x・PM総量削減計画」を改定し、自動車から排出される窒素酸化物について引き続き対策を行っています。

オ 浮遊粒子状物質(SPM)対策

県は、大気汚染防止法に基づく排出基準の遵守を徹底するほか、環境保全協定による指導等により、良質燃料の使用や集じん機の設置等、ばいじん排出量の低減に努めています。

また、大気汚染防止法に基づき、一般粉じん発生施設に関する構造、使用及び管理基準の遵守を指導するほか、県条例により、規制対象施設の拡大、許可制度の導入並びに敷地境界及び地上到達点での濃度規制基準の遵守を指導することにより、一般粉じんの発生の低減に努めています。

カ 光化学スモッグ*対策

光化学スモッグによる被害の未然防止と被害発生時における被害者の救済を目的として次の対策を実施しています。

(ア) 光化学スモッグ監視体制の構築

光化学スモッグ特別監視期間中(令和6年度は4月22日～10月18日)は、土曜、日曜、祝日を含めた特別監視体制を構築し監視を行っています。

(イ) 光化学スモッグ注意報等の発令

光化学オキシダントの濃度が高くなり、その状態が継続すると判断した場合に、健康被害の未然防止を図るため、光化学スモッグ注意報等を発令しています。(表2-4-6)

(ウ) 光化学スモッグ緊急時対策

光化学スモッグ注意報等の発令時には、ばい煙排出者(県内257工場)に対する大気汚染物質排出量の削減、揮発性有機化合物の使用抑制及び自動車使用者に対する自動車の走行の自主的制限を要請するほか、関係機関との連携、報道機関の協力を得て県民に対する広報活動と保健対策を実施しています。また、県ホームページで注意報等の発令状況をリアルタイムで公開するとともに、注意報等発令時にはメール配信サービスによる情報提供を行っています。(図2-4-6)

表2-4-6 光化学スモッグの発令区分・基準

区分	発令基準
予報	測定局におけるオキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断したとき
注意報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm*以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき
警報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき
重大警報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき

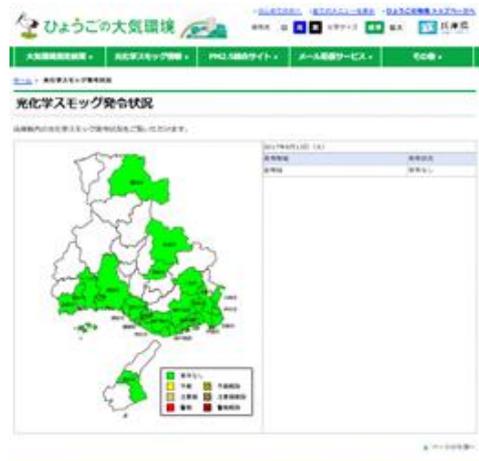


図2-4-6 ホームページ上の光化学スモッグ発令情報例

(6) 自動車環境対策の推進

ア 沿道大気汚染の状況と対策

(ア) 二酸化窒素(NO₂)

令和6年度は、27測定局で測定を行い、全局で環境基準を達成しています。年平均値の全局平均値は0.011ppmで、平成8年度以降、減少傾向にあります。(図2-4-7)

(イ) 浮遊粒子状物質(SPM)

令和6年度は25測定局で測定を行い、全局で環境基準の長期的評価を達成しています。ただし、短期的評価は9局で環境基準非達成となっており、原因は4月18日前後に飛来した黄砂の影響と考えられます。年平均値の全局平均値は0.014ppmで、平成8年度以降、減少傾向にあります。(図2-4-7)

(ウ) 一酸化炭素(CO)

令和6年度は、21測定局で測定を行い、全局で環境基準を達成しています。年平均値の全局平均値は0.3ppmで、減少傾向にあります。(図2-4-7)

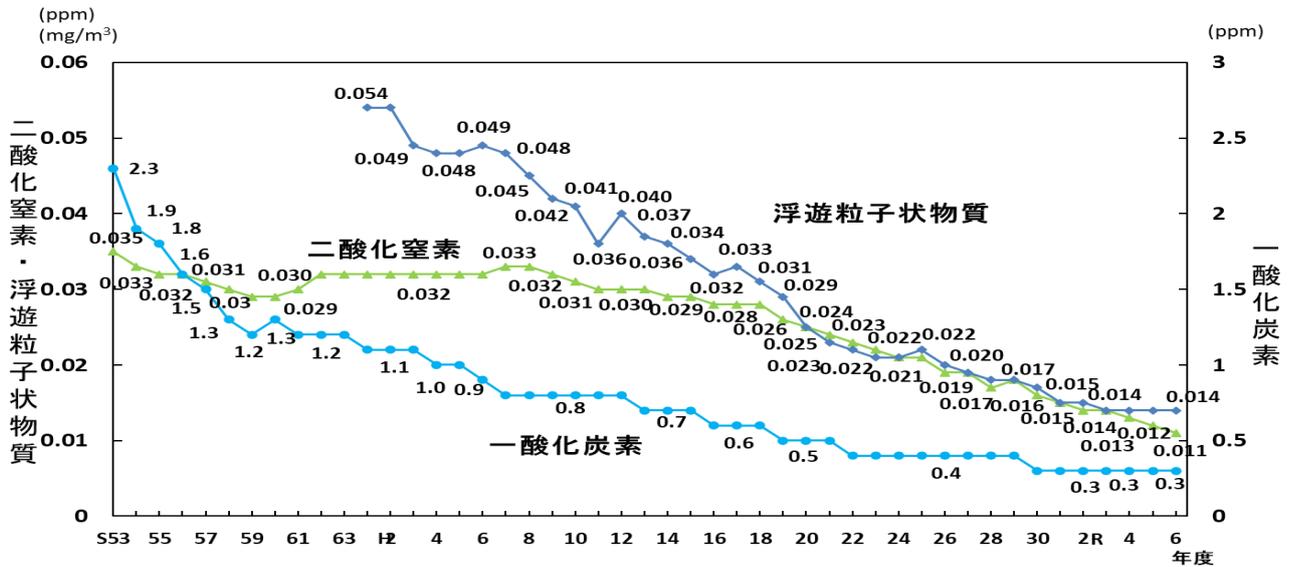


図2-4-7 自動車排出ガス測定局における環境基準達成率の推移

(イ) 微小粒子状物質(PM2.5)

令和6年度は、23測定局で測定を行い、全局で環境基準を達成しています。また、年平均値の全局平均値は9.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、近年減少傾向にあります。(図2-4-8)

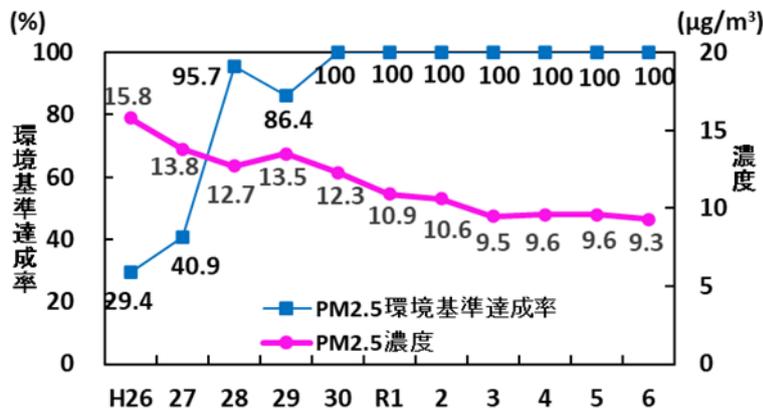


図2-4-8 自動車排出ガス測定局におけるPM2.5濃度の推移と環境基準達成状況

イ 自動車排出ガス対策の推進

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質による健康影響が懸念されることから、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NO_x ・PM法)に基づき、県では令和6年3月に「兵庫県自動車 NO_x ・PM総量削減計画」を改定し、自動車排出ガス対策を推進しています。

また、県条例に基づき、自動車停止時のアイドリングストップや事業者による自主的な自動車排出窒素酸化物の排出抑制等を推進するほか、平成16年10月から阪神東南部地域(神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市)において、自動車 NO_x ・PM法の排出基準に適合しないディーゼル自動車等の運行規制を実施しています。(図2-4-9)

表 2-4-7 事業者(運送事業者・荷主等)への
立入検査結果(令和6年度)

事業者	立入検査数	検査車両数	
		対象車両	違反車両
	0	0	0



街頭検査の様子

表 2-4-8 カメラ検査・街頭検査の検査結果(令和6年度)

検査方法	検査回数	規制対象車両数	県内車両		県外車両	
			規制対象車両	うち違反車両	規制対象車両	うち違反車両
カメラ検査	111	21,059 (100%)	9,374 (44.5%)	3(0.01%)	11,685 (55.5%)	2(0.01%)
			うち違反車両		うち違反車両	
街頭検査	10	35 (100%)	8 (22.9%)	0(0%)	27 (77.1%)	0(0%)
			うち違反車両		うち違反車両	

(ウ) 自動車単体対策の推進

大気汚染防止法で、自動車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質等の排出基準が定められています。

県では、これらの基準に適合した最新規制適合車への転換を促進するため、中小企業者が現に使用しているディーゼル車等を窒素酸化物等の排出量の少ない最新規制適合車に買い替える場合等に、購入資金を低利で融資する制度を設けています。

ウ 次世代自動車*等の普及促進(p.13 参照)

令和6年度末現在、県内では約 57 万 3 千台の次世代自動車が普及しています。県では、平成 25 年 6 月に「兵庫県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定し、電気自動車用充電器の設置を促進しています。(表 2-4-9)

また、「兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン」を平成 26 年 7 月に策定し、燃料電池自動車の普及を図っています。



燃料電池自動車

表 2-4-9 次世代自動車等の普及状況(R7.3 末)

車区分	台数
燃料電池自動車	239
電気自動車	9,877
天然ガス自動車	81
プラグインハイブリッド自動車	11,226
ハイブリッド自動車	552,107
計	573,530

(被けん引車、軽自動車、二輪車を除く保有台数)

(7) 電気自動車用充電器の設置

令和6年度末現在、県は、電気自動車の利便性を高め、普及を促すため、県内4箇所に電気自動車用急速充電器(4基)を設置しています。

なお、民間事業者設置分も含めた県全体での電気自動車用充電器設置基数は令和6年度末で1,733基となっています。(図2-1-13)

(イ) 公用車への次世代自動車の率先導入

公用車の次世代自動車への代替を進め、令和6年度末では、燃料電池自動車3台、電気自動車6台、ハイブリッド自動車307台、クリーンディーゼル自動車315台の計631台を使用しています。(県警車両を含む。)

(ウ) 民間での次世代自動車の普及促進

民間での次世代自動車の普及促進を図るため、国及び市等と協調し、導入事業者に対する助成を行っています。

エ 公共交通の利用促進

「ひょうご公共交通10カ年計画」に基づき、地域、企業、学校等において公共交通への利用転換の意識啓発(モビリティ・マネジメント)活動等を実施しています。

オ 水素ステーションの整備促進【再掲】

平成30年度より水素ステーションの設置に対する補助事業を行っています。令和6年3月に三木市内の水素ステーションが開所し、県内の水素ステーションは5基となっています。(表2-4-10)

表2-4-10 水素ステーション設置状況

開設者	開設時期	場 所
岩谷産業(株)	H26年7月	尼崎市
日本エア・リキッド(同)	H29年3月	神戸市兵庫区
岩谷産業(株)	R3年4月	姫路市
日本エア・リキッド(同)	R5年5月	神戸市中央区
ネッツトヨタ神戸(株)	R6年3月	三木市



ネッツテラス三木水素ステーション

補助事業の内容(令和6年度)

1 補助対象経費

パッケージ型水素供給設備又は定置式水素ステーションの設置に要する経費(設計費、設備機器費、設備工事費等)

2 補助対象

国庫補助の交付決定を受けた、民間会社、個人事業主、地方公共団体等

3 補助金額

- (1) パッケージ型水素供給設備(水素供給能力: 50N m³/h未滿)
補助対象経費から国補助金を除いた額の1/4(上限12,500千円)
- (2) 中規模水素ステーション(水素供給能力: 300N m³/h以上又は50N m³/h以上)
下記①又は②のうち小さい金額
 - ① 補助対象経費から国補助金及び80,000千円を除いた額
 - ② 50,000千円

カ 燃料電池バス(FCバス)の導入促進【再掲】

公共交通機関等へのFCバスの導入を促進するため、令和2年度に補助制度を創設し、令和5年4月から、神戸市において県内2台目となるFCバスの営業運行が開始しています。

補助事業の内容(令和6年度)

1 補助対象経費

燃料電池バスの車両本体価格

2 補助対象

国庫補助の交付決定を受けた、県内に使用の本拠を置く燃料電池バスを導入する事業者等

3 補助金額

上限 25,000 千円



燃料電池バス(神戸市バス)

キ 沿道騒音の状況と対策

(7) 騒音の環境基準の達成状況

令和6年度における主要な道路沿道の騒音測定の結果は、224測定地点のうち、約87%の測定地点で、全時間帯(昼、夜)で環境基準を達成しています。

しかし、約5%の地点では一部の時間帯で環境基準を達成せず、また、約8%の地点では全時間帯(昼、夜)で環境基準を達成しませんでした。

(イ) 道路交通騒音対策

道路交通騒音対策として以下の対策を進めています。

a 発生源対策

騒音規制法に基づく許容限度の設定及び道路運送車両法の保安基準に基づく自動車構造の改善により、自動車単体から発生する定常走行騒音、加速走行騒音、近隣排気騒音等は低減しています。

b 道路構造対策

低騒音舗装や遮音壁の設置等の対策により騒音の低減を図っています。

c 沿道対策

沿道土地への住宅以外の建物の誘致、既存住宅の防音工事等を行い、生活環境への影響を最小限に抑えています。

ク 国道43号対策

(7) 環境の現況

国道43号沿道の大気汚染の状況は、経年的に改善傾向にあり、令和6年度の二酸化窒素は全ての測定局で環境基準を達成、浮遊粒子状物質は全ての測定局で長期的評価における環境基準を達成しています。また、夜間の騒音は、道路構造対策、交通流対策等により低減されています。

(イ) 国道43号・阪神高速神戸線環境対策連絡会議での取組

平成7年に「国道43号・阪神高速道路訴訟」において、国等に対する損害賠償請求の一部を認容する最高裁判決が下されたことから、平成7年8月に国、県警本部、県、関係市及び阪神高速道路公団(現：阪神高速道路株)で構成する「国道43号・阪神高速神戸線環境対策連絡会議」を設置し、道路構造対策をはじめ、交通流対策や沿道対策の総合的な環境対策について検討を行い、各種対策を講じています。

(ウ) 関係5省庁等による取組の経過

平成12年1月に尼崎公害訴訟の一審判決で沿道住民の浮遊粒子状物質による健康被害が認

められ、大気環境改善のための新たな取組が必要となったことから、同年6月、関係5省庁により「当面の取組」(交通流・道路構造対策、迂回輸送の促進のための事業者への協力要請、自動車単体対策等)が取りまとめられ、同年12月に和解が成立しました。

また、平成14年10月には、同和解内容の履行をめぐり、同訴訟の原告団から、公害等調整委員会に対するあっせん申請が行われ、平成15年6月にあっせんが成立し、その後、あっせん条項の履行について原告団と国土交通省及び阪神高速道路公団(現：阪神高速道路株)による連絡会が開催されてきました。

平成25年6月に開催された第47回連絡会では、阪神高速道路湾岸線への大型車の誘導や、交通規制に代わる国道43号の独自ルールなどの環境対策について合意書が取り交わされ、連絡会による協議が終結しました。

(7) 公共用水域及び地下水の常時監視

ア 概要

県は、国や市町と連携し、河川や海域、地下水の水環境の状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づき策定した「公共用水域及び地下水の水質測定計画」により、公共用水域水質測定と地下水質測定等を継続的に行っています。公共用水域水質測定については、河川、湖沼、海域において、健康項目*、生活環境項目*、要監視項目*について測定を行いました。(表2-4-11)

健康項目については、河川225地点212地点で環境基準を達成しました。(環境基準達成率94%)

環境基準を超過した主な原因は、自然由来であり、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはありませんでした。

湖沼及び海域では、全地点で環境基準を達成しました。

生活環境項目(河川：BOD*、湖沼、海域：COD*)については、河川全39水域において、海域26水域中20水域において環境基準を達成しました(環境基準達成率：河川100%、海域77%)。湖沼全1水域は、環境基準を達成しませんでした。

環境基準達成状況の推移を見ると、河川においては、ほぼ達成され、海域では横ばい傾向です。

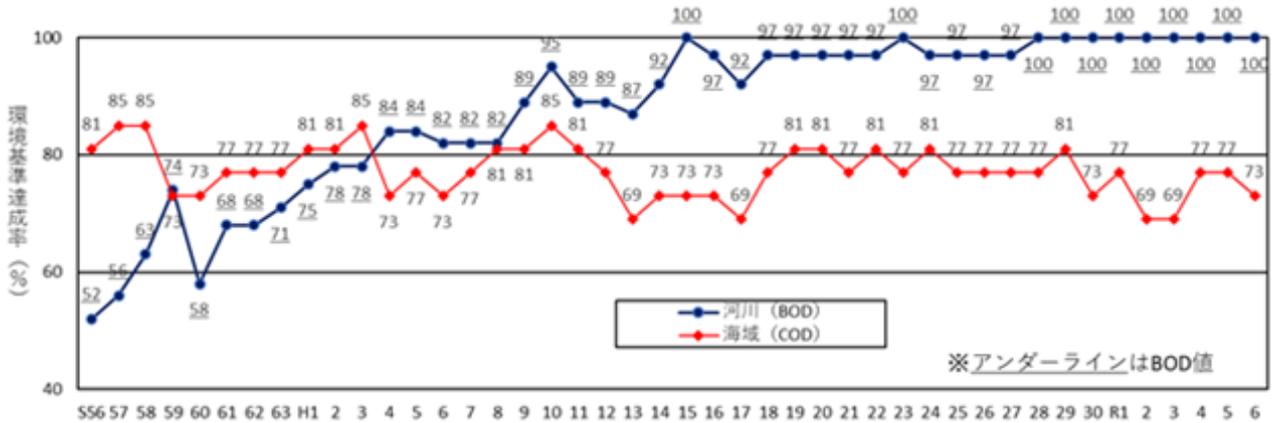
(図2-4-12)



海域の水質調査

表2-4-11 測定項目と測定地点数(令和6年度)

	健康項目	BOD、COD	全窒素・全磷
河川	225 地点	39 水域 (44 地点)	—
湖沼	1 地点	1 水域 (1 地点)	1 水域(1 地点) ※全磷のみ
海域	77 地点	26 水域 (46 地点)	9 水域 (29 地点)



$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{水域数}} \times 100$$

図 2-4-12 水質汚濁の推移(環境基準達成状況)

地下水質測定については、県内の地下水の全般的な状況を把握するために県内全域において井戸水の水質測定を行う概況調査と、概況調査において汚染が確認された測定地点において継続的な監視のために定期的に行う継続監視調査を行っています。(表 2-4-12)

令和6年度の概況調査の結果では、調査対象井戸(89地点)の89.9%(80地点)において環境基準を達成しました。(図 2-4-13)

表 2-4-12 地下水水質測定地点数(令和6年度)

調査種類	測定地点数
概況調査	89
継続監視調査	93
合計	182

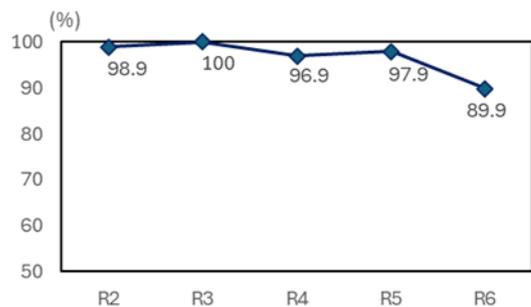


図 2-4-13 地下水環境基準適合率(概況調査)

イ 河川の現況(令和6年度)

(7) 健康項目

健康項目27項目については、砒素、ふっ素を除く25項目について、全ての測定点において環境基準を達成しました。

砒素(環境基準値 0.01mg/L 以下)については、猪名川水系最明寺川の最明寺橋(宝塚市)の1地点で、ふっ素(環境基準値 0.8mg/L 以下)については、有馬川の長尾佐橋(神戸市)、明治橋、船坂川の船坂橋、下田橋下流、太多田川の蓬莱峡山荘前、千都橋、座頭谷川の流末、仁川の鷲林寺橋、甲山橋、地すべり資料館横、津門川の神祇官橋(いずれも西宮市)の11地点で基準値を超過しました。12地点のいずれも地質による自然の影響を受けています。環境基準を超過した地点については、引き続き監視を行います。

(イ) 生活環境項目

生活環境項目については、環境基準の類型指定*が行われている39水域の44環境基準点を含め142水域238地点で調査を行いました。(図 2-4-14)

BODについては、下水道整備をはじめとした生活排水対策が進んでおり、全39水域で環境基準を達成しました。(表 2-4-13)

a 阪神地域

11 水域全てで環境基準を達成しました。

b 播磨・丹波地域

20 水域全てで環境基準を達成しました。また、天川、法華山谷川、八家川及び大津茂川では環境基準が設定されていませんが、長期的には改善傾向を示しています。

c 但馬地域

8 水域全てで環境基準を達成しました。

d 淡路地域

洲本川、三原川では環境基準は設定されていませんが、長期的には改善の傾向を示しています。

ウ 湖沼の現況(令和6年度)

千苧水源池は武庫川支川の羽束川を重力式粗石モルタル積ダムによってせき止めた人工貯水池です。湖沼では、上層と下層で水質が異なることから、環境基準点で表層(水面下0.5m)及び下層(水面下10m)の2層で調査を行っています。

CODについては、環境基準(3mg/L以下)を達成しませんでした。全りんについては、環境基準(0.01mg/L以下)及び暫定目標値(0.019mg/L)とも達成しませんでした。(表2-4-13、図2-4-14)

第4章 「健全・快適」～健全で快適な生活環境の確保～

表 2-4-13 河川・湖沼の主要な測定地点と測定結果(令和6年度)

① 河川

水域名	採水地点(市町名)	地点番号	環境基準 (生活環境項目)	平均値 (mg/l)	75%値	環境基準		
			類型			値	達成状況	
猪名川	上流	銀橋(川西市)	A(BOD2mg/L以下)	0.7	0.7	2	○	
		軍行橋(伊丹市)		0.8	1.0	2	○	
	下流(1)	中園橋(尼崎市)	B(BOD3mg/L以下)	1.0	1.1	3	○	
		利倉橋(豊中市)		2.5	2.6	8	○	
神崎川	辰巳橋(尼崎市)	5	B(BOD3mg/L以下)	1.7	1.8	3	○	
								(大阪市)
庄下川	尾浜大橋(尼崎市)	7	C(BOD5mg/L以下)	1.1	1.2	5	○	
昆陽川	尾浜橋(尼崎市)	6	C(BOD5mg/L以下)	1.5	1.8	5	○	
武庫川	上流	大橋(三田市)	A(BOD2mg/L以下)	0.9	0.8	2	○	
	中流	百間樋(宝塚市)	B(BOD3mg/L以下)	1.0	1.1	3	○	
	下流	甲武橋(尼崎市)	C(BOD5mg/L以下)	1.2	1.2	5	○	
夙川	夙川橋(西宮市)	11	C(BOD5mg/L以下)	0.8	0.9	5	○	
福田川	福田橋(神戸市)	12	E(BOD10mg/L以下)	1.0	1.1	10	○	
明石川	上流	上水源取水口(神戸市)	B(BOD3mg/L以下)	0.9	0.9	3	○	
	下流	嘉永橋(明石市)	C(BOD5mg/L以下)	1.0	1.1	5	○	
伊川	二越橋(神戸市)	15	C(BOD5mg/L以下)	1.1	1.3	5	○	
谷八木川	谷八木橋(明石市)	16	E(BOD10mg/L以下)	2.6	2.9	10	○	
晝瀬川	野添橋(播磨町)	17	D(BOD8mg/L以下)	2.2	3.0	8	○	
加古川	上流	井原橋(丹波市)	A(BOD2mg/L以下)	1.3	1.2	2	○	
	下流	板波橋(西脇市)	B(BOD3mg/L以下)	0.9	1.0	3	○	
		加古川橋(加古川市)	B(BOD3mg/L以下)	1.5	2.2	3	○	
志染川	坂本橋(神戸市)	22	B(BOD3mg/L以下)	0.6	0.6	3	○	
別府川	十五社橋(加古川市)	21	C(BOD5mg/L以下)	1.5	1.7	5	○	
市川	上流	神崎橋(福崎町)	A(BOD2mg/L以下)	0.6	0.6	2	○	
		仁豊野橋(姫路市)	24	0.7	0.7	2	○	
	下流	工業用水取水点(姫路市)	25	B(BOD3mg/L以下)	0.8	0.9	3	○
船場川	上流	保城橋(姫路市)	B(BOD3mg/L以下)	1.0	1.3	3	○	
	下流	加茂橋(姫路市)	C(BOD5mg/L以下)	1.4	1.4	5	○	
夢前川	上流	蒲田橋(姫路市)	A(BOD2mg/L以下)	0.7	0.8	2	○	
	下流	京見橋(姫路市)	B(BOD3mg/L以下)	0.7	0.7	3	○	
揖保川	上流	穴粟橋(穴粟市)	A(BOD2mg/L以下)	0.6	0.5	2	○	
		龍野橋(たつの市)	31	0.6	0.6	2	○	
	下流	王子橋(たつの市)	32	B(BOD3mg/L以下)	0.7	0.7	3	○
千種川	上流	室橋(穴粟市)	AA(BOD1mg/L以下)	0.5	<0.5	1	○	
		隈見橋(上郡町)	34	A(BOD2mg/L以下)	0.7	0.6	2	○
	下流	坂越橋(赤穂市)	35	0.7	0.9	2	○	
円山川	上流	上小田橋(養父市)	A(BOD2mg/L以下)	0.8	0.8	2	○	
		上ノ郷橋(豊岡市)	37	0.6	0.6	2	○	
	下流	立野大橋(豊岡市)	38	B(BOD3mg/L以下)	0.5	0.5	3	○
竹野川	竹野新橋(豊岡市)	39	A(BOD2mg/L以下)	0.7	0.9	2	○	
佐津川	佐津川橋(香美町)	40	A(BOD2mg/L以下)	0.7	0.7	2	○	
矢田川	上流	細野橋(香美町)	AA(BOD1mg/L以下)	0.5	0.5	1	○	
	下流	油良橋(香美町)	42	A(BOD2mg/L以下)	0.7	0.9	2	○
岸田川	上流	高富橋(新温泉町)	AA(BOD1mg/L以下)	0.8	1.0	1	○	
	下流	清富橋(新温泉町)	44	A(BOD2mg/L以下)	0.8	1.0	2	○
阪神地域	蓬川	琴浦橋(尼崎市)	49	—	2.0	2.5	—	—
	新川	中津橋(西宮市)	46	—	1.5	1.7	—	—
	津門川	住江橋(西宮市)	45	—	0.8	0.8	—	—
	宮川	宮川橋(芦屋市)	47	—	0.8	0.8	—	—
	芦屋川	業平橋(芦屋市)	48	—	0.6	0.6	—	—
	住吉川	住吉川橋(神戸市)	50	—	0.5	<0.5	—	—
	都賀川	昌平橋(神戸市)	51	—	0.5	0.5	—	—
	生田川	小野柄橋(神戸市)	52	—	0.5	0.5	—	—
	新湊川	南所橋(神戸市)	53	—	1.0	1.1	—	—
	妙法寺川	若宮橋(神戸市)	54	—	0.7	0.8	—	—
播磨地域	赤根川	柳井橋(明石市)	55	—	2.1	2.6	—	—
	瀬戸川	相礼橋(明石市)	56	—	2.1	2.5	—	—
	法華山谷川	千鳥大橋(高砂市)	57	—	1.7	1.7	—	—
	天川	日笠歩道橋(高砂市)	58	—	2.5	3.5	—	—
	八家川	国道2号線バパス下(姫路市)	59	—	1.1	1.1	—	—
淡路川	大津茂川	大平橋(姫路市)	60	—	1.0	1.0	—	—
	志筑川	志筑橋(淡路市)	61	—	3.2	3.7	—	—
	洲本川	潮橋(洲本市)	62	—	3.5	3.5	—	—
	郡家川	上水源取水口(淡路市)	63	—	1.5	1.5	—	—
	三原川	脇田橋(南あわじ市)	64	—	3.2	2.4	—	—

② 湖沼

水域名	採水地点(市町名)	地点番号	環境基準 (生活環境項目)	平均値 (mg/l)	75%値	環境基準	
			類型			値	達成状況
千苺水源池	千苺水源池(神戸市)	65	(生活環境項目) A(COD3mg/L以下)	4.1	4.7	3	×
			(窒素・燐) II(全燐 0.01mg/L以下) (暫定目標 令和7年度まで 全燐0.019mg/L以下を適用)	0.033	—	0.019	×

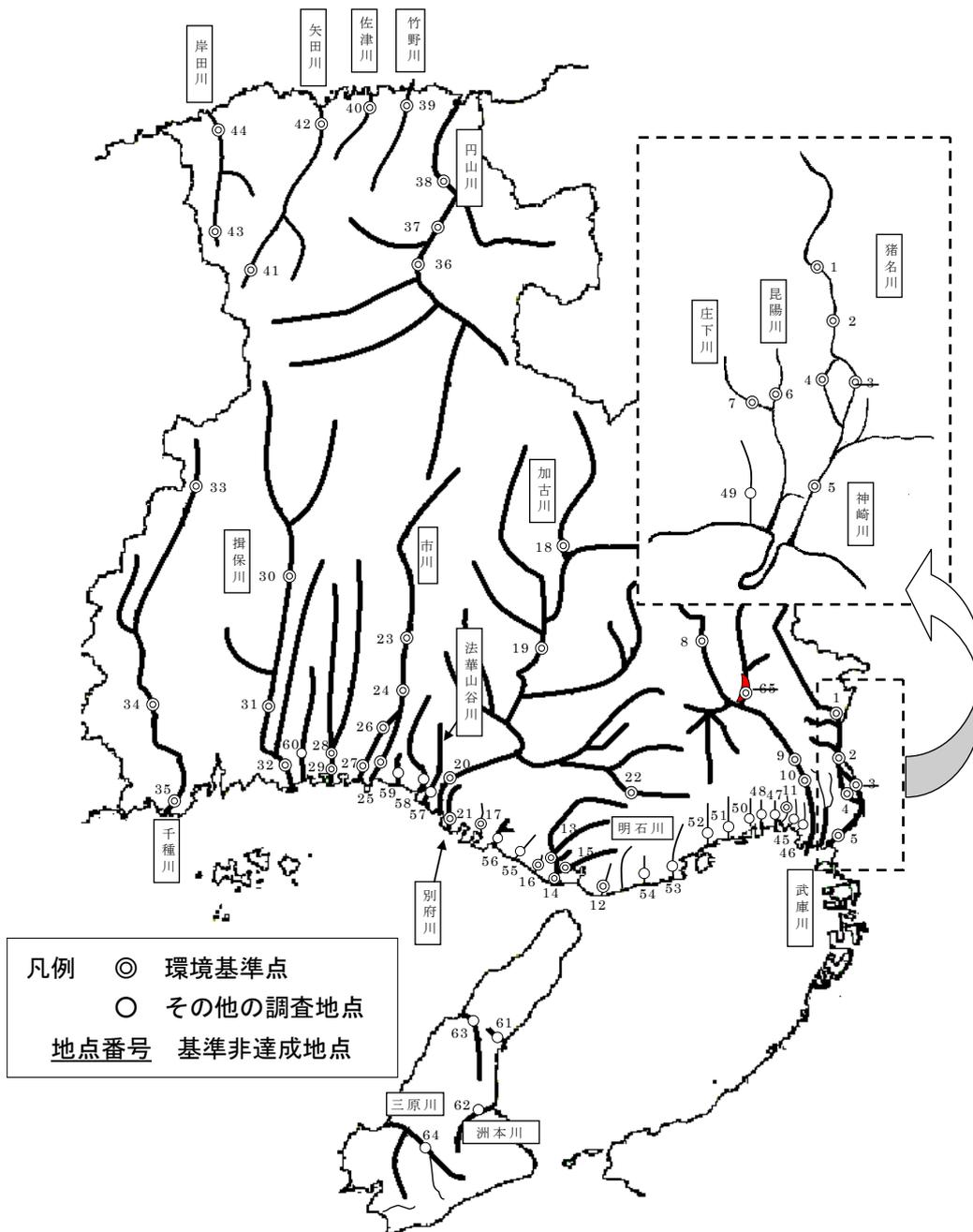


図2-4-14 河川・湖沼の主要な測定地点

エ 海域の現況(令和6年度)

県及び政令市(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、加古川市及び宝塚市)は、環境基準の類型指定が行われている26水域の46環境基準点を含め92地点で水質調査を行いました。(表2-4-14、図2-4-15)

健康項目については、瀬戸内海、日本海とも全ての地点で環境基準を達成し、生活環境項目については、有機汚濁の代表的指標であるCODの環境基準達成水域数は26水域中、19水域でした。非達成の7水域は大阪湾3水域、播磨灘2水域、播磨灘北西部1水域、日本海1水域でした。

類型別にみると、C類型14水域は全て達成し、B類型5水域のうち3水域、A類型7水域のうち4水域が達成しませんでした。

また、全窒素・全りん的环境基準は、瀬戸内海において類型指定されており、9水域全てで環境基準を達成しましたが、大阪湾西部、播磨灘等では貧栄養化の懸念が生じています。

第4章 「健全・快適」～健全で快適な生活環境の確保～

表 2-4-14 海域での主要な測定地点と測定結果(令和6年度)

採水地点	地点番号	COD 環境基準 (生活環境項目)			COD 平均値 (mg/l)	COD 75%値	COD 環境基準 達成状況	環境基準 (窒素・磷)		全窒素 平均値 (mg/l)	全窒素 環境基準 達成状況	全磷 平均値 (mg/l)	全磷 環境基準 達成状況		
		水域名	類型	達成状況				水域名	類型						
大阪湾	神戸市東部沖1	1	大阪湾 (1)	C (8mg/L以下)	3.8	4.4	○	大阪湾 (イ)	IV (全窒素1 mg/L以下) (全磷 0.09mg/L以下)	0.39	○	0.041	○		
	西宮市沖1	2			4.6	5.6	○							(大阪府3地点含む)	
	神戸市東部沖2	28	" (2)	B (3mg/L以下)	3.6	4.4	×	" (ロ)	III (全窒素0.6 mg/L以下) (全磷 0.05mg/L以下)	0.26	○	0.030	○		
	西宮市沖2	29			4.0	4.7	×							(大阪府4地点含む)	
	神戸市東部沖3	32	" (3)	A (2mg/L以下)	3.2	3.4	×	" (ハ)	II (全窒素0.3 mg/L以下) (全磷 0.03mg/L以下)	0.17	○	0.023	○		
	神戸市中央部沖	34	" (4)	A (2mg/L以下)	2.5	2.9	×							(大阪府5地点含む)	
	神戸市東部沖4	35	" (4)	A (2mg/L以下)	2.4	2.4	×								
	神戸市西部沖1	38	" (5)	A (2mg/L以下)	1.7	1.8	○								
	神戸市西部沖2	39			1.6	1.8	○								
	淡路島東部沖	95	—	—	2.1	1.9	—								
洲本内港内	43	洲本港 (1)	C (8mg/L以下)	2.0	2.1	○									
	44	洲本港 (2)	B (3mg/L以下)	2.0	2.3	○									
津名港内	45	津名港	C (8mg/L以下)	2.2	2.7	○									
材木橋	46	兵庫運河	C (8mg/L以下)	3.0	3.1	○									
播磨	明石港内	47	播磨海域 (1)	C (8mg/L以下)	1.7	1.9	○	播磨海域 (イ)	III (全窒素0.6 mg/L以下) (全磷 0.05mg/L以下)	0.11	○	0.022	○		
	別府港内	48	" (2)	C (8mg/L以下)	3.1	4.1	○								
	高砂本港内	49	" (3)	C (8mg/L以下)	3.5	4.0	○		" (ロ)	III (全窒素0.6 mg/L以下) (全磷 0.05mg/L以下)	0.15	○	0.024	○	
	高砂西港港口先	50	" (4)	C (8mg/L以下)	3.3	4.0	○								
	大塩港内	51	" (5)	C (8mg/L以下)	3.8	5.0	○		" (ハ)	III (全窒素0.6 mg/L以下) (全磷 0.05mg/L以下)	0.27	○	0.028	○	
	東部工業港内	52	" (6)	C (8mg/L以下)	3.3	4.0	○								
	飾磨港内1	53	" (7)	C (8mg/L以下)	4.8	5.7	○		" (ニ)	II (全窒素0.3 mg/L以下) (全磷 0.03mg/L以下)	0.12	○	0.022	○	
	広畑港内	55	" (8)	C (8mg/L以下)	3.5	5.1	○								
	網干港内	56	" (9)	C (8mg/L以下)	4.3	5.0	○								
	材木港内	57	" (10)	C (8mg/L以下)	3.4	4.1	○								
瀬	明石港沖	69	" (12)	B (3mg/L以下)	1.7	1.9	○	" (イ)	III (全窒素0.6 mg/L以下) (全磷 0.05mg/L以下)	0.11	○	0.022	○		
	二見港沖	58	" (11)	B (3mg/L以下)	2.3	2.3	○								
	別府港沖	59			2.6	2.5	○	" (ロ)	III (全窒素0.6 mg/L以下) (全磷 0.05mg/L以下)	0.15	○	0.024	○		
	高砂西港沖	60			3	3.5	×								
	飾磨港沖	62			3.5	4.2	×	" (ハ)	III (全窒素0.6 mg/L以下) (全磷 0.05mg/L以下)	0.27	○	0.028	○		
	網干港沖	63			3.2	4.0	×								
	白浜沖	61			3.2	3.9	×	" (ニ)	II (全窒素0.3 mg/L以下) (全磷 0.03mg/L以下)	0.12	○	0.022	○		
	明石林崎沖	70	" (13)	A (2mg/L以下)	1.8	1.7	○								
別府港沖合	71			2.0	2.1	×									
東部工業港沖合	72			2.6	3.1	×									
たつの市岩見沖	98	—	—	2.2	2.3	—									
播北	赤穂市中央部沖	76	播磨灘	A (2mg/L以下)	2.5	2.6	×	播磨灘	II (全窒素0.3 mg/L以下)	0.14	○	0.022	○		
磨西	赤穂市東部沖	77	北西部海域		2.4	2.6	×	北西部海域	(全磷 0.03mg/L以下)						
灘部	姫路市家島町西部沖	99	—	—	2.1	2.1	—	(岡山県3地点含む)							
淡路島南部	淡路市浜沖	80	淡路島	A (2mg/L以下)	1.8	2.0	○	淡路島	II (全窒素0.3 mg/L以下)	0.11	○	0.023	○		
	淡路市撫沖	81	西部南部海域		1.8	1.9	○	西部南部海域	(全磷 0.03mg/L以下)						
	南あわじ市慶野沖	82			1.9	1.9	○								
	南あわじ市鳥取沖	83			1.6	1.6	○								
南あわじ市白崎沖	84			1.5	1.6	○									
山陰海岸部	豊岡市津居山沖	85	山陰海岸	A (2mg/L以下)	1.4	1.5	○								
	豊岡市冠島沖	86	地先海域		1.4	1.7	○								
	豊岡市浜須井沖	87			1.3	1.5	○								
	香美町無南垣沖	88			1.3	1.5	○								
	新温泉町鬼門崎沖	89			1.3	1.5	○								
津居山港内	90	津居山港海域	B (3mg/L以下)	2.4	3.1	×									

オ 地下水の現況(令和6年度)

(7) 概況調査

県内の地下水の汚染状況を把握するため、令和6年度は既存の井戸(89地点)において調査を行いました。

概況調査の結果、対象調査井戸の90%(80地点)で環境基準を達成しましたが、鉛で1地点(姫路市豊富町豊富)、クロロエチレンで1地点(尼崎市杭瀬南新町)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で2地点(加古川市平岡町土山、洲本市池内)、ふっ素で5地点(姫路市飾東町塩崎、西宮市学文殿町2丁目、西宮市段上町7丁目、西宮市山口町名来2丁目、淡路市尾崎)において環境基準を超過しました。

鉛、ふっ素の超過原因は、自然由来であると考えられます。クロロエチレンについては、周辺工場での使用履歴は確認できず、超過原因は不明です。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過原因は、施肥や家畜排せつ物等に起因すると考えられますが、直接的な因果関係は不明です。いずれの地点も、既に飲用指導等の対応を行っており、健康影響が生じるおそれはありません。今後も継続監視調査等により、監視を継続していきます。

(4) 継続監視調査

過去に汚染が確認された井戸の監視等を行うため、令和6年度は19市3町の75地区(93地点)(584検体)で継続監視調査を行いました。

調査の結果、鉛2検体、砒素14検体、揮発性有機塩素化合物38検体、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素5検体、ふっ素16検体、ほう素2検体が基準を超過しましたが、鉛、砒素、ふっ素及びほう素の超過原因は、自然由来と考えられます。

揮発性有機塩素化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は人為的な要因であることから、モニタリングを継続するとともに、必要に応じて地下水対策を指導しています。(表2-4-15)

表2-4-15 継続監視調査状況等(令和6年度)

監視項目	調査地区数 (地点数)	環境基準超過 地区数(地点数)
鉛	18(22)	2(2)
砒素	24(28)	13(14)
揮発性有機塩素化合物	51(67)	14(18)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11(13)	5(5)
ふっ素	25(26)	16(16)
ほう素	2(3)	2(2)

※地点数：井戸の数

カ 要監視項目(令和6年度)

公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、要監視項目が設定されています。

公共用水域等において水質測定を行った結果、人の健康の保護に係る要監視項目のうち、PFOS及びPFOA*が、河川127地点のうち2地点(神戸市)、地下水89地点のうち17地点(神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市)において、暫定指針値(合算で50ng/L)を超過しました。(湖沼1地点、海域32地点は暫定指針値を下回っています。)(令和7年6月に「指針値(暫定)」から「指針値」となります。)

超過が確認された地点については、環境省が策定した「PFOS及びPFOAの対応の手引き」に基づき、当該井戸の所有者等に対し地下水の飲用をしないなど、必要に応じた指導・助言等の対応を行っています。

(8) 海水浴場調査

海水浴場の水質を把握し、県民の利用に資するために、令和6年度は県内の主な36海水浴場について、遊泳期間前(4月16日～5月14日)及び遊泳期間中(7月1日～8月13日)に、ふん便性大腸菌群数、CODなどの水質調査を行いました。

調査の結果、令和6年度は適(水質AA及びA)が遊泳期間前30、遊泳期間中25、可(水質B及びC)が遊泳期間前6、遊泳期間中11でした。(図2-4-16)

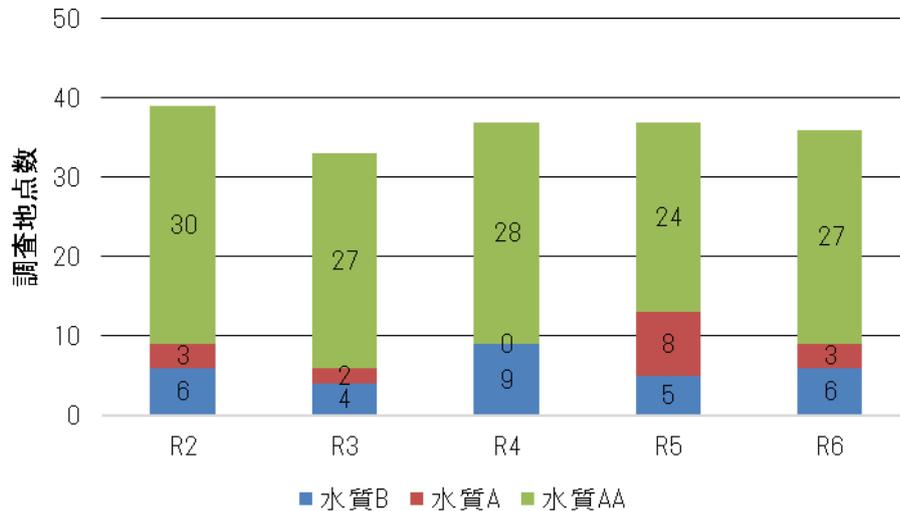


図2-4-16 海水浴場調査(遊泳期間前)での水質の推移

(9) 公共用水域の底質調査

累積的な水質汚濁の状況を把握したり、底泥からの有機物等の溶出など、底質が水質に及ぼす影響を類推する上での基礎的な資料を得る目的で、公共用水域の底質の調査を行っています。令和6年度は河川9地点でカドミウムなどの重金属等、海域11地点でPCB等について調査を実施しました。

(10) 工場等の排水対策

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定施設設置等の届出・許可の際に環境保全上必要な指導を行うとともに、立入検査により排水基準の遵守状況を監視し、排水基準違反があった場合は行政措置及び改善指導を行っています。

また、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法に基づく設備の構造等に関する基準及び定期点検の義務の遵守について、事業者等への的確な指導を行っています。

ア 特定施設の設置等の届出・許可

水質汚濁防止法に基づき届出された特定施設の審査の際、排水基準の遵守等の指導を行っています。

また、このうち瀬戸内海地域に立地する日最大排水量が50m³以上の工場・事業場については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可審査の際、環境保全上支障が生じることがないように必要な指導を行っています。

イ 工場排水の検査・指導

排水基準の適用を受ける工場・事業場は、令和6年度末で1,393工場あり、排水基準の遵守状況等を監視するため、令和6年度は、延べ872工場に立入検査を実施し、排水処理施設の維持管理の改善等について指導を行いました。(表2-4-16)

表 2-4-16 排出水の規制状況

年度	水質汚濁防止法対象工場数	左のうち瀬戸内海環境保全特別措置法対象工場数	立入検査対象工場等数	立入検査延べ工場等数	行政措置件数			
					改善命令	一時停止命令	指示	計
2	9,187	414	1,482	991	0	0	25	25
3	9,184	407	1,465	999	0	0	29	29
4	9,085	402	1,430	1,007	0	0	26	26
5	9,015	398	1,407	914	0	0	38	38
6	9,080	394	1,393	872	0	0	40	40

(11) 生活排水対策

ア 生活排水対策の推進

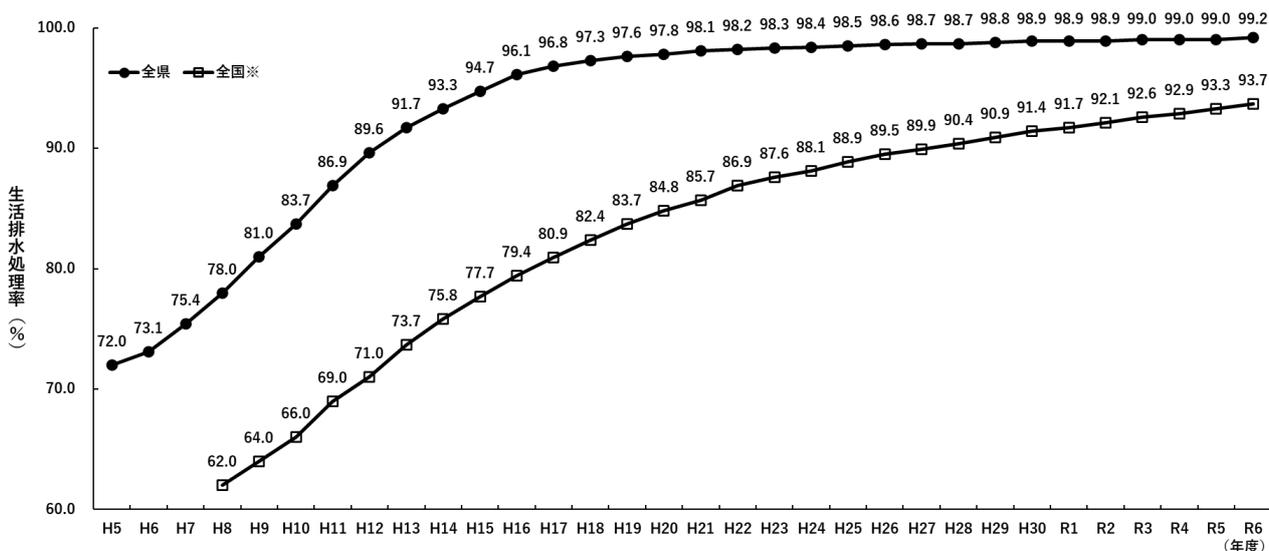
県では平成3年度から、河川や海域等の公共用水域の水質保全とともに生活環境の改善(トイレの水洗化等)を目的として、平成16年までに県内の生活排水処理率を99%まで高めることを目標に「生活排水99%大作戦」を展開し、さらに、処理率の地域間格差を是正するため、平成17～21年度は、整備の遅れている市町への支援及び維持管理の支援を行う「生活排水99%フォローアップ作戦」を展開し、処理率は令和6年度末では99.2%(全国3位)となっています。(表2-4-17、図2-4-17)

表 2-4-17 生活排水処理率の現況

事業区分	生活排水処理率の現況(令和6年度末) (単位：%)										
	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
公共下水道	98.7	99.9	98.0	96.6	84.8	91.5	84.6	79.3	67.3	56.1	94.4
農業集落排水	0.9	0	0.6	0.8	7.6	2.3	8.3	11.5	18.4	2.8	2.1
漁業集落排水	0	0	0	0	0	0.3	0	0.4	0	1.0	0.1
コミュニティ・プラント	0	0	0.2	0	2.6	2.7	3.5	6.2	3.2	1.2	0.8
浄化槽	0.2	0	1.0	1.6	4.4	1.7	3.1	2.4	10.7	21.7	1.7
合計	99.8	99.9	99.8	98.9	99.3	98.6	99.4	99.8	99.6	82.8	99.2

(注1) 合計の数値は、四捨五入のため事業区分の合計とは合わないことがある。

(注2) 処理率が0.05未満の場合は、0と表示している。



※ 平成22年度以降の調査結果は、東日本大震災の影響により調査不能な市町村を除いたデータが用いられている。
 H22:岩手、宮城、福島 H23:岩手、福島 H24:福島 H25:福島 H26:福島 H27、28、29:福島県の一部市町村

図 2-4-17 生活排水処理率の推移

イ 県の支援施策

県は、生活排水処理施設の整備に対し、昭和 63 年度から合併処理浄化槽の市町補助を行い、平成 4 年度からは、住民に対する支援として、受益者負担の軽減と公共下水道、農(漁)業集落排水施設*、コミュニティ・プラント等の各事業間の受益者負担の平準化を図るため、自治振興助成事業による県費支援措置を行いました。

その後、「生活排水 99%フォローアップ作戦」(平成 17 年度から平成 21 年度)を展開し、整備の遅れている市町に自治振興助成等による支援を行いました。

平成 22 年度からも令和 4 年度まで、生活排水処理率が 80%未満(平成 16 年度末)の市町を対象に自治振興資金の貸付による支援を行いました。(表 2-4-18)

また、平成 3 年度から平成 21 年度にかけて生活排水 99%大作戦及び同フォローアップ作戦により整備した生活排水処理施設の多くが老朽化し、更新・統廃合の時期を迎えていることから、令和 2 年度より、生活排水処理施設の更新・統廃合に係る市町の取組について、生活排水処理施設毎に異なる市町の実質負担を公共下水道並に平準化を図るため、自治振興資金による補助及び貸付(令和 4 年度まで)を行っています。(表 2-4-19)

表 2-4-18 自治振興資金の貸付による支援(H22 年度～R4 年度)

事業名	貸付対象額	支援方法
公共下水道事業	事業費の 3.0%	フォローアップ作戦対象地域の市町(平成 16 年度末の生活排水処理率が 80%未満)に対し、左の貸付対象額を貸付
特定環境保全公共下水道事業	事業費の 4.0%	
流域関連特定環境保全公共下水道事業	事業費の 2.0%	
農業集落排水事業	事業費の 5.0%	
農業集落排水事業(モデル事業)	事業費の 5.5%	
漁業集落排水事業	事業費の 5.0%	
コミュニティ・プラント整備事業	事業費の 3.5%	
小規模集合排水処理施設整備事業	事業費の 8.4%	
個別排水処理施設整備事業	事業費の 3.4%	
浄化槽市町村整備推進事業	事業費の 3.4%	

表 2-4-19 自治振興資金の補助及び貸付による支援

事業名	補助対象額	貸付対象額 (R2～R4 年度)
1. 更新事業		
(1) 小規模集合排水処理施設整備事業	事業費の 3.2%	—
(2) 公共浄化槽等整備推進事業	事業費の 1.5%	—
(3) コミュニティ・プラント整備事業		
うち総事業費 1.5 億円未満	事業費の 33.75%(～R4) 事業費の 45.00%(R5～)	事業費の 25%
うち総事業費 1.5 億円以上	事業費の 22.5%	事業費の 10%
2. 統廃合事業(下記事業への統合)		
(1) 小規模集合排水処理施設整備事業	事業費の 1.8%	—
(2) 公共浄化槽等整備推進事業	事業費の 5.0%	—
(3) コミュニティ・プラント整備事業	事業費の 48.5%	事業費の 25%

ウ 下水道の整備

公共用水域の水質汚濁を改善するため、県においては、4 流域 6 処理区で流域下水道事業を実施中(全ての処理区において一部供用開始済み)であり、市町の施工する公共下水道事業については、29 市 12 町 1 一部事務組合で整備促進を図っています。

また平成 4 年度から(財)兵庫県下水道公社(平成 21 年度から(公財)兵庫県まちづくり技術センターと統合)を活用し、市町事業の計画、調査、設計及び工事監理業務を行うとともに、市町職員

の研修など、人的・技術的支援を行っています。

令和6年度末における下水道の普及状況(処理人口普及率。以下同じ)は、神戸市域では98.7%、神戸市を除く県内の地域では92.8%、県全体では94.4%となり、前年度から0.2ポイント上昇しています。(表2-4-20、図2-4-18)

表2-4-20 公共下水道の整備市町(令和6年度)

地域名	事業実施市町名
神戸・阪神(8市1町)	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
播磨(13市9町1一部事務組合)	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、多可町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、播磨高原広域事務組合
但馬(3市2町)	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波(2市)	丹波篠山市、丹波市
淡路(3市)	洲本市、南あわじ市、淡路市

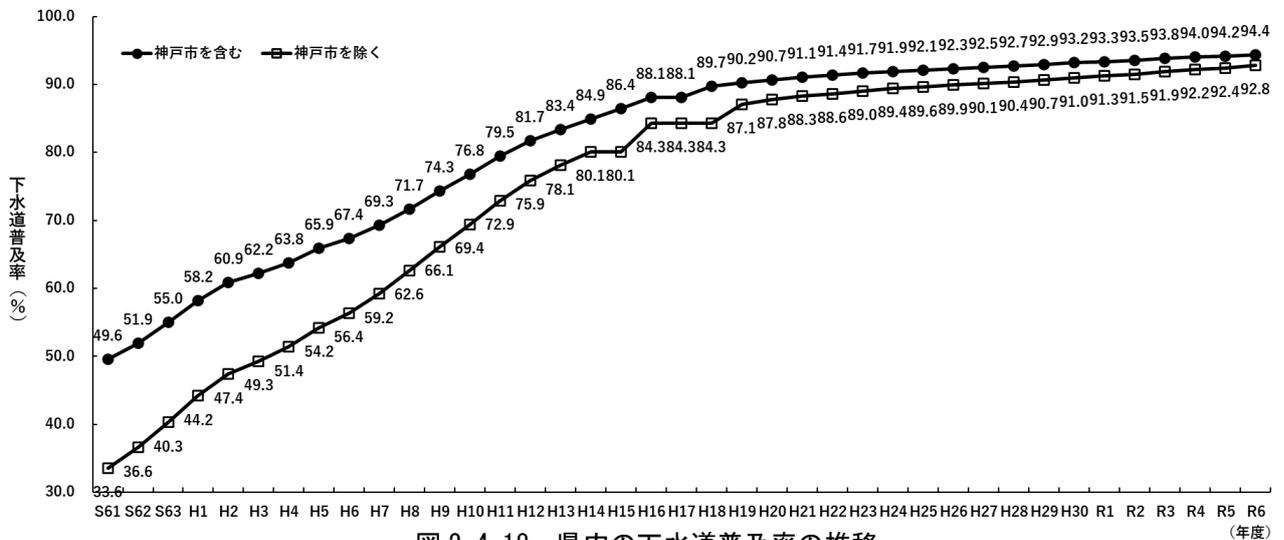


図2-4-18 県内の下水道普及率の推移

(12) 瀬戸内海の水質保全対策

ア 総量規制の実施

閉鎖性海域*である瀬戸内海の水質保全を図るため、県では水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき、第1次(昭和55年)から8次にわたり、発生源別の汚濁負荷量の削減目標量及びその達成の方途を定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(第1次から4次では「CODに係る総量削減計画」)を策定し、下水道整備等の生活排水対策、総量規制基準値の改正による総量規制対象事業場への規制強化等を進め、COD、窒素及びりんの汚濁負荷量の削減を行ってきました。

その結果、兵庫県のCOD汚濁負荷量は昭和54年度の156t/日から令和元年度には40t/日と大幅に削減されました。また、窒素及びりんの汚濁負荷量についても同様に、平成11年度の82t/日及び5.3t/日から令和元年度には48t/日及び2.5t/日と削減されました。(図2-4-19, 20, 21)

しかし、県内の海域ではCODの環境基準未達成の水域が残っています。このため、第8次総量規制に引き続き、第9次総量規制(令和4年10月)においても瀬戸内海を大阪湾と大阪湾以外の瀬戸内海に区分し、大阪湾においては水質を維持しつつ、赤潮や貧酸素水塊など局所的な課題に対応することを目途として、大阪湾を除く瀬戸内海においては現在から水質を悪化させないことを目途として種々の施策を推進しています。また、環境基準の達成状況や近年のノリの不作等の状況も踏まえ、水質管理を基本としつつ、窒素及びりん等の栄養塩類の適切な循環の確保に向けた取組も併せて実施します。

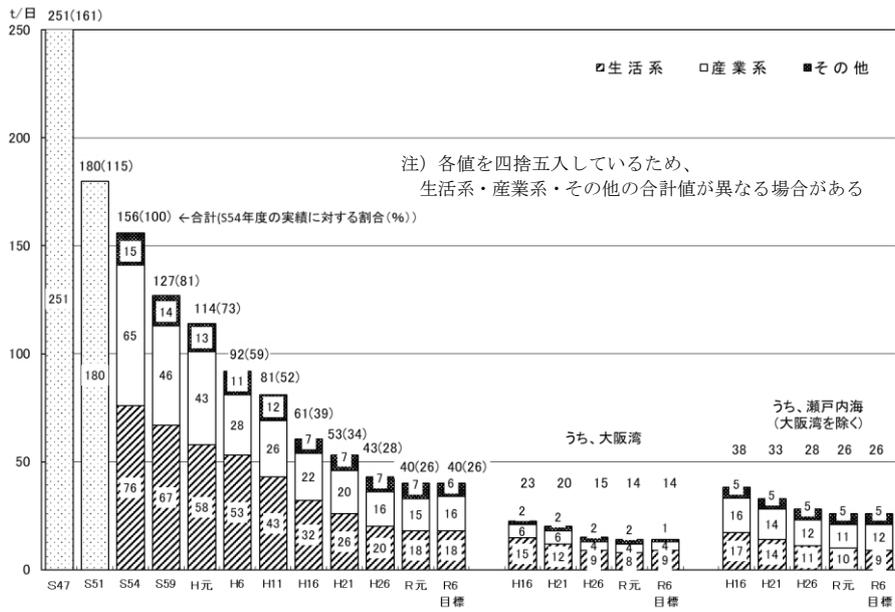


図 2-4-19 COD 汚濁負荷量の推移

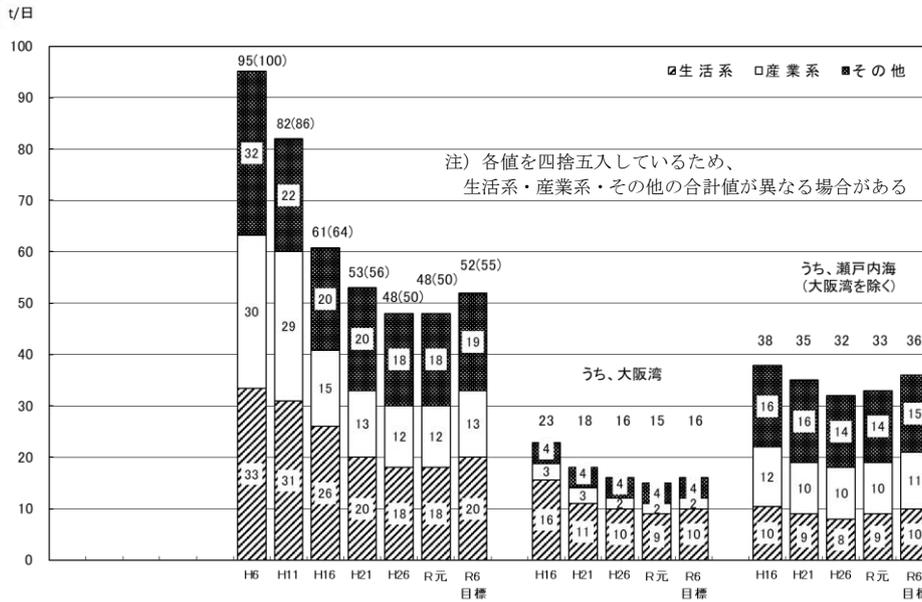


図 2-4-20 窒素汚濁負荷量の推移

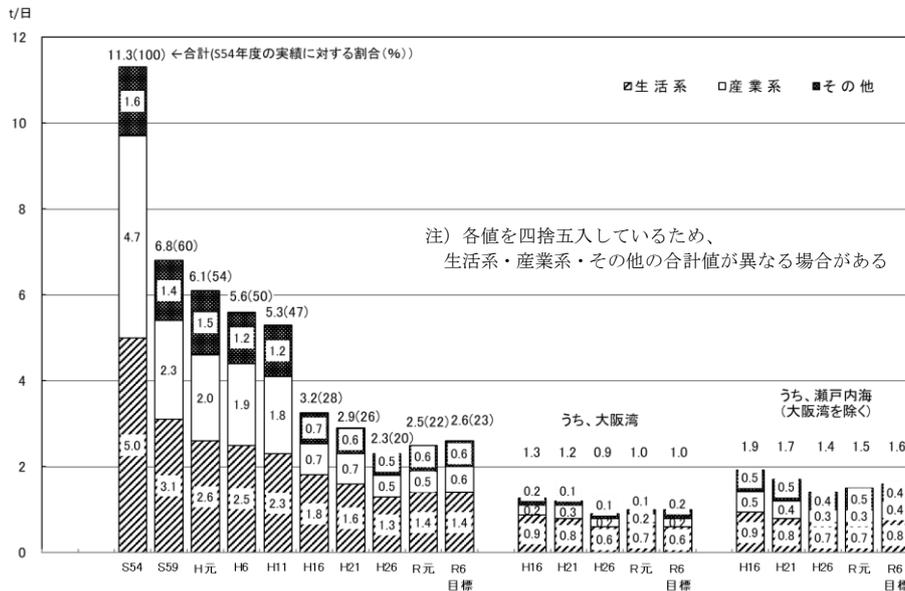


図 2-4-21 りん汚濁負荷量の推移

イ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置規制

瀬戸内海の水質の保全を図るため、「水質汚濁防止法」適用工場等のうち、日最大排水量が 50m³以上の工場等については、「瀬戸内海環境保全特別措置法」で、特定施設の設置・変更の際には、許可を受けることとされています。

令和6年度の許可の状況は、設置許可が45件、変更許可が100件であり、汚濁負荷量の削減に向けた種々の行政指導を行っています。(図2-4-22、表2-4-21)

表 2-4-21 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく設置・変更許可件数

許可主体	区分	設置許可	変更許可
県		28	60
神戸市		2	7
姫路市		6	18
尼崎市		8	12
西宮市		0	1
明石市		1	2
計		45	100

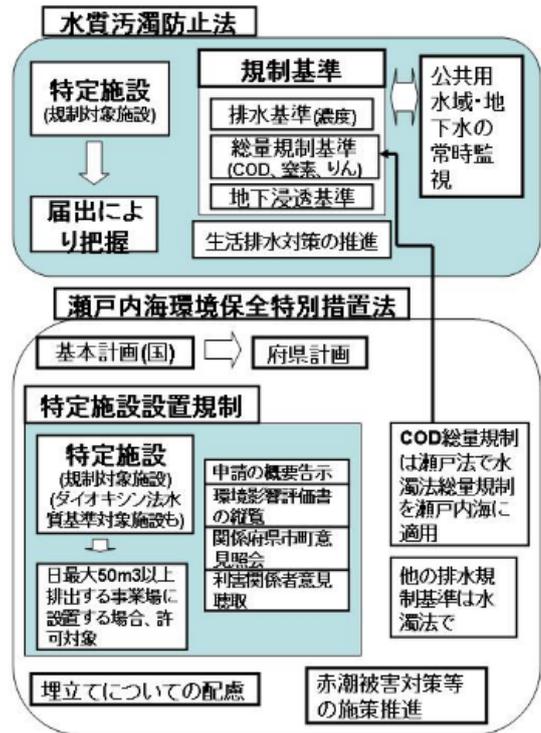


図 2-4-22 水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

(13) 土壌汚染対策

ア 土壌環境基準

土壌は、水、大気とともに環境の重要な構成要素であって、人をはじめとする生物の生存の基盤として、また、物質循環のかなめとして重要な役割を担っています。しかし、土壌は、水、大気と比べ、その組成が複雑で有害物質に対する反応も多様であり、また、一度汚染されるとその影響が長期にわたり持続されるなど、土壌の汚染の態様は、水や大気とは異なる特徴を有しています。

土壌汚染の環境基準は、土壌汚染の有無を判断する基準として、また、汚染土壌の改善対策を行う際の目標となる基準として定められています。

イ 土壌汚染対策法

有害物質による土壌汚染の状況を把握し、汚染による人の健康被害を防止するため、「土壌汚染対策法」に基づき、有害物質使用特定施設の廃止時の届出や一定規模以上の土地の形質変更時の届出について、土地所有者等への指導を行っています。

土壌汚染が判明した土地は、汚染物質の拡散による人の健康被害を防止するため、適切な管理や届出が必要となる区域に指定しており、令和6年度は45箇所を区域指定を行い、2箇所は汚染の除去等が行われたことから指定を解除しました。(表2-4-22)

表 2-4-22 県内の土壤汚染対策法施行状況(令和6年度)

	兵庫県*	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	加古川市	宝塚市	合計
有害物質使用特定施設の使用廃止	16	23	11	5	0	0	1	5	61
ただし書確認(法第3条第1項ただし書)	17	49	7	7	1	1	5	6	93
ただし書確認を受けた土地の形質変更(法第3条第7項)	9	6	6	3	2	0	0	0	26
一定規模以上の土地の形質の変更届(法第4条)	174	71	49	16	16	13	25	11	375
土壤汚染状況調査命令(法第4条第3項)	0	0	1	0	0	1	0	0	2
指定区域の指定(法第6、11条)	14	8	11	6	3	1	2	0	45
指定区域の指定の全解除(法第6、11条)	2	0	0	0	0	0	0	0	2
指定区域内の土地の形質変更届(法第12条)	39	12	17	24	3	5	2	5	107
指定の申請(法第14条)	4	2	11	4	0	0	3	0	24
区域内の汚染土壌の搬出届(法第16条)	29	5	21	13	2	1	0	2	73
汚染土壌処理業許可	1	0	0	3	0	0	0	0	4

※ 兵庫県の管轄は上記7市を除く地域

(14) 畜産環境保全対策

畜産経営による環境汚染を防止するために、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(家畜排せつ物法)に基づく管理基準の遵守を指導するほか、地域一体となった畜産環境保全技術の指導により、環境保全型畜産の確立を図っています。

(15) 水質保全活動の取組

ア 河川の水質汚濁防止協議会

県内の主要な河川においては、河川の環境保全のため、関係行政機関や各種団体などで構成する水質汚濁防止協議会(8協議会)が設置されています。

協議会では、水質事故等緊急時の連絡体制の整備を図っているほか、水質保全や河川愛護の普及啓発のため、一般県民にも参加を呼びかけて河川の清掃や流域のパトロール、水生生物調査等の活動を行っています。

イ 水生生物調査

川の中にはさまざまな生き物が生息しており、特に川底に生息している水生生物は、その場所の水質状況を反映します。

水生生物調査は、29種類の指標生物*を調べることで、水質の状況を判定するものであり、小中学生をはじめとして一般県民などの誰もが比較的簡単に調査することができます。

県内でも、小中学生や一般県民を中心に広く調査を行っており、一部の行政機関においても実施しています。



小学生による河川の水生生物調査

ウ 河川環境保全活動の推進

古くから河川は、洪水を安全に流下させ、水害から生命財産を守るほか、地域への水の供給源として私たちの暮らしを支えてきました。こうした河川の治水、利水機能に加え、都市化が進む現在では、残された貴重な自然とふれあう場所の一つとして注目されています。

水と緑のオープンスペースである河川を美しく守っていくために、県民一人ひとりが河川を愛する心を持ち、積極的に河川愛護活動へ参加するよう促すため、毎年7月の「河川愛護月間」を中心に、河川愛護思想の普及や河川愛護活動への支援などを行っています。

【令和6年度の河川環境保全活動概要】

- ・河川愛護思想の普及及び愛護活動への支援
 関係各所へのポスター掲示やチラシ配布、地元自治会等の河川愛護活動団体への清掃資材の配布
 令和6年度活動河川数 350 河川
- ・ひょうごアドプト*の実施
 平成 13 年度から河川の一定区間を、活動団体と河川管理者で「養子縁組」し、活動団体が清掃美化、草刈、植栽等の活動を行ってもらい「ひょうごアドプト」を実施
 令和6年度実施河川数 85 河川



河川愛護月間ポスター

(16) 航空機環境対策の推進

ア 大阪国際空港の環境対策

(7) 概要

大阪国際空港は、国内航空輸送網の拠点となる空港として、新関西国際空港(株) (以下「新関西会社」という。)が設置し、平成 28 年 4 月から関西エアポート(株)が運営する空港です。兵庫県と大阪府の境に位置し、面積は 312ha (うち兵庫県 202ha)、滑走路は 1,828m と 3,000m の 2 本を有しています。令和 6 年度の航空機の発着回数は、137,356 回でした。

(4) 航空機騒音の状況

大阪国際空港周辺では、関西エアポート(株)、県、伊丹市が測定局 11 局で航空機騒音測定を行っています。(図 2-4-23)

令和 6 年度は、測定局 11 局中 9 局で環境基準を達成しています(非達成測定局は西猪名公園及び久代小学校(川西市))

(5) 航空機騒音対策

航空機の騒音対策として、発生源対策、空港構造の改良及び空港周辺対策を講じています。

a 低騒音機材の導入

国の「大阪国際空港の今後の運用について」(平成 16 年 9 月 29 日)に基づき、航空機騒音の低減を図るため、平成 18 年 4 月 1 日から、エンジン 3 基以上の大型ジェット機の就航が禁止されています。

また、関西エアポート(株)は低騒音機材の着陸料を低減するなど、低騒音機材の導入促進に取り組んでいます。

b 発着規制

国の「大阪国際空港の今後の運用について」に基づき、YS-11 型機代替ジェット枠の見直しが行われ、平成 17 年 4 月から順次削減され、平成 19 年 4 月からジェット枠 200 発着/日、プロペラ枠 170 発着/日の総枠 370 発着/日の運用となりました。

平成 25 年 3 月からプロペラ機枠について、モニタリング等により騒音値の変化を把握しながら、段階的に低騒音機枠へ転換されていき、平成 27 年 3 月には全て低騒音機枠に転換されました。

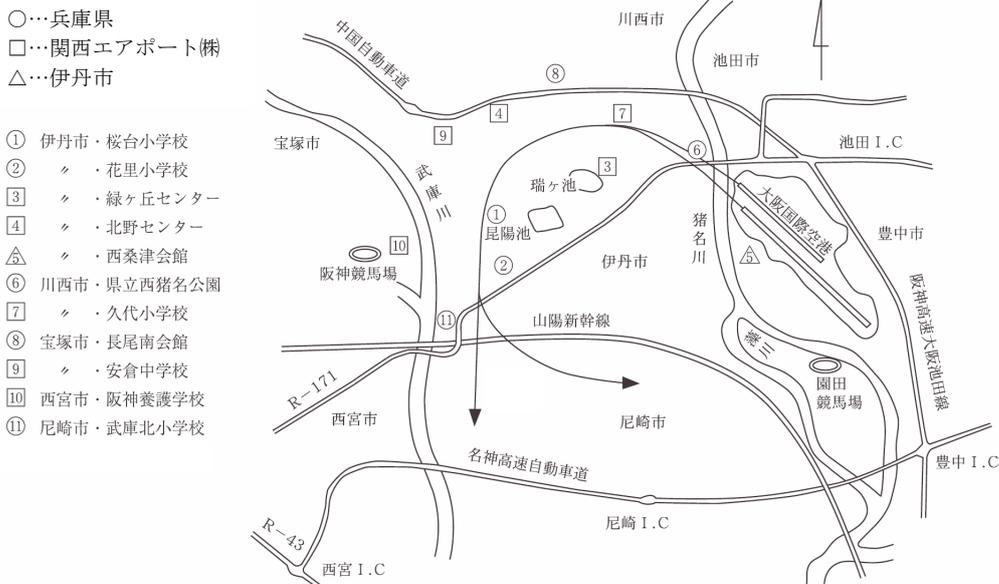


図 2-4-23 航空機騒音常時測定地点と飛行経路

c 運航方法の改善

騒音軽減運航方法として、離陸時の急上昇方式、着陸時のディレイドフラップ進入方式*と低フラップ角着陸方式、夜間におけるリバーズ・スラスト使用の抑制、優先飛行経路の指定などが採用され、空港周辺への騒音低減が図られています。

風向き等により通常(大阪市から川西市方向への発着)と逆方向の発着(全発着回数の約1%)を行うことがあります。その場合、視認進入を行うことから、民家防音工事等の対策を実施している区域外に騒音の高い地域が生じていました。このため、国は、AGL(進入路指示灯)を平成11年2月から運用し、飛行コースの改善に努めました。現在、逆方向の発着時は、空港のホームページに掲載し、周辺住民への周知を行っています。

d 騒音指定区域の一部解除

「大阪国際空港の今後の運用について」に基づき、空港運用時間の短縮、高騒音機材の就航禁止、YS-11型代替ジェット枠の見直し等の環境対策が平成19年度に終了したことから、国は騒音測定を実施し、平成21年3月から「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律*(以下「航空機騒音防止法」という。)」に基づく騒音指定区域が一部解除されました。

e 遅延便の抑制対策

悪天候など航空会社の責に抛らないやむを得ない事由によって運航が遅延し、臨時的に運用時間を延長し、21時を超えて離着陸する便(遅延便)をできる限り抑制するため、関西エアポート(株)は航空会社や関係機関と協力し、定時性向上に向けた取り組みを実施しています。加えて、令和7年度より、遅延便に対し、通常の着陸料とは別に着陸料相当額の2倍の金額を「夜間騒音抑制料」として航空会社から徴収し、周辺地域の生活環境の改善に資する事業などへ活用する運用を開始します。

(I) 空港周辺対策

航空機騒音防止法により、個人の住宅に対する防音工事の助成、緩衝緑地の造成、空港周辺整備計画の策定と計画を実現する空港周辺整備機構の設立などの制度が導入されました。

a 大阪国際空港周辺整備計画

昭和49年、土地利用を中心とした長期的な空港周辺整備の基本的な計画として、大阪国際空港周辺整備計画が兵庫県・大阪府の両知事により策定されました。

b 空港周辺整備機構による取組

空港周辺地域における航空機の騒音による障害の防止及び軽減を図り、生活環境の改善に資するため、国、兵庫県及び大阪府の共同出資により、昭和49年4月に設立された大阪国際空港周辺整備機構が、再開発整備事業をはじめ、移転補償、緑地造成事業並びに民家防音事業を行いました。空港周辺整備機構大阪国際空港事業本部の事業は、平成24年7月から新関空会社に承継、さらに平成28年4月から関西エアポート㈱に承継されています。

c 周辺環境基盤施設整備事業

騒音指定区域の旧第2種区域内において、新関空会社の補助を受け、移転跡地の売却促進・価値向上に資する道路、公園などの基盤施設の整備を行っています。

d 県立西猪名公園の運営

空港周辺における環境整備の一環として、移転跡地を活用して県立西猪名公園を設置し、緑地の確保と当該地域の生活環境を向上させています。

所在地 伊丹市北伊丹8丁目及び川西市久代6丁目

面積 6.0ha

開園年月日 昭和57年4月8日

公園種別 都市公園(地区公園)

e 大阪国際空港周辺緑地(伊丹スカイパーク)の運営

空港と周辺地域との間に緩衝緑地を確保し、空港と周辺地域との調和を図り生活環境を改善するため、地域の憩いの場として積極的な利用を図っています。平成5年度に大阪国際空港周辺緑地整備事業として着手し、平成20年7月12日に全面開園しました。

所在地 伊丹市森本及び岩屋地区における空港に隣接する地域

面積 約8.6ha

開園年月日 平成20年7月12日

イ 関西国際空港の環境対策

(7) 概要

平成6年9月に開港した関西国際空港の令和6年度の発着回数は198,825回であり、発着する航空機の航路の一部は淡路島の上空を通過しています。

(イ) 航空機騒音の状況

令和5年度までは南あわじ市内の1地点で航空機騒音の測定を行っていました。令和7年3月から、関西国際空港及び神戸空港の新飛行経路が運用され、淡路島上空を通過する経路が増えることから、令和6年度の下期からは島内の測定地点を5地点に増やして測定を行っています。結果は、航空機騒音の環境基準の $L_{den} * 57dB*$ (地域類型I)と比較して低い状況です。

(17) 新幹線環境対策の推進

ア 騒音・振動の状況

令和6年度に県が実施した新幹線鉄道沿線7地点の騒音測定では、近接軌道中心から25mの地点において、7地点中2地点で環境基準(地域類型I)を達成していました。(表2-4-23)

また、住宅地域に対する当面の目標値である暫定目標(75dB)は、7地点全てで達成しています。騒音測定と同時にに行った振動調査では、近接軌道中心から12.5mの地点において、全て指針値(70dB)以下でした。

なお、新幹線鉄道沿線市町においても、県と同様に、新幹線騒音・振動測定を実施しています。

イ 騒音対策等

西日本旅客鉄道(株)により、新幹線車両の低騒音化対策、バラストマット*の敷設等の軌道対策及び防音壁の設置が行われています。

新幹線鉄道沿線の公害対策を円滑に進めるため、平成8年9月に県と関係13市町で「新幹線鉄道公害対策連絡会」を組織しており、県と市町との連携を図りつつ西日本旅客鉄道(株)や国に対して要請するなど、騒音・振動対策を推進しています。

表 2-4-23 新幹線鉄道騒音調査結果(令和6年度)

地域類型	地点数	軌道中心から25m地点での測定値(dB)		環境基準達成率(%)	暫定目標達成率(%)	環境基準値(dB)	暫定目標値(dB)
		最大	最小				
I	7	74	68	28.6	100	70	75

※達成率は軌道中心から25m地点での測定値による

(18) 騒音・振動対策

ア 工場・事業場及び建設作業の騒音規制

騒音規制法及び県条例に基づき、工場・事業場及び建設作業から発生する騒音を規制する地域として、県内のほぼ全域を指定しています。

工場・事業場の騒音について、騒音発生源となる金属加工機械等の特定施設を届出の対象とし、区域の区分及び時間帯の区分ごとに規制基準を設定し、規制を行っています。

建設作業の騒音について、くい打ち機を使用する作業等の特定建設作業を届出の対象とし、騒音の大きさ、作業日、作業時間等の規制を行っています。

商店・飲食店の騒音について、条例に基づき地域を指定し、飲食店等の深夜における営業の制限を行うとともに、カラオケ騒音に対して、県内26市9町で深夜の音響機器の使用制限を行っています。

法律、条例に基づく届出の審査及び立入検査等は各市町が行っています。

イ 工場・事業場及び建設作業の振動規制

振動規制法及び県条例に基づき、工場・事業場及び建設作業の振動を規制する地域として、県内のほぼ全域を指定しています。

工場・事業場の振動について、振動発生源となる金属加工機械等などの特定施設を届出の対象とし、区域の区分及び時間帯の区分ごとに規制基準を設定し規制を行っています。

建設作業の振動について、くい打ち機を使用する作業等の特定建設作業を届出の対象とし、振動の大きさ、作業日、作業時間等の規制を行っています。

法律、条例に基づく届出の審査及び立入検査等は各市町が行っています。

(19) 工場・事業場の悪臭規制

工場・事業場から発生する悪臭について、悪臭防止法に基づき、県内全域を規制地域として指定しています。同法では、悪臭の原因となる物質について、敷地境界での濃度規制(22物質)、煙突その他の気体排出口での排出量規制(13物質)及び排出水中の濃度規制(4物質)を行っています(神戸市では、平成25年4月から「臭気指数規制」に変更)。また、県条例に基づき、周辺の多数住民に不快感を与えないよう規制を行っています。

法律、条例に基づく届出の審査及び立入検査等は各市町が行っています。

(20) 事業者の環境管理の推進

ア 環境マネジメントシステムの取組促進

環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 や中小企業でも取り組みやすい「エコアクション 21*」の取得について、入札参加資格の加点項目とし、取得促進を図っています。令和6年度末時点では、県内の508事業者が「エコアクション 21」認証を取得しています。(図 2-4-24)

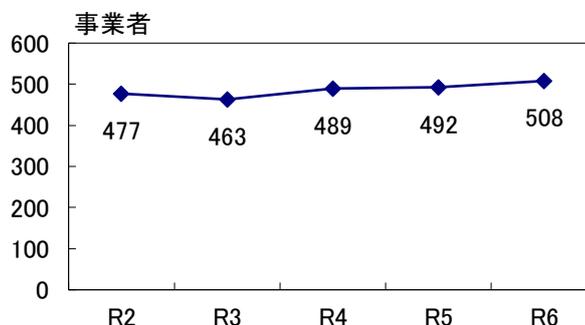


図 2-4-24 エコアクション 21 認証取得事業者数

イ 環境保全協定*に基づく事業者の取組の推進

法令の規制を上回る自主的な環境保全対策を事業者に促すため、大規模な事業所が集中して立地している地域で、地元市町の要請に基づき、主要事業所と「環境保全協定」を締結しています。

協定の内容は、大気汚染、水質汚濁等の防止対策をはじめ、施設の設置等に際しての事前協議、汚染物質の測定、環境保全協議会の開催など多岐にわたっています。

令和6年度末現在、県と協定を締結している事業所数は57事業所です。

ウ 公害機動隊による立入検査

平成18年度に発覚した排出基準違反、測定データの不適正処理等の不祥事に対して、改めて公害関係法令や環境保全協定の遵守を徹底するため、県庁及び県民局の環境担当職員で構成する「公害機動隊」を設置し、関係市町と連携して立入検査の強化を図っています。

公害機動隊では、大気、水質、廃棄物等の各分野に及ぶ総合的な立入検査を実施し、ばい煙発生施設や測定データ等の検査を行うとともに、事業所における環境管理体制についても指導を行っています。なお、令和6年度は、3事業所で立入検査を実施しました。

(21) 公害紛争の処理

ア 公害審査会

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、弁護士、大学教授など学識経験者からなる兵庫県公害審査会を設置し、あっせん、調停及び仲裁手続により、公害の紛争を処理しています。公害審査会では、紛争当事者からの申請に応じて、公害審査会内に調停委員会等を設け、紛争の解決にあたっています。

令和6年度は調停の実績なし。令和5年度は、3件の調停を取り扱い、1件が調停成立、残り2件は申請取下げ及び調停打ち切りです。(表 2-4-24)

表 2-4-24 公害審査会で取り扱った調停事件(令和5年度末現在)

事件の表示	受付年月日	調停期日等 開催回数 (累計)	処理状況
令和2年(調)第1号 養鶏場悪臭防止対策請求事件	令和2年5月8日	調停期日 3回	令和6年1月17日 申請取下げ
令和4年(調)第1号 造成工事にかかる土壌・水質汚染等対策請求事件	令和4年6月6日	調停期日 9回	令和5年11月14日 調停成立
令和5年(調)第1号 酒販卸作業に係る騒音防止対策等請求事件	令和5年3月10日	調停期日 2回	令和5年9月22日 調停打切り

イ 公害苦情の現況

県及び市町が新規に受理した公害苦情件数は、令和6年度は2,338件で、令和5年度に比べて142件減少しています。

令和6年度の典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下)の苦情件数は1,849件(全苦情の79.0%)で、令和5年度に比べて20件減少しました。また、典型7公害以外の苦情(不法投棄、害虫等の発生、動物死骸の放置等)の件数は489件(全苦情の21.0%)で、令和5年度に比べて122件減少しました。(図2-4-25)

【種類別】

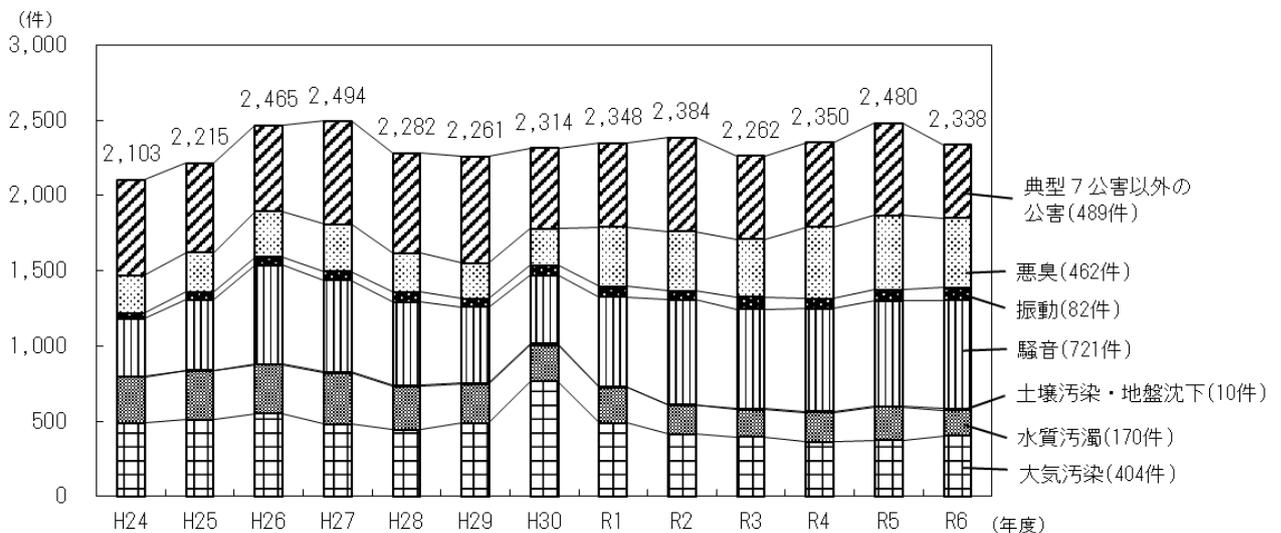
騒音が721件(全苦情の30.8%)と最も多く、次いで悪臭462件、大気汚染が404件、水質汚濁170件の順となっています。

【市町別】

神戸市の468件(全苦情の20.0%)が最も多く、次いで尼崎市241件、播磨町227件の順となっており、県下33市の合計は2,251件で全体の96.2%を占めています。

【発生源別】

建設業が663件(全苦情の28.3%)、製造業210件、飲食・宿泊業100件の順となっています。また、苦情件数の多い騒音及び悪臭についてみると、騒音では、建設業が331件、製造業66件の順になっており、悪臭では、製造業85件、農業・林業32件の順となっています。



(備考) 典型7公害以外の苦情は、不法投棄、害虫等の発生、動物死骸の放置等である。

図 2-4-25 公害苦情件数の推移

ウ 公害健康被害の救済対策

公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、「公害健康被害の補償に関する法律」に基づき、公害病患者の認定、認定患者に対する補償給付(療養の給付、療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、児童補償手当、療養手当及び葬祭料)及び保健福祉事業を実施し、公害被害者の救済を図るとともに、健康被害の予防に重点をおいた環境保健事業や環境改善事業を展開しています。

エ 環境事犯の取締り

兵庫県警では、環境の保全と創造に関する行政施策の一翼を担う視点に立って、「ひょうご環境クリーン・アップ(C-up)作戦」として、建設廃棄物等の産業廃棄物の不法処分事犯等、生活環境を保全する上で重大な支障を及ぼす悪質な環境事犯に重点を指向した取締りを強力に推進しています。(表 2-4-25)

表 2-4-25 環境事犯の検挙状況(令和6年)

法 令 名	件 数
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	552
水質汚濁防止法	0
河川法	0
瀬戸内海環境保全特別措置法	0
計	552

2 美しい環境の確保

(1) 環境美化対策の推進

ごみの散乱を防止し、快適で美しいまちづくりを推進するためには、県民自らが環境美化に配慮した積極的な行動に取り組むことが必要なことから、地域別循環型社会づくり推進会議での情報交換などを通じて、市町と一体となって美化意識の啓発及び高揚に努めています。

ア 環境美化区域の指定

県条例に基づき、公園、道路、海水浴場等公共の場所等で、特に必要があると認められる区域を昭和56年度から環境美化区域(令和5年4月現在29市11町で155箇所)として指定し、ポイ捨ての禁止やごみ容器の設置を義務づける等ごみの散乱防止を推進しています。

イ 環境美化推進事業の実施

環境月間(6月)、環境衛生週間(9月24日～10月1日)を中心に、県、市町では、不法投棄多発箇所のパトロールや啓発活動を実施しています。また、市町においては、令和5年4月現在、29市11町において独自の環境美化条例(ポイ捨て禁止条例等)を制定し、地域ぐるみで環境美化対策に取り組んでいます。

ウ クリーンアップひょうごキャンペーンの推進

平成8年度から市町等と連携して推進協議会を設置し、県内全域で環境美化統一キャンペーン「クリーンアップひょうごキャンペーン」を展開しています。

キャンペーン期間中(5月30日～7月31日)は、県内各地で団体、地域住民、行政(県・市町)等が連携して清掃等環境美化活動を実施するとともに、ポスターの配布や街頭でのキャンペーンを実施しています。令和6年度は前年度に引き続き、海洋プラスチック問題に対する意識の高揚を図るため従来の期間を2か月延長して9月末まで実施しました。86事業所・団体の協賛・協力をいただき、キャンペーン参加者数は約55.6万人、ごみ回収量は約3,798tでした。(図 2-4-26)

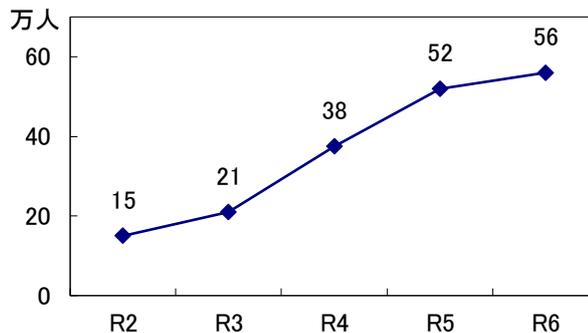


図 2-4-26 クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数

(2) 海岸漂着物・漂流ごみ等対策の推進

平成 30 年 6 月に改正された「海岸漂着物処理推進法」並びに令和元年 5 月に策定された「プラスチック資源循環戦略」等を踏まえ、海岸や海洋環境における良好な景観及び環境を保全するとともに、廃プラスチック等の海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図るため、平成 23 年 3 月に策定した海岸漂着物対策推進地域計画を改定しました(令和 2 年 3 月改定)。

改定した地域計画では、海岸漂着物の回収・処理を重点的に行う区域の追加に加え、①【海岸漂着物だけでなく漂流ごみ・海底ごみの取組】処理責任の不明確な海底・漂流ごみについて、漁業者による操業中ボランティア回収、市町ごみ処理施設での受入れの推進(図 2-4-2)、②【陸域から海域(流域圏)を含む広域的な対策】各種協議会等を通じて、内陸地域と沿岸地域の垣根を越え、一斉清掃、環境学習・教育を通じた上下流の交流など、③【プラスチックごみ対策の強化・拡充】プラスチックごみゼロアクション(再掲)を盛り込み、本計画に基づき、市町・海岸管理者・漁業者・住民等の各関係者が連携して、統合的に海岸漂着物等の対策を進めています。(図 2-4-27, 28)

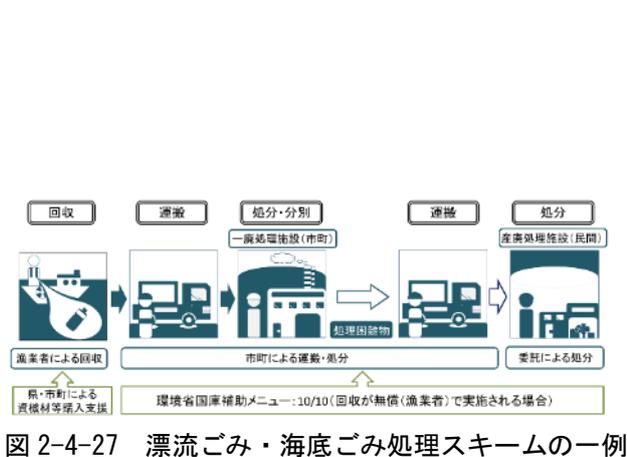


図 2-4-27 漂流ごみ・海底ごみ処理スキームの一例

主な回収場所	主体	回収量	処分先
海洋 (漂流ごみ)	国交省	海洋環境整備事業(国) 379t※ (神戸、東播磨、和歌山下津、徳島小松島を基地とする回収船の計) ※重量(t) = 容積(m³) × 0.17で算出	市町ごみ処理施設 又は 産業廃棄物処理施設
海岸・港湾・漁港	海岸・港湾等管理者 県・市町 瀬戸内海沿岸 日本海沿岸	海岸漂着物等の回収 483t 自然物(流木、海藻等) 345t (71.5%) 人工物(プラスチック、缶、紙等) 138t (28.5%)	
海岸・港湾	県(県土整備部)	港湾沿岸環境整備事業	
海洋・海岸	漁業者等	水産多面的機能発揮対策事業* (水産庁補助) 離島漁業再生支援交付金* (水産庁補助) ※漁場保全等の事業の一環として実施。	
海岸・流域等 (陸域を含む)	市町 市民等	クリーンアップひょうごキャンペーン 4,117t (海ごみ以外も含む全回収量)	

図 2-4-28 海岸漂着物等の回収状況 (令和 5 年度)

(3) 不適正処理の現状

県管轄区域における産業廃棄物の不法投棄・野外焼却に関する通報件数は、近年減少傾向にあります。(表 2-4-26)

また、10t 以上の産業廃棄物の不法投棄については近年増加傾向にあります。令和 6 年度は 63t でした。(表 2-4-27)

表 2-4-26 不適正処理に関する通報件数の推移

年度	不法投棄	野外焼却
R2	44	12
R3	39	12
R4	42	12
R5	41	7
R6	32	3

表 2-4-27 不法投棄件数・投棄量の推移

年度	件数 10t 以上	投棄量(t) 10t 以上
R2	4	960
R3	5	14,059
R4	2	23,350
R5	1	2,771
R6	3	63

(4) 不適正処理防止体制の整備

ア 兵庫県不法投棄防止対策協議会等の設置

県及び国の関係機関、市町、関係団体で構成する「兵庫県不法投棄防止対策協議会」や地域ごとの「地域廃棄物対策会議」を設置し、連絡情報網の整備や個別事案の対応協議等により関係機関と連携を図りながら不適正処理の防止を図っています。

イ 「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」の施行

平成 15 年 12 月に産業廃棄物及び特定物(使用済自動車、使用済自動車用タイヤ、使用済特定家庭用機器)の保管の届出制、土砂埋立て等の許可制を内容とする「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」を施行しており、廃棄物処理法との一体的な指導強化により、不法投棄の未然防止・拡大防止に努めています。(不法投棄廃棄物の約 7 割を占める解体廃棄物対策に重点をおいた条例改正を平成 19 年 3 月に実施)

なお、令和 6 年度の建設資材廃棄物の引き渡し完了報告件数は、1,993 件でした。

<参考>

届出等の状況(令和 6 年度末現在)

・産業廃棄物保管届	34 件
・特定物多量保管届	12 件
・特定事業(土砂埋立て等)の許可	222 件

(5) 監視体制の強化

ア 監視班の活動

不法投棄現場の監視及び広域的な不法投棄事案に対応するため、県警出向職員 3 名による監視班が、刑事告発も視野に入れた機動的な監視・指導を行っており、廃棄物の撤去指導、適正処理状況の確認などで成果をあげています。

イ 不適正処理監視員の配置

不適正処理事案の早期発見、早期対応を図るため、不適正処理監視員 7 名を県民局に配置し、監視班との強力な連携の下、管内の監視や事業者・処理業者への指導を実施しています。

ウ 早期発見、通報体制の充実

JA、郵便局、宅配業者との協定締結等により、不法投棄情報についての通報体制を整備してきました。また、スマホアプリ「ピリカ」を活用し、不法投棄通報アプリとしてリアルタイムで県へ通報することができるなど、住民・自治会等からの速やかな通報が得られやすい体制の整備、充実に努めています。

(6) 不法投棄を許さない地域づくりの推進

各県民局では住民、処理業者、行政の協働による廃棄物の撤去活動、阪神北県民局及び北播磨県民局では地域住民の未然防止活動支援や不法投棄未然防止協議会の開催などの取組がなされており、住民との合同監視パトロールの実施や自治会への監視カメラの貸出しなどにより、地域住民と連携して不法投棄を許さない地域づくりを推進しています。



廃棄物の撤去活動(但馬県民局)



不法投棄監視カメラ(北播磨県民局)

(7) 立入検査による不適正処理の是正

廃棄物処理法に基づき、排出事業者及び処理業者に対して立入検査を実施し、処理施設の維持管理等が不適正な場合には、厳格な是正指導を行っています。

また、悪質事案については改善命令を発するとともに、欠格要件に該当した場合には処理業等の許可取消処分を行うなど、厳格に対応しています。(表 2-4-28)

表 2-4-28 改善指示等の状況

年度	取消処分	措置命令	告発	停止命令	改善命令
R2	12	0	0	0	0
R3	11	0	0	0	0
R4	13	0	0	0	0
R5	20	0	0	0	0
R6	9	0	0	0	0

(8) 不法投棄事案の撤去推進

投棄された廃棄物の原状回復を投棄者に対して粘り強く撤去指導をしていますが、投棄者不明などの場合で、生活環境保全上の支障があるものについては、行政代執行や(公財)ひょうご環境創造協会に設置した兵庫県廃棄物等不適正処理適正化推進基金の活用により撤去を進めています。

<参考>(令和6年度末現在)

- ・行政代執行：硫酸ピッチ*不法投棄事案の原状回復 3 件
- ・県基金事業：原状回復・修景工事 10 件
- 未然防止・再発防止対策 2 件
- 生活環境保全上の支障調査 1 件
- (地下水観測井の設置)

3 災害廃棄物処理の体制づくり

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

速やかな被災地の復旧・復興に資することを目的に、災害発生直後の初動対応から災害廃棄物の処理体制が整うまでの応急対応に重点を置いた「兵庫県災害廃棄物処理計画(平成 30 年 8 月、令和 6 年 1 月改定)」を策定し、災害廃棄物処理に備えています。

一方、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理には、仮置場候補地の選定や処理体制などを盛り込んだ市町災害廃棄物処理計画の策定が不可欠であるため、様々な機会を捉えて計画未策定の市町に計画の必要性を説明するとともに、策定に関する研修会を開催し、県内全市町が計画を策定するよう指導しています。

(2) 災害廃棄物処理に関する応援協定の締結

災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、平成 17 年 9 月に県と全市町・一部事務組合が相互応援協定を締結するとともに、民間 6 団体とも応援協定を締結しています。

協定締結者	締結年月日
市町、事務組合	H17. 9. 1
(一社)水質保全センター	H18. 1. 10
(一社)兵庫県産業資源循環協会	H17. 9. 1
神戸市安全協力会	H17. 9. 1
兵庫県環境整備事業協同組合	H24. 7. 5
(一社)日本建設業連合会関西支部	H24. 7. 13
兵庫県環境事業商工組合	H26. 12. 25

(3) 災害廃棄物処理担当者研修

近年、全国各地で自然災害が多発していることに加え、阪神・淡路大震災から30年が経過し、大規模災害に係る廃棄物処理の経験がない職員が増えていることから、災害廃棄物処理を担う人材の育成が課題となっています。

このため、国立環境研究所等の協力の下、県及び市町等の廃棄物担当職員を対象とした実践的な図上演習形式の研修会を開催してきました(平成27～29年度)。平成30年度からは市町等の協力を得ながら県が主体的に研修会を企画し、開催しています。



災害廃棄物対策研修(図上演習)

4 環境影響・環境負荷に関する情報の適切な公開

(1) 環境影響評価制度

県では、「環境影響評価法」や「環境影響評価に関する条例」に基づき、事業者が行う環境影響評価について、住民、市町等関係行政機関及び学識者らの意見を十分聴き、公正かつ客観的な審査を行うことにより、対象となった事業について、環境の保全と創造に関し適切な配慮がなされるように制度の運用を図っています。(表2-4-29、図2-4-29)

また、同法及び同条例の改正により、計画立案段階での環境配慮手続が導入(法：平成25年4月～、条例：平成25年10月～)されています。これにより、事業者は計画立案段階での事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、事業の実施が想定される地域の環境に与える影響等について早期の環境配慮が可能となり、環境影響の回避・低減がより一層図られます。

表 2-4-29 主な環境影響評価の手續状況(平成 29 年度以降)

事業名及び内容	事業者	適用法令等	手續状況
(仮称)新温泉風力発電事業 (風力発電所の設置工事(出力最大9.2万kW))	合同会社 NWE-10 インベストメント	環境影響評価法	<計画段階環境配慮書手續> H29. 9. 14 配慮書提出 H29. 11. 13 知事意見送付 <環境影響評価方法書手續> H30. 2. 8 方法書提出 H30. 7. 18 知事意見送付
播磨臨海地域道路(自動車専用道路の設置工事、延長約36km)	国土交通省 近畿地方整備局 ※方法書からの手續は都市計画決定権者の兵庫県と神戸市が実施	環境影響評価法	<計画段階環境配慮書の案の手續> R1 . 11. 26 配慮書の案提出 R2 . 1. 17 知事意見送付 <環境影響評価方法書手續> R3 . 7. 27 方法書提出 R3 . 12. 24 知事意見送付
(仮称)南あわじ風力発電事業(風力発電所の設置工事出力最大7万kW程度))	前田建設工業株式会社	環境影響評価法	<計画段階環境配慮書手續> R4 . 11. 21 配慮書への知事意見の依頼 R5 . 1. 26 知事意見送付
(仮称)洲本太陽光発電事業	NTT アノードエナジー株式会社	環境影響評価に関する条例	<早期段階環境配慮書手續> R5 . 11. 7 配慮書提出 R5 . 12. 6 知事意見送付 <環境影響評価概要書手續> R6 . 4. 17 概要書提出 R6 . 8. 14 知事意見送付 <環境影響評価準備書手續> R7 . 3. 5 準備書提出
姫路相生太陽光発電所	AC12 合同会社	環境影響評価に関する条例	<早期段階環境配慮書手續> R6 . 5. 7 配慮書提出 R6 . 6. 5 知事意見送付 <環境影響評価概要書手續> R6 . 9. 18 概要書提出 R7 . 1. 15 知事意見送付
姫路第一発電所更新計画	関西電力株式会社	環境影響評価法	<計画段階環境配慮書手續> R6 . 12. 6 配慮書への知事意見の依頼 R7 . 2. 19 知事意見送付

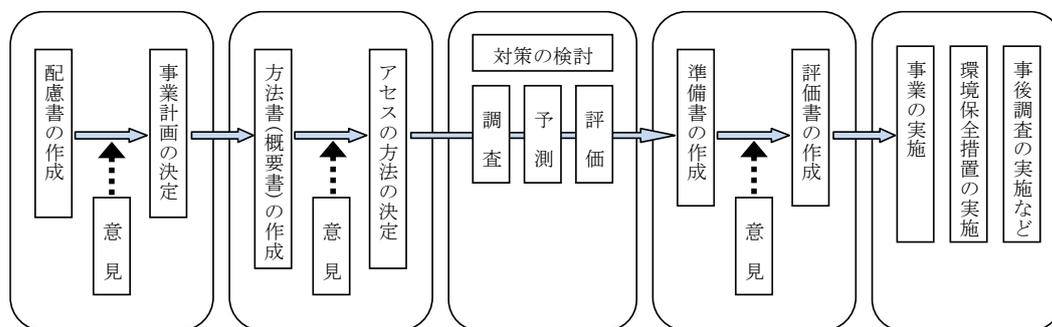


図 2-4-29 手續フローの概略

(2) 太陽電池発電所の新設及び増設に対する環境影響評価の実施

太陽電池発電所は、再生可能エネルギー源を利用する発電所として、温室効果ガスの排出抑制に資する一方で、建設に伴う土砂流出及び濁水の発生、景観への影響、動植物の生息及び生育環境の悪化等の問題が顕在化しています。

そのため、国では、大規模な太陽電池発電所の設置事業について、令和2年4月から環境影響評価法の対象事業としています。

また、法の対象とならない、小規模な太陽電池発電所(事業区域が5ha以上のもの)についても、上記のような問題が生じていることから、県では、令和2年4月から環境影響評価に関する条例の対象としています。

さらに、森林伐採等の自然改変を伴う、条例対象より小規模な太陽電池発電所の新增設について、太陽光条例*の事業計画届出が必要となる規模(概ね0.5ha以上)を対象とする「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」を制定し、工事着手前の自然環境調査の実施を求めています。

※太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

(3) 廃棄物最終処分場の対象事業規模見直し

廃棄物最終処分場については、環境影響に対する県民の関心が高く、事業の特性からも環境の保全と創造について、より適正な配慮が行われることが求められます。

このため、令和3年4月から特別地域内で行われる廃棄物最終処分場の新增設について、対象規模を15haから10haに引き下げ、環境影響に関して事業者の説明責任及び自然環境等への配慮を強化しています。

第2節 化学物質等への対策



1 有害化学物質対策等

(1) 化学物質排出移動量届出 (PRTR) 制度* の推進

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)に基づき、有害性のおそれのある様々な化学物質の環境への排出量等について、国と連携して事業者へ届出を求め、集計結果等を公表しています。PRTR 制度の推進を図ることにより、事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障の未然防止に努めています。(図 2-4-30)

なお、令和5年度届出分からは、対象化学物質が462物質から515物質に変更されています。

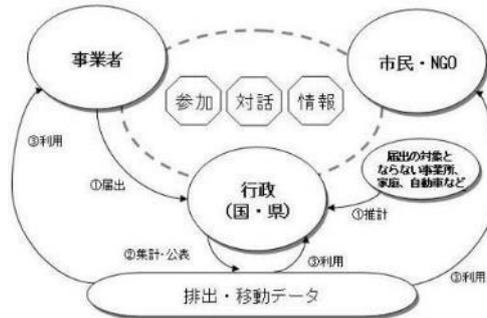


図 2-4-30 PRTR 制度の仕組み

ア 届出事業所数

令和5年度のPRTR法に基づく県内届出事業所数は、1,417事業所で、全国第4位(全国の4.4%)となっています。(図 2-4-31)

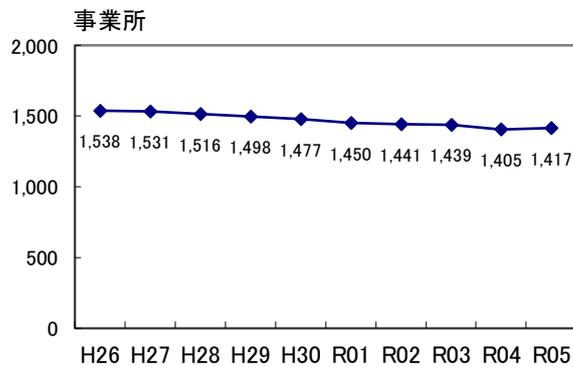


図 2-4-31 届出事業所数

イ 県内事業者の化学物質届出排出量と届出移動量

令和5年度に県内事業所から届出のあった化学物質の排出量は5,433t(前年度比+607t)、移動量は16,695t(前年度比+2,165t)でした。届出排出量と届出移動量の合計は22,128tであり、全第3位(全国の5.5%)となっています。(図 2-4-32)

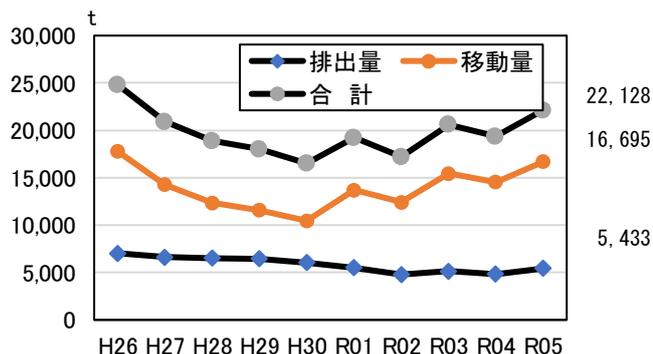


図 2-4-32 届出排出量・移動量の推移

ウ 届出排出量・移動量の構成(令和5年度)

排出・移動先別に見ると、廃棄物としての事業所外への移動量(75.1%)が最も多く、次いで、大気への排出(22.7%)の順となっています。(図2-4-33)

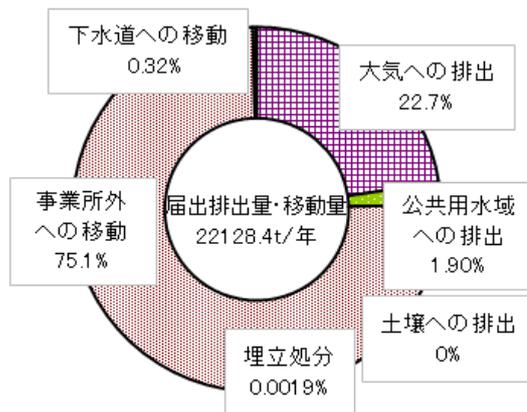


図2-4-33 届出排出量・移動量の構成(令和5年度)

エ 物質別の届出排出量(令和5年度)

届出排出量を物質別に見ると、有機溶剤・合成原料として広く使用されているトルエンが最も多く、全体の27.2%を占めています。次いでキシレン(13.8%)、塩化メチレン(10.7%)の順となっています。(図2-4-34)

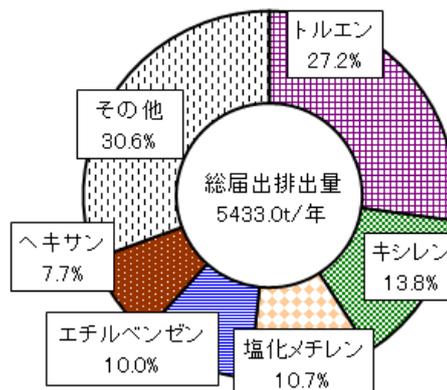


図2-4-34 物質別の届出排出量(令和5年度)

オ 地域別の届出排出量(令和5年度)

届出排出量を地域別に見ると、東播磨地域が最も多く、全体の26.3%を占めています。次いで阪神南地域(16.5%)、中播磨地域(15.5%)の順となっています。(図2-4-35)

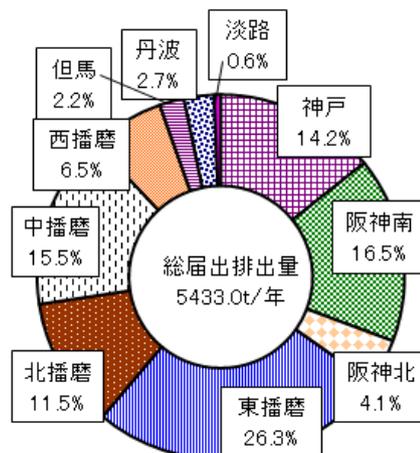


図2-4-35 地域別の届出排出量(令和5年度)

カ 市町別の届出排出量(令和5年度)

届出排出量が最も多いのが尼崎市であり、全体の15.6%を占めています。次いで神戸市(14.2%)、姫路市(13.1%)の順となっています。(図2-4-36)

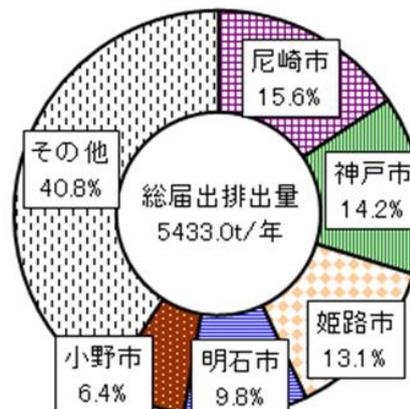


図2-4-36 市町別の届出排出量(令和5年度)

キ 業種別の届出排出量(令和5年度)

届出排出量を業種別に見ると、最も多いのが化学工業で全体の22.2%を占めています。次いで輸送用機械器具製造業(13.5%)、鉄鋼業(10.2%)となっています。(図2-4-37)

なお、個別事業所ごとの排出量はPRTRインフォメーション広場(環境省ウェブサイト)に公開されており、県では集計結果をホームページで公表しています。

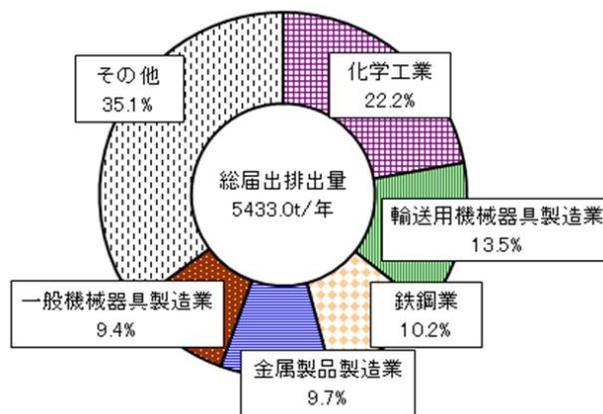


図2-4-37 業種別の届出排出量(令和5年度)

(2) 優先取組物質モニタリング調査

低濃度であっても長期的暴露によって健康影響が懸念される有害大気汚染物質*について、健康影響の未然防止を図るため、大気汚染防止法に基づき、平成10年度からモニタリング調査を実施しています。

令和6年度は全国標準監視地点(従来の「一般環境」)について2地点、地域特設監視地点(従来の「固定発生源周辺」及び「道路沿道」)について2地点での測定を行いました。

ア 測定物質

優先取組物質として位置づけられた23物質のうち、既に測定方法の確立されている次の21物質について測定しました。

- ①アクリロニトリル、②アセトアルデヒド、③塩化ビニルモノマー、④クロロホルム、⑤1,2-ジクロロエタン、⑥ジクロロメタン、⑦テトラクロロエチレン、⑧トリクロロエチレン、⑨ベンゼン、⑩ホルムアルデヒド、⑪1,3-ブタジエン、⑫酸化エチレン、⑬ニッケル化合物、⑭ヒ素及びその化合物、⑮マンガン及びその化合物、⑯クロム及びその化合物、⑰ベリリウム及びその化合物、⑱ベンゾ[a]ピレン、⑲水銀及びその化合物、⑳トルエン、㉑塩化メチル

なお、地域特設監視地点は、上記のうち排出が予想される物質の測定を行いました。

イ 測定期間、頻度

毎月1回(年12回)

ウ 調査結果

環境基準が定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)は、いずれも全ての地点で環境基準を達成しています。(図2-4-38)

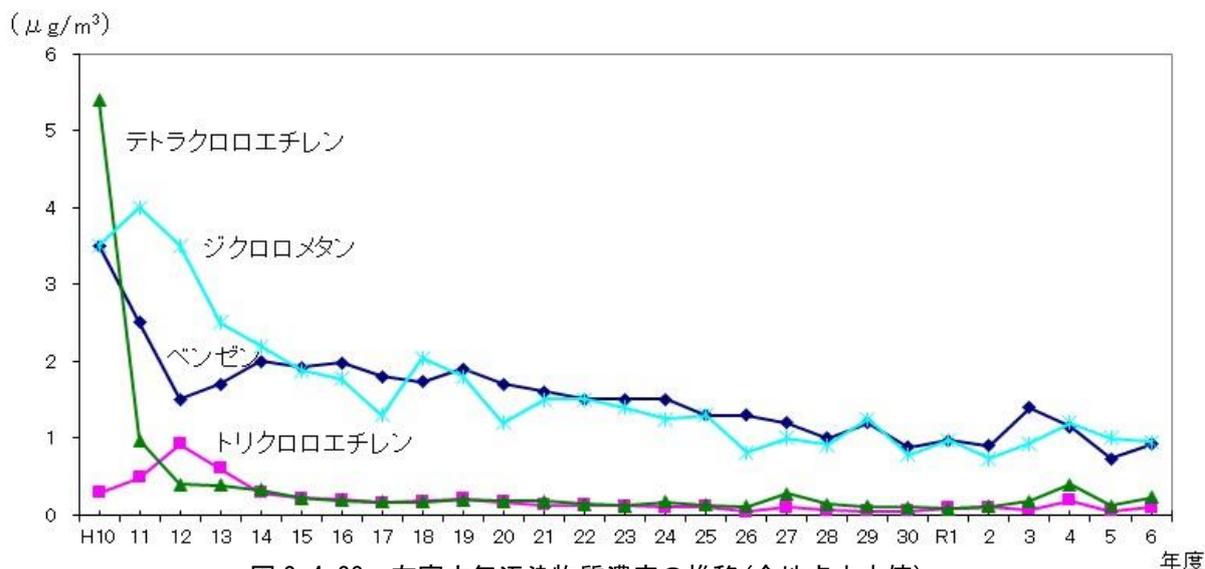


図2-4-38 有害大気汚染物質濃度の推移(全地点中央値)

(3) アスベスト対策

平成8年1月から国に先駆けて県条例に基づき、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材、断熱材等(飛散性アスベスト)を含む建築物・工作物の解体・改修工事を対象に規制を実施してきました。平成17年11月からは、条例規制対象に非飛散性アスベスト含有建築物(床面積80㎡以上)を加え、規制の強化を図っています。大気汚染防止法では、飛散性アスベストについては、平成9年4月以降、規制を実施しており、令和2年6月には、アスベストの飛散防止対策のさらなる強化のため、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大、事前調査結果の報告の義務化、直接罰の創設、記録の作成・保存の義務化等が図られました。

今後、令和10年頃をピークに建築物の解体工事件数の増加が予想されており、アスベストが使用されている建築物の解体工事等の現場への立入検査や監視調査を実施することなどにより、アスベストの飛散防止に努めています。

(4) ダイオキシン類削減対策

ダイオキシン類は、非意図的に生成される化学物質で、その発生源は廃棄物の焼却過程や有機塩素系化合物の生産過程等、多岐にわたっています。このため、県では平成9年12月に「兵庫県ダイオキシン類削減プログラム」を策定し、総合的、計画的なダイオキシン類対策を講じてきました。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設の届出審査、工場・事業場への立入検査等により排出基準適合状況等の確認を行うとともに、ダイオキシン類による環境の汚染状況の常時監視を行っています。

ア 発生源対策

(7) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策

ダイオキシン類対策特別措置法の適用を受けている工場・事業場は、特定施設に関する届出、排出ガス、排水、燃え殻・ばいじんの自主測定及び報告義務が課せられており、県や政令市等(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市)では、届出の審査、燃え殻・ばいじんの処理方法の確認及び排出ガス等の自主測定結果の公表を行っています。

令和6年度末現在、同法に基づく特定施設を設置する県内の工場・事業場数は、大気基準適用施設を設置するものが193、水質基準対象施設を設置するものが71となっており、令和5年度には延べ66工場・事業場に対して立入検査を行いました。(表2-4-30)

表2-4-30 立入検査の状況(令和6年度)

立入検査 件数	行政措置		
	改善命令	改善勧告	改善指示
66	0	0	0

※政令市等所管分を含む

(イ) ごみ焼却施設対策

県内で稼働中の一般廃棄物焼却施設は、令和5年度末時点で30施設あり、令和5年度のダイオキシン類排出総量は、0.51g-TEQ*(推計値)となり、測定開始の平成8年度113.6g-TEQと比べて99.0%削減されています。

(ロ) ばく露防止対策(ダイオキシン類による労働者への健康影響等の防止)

廃棄物焼却施設でのダイオキシン類による労働者への健康影響等を防止するため、厚生労働省から「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」が示されており、県では、市町及び関係事業者等への周知・徹底を行っています。

(ハ) 産業廃棄物焼却施設対策

産業廃棄物焼却施設設置者に対して、ダイオキシン類の発生抑制のため、適切な指導、立入検査等を実施しています。令和5年度末時点で、県内で稼働中の産業廃棄物焼却施設は17事業場あり、ダイオキシン類の排出基準を超えた事業場はありませんでした。

イ 環境調査(令和6年度)

(7) 大気

1地点で調査した結果、濃度は0.0042pg-TEQ/m³で、大気環境基準(年平均0.6pg-TEQ/m³)を達成しています。

(4) 水質

河川では2地点で調査した結果、濃度範囲は0.063～0.078pg-TEQ/L、海域では2地点で調査した結果、濃度範囲は0.049～0.067pg-TEQ/Lで、全ての地点で水質環境基準(年平均1pg-TEQ/L)を達成しています。

(7) 底質

河川では2地点で調査した結果、濃度範囲は1.2～2pg-TEQ/g、海域では2地点で調査した結果、濃度範囲は、0.97～5.3pg-TEQ/gで、全ての地点で底質環境基準(150pg-TEQ/g)を達成しています。

(5) 排出基準未設定(未規制)化学物質対策

大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規制対象物質となっていないものの、国際的に対策が検討されている物質について実態把握するため、平成21年度から県下で対象物質、地域を変えて環境調査を実施しています。

令和6年度から令和10年度にかけては、有機フッ素化合物(PFAS)実態把握調査を実施予定で、令和6年度は、河川及び地下水で調査を実施しました。(表2-4-31)

また平成22年度に東播磨地域にて確認されたPFOA(パーフルオロオクタン酸)について、事業場追跡調査を実施しました。

表2-4-31 環境調査地点概要

調査項目	調査頻度	調査地点
河川	2回/年 (夏季・冬季)	神崎川水系(計10地点)
地下水	1回/年	加西市内地下水(計4地点)

ア PFASの環境調査(令和6年度)

河川では、PFOS(パーフルオロスルホン酸)とPFOAの合計値が、指針値(50ng/L)を超過する地点はなく、県が実施したこれまでの調査結果からの低減が見られました。ただし、PFOS・PFOAの代替物質として使用される物質が高い濃度で検出される地点がありました。

地下水では、朝妻町及び繁昌町の2地点で指針値を超過するPFOA濃度が確認されました。このうち朝妻町の地点は、環境省や県が実施したこれまでの調査結果からの低減が見られました。

イ 事業場追跡調査(PFOA)

平成22年度調査でPFOA使用が確認された事業場では既に代替物質への転換が完了しており、周辺地下水及び事業場排水中の濃度は低濃度で推移しています。令和6年度の調査結果は、地下水2地点で27～29ng/L、事業場排水は10ng/Lで、環境省が定めた暫定指針値(50ng/L)以下の濃度でした。(令和7年6月に「指針値(暫定)」から「指針値」となります。)

第5章 共創力

第6次兵庫県環境基本計画に示しためざす将来像を共有し、それぞれの課題に自発的に取り組みながら、新しい価値を共に創り上げていくため、県民、事業者、地域団体、NPO、研究機関、行政など多様な主体のネットワークを形成し、イコールパートナーシップによって連携・協働しながら施策を展開しています。さらには、地域での実践的な活動に加え、新たな課題に対応し、スタートアップなどを通じた経済・社会システムの転換、研究機関や企業活動との連携によるイノベーションの創出と実装、先進的な環境技術や知見の国際的な相互交流を進め、持続可能な社会づくりに貢献しています。

また、共創を担う次世代の人材を育成するため、学校をはじめ、家庭・地域・社会において、環境への関心を高める教育や体験学習を通じた環境意識の醸成など、幼児からシニア世代まで多くの県民が、ともに学び、ともに育つ環境学習・教育を推進しています。

第1節 多様な主体のイコールパートナーシップによる共創



県内各地で展開されている各主体の参画と協働による環境保全・創造活動を促進するため、地球温暖化防止活動推進員や森林ボランティアへの活動支援など各分野での共創を進めています。

また、環境保全活動の普及と啓発を図るため、「環境月間」に合わせた各種行事を実施するとともに、「兵庫県環境適合型社会づくり推進会議」や「地球環境時代！新しいライフスタイルを展開しよう～新しいライフスタイル委員会」等による環境適合型社会*づくりを推進しています。

1 各分野における共創

(1) 環境適合型社会づくりの推進

ア 地球環境時代に適応した新しいライフスタイルの普及啓発

世界的に課題となっている海洋プラスチックごみ問題に対応し、使い捨てプラスチック削減県民運動を推進するため、新しいライフスタイル委員会と連携して「クリーンアップキャンペーンノート」等を作成し、啓発活動を行いました。



クリーンアップキャンペーンノート



生分解性プラスチック製クリアファイル

イ 環境月間における環境体験活動の普及と啓発

県では、環境月間(6月)において、環境保全活動の普及と啓発のため、県民、事業者、市町等の協力を得て、「地球と共生・環境の集い2024」をはじめ、クリーンアップひょうごキャンペーンなど各種行事を展開しました。

ウ 「兵庫県環境適合型社会づくり推進会議」による取組

県内の消費者・婦人団体、教育・文化団体、経済・業界団体、報道機関及び県等を構成団体として、身近な暮らしや経済活動の中で、地球環境時代に相応しいライフスタイルを県民に呼びかけています。

平成20年5月に開催された環境大臣会合等で高まった地球環境への関心を継続するため、同年6月5日の環境の日に「ひょうご環境アピール」を発信しました。令和4年度にも、地球と共生・

環境の集い 2022～ひょうご環境創造協会設立 50 周年記念～において、同アピールを再確認し、兵庫から人と環境が適正な調和を保つ環境適合型社会づくりに挑戦していくための積極的な環境行動を広く県民に呼びかけました。

ひょうご環境アピール(抜粋)

- 1 冷暖房温度の適正管理やこまめな電源のオンオフといった省エネ行動や、省エネ型冷蔵庫、電球型蛍光灯への切替などの省エネ家電の導入に努め、また、エコドライブの実践や公共交通機関の積極利用、温暖化防止の行動によって買い物などに割引が受けられるエコポイント活動への参加など、地球温暖化防止につながる環境適合型の生活づくりを進めましょう。
- 2 買いものにはマイバッグを持参する、過剰包装を断る、無駄なものを買わない、使い捨てをしないなど生活を見直し、ごみを減量するとともに、分別の徹底とリサイクルの推進により資源の有効利用を促進し、循環型社会づくりを進めましょう。
- 3 コウノトリの野生復帰、瀬戸内海の再生、豊かな森・里山整備をはじめとする、自然環境の再生・創造に参加し、暮らしや文化のよりどころである豊かな生物多様性を守り育てる地域づくりを進めましょう。
- 4 生活や余暇等において、豊かで多様な自然とふれあい、環境保全活動に自ら取り組むとともに、家庭、地域、職場などのさまざまな場において、子どもたちのサポート体制を整え、未来を担う子どもたちが、環境に関心を持ち、生命を大切に思う環境学習・教育を進めましょう。

エ 「地球と共生・環境の集い」の開催

県民一人ひとりが環境問題について正しく理解し、ライフスタイルを見直すとともに、県民の幅広い連携による環境創造に向けた行動のための場づくりを推進するため、「地球と共生・環境の集い 2024」を開催しました。

参加者数：152名

開催日：令和6年6月5日

内容：表彰式(環境保全功労者知事表彰・
兵庫県環境にやさしい事業者賞)
講演『「ごみ」は意外に雄弁だ』

(大学共同利用機関法人 人間文化研究機構総合地球環境学研究所 教授 浅利 美鈴氏)



地球と共生・環境の集い

(2) 北摂里山博物館構想(地域まるごとミュージアム)の推進(阪神北県民局)

北摂地域には、今も炭や薪の生産活動が行われている本来の里山「伝統的里山」と、荒廃から再生され、環境学習など新たな利活用が行われている「先進的里山」が点在し、国内の他地域には見られない特色を有しています。

北摂の地域資源であるこれらの里山を活かし、「こども北摂里山探検隊」や「北摂里山大学」により、子どもから大人まで各世代に対応した環境学習を展開し、里山の持続的な保全と地域の活性化を図っています。



作業安全の指導を受ける様子(北摂里山大学)

(3) 丸山湿原群の保全整備等(阪神北県民局)

県天然記念物に指定されている県内随一の生物多様性を擁する宝塚市西谷地区の丸山湿原群及び周辺の里山一体を都市近郊型の「丸山湿原エコミュージアム」と位置づけ、平成20年度に設立した「丸山湿原エコミュージアム推進協議会」により取り組まれる植生等のモニタリング、間伐等保全活動や湿原保全セミナーなどの活動を支援しています。



地元小学校の環境体験学習の受け入れ

(4) 上山高原エコミュージアムの推進

豊かな自然環境の保全や、自然と共生した暮らしを学び実践する場づくりを進めていくため、自然性の高いブナ林と人の営みの中で育まれてきたススキ草原や、イヌワシやヒダサンショウウオなどに代表される貴重で豊かな生態系を育てている新温泉町上山高原とその周辺地を「上山高原エコミュージアム」として、NPO 法人上山高原エコミュージアムを中心に新温泉町と連携し、都市住民との交流プログラムを実施しています。



扇ノ山新緑登山(新温泉町)

(5) ひょうご環境保全連絡会による大気環境保全活動

ひょうご環境保全連絡会では、大気環境保全活動として、各種研修会の開催、エコドライブ運動の推進や住民団体等への活動助成金交付等を展開しています。

(6) 県民運動と体験型環境学習・教育

ア クリーン但馬 10 万人大作戦の実施

住民参加による環境美化を進め、美しい但馬づくりを目指すため、6月及び10月を強化月間と定め、但馬全域で市町・自治会・学校・建設業界等の参画と協働による清掃美化活動「クリーン但馬 10 万人大作戦」を展開しています。この中で、道路・河川・公園等のごみ拾いや不法投棄防止啓発パトロール等を実施し、ごみを捨てない捨てさせない地域づくりを推進しています。(図 2-5-1)

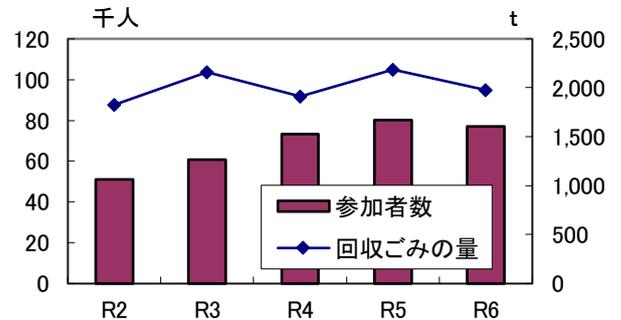


図 2-5-1 クリーン但馬 10 万人大作戦参加者数・回収ごみ量

イ 「環境立島淡路」の推進

「環境立島淡路」の実現に向けて、7月第1日曜日と11月第2日曜日を「淡路全島一斉清掃の日」として、島民の参画と協働による住民参加型の清掃活動を推進しています。また、「淡路全島一斉清掃の日」を含む7月と11月を「淡路環境美化月間」として、ポイ捨て防止啓発や花づくり運動などの環境美化活動を推進しています。

さらに、島民主体で淡路島の豊かな自然環境の保全・創出・再生を目指す取組を総合的に推進するため設立された「環境立島淡路」島民会議で、島民運動の実践行動をまとめた「あわじエコライフスタイル 10 か条」を推進しています。

また、将来を担う子ども達を対象としたエコキッズコンクールを開催し、令和6年度は、淡路島の環境を守ろうという理念をテーマに環境ポスターを募集しました(応募 119 名)。入選作品については、島内の環境活動報告及び団体同士の交流や情報交換を目的とする「淡路環境のつどい」において表彰するとともに、島民全体での環境立島淡路の実現に寄与するよう広く広報を行いました。

(7) 関西広域連合による取組の推進

ア 広域環境保全分野の取組

関西広域連合では、令和5年3月に改定した「関西広域環境保全計画」に基づき「脱炭素社会づくり」「自然共生型社会づくり」「循環型社会づくり」「持続可能な社会を担う人育て」を4本柱として施策を展開します。

[令和6年度の主な取組]

- ・地球温暖化対策の推進
- ・生物多様性に関する情報の共有及び流域での取組による生態系サービスの維持・向上
- ・関西地域カワウ広域管理計画の推進
- ・広域連携による鳥獣被害対策の推進・3R等の統一取組の展開
- ・人材育成施策の広域展開 等

イ 夏季及び冬季における省エネルギー対策の推進

夏季及び冬季は、電力などエネルギー消費が増加する時期のため、関西広域連合では、省エネルギーの啓発を行っています。

(8) 企業の環境活動の促進

ア 環境負荷を低減する新技術の研究開発の推進

地球環境の保護と豊かな社会を構築することが企業の社会的責任となっていることから、県立工業技術センターでは環境負荷を低減する新技術の研究開発について、企業と連携を図りながら取組を進めています。

イ 「兵庫県環境にやさしい事業者賞」による顕彰

企業による環境の保全・創造に向けた取組の促進を図るため、生活者の視点から優れた環境保全活動を展開している事業者に対し、「兵庫県環境にやさしい事業者賞」を授与し、顕彰しています。第33回「兵庫県環境にやさしい事業者賞」については令和6年6月5日の「地球と共生・環境の集い2024」において授与式を行いました。

[優秀賞] ・有限会社清美社(新温泉町)

地域一体となった廃食用油回収とバイオディーゼル燃料製造サイクル

[賞] ・株式会社ながおテクノ(尼崎市)

自動車リビルド部品(再生部品)事業による資源の有効活用

・日本たばこ産業株式会社兵庫支社(神戸市)

「Rethink PROJECT」プロジェクト・ピリカ自治体版見える化ページ「クリーンアップひょうご」の開設

ウ 企業の森づくりの推進【再掲】

(公社)兵庫県緑化推進協会等とともに、環境保全等、社会貢献活動に関心の高い企業・団体に対して植樹や間伐、里山林整備などの活動フィールドの幹旋や活動支援等を行い、森づくりへの企業参画を促進しています。

(9) 環境ビジネスの活性化

ア 環境ビジネスに関する情報の収集・発信の推進

兵庫県環境にやさしい事業者賞の顕彰を通じて、企業の環境ビジネスに関する情報を収集・評価するとともに、6月5日の環境の日前後に開催する「環境の集い」やホームページにおいて情報発信しています。

イ 消費者向け環境ビジネスの展開

省エネ家電普及促進のため、兵庫県電機商業組合及び家電量販店と県との間で締結した「省エネ家電普及促進に関する協定」に基づき、各店舗において省エネ機器導入の効果について、消費者に対して情報提供を行っています。また、平成28年度に、兵庫県電機商業組合と県との間で

「スマートライフ普及促進に関する協定」を締結し、省エネ家電に創エネ・蓄エネ機器を組み合わせ、エネルギーを最適に利用する暮らし方である「スマートライフ」に関する情報を提供していきます。

ウ 産学官共同研究開発の推進

健康医療、環境・エネルギーなど、成長分野の産業の創出を図るため、産学官連携による萌芽的な研究調査を支援するとともに、立ち上がり期の予備的・準備的な研究プロジェクトの本格的な研究開発への移行を支援する研究補助制度「成長産業育成のための研究開発支援事業（旧COEプログラム）」を実施しています。（表2-5-1）

また、（公財）ひょうご科学技術協会が、共同研究プロジェクト支援や地域の産学官連携を促進しています。さらには、SPring-8では、放射光を活用した次世代電池や排気ガスの触媒システムの研究開発など、産学官連携による環境・エネルギー分野の先端技術研究開発が進められています。

表 2-5-1 採択研究プロジェクトの例（環境・エネルギー分野）

研究プロジェクト名	共同研究チーム（下線は代表機関）
陸上養殖における環境に優しい革新的な除菌システムの開発【R5 応用ステージ研究】	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)ひょうご科学技術協会 ・兵庫県立工業技術センター ・(株)セシルリサーチ ・鳥取大学地域価値創造研究教育機構 ・クルーシャル・クーリング・パフォーマンス(株)
洗浄機械における旋回流を利用した油水分離促進技術の可能性調査【R6 可能性調査・研究】	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>森合精機(株)</u> ・神戸大学
重要害虫発生予察のスマート化！環境創造型農業の社会実装加速化に資するハスモンヨトウ予察システムの開発【R6 応用ステージ研究】	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)農社 ・兵庫県立農林水産技術総合センター ・兵庫県立工業技術センター

(10) ホームページによる情報発信の推進

県では、庁内関係各部署・機関をオンラインで結び、情報の収集・共有化を行うとともに、インターネットを利用して県民に情報提供を行う「兵庫県環境情報総合システム」を構築しています。ホームページへのアクセス数は、令和6年度で年間約112万件となっており、1日当たり約3,000件あります。（図2-5-2）

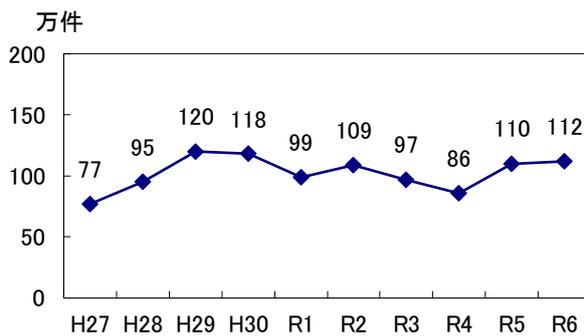


図 2-5-2 「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数



ホームページ ひょうごの環境
(<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp>)

(11) 環境情報総合システム

環境行政を効率的に推進するためには、関係各部署・機関等で環境情報を共有し、必要な情報を迅速・的確に活用できることが必要です。また、県民・事業者・行政が一体となって環境保全の取組を推進するためには、正確な情報を共有することが重要です。

このため、環境情報総合システムとして、次の5つのサブシステムを構築しています。(図 2-5-3)

ア 環境情報管理システム

県の環境施策・環境データやイベントに関する情報をホームページ「ひょうごの環境」に掲載し、県民等の環境学習などに活用できる環境情報として提供しています。また、PM2.5、光化学スモッグ注意報等の発令状況を発信しています。

イ 大気汚染常時監視システム

県内に設置した大気汚染常時監視測定局から大気汚染測定データを自動収集・集計し、ホームページ「ひょうごの環境」に掲載しています。また、環境省「大気汚染物質広域監視システム(そらまめくん)」と接続し、県内の大気汚染状況や光化学スモッグ注意報等の発令状況をリアルタイムで情報発信しています。

ウ 大気管理システム

大気汚染防止法、フロン排出抑制法に基づく届出・排出実績データ等の管理を行っています。

エ 水質管理システム

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出、許可申請、報告、公共用水域・地下水の常時監視、総量規制対象事業場に関する COD、窒素及びりん汚濁負荷量等のデータ管理を行っています。

オ 廃棄物管理システム

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく届出、許可申請等のデータ管理を行っています。

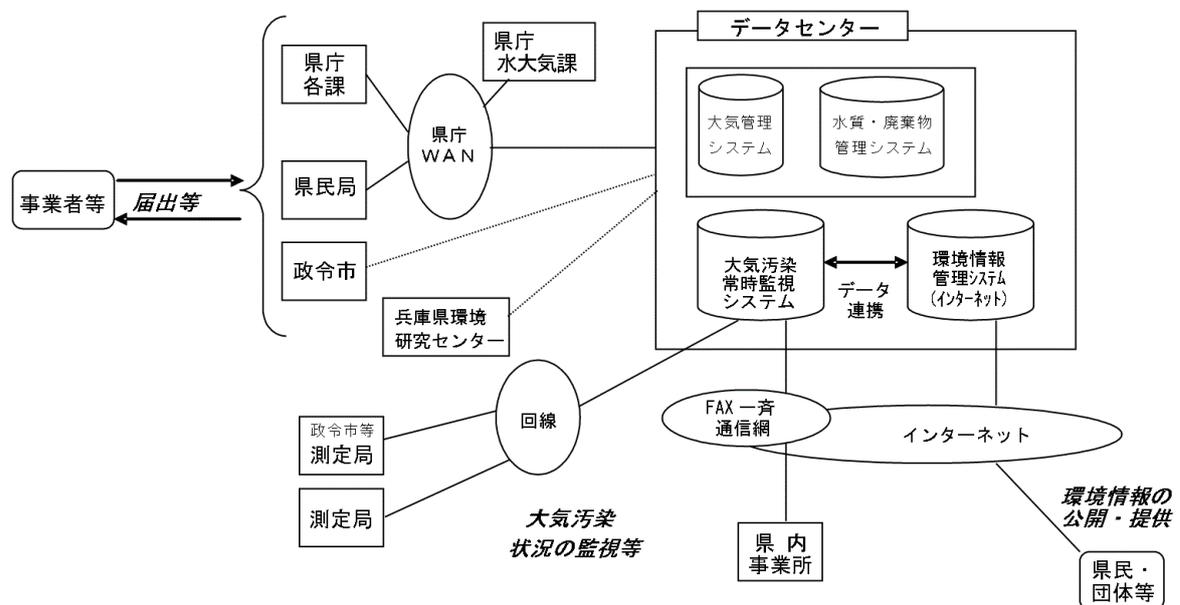


図 2-5-3 環境情報総合システム

2 県内の関係機関等との共創

(1) 国際的環境関連研究機関を活用した情報発信

環境先進県として県が有する経験や技術を活かし、国際環境協力の取組の一つとして、新興国や開発途上国から研修生を各機関と協力して受け入れ、情報発信するとともに、国際的環境関連研究機関との連携を通じ、専門家の交流・連携を促進しています。

ア (公財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター*、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)センター*における情報発信

阪神・淡路大震災 30 年記念事業 SDGs 国際フォーラム 2024「気候危機時代の防災・復興の新たな展開～災害廃棄物の観点から～」、北摂里山フィールドパビリオンプレイイベント、インドへの日本の低炭素技術の普及促進に向けたセミナー、ホームページ等により、国際的な環境研究情報を発信し、県民の地球環境保全等への理解促進を図っています。

[SDGs 国際フォーラム 2024]

主 催：阪神・淡路大震災 30 年記念事業 SDGs 国際フォーラム実行委員会
(構成団体：兵庫県、APN、IGES)

日 時：令和 6 年 12 月 17 日

開催方法：日英同時通訳

参加者：100 名

イ (公財)国際エメックスセンター*による情報発信

世界の閉鎖性海域の環境保全と適正な利用に関する情報を収集するとともに、関連団体との連携を進めるため、里海カンファレンスを開催したほか、ホームページの更新やメールマガジンの発行を行いました。

また、世界の閉鎖性海域に関する情報交換を目的とした広報誌「エメックスニュースレター」を発行しています。

[第 4 回里海カンファレンス]

開催期間：令和 6 年 11 月 16 日(土)～11 月 17 日(日)

開 催 地：高知県幡多郡大月町

主 催：(公財)国際エメックスセンター、(特非)里海づくり研究会議、
(特非)黒潮実感センター

参加人数：130 人(主催者発表)

プログラム：

- ・セッション 1 自立・自走を目指す里海づくり
- ・セッション 2 里海教育・人材育成
- ・セッション 3 里海と災害リスクマネジメント
- ・クロージングセッション(総評等)
- ・エクスカーション(柏島)

(2) 「パンチェボ市(セルビア共和国)における産学官民の協働による環境改善推進事業」の実施

(公財)ひょうご環境創造協会は、セルビアのベオグラード大学化学部の研究者やパンチェボ市役所からの要請を受け、平成 26 年 3 月から平成 29 年 3 月にかけて、JICA 草の根技術協力事業の枠組みで農用地等の土壤汚染モニタリング体制を強化し、工場地区の化学物質汚染対策に関する助言などを行いました。

令和 2 年 1 月からは、第Ⅱ期事業として工場地区の化学物質汚染対策に加えて古い廃棄物処分場の環境改善、コウノトリが飛来する自然公園の再生に取り組んでいます。

新型コロナウイルスの影響による事業の遅れから延長申請を行い、令和 7 年 1 月まで事業を延長

し、令和6年度は、日本人専門家の現地派遣（11月）とセルビア側関係者の訪日研修（6月）などを実施しました。また、オンラインでワークショップや講義（2回開催）などを行いました。

(3) 県立人と自然の博物館の研究成果の施策への反映

県立人と自然の博物館では、研究成果を活かし、人と自然の関心を高めるとともに、地域で行動できる担い手や地域研究員の養成を目的として講義・実習・調査等を実施しています。

(4) 森林動物研究センターの研究成果の施策への反映

森林動物研究センターでは、毎年、野生動物について狩猟者の目撃情報、捕獲情報を収集するとともに、痕跡調査等を実施し、生息動向を推定しています。

また、県下に約4,000ある農業集落の代表者に、野生鳥獣による農業被害のアンケート調査を行い、被害の動向を把握しています。

さらに、シカの食害による森林下層植生の衰退状況を定期的に調査し、森林生態系の被害について把握しています。

これらの調査結果に基づき、新技術の開発や新規施策の提案を行い、管理計画等に反映させています。



森林動物研究センター(丹波市)

(5) 特定外来生物対策の取組

令和元年度に、兵庫県、(公財)ひょうご環境創造協会、(一社)兵庫県自然保護協会で構成される兵庫県外来生物対策協議会を設立し、特定外来生物の拡大防止に向けた取組を推進しています。

(6) 大学・研究機関等とのネットワーク

企業・大学の産学官連携ニーズに効果的に対応するため、(公財)新産業創造研究機構による「ひょうご産学官連携コーディネーター協議会」の運営を支援し、大学や研究機関の研究支援人材の連携強化、企業と研究者のマッチングや競争的資金の獲得支援等に対応するためのスキルアップを推進しています。

また、次世代成長産業分野におけるイノベーション創出を促進するため、(公財)新産業創造研究機構を中心に県内企業、大学・研究機関等で構成する「成長産業育成コンソーシアム」を設置し、マッチングや個別課題への指導助言、プロジェクト具体化の支援などを実施しています。

第2節 共創を担う次世代の人材の育成



1 ともに学び、ともに育つ環境学習・教育の推進

(1) ふるさと兵庫こども環境体験推進事業

(ひょうごエコロコプロジェクト)

幼児期において、幼稚園・保育所等を中心に公園や自然の中で動物や花木に接するなどの自然体験を通じて、いのちの大切さに気づいたり、環境に配慮した生活習慣を育成することを目的に事業を展開しています。

ア 幼稚園・保育所等で実施(エコロコしぜんたいけん等)

兵庫県立人と自然の博物館の植物や虫の専門家が、幼稚園・保育所等を訪問し、植物観察や虫取りなどの体験を促すプログラム等を実施しています。



エコロコしぜんたいけん

イ 県立公園等で実施(エコロコしぜんえんそく等)

県立公園等への遠足に合わせて、植物観察や虫取りなどを体験する「エコロコしぜんえんそく」、親子での体験を促す「エコロコおやこ」等を実施しています。

ウ 園での実施を支援するコンテンツの開発

幼稚園教諭、保育教諭、保育士等やボランティアが、子どもが楽しみながら自分の地域の自然環境に興味を持てる体験を実施できるよう、コンテンツを開発し、県内全園に提供しています。

エ エコロコかふえの実施

幼稚園・保育所等が自立・継続して環境学習に取り組むことができる体制を整備し、地域や公立・私立、幼稚園・保育所等の区分を越えて、環境学習に関心を持つ先生方がつながり、情報交換し、共に学び合える「場」をつくっています。



エコロコかふえ

(2) 学校教育における環境教育の推進

学齢期においては、子どもたちが地域の田畑・里山などで自ら耕作、手入れ、とり入れなどの環境体験活動を行うことにより、自然の一員であることを学び、「いのちの大切さ」を知り、思いやりのこころを育む事業を展開しています。

ア 環境体験事業

命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、県内全ての公立小学校3年生が、地域の自然の中で地域の人々等の協力を得ながら、自然観察や栽培、飼育など、五感を使って自然にふれあう体験型環境学習(年3回以上)を実施しています。

令和6年度は県内公立小学校723校で実施し、参加児童数は44,132人でした。また、地域住民、地域団体、ボラン



環境体験事業における水辺の調査

ティアグループ等による支援者数は7,895人でした。

近年は、地域住民等の支援者と一体となって「ふるさとの自然の良さに気づく学習プログラム」を実施している学校の割合も高い傾向にあります。(表2-5-2、図2-5-4)

表2-5-2 環境体験事業(令和6年度)

[活動回数別実施校数]

活動回数	実施校(割合)
3回	339校(46.9%)
4回	117校(16.2%)
5回	82校(11.3%)
6回以上	185校(25.6%)
計	723校

[活動内容別実施校数(複数回答)]

活動内容	実施校(割合)
里山での体験	364校(50.3%)
田や畑での体験	374校(51.7%)
水辺での体験	422校(58.4%)
地域の自然の中での体験	531校(73.4%)

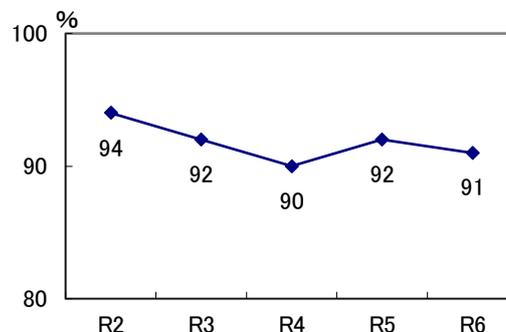


図2-5-4 地域と協働してふるさとの自然の良さに気づく学習プログラムを実施した学校の割合

イ 自然学校推進事業

県内全ての公立小学校5年生を対象に、4泊5日以上の日程で、豊かな自然の中で自然観察、登山・ハイキング、星空観察、川遊び、野外炊事など、様々な活動を実施することで、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図っています。

令和6年度実施校：県内全公立小学校725校
(参加児童数：45,976人)



自然学校推進事業における隠れ家づくり

ウ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」

全公立中学校2年生を対象に、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を通して「生きる力」を育成する「トライやる・ウィーク」を実施しています。

農家や自然観察活動家等の支援を得て、地域との連携による体験活動を行った学校もあるなど、校外での環境体験学習を推進しています。

令和6年度実施校：県内全公立中学校354校※市立特別支援学校含む (参加生徒数：42,106人)

エ 高校生ふるさと貢献・活性化事業を通じた環境教育の推進

全県立高校生を対象に行っている「高校生ふるさと貢献・活性化事業～トライやる・ワーク～」の中で、学級単位や学年単位による環境保全活動、環境保護のための課題研究・探究活動等を行っています。

オ ひょうご SDGs スクールアワード 2024

兵庫県内の子ども達が主体となって取り組んでいる SDGs の目標達成につながる活動に関し、特に先進的な取組を行っている学校園にひょうご SDGs スクールアワードを贈呈し、広く県内の学校園に SDGs への関心の普及啓発を図ります。

(令和6年12月20日、兵庫県看護協会ハーモニーホールにて開催)

ひょうご SDGs スクールアワード 2024 表彰校 全13校園

未就学児部門 (最優秀賞1園、優秀賞2園所)

- ・最優秀賞 芦屋市立西藏保育所
- ・優秀賞 認定こども園七松幼稚園、ベアズガーデン国際自然こども園

小学校部門 (最優秀賞1校、優秀賞3校)

- ・最優秀賞 香美町立柴山小学校
- ・優秀賞 加古川市立志方西小学校、たつの市立龍野東小学校、淡路市立学習小学校

中学校部門 (優秀賞2校)

- ・優秀賞 姫路市立安富中学校、南あわじ市立沼島中学校

高等学校部門 (最優秀賞1校、優秀賞2校)

- ・最優秀賞 県立有馬高等学校
- ・優秀賞 雲雀丘学園高等学校、県立明石北高等学校

特別支援学校部門 (優秀賞1校)

- ・優秀賞 県立赤穂特別支援学校

カ 子ども農山漁村交流プロジェクトの推進〔国〕

全国の小学校において1学年に相当する児童が体験活動を展開することを目指し、総務省・内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・農林水産省・文部科学省・環境省が連携して、農山漁村での宿泊体験(1週間程度)のモデル的实施、セミナー等による情報提供、関係機関等での情報の共有化に取り組むプロジェクトを推進しています。

(3) 地域における多彩な体験学習事業の展開

ア 六甲山ビジターセンター環境学習プログラム (神戸県民センター)

自然に親しむ意識や環境保全の意識を醸成するため、六甲山ビジターセンターを活用した体験型の環境学習プログラムを行っています。

(令和6年6月～令和7年3月(全8回))

令和6年度参加者：317人



六甲山上でセミの観察

イ 尼崎の森中央緑地での環境体験学習 (阪神南県民センター)

尼崎の森中央緑地では、小学校や幼稚園等の環境体験学習を受け入れています。尼崎の森中央緑地で実施できる「プログラム」をまとめた小学生や幼児向けの環境体験学習マニュアルを用意しています。

令和6年度参加者：27校1,765人



尼崎の森中央緑地環境学習マニュアル

(左：小学生向け、右：幼児向け)

**ウ こども北摂里山探検隊の開催
(阪神北摂民局)**

小中学生が五感を通じて里山への理解や愛着を深めるため、北摂里山をフィールドにした自然観察や里山保全などの体験学習を実施しました。

令和6年度参加者：211人(6回)



森の中で昆虫採集(宝塚市)

**エ 地域でキラリ☆走る環境学習教室
(東播磨県民局)**

CO₂排出量が少ない交通機関である電車を使い、加古川で小学生4～6年生向けの環境学習教室を実施しました。水生生物調査や植物観察など加古川流域の環境について学ぶとともに、地球温暖化対策への取組について意識を高めました。

令和6年度参加者：40人



水生生物調査

オ 北播磨の環境体験事業(北播磨県民局)

環境への関心を高めるとともに、自然を愛する心を育むことを目的に、小学生とその保護者を対象に、水生生物調査等を実施するとともに、地球温暖化防止対策についても学ぶ環境体験事業を西脇市及び小野市で実施しました。

令和6年度参加者：39人



水生生物調査等(西脇市)

**カ 中播磨地域づくり活動応援事業
(中播磨県民センター)**

地域の課題解決や団体自らの活性化のための取組に対し助成を行う「中播磨地域づくり活動応援事業」により、地域団体が行う環境学習、環境保全等への主体的な取組に対して支援しています。



汐入川の清掃活動(姫路市)

キ 水生生物観察事業(中播磨県民センター)

小学生・中学生を対象に、管内を流れる河川の水生生物や河川環境を学ぶ機会を設け、河川の環境保全への関心を高める「夢前川の生き物博士になろう!!」を実施しました。

令和6年度参加者：延べ103人



夢前川での生き物調査(姫路市)

ク にしはりまエコツアーリズム*事業
(西播磨県民局)

西播磨地域の豊かな自然についての理解と関心を深め、環境学習の推進と交流人口の増加を図るため、西播磨の自然や環境学習施設等を活用した体験型のエコツアーリズムを開催しました。

令和6年度参加者：195人(4回)



赤穂御崎・大塚海岸での磯の生き物観察と
クリーン大作戦(赤穂市)

ケ 水辺の環境学習(西播磨県民局)

子どもたちが河川に入り、採取した水生生物の種類により河川の水質判定を行う「水生生物調査」を実施しました。

令和6年度参加者：268人(9回)



水生生物調査・染河内川(宍粟市)

コ 高校生によるラムサール条約湿地調査・
保全活動(但馬県民局)

但馬地域の豊かな自然環境の保全・再生を担う次世代の人材育成につなげるため、ラムサール条約に登録認定された「円山川下流域・周辺水田」の湿地において、高校生による生物調査・保全活動を実施しました。

令和6年度参加者：150名(4回)



高校生による湿地の保全活動(田結湿地(豊岡市))

サ 環境学習プログラム(丹波県民局)

丹波地域の川を活かした環境学習プログラムを実施しました。

令和6年度参加者：20人



水生生物調査(丹波市)

シ 水生生物・菜の花等環境学習(淡路県民局)

身近な生態系の多様性及び水質の環境保全に対する意識向上を目的として、水生生物調査を支援しました。

また、菜の花プロジェクト普及の一環として菜種油を搾る体験学習実施等を支援しました。

(水生生物調査)

令和6年度参加者：6小学校 231人

(菜種油搾り体験)

令和6年度参加者：1小学校 13人



菜種油搾り体験(淡路市)

(4) 企業・民間団体と連携した環境教育の推進

ア 「KOBELCO 森の童話大賞」の実施支援

神戸製鋼グループが、次代を担う子どもたちの心の中に森を大切に思う気持ちを育んでもらうことを目的に実施している「KOBELCO 森の童話大賞」に関して、県内の小・中・高・特別支援学校へ案内を配布し周知を図ることで、取組を支援しています。

令和6年度応募数：小学生の部 174点

中高生の部 465点

イ ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクトの実施

地球温暖化の進行による異常気象や災害の頻発などの環境問題を多角的に捉え、その解決策を考え、実践できる資質を身につけた高校生を育成することを目的に、(公財)ひょうご環境創造協会や(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター等の協力のもと「ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクト」を実施しました。

民間企業で活躍する専門家による講義やワークショップを通じて、脱炭素社会の形成に向け自身が取り組みたいテーマについて考え、プロジェクトの集大成として、脱炭素化に向けた活動案を県及びメディア関係者へ向け提言しました。(表2-5-3)



ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクト発表の様子

表2-5-3 ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクトの概要

受講者	14校 26名
受講期間	R6.9～R7.1(全6日間)
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置竹林の問題解決に向けた「竹紙の普及」の提案 ・ 資源・地域循環型社会の構築にむけた「消化液の利用拡大」の提案 ・ 森林保全の課題解決にむけた「木質バイオマスボイラーの普及」の提案 等

ウ 脱炭素×SDGs オーガナイザー育成プログラムの開催

再生可能エネルギーの導入等、持続可能な地域づくりにつながる事業を自ら立案・事業化し、地域へ効果を波及させる人材およびチームの育成を図っています。(表 2-5-4)

表 2-5-4 脱炭素×SDGs オーガナイザー育成プログラムの概要

年度	受講期間	受講者数	チーム数
H27(1期生)	H27.10～H28.8	24名	4
H28(2期生)	H28.8～H29.9	10名	2
H29(3期生)	H29.10～H30.9	10名	2
H30(4期生)	H30.9～R1.9	24名	4
R1(5期生)	R1.9～R3.2	26名	5
R3(6期生)	R3.8～R4.3	28名	5
R4(7期生)	R4.8～R5.3	17名	5
R5(8期生)	R5.7～R6.3	18名	7
R6(9期生)	R6.9～R7.3	8名	2

エ 環境学習・教育活動への支援

中間支援組織としての役割も担う(公財)ひょうご環境創造協会を通じて、恵み豊かな環境を守り、未来へ引き継いでいくため、環境学習・教育活動への支援を行っています。

(7) 総合相談窓口・情報発信

活動団体・NPO等からの様々な相談に対応するとともに、インターネットによる情報提供や協会情報誌「エコひょうご」による企業等の実践活動の紹介、E-mail通信による情報発信を推進しています。

(4) 活動支援

県内の環境保全活動を行う団体の活動経費の一部を助成しています。また、10名以上のグループで環境について学ぶ際に講師を派遣する「ひょうご出前環境教室」を行いました。

令和6年度実績

- (1) 助成団体数：31団体(環境保全・創造：13件 生物多様性：18件)
- (2) 出前環境教室実施数：141件
受講者：5,290人

(5) 地域における環境保全活動の推進

兵庫県の豊かな自然環境のもと、各県民局・県民センターで地域の特性を活かした体験型環境学習に重点的に取り組んでいます。近年では、地域イベントの中に環境をテーマとして取り入れ、より多くの県民が体験的な環境学習に参加できる取組も進めています。

また、環境保全・創造に取り組むNPO等による、リサイクルの推進、身近な生活環境の美化、地域の自然環境の保全など、幅広い活動が展開されています。

内閣府特定非営利活動法人の認証数は、令和6年度末時点で447団体です。(図 2-5-5)

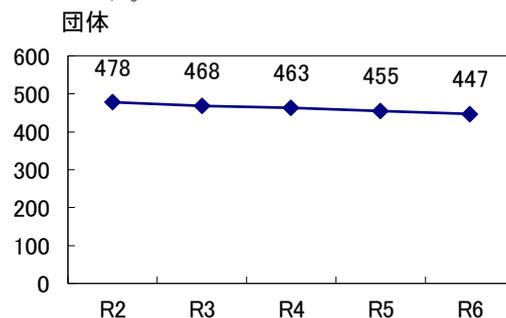


図 2-5-5 環境保全・創造に取り組む団体数 (内閣府特定非営利活動法人の認証数)

ア 丹波の環境パートナーシップづくり事業(丹波県民局)

行政、住民団体等関係主体が連携し、継続して活動できる仕組みとして「丹波地域環境パートナーシップ会議」を平成25年11月21日に設立し、丹波地域に生息する貴重な動植物の保全・再生意識の高揚、環境学習の推進を図っています。

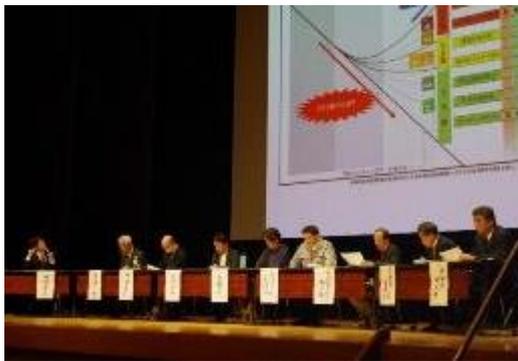
令和6年度は、総会、活動報告、ポスターセッション及び情報誌の発行を行いました。

また、豊かな自然環境や生物多様性に影響を及ぼす恐れがある特定外来生物の防除講習会を行いました。

令和6年度参加者：41人

さらに、環境学習シンポジウム「生物多様性の保全と回復へ向けた山の活用と地域循環を考える」を開催しました。専門家や行政、地元団体の講演や議論を行い、生物多様性について各人が自らの役割について考えました。

令和6年度参加者：419名 (Web参加含む)



特定外来生物防除講演会



シンポジウムの様子

イ 地域団体による環境学習の推進

「成ヶ島クリーン作戦」、「上山高原エコミュージアム」、「播磨ため池自然再生クラブ」等、県内各地で地域団体を中心とする環境保全、環境学習の取組が着実に根付き、活動を広げています。

(6) 環境学習拠点施設「ひょうご環境体験館」(はりまエコハウス)の運営

平成20年に播磨科学公園都市に開設した、環境学習拠点施設「ひょうご環境体験館」(はりまエコハウス)において、体験型環境学習プログラムの提供等を行い、団体や家族連れ等の受入を行っています。(図2-5-6)

また、開設から約10年以上が経過し、地球環境の持続性への危機が著しく高まる中、県民、特に次世代を担う子ども達の環境意識を高め、環境の保全と創造につなげていく役割を強化するため、令和3年3月にリニューアルオープンしました。グラフィックや模型の刷新等により、地球の危機的な状況やひょうごの先導的な環境創造の取組を伝え、視覚的、体感的な学びを提供しています。

(業務内容)体験型環境学習プログラムの実施、展示・情報提供(触れる地球、小型風力発電、太陽光発電、雨水利用などの技術展示等)、地球温暖化防止活動支援、人材育成

(年間利用者数) 令和6年度：31,518人

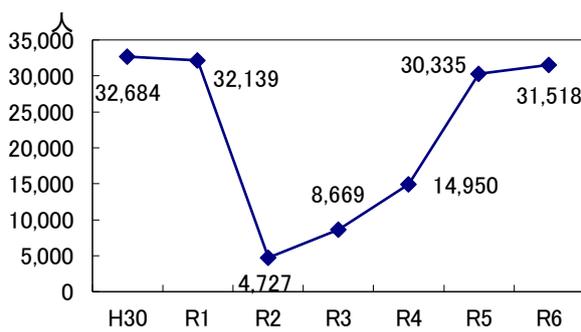


図2-5-6 ひょうご環境体験館利用者数



ひょうご環境体験館のマスコットキャラクター「ひょうゴン」

(7) 県立人と自然の博物館

県立人と自然の博物館は、自然の摂理や生命の尊厳、人と自然が調和した環境の創造に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に向けて取り組んでいます。

県民の人と自然への関心を高めるとともに、課題を解決し地域で行動できる担い手や地域研究員を養成するため、令和6年度は、講義・実習・調査など184講座を行いました。

また、地域研究員や連携活動グループが、日ごろの活動成果や調査報告、作品などの発表・交流を行う「共生のひろば」をひとはく会場とオンラインの両方で開催し、人材養成と研究交流、相互啓発を図りました。(図2-5-7)

令和6年度利用者：1,093,593人

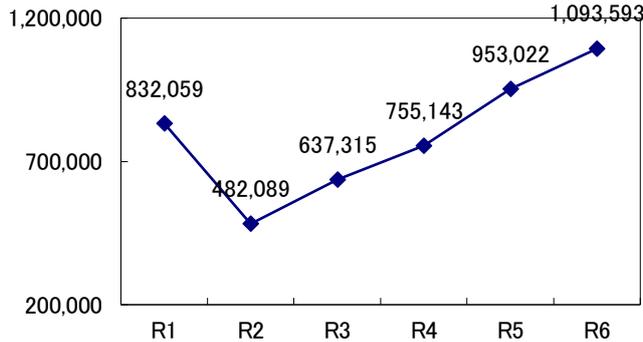


図2-5-7 県立人と自然の博物館総利用者【再掲】



「共生のひろば」の様子

(8) 県立コウノトリの郷公園

県立コウノトリの郷公園は、コウノトリの保護・種の保存と、コウノトリやその他の野生生物と共存できる、人と自然との調和した環境の創造について県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に向けて取り組んでいます。

また、コウノトリの野生復帰について様々な世代の理解を深めるため、「人と自然が共生できる環境の創造に向けた普及啓発」の一環として、豊かな自然環境の維持・保全・回復と郷公園の取組への理解を深めるため、地域住民、来園者を対象に日常的にガイドウォーク*や季節に応じた体験講座を実施するとともに、児童生徒または地域住民に対して、コウノトリを題材とした環境学習や出前講座を実施しています。

令和6年度入園者：78,142人

ア コウノトリの野生復帰プロジェクト(p. 30 参照)

地域住民・団体が主体的に、行政及び県立コウノトリの郷公園と連携してコウノトリの野生復帰に向けた活動を展開しており、環境創造型農業に取り組むほか、魚道やビオトープの整備、取組状況の情報交換など、地域ぐるみで人と自然が調和した環境の創造への取組を進めています。

県立コウノトリの郷公園では、「コウノトリ野生復帰ランドデザイン」に基づき、地域住民や関係団体・機関との合意形成を図りつつ、餌環境の改善、自然再生をめざした取組を進めています。



県立コウノトリの郷公園
ビオトープで環境学習

(9) 六甲山ビジターセンター【再掲】

瀬戸内海国立公園六甲山地区に位置する六甲山ビジターセンターは、六甲山の自然や文化などを写真パネルや剥製展示、「六甲山自然体験シアター」などにより紹介しているほか、研修や休憩の場としても利用できる施設です。また、大都市に隣接する六甲山のフィールドを活かした体験型の環境学習プログラムや、ボランティアガイド「山の案内人」による自然探索ツアーなども実施しています。(図 2-5-8)

令和6年度利用者数：59,943人
 令和6年度環境学習プログラム受講者数：317人
 令和6年度自然探索ツアー参加者数：298人

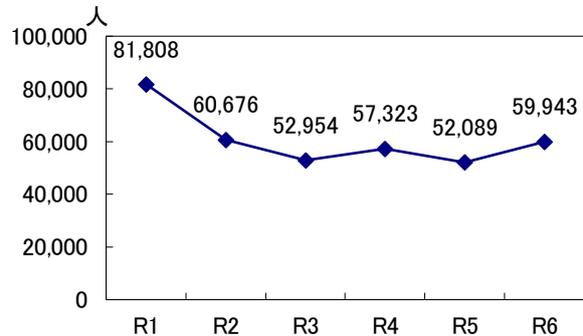


図 2-5-8 六甲山ビジターセンター年間利用者数【再掲】

(10) 県立いえしま自然体験センター【再掲】

県立いえしま自然体験センターでは、自然学校のほか団体や家族連れ等の受け入れを行い、体験・実践型の様々な自然体験活動・環境学習プログラムを提供しています。(図 2-5-9)

令和6年度利用者数：17,050人

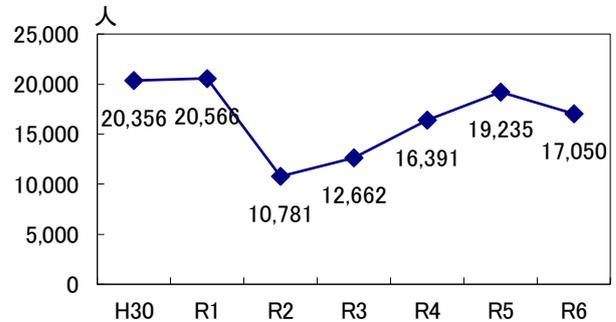


図 2-5-9 県立いえしま自然体験センター利用者数【再掲】

(11) 兵庫県環境保全管理者協会による環境教育の推進

地域の環境保全と持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的として、会員企業への研修会の実施や情報提供を継続的に行い、特定工場等の管理者等の環境保全に関する知識・技術の向上や環境管理の推進を図っています。

(12) (公財)ひょうご環境創造協会による環境教育の推進

企業・事業者に対する支援として、環境負荷の低い企業経営を目指す中小企業等を対象に、環境マネジメントシステムである「エコアクション 21」の取得に向けたセミナーを開催しています。

2 環境活動の担い手の確保・育成

若者世代が環境の担い手となり実践活動に参画できるよう、地域の課題等を学ぶ場を提供しています。また、社会人やシニア世代が幼児、児童生徒に対する環境学習・教育を支援することを通じて、自らも学び、次世代に環境やいのちの大切さなどを伝える取組を推進しています。

(1) 地域における環境学習の支援体制づくりとコーディネート機能の充実

ア ひょうごグリーンサポーターの登録

子どもたちの環境体験活動を支えるひょうごグリーンサポーターの募集、登録を各県民局・県民センターで行っており、令和6年度末で872人が登録しています。(表2-5-5、図2-5-10)

表2-5-5 グリーンサポーターの登録状況(令和6年度)

区 分	登録者数 (人)
地域活動団体等 (六甲山自然案内人の会、 武庫ネイチャークラブ、 自然と文化の森協会等)	598
資格者等 (地球温暖化防止活動推進員、 ひょうご森のインストラクター、 自然観察指導員等)	266
農業従事者(農家等)	8
合 計	872

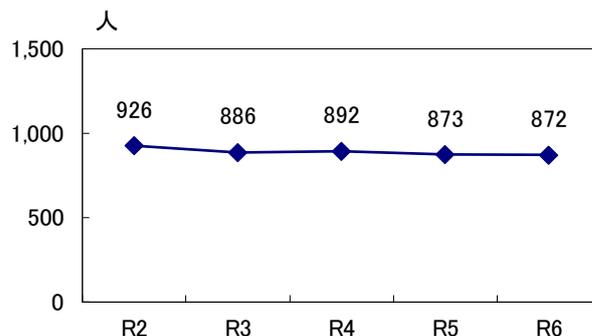


図2-5-10 ひょうごグリーンサポーター登録数

イ ひょうごユース eco フォーラムの開催

次代を担う若者と、地域の団体・企業など多様な主体が、世代や分野を越えて交流し、環境保全・創造活動の可能性を広げ、共創へとつなげる場として、「ひょうごユース eco フォーラム」を開催しました。

開催日：令和6年12月14日

参加者数：133名



第6回ひょうごユース eco フォーラムポスターセッションの様子

参 考

用語解説

	用語	解説
B	BDF (Bio Diesel Fuel) バイオディーゼル燃料	植物油や廃食用油などの生物由来の油脂を原料として製造される軽油代替燃料。燃焼時に排出されるCO ₂ は、原料となる植物が成長過程で吸収したものであるため、理論上は大気中のCO ₂ の総量を増加させない「カーボンニュートラル」な燃料である。
B	BOD (生物化学的酸素要求量: Biochemical Oxygen Demand)	河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要となる酸素量を mg/L で表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。
C	COD (化学的酸素要求量: Chemical Oxygen Demand)	海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で、海水や湖水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/L で表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。
D	dB (デシベル)	振動又は音の大きさを表す単位である。測定した振動又は音の持つエネルギー量を基準となるエネルギー量で除したものの対数により求められるものであり、例えば、エネルギー量が10倍になれば、10dB、100倍になれば20dB増加する。
J	JIS側溝	道路面に降った雨水等を集め、排水するために道路敷地境などに設置する水路構造物で、日本工業規格(JIS)により規格化されたもの。
L	L _{den} (時間帯補正等価騒音レベル)	航空機騒音の大きさをあらわす単位。騒音の総暴露量をエネルギー積分により評価する。1回の騒音に対する暴露量に、夕方は5dB、夜間は10dBを加え、1日のエネルギーを加算し求めた総騒音暴露量を24時間で平均したもの。 航空機騒音に係る環境基準は、告示により、もっぱら住居の用に供される地域についてはL _{den} 57dB以下、それ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域についてはL _{den} 62dB以下にすることとされている。
N	NPO	Non Profit Organization (民間非営利組織)の略称。近年は、環境保全などの公共の利益を目的として非営利で活動する市民団体の総称として使われる。
P	PCB (ポリ塩化ビフェニル: Poly Chlorinated Biphenyl)	工業製品化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすく、慢性毒性がある物質であることが明らかになり、製造及び輸入が原則禁止となっている。
P	PFOA (ペルフルオロオクタノ酸: Perfluorooctanoic acid、通称ピーフォア)・PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸: Perfluorooctanesulfonate、通称ピーフォス)	有機フッ素化合物 (PFAS) の一種。PFOAは、フッ素ポリマー加工助剤 (他のフッ素化合物を製造する際に、化学反応を促進させるために添加する薬剤)、界面活性剤等、PFOSは、半導体用反射防止剤・レジスト (電子回路基板を製造する際に表面に塗る薬剤)、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤等に使われてきた。いずれも難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質を持つため、環境に残留する性質がある。PFOS・PFOAが、それぞれ2009年・2019年にPOPs条約対象物質に追加されたことを受け、日本国内では、2010年・2021年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)の第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入等を原則禁止
P	ppm (parts per million)	割合を表示する単位。100万分の1を1ppmと表示する。例えば1m ³ (100万ml)の空気中に1mlの硫酸化物が混じっている場合の硫酸化物濃度を1ppmと表示する。
P	PPA (Power Purchase Agreement)	発電事業者が、自己の所有する太陽光発電設備及び附属設備を発電事業者の負担により需要家の施設に設置し、運転・維持管理等を行った上で、当該設備から発電された電力を当該設備を設置した需要家に供給する契約方式。

	用語	解説
S	SAF (Sustainable Aviation Fuel)	持続可能な航空燃料のこと。廃食用油、微細藻類、木くず、サトウキビ、古紙などを主な原料として製造され、従来使用されている化石燃料（石油など）から製造したジェット燃料と比べCO ₂ 削減効果があると考えられている。
T	TEQ (Toxicity Equivalency Quantity)	毒性等量(毒性の強さを示したもの)。ダイオキシン類には多くの異性体が存在し、異性体毎に毒性が大きく異なるため、一番毒性の強いダイオキシン(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)の毒性を1とし、各異性体の毒性等価係数(TEF: Toxicity Equivalency Factor)に各異性体の濃度をかけて表したものの。
U	U型側溝	断面がU型である排水溝。
あ	アイドリングストップ	停車中など車のエンジンを必要としないときにエンジンを止め、自動車の燃料消費量を削減することで、大気汚染の原因となるNO _x (窒素酸化物)やPM(粒子状物質)、地球温暖化の原因となるCO ₂ (二酸化炭素)などの排出を抑え、環境への負荷をやわらげようとする行動。
あ	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) センター	アジア太平洋地域における地球環境に関する国際共同研究を推進するために設立された政府間ネットワークであるAPNの事務局機能の強化を図るための拠点として神戸市内に設置された機関。
あ	アスファルト合材	骨材とアスファルトを混合したもので、アスファルト舗装の材料として使われる。
あ	アスベスト	石綿ともいう。天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、断熱材、建築材、車のブレーキなど、広く利用されていた。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用制限又は禁止の措置が講じられるようになった。
あ	尼崎21世紀の森づくり	近代化に伴い自然環境が失われ、産業構造の変化により地域の活力が低下した尼崎臨海地域(国道43号以南約1,000ha)において、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境を創出し、自然と人が共生する環境共生型のまちづくりをめざした活動。この中核プロジェクトとして、尼崎の森中央緑地の整備を進めている。(平成14年3月構想策定)
い	一般環境大気測定局	地域の大気汚染の状況を代表する場所に設置する、常時監視のための測定局。
い	一般廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」。具体的には、主に家庭から出るごみや、事業所から出る紙ごみなどがある。住民の日常生活に伴って生じたごみ、粗大ごみ、し尿などのこと。
う	うちエコ診断	平成20(2008)年度に「CSR活用型創エネ・ESCO診断スキームを通じた体系的国民運動展開事業」として経済産業省の補助を受けて、(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センターが中心となって企画した家庭の省エネ診断ツール。兵庫県、大学、銀行、企業等が参加した「兵庫県うちエコ診断協議会」を立ち上げ、その元で兵庫県内から推進を始めている。 平成22(2010)年度からは、環境省や全国地球温暖化防止活動推進センターが関わり、基盤整備事業として全国的な展開も進められてきた。 平成26(2014)年度から、環境省の補助事業として、家庭エコ診断の枠組みの中で推進されている。
え	栄養塩類	植物プランクトンや藻類の栄養になる物質。硝酸塩、亜硝酸塩、アンモニウム塩、りん酸塩などがある。湖沼や閉鎖性海域などで栄養塩類が過剰になると富栄養化を招く一方で、減少した場合はノリの色落ち等の障害を招くとされ、貧栄養化の進行に伴って海域の生産力の低下が懸念されている。

	用語	解説
え	エコアクション21	中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成16年4月に環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえて、その内容を全面的に改定した。
え	エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう(エコツーリズム推進法第2条第2項に規定)。
え	エコドライブ	おだやかなアクセル操作をしたり、自動車に不要な荷物を積まないなど、環境にやさしい運転のこと。自動車の燃料消費量を削減することで、大気汚染の原因となるNO _x (窒素酸化物)やPM(粒子状物質)、地球温暖化の原因となるCO ₂ (二酸化炭素)の排出が抑制できる。
え	エコミュージアム	地域全体を1つの博物館に見立て、そのなかの自然及び文化遺産などをそのまま保存・展示し、それらを生き物や自然の植生などとのふれあい、地域の自然や文化を学ぶことができる体験施設や地域活性化の場として活用しようという概念。
お	大阪湾フェニックス事業	近畿2府4県の大阪湾圏域から発生する廃棄物を海面埋立により適正に処理し、同圏域の生活環境の保全を図るとともに、港湾の秩序ある整備を進めるもの。
お	オゾン層	地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10~50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。
お	温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF ₆)、三ふっ化窒素(NF ₃)の7種類の物質をいう(地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定)。
か	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができないCO ₂ 等の温室効果ガスの排出について、①まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、②どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積り、③排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
か	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。 国の「地球温暖化対策計画」にはネット・ゼロという用語が使用されている。
か	街渠	道路端に設置される断面がL型の雨水排水溝。
か	海底耕うん	海底砂泥が固まると間隙水の流通が悪くなり溶存酸素が減少するなど、生物の生息環境悪化を招くため、漁船により桁を曳航する方法により海底を耕し、底質環境を改善する活動。
か	ガイドウォーク	解説員と一緒に、説明を受けながら散策すること。
か	海洋生分解性プラスチック	自然環境中で、好氣的条件下では微生物により比較的速やかに水と二酸化炭素に、嫌氣的条件下では水とメタンと二酸化炭素に分解されるプラスチックを「生分解性プラスチック」といい、その中でも、海洋中で生分解するプラスチックを「海洋生分解性プラスチック」という。

	用語	解説
か	外来生物	国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。
か	化学物質排出移動量届出(PRTR: Pollutant Release and Transfer Register)制度	有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物等に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組み。情報を開示することにより、事業者の自主的な化学物質管理を促進する国際的な制度で、日本では「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて実施されている。
か	環境影響評価(環境アセスメント)	環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。わが国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されている。県では環境影響評価に関する条例を制定し、環境影響評価法より対象を広げ、環境への配慮に努めている。
か	環境基準	環境基本法に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に関する環境基準が定められている。
か	環境率先行動計画	環境基本計画の実効ある推進を図るため、具体的に取り組む目標を定めて、県の事務事業の実施に当たっての環境負荷の低減等の取組を計画的に推進するもの。自らが大規模な事業者かつ消費者である県は、環境適合型社会を形成するために事業者や消費者が果たすべき役割を率先して担うべく、平成10年度から「環境率先行動計画」(ステップ1~5)に基づき、環境負荷の低減に取り組んでいる。令和3年3月に策定したステップ6は、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、環境マネジメントシステムを活用しつつ、温室効果ガス排出量削減等の目標達成に向け、事業実施に係る様々な面で環境負荷の低減に取り組むこととしている。
か	環境適合型社会	地球的視野での共生と循環ならびに取り返しのつかないリスクを回避するための予防原則に基づいた取組を旨としつつ、人と環境が適正な調和を保つことにより、将来の世代や他の生物の生存を保証し、環境の恵沢を将来に継承してかつ発展が可能な社会のこと。
か	環境の保全と創造に関する条例	県民・事業者・行政など社会の構成員すべての参画と協働により、自然と共生し持続的発展が可能な環境適合型社会の形成をめざして、環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んだ条例。平成7年7月制定。
か	環境保全協定	法令の規制を上回る自主的な環境保全対策を事業者に促すため、大規模な事業所が集中して立地している地域において、地元市町の要請に基づき、県、市町及び主要事業所で締結するもの。
か	環境マネジメント	事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。
き	気候変動枠組条約締約国会議(COP)	平成4(1992)年に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、平成7(1995)年から毎年開催されている国際会議。
き	揮発性有機化合物(VOC)	トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤(シンナー等)などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。

	用語	解説
け	健康項目	環境基本法に基づき、人の健康の保護のために定められる環境基準で、公共用水域の水質保全行政の目標として達成、維持されることが望ましい基準。カドミウムや全シアンなど27項目が含まれる。
け	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けている。
け	建築環境総合性能評価システム(GASBEE)	建築物の環境性能を評価し格付けする手法。省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった項目も含めて、建築物の環境性能を総合的に評価する手法。
こ	光化学オキシダント	大気中の揮発性有機化合物、窒素酸化物が太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成した酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。なお、光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。
こ	光化学スモッグ	光化学オキシダントに起因するスモッグ。光化学オキシダントは、大気中の揮発性有機化合物、窒素酸化物が太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成した酸化性物質の総称で、粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。
こ	公共用水域	水質汚濁防止法第2条第1項では、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路(下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものを除く。)と定められている。
こ	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律	国土交通大臣が設置する公共用飛行場のうち当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認めて政令で指定するもの並びに成田国際空港及び大阪国際空港について、騒音の程度に応じて区域指定を行い、区域ごとに行う対策を定めている。
こ	コウノトリ育む農法	おいしいお米と多様な生きものを育み、コウノトリも住める豊かな文化、地域、環境づくりを目指すための農法。冬期湛水や中干し延期などの水管理、無農薬栽培や減農薬栽培などの技術を取り入れ、コウノトリの餌となる生物の生息しやすい水田づくりを推進している。
こ	小型家電類	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成25年4月1日施行)の対象となる家庭の小型電子機器。パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、デジタルオーディオプレイヤー、電子辞書、ゲーム機、電源アダプタ、電気カミソリなどが対象となる。
こ	国際エメックスセンター	閉鎖性海域の国際的な環境保全活動の拠点として神戸市内に設立された機関。
こ	コミュニティ・プラント	市町が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理する、し尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設のこと。
こ	コンデンサ	電気を蓄える機器、蓄電器。

	用語	解説
さ	再資源化	廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル(例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等)、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルという(例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等)。
さ	最終処分場	廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場(「管理型最終処分場」と同様の構造)とに分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。
さ	再生可能エネルギー	自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力等がある。
さ	サステナブルファッション	衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のことをいう。
さ	里海	沿岸域のうち、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全が図られている海(第三次生物多様性国家戦略より)。
さ	里山	人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地のうち、人による維持若しくは管理がなされており、若しくはかつてなされていた一団の樹林地又はこれと草地、湿地、水辺地その他これらに類する状況にある土地とが一体となっている土地をいう。
さ	産業廃棄物	製造、建設などの事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及び政令で定める14種類の廃棄物をいう(計20種類)。
さ	酸性雨	化石燃料燃焼や金属精錬などにより大気中に放出される二酸化硫黄や窒素酸化物などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象。河川・湖沼・土壌が酸性化し、建造物・文化財などに悪影響が及ぶことが懸念されている。物質の酸性、アルカリ性の度合いの指標として一般に水素イオン濃度(pH)が用いられており、酸性度が高いほどpHは低くなる。大気中の二酸化炭素が充分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨の目安としてpH5.6以下とする場合が多いが、火山、アルカリ土壌など周辺状況によっても本来の降水のpHは変わってくる。
し	ジオパーク	地質学的重要性を有するサイトや景観が保護・教育利用・持続可能な開発が一体となった概念によって管理されている単一の統合された地理的領域です。地質遺産保全と地球科学普及に利用し、地質遺産を観光の対象とするジオツーリズム等を通じて地域社会の活性化を目指している。ユネスコの支援により2004年に設立された世界ジオパークネットワーク(GGN)により、世界各国で推進され、2015年にユネスコの正式事業となっている。
し	次世代自動車	従来のガソリン車やディーゼル車に適用される最新の規制値と比べて、排出ガス中の汚染物質の量が少ない車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等がある。(低燃費かつ低排出ガス認定車を含める場合もある。)

	用語	解説
し	自然生態系	地域に生息・生育する全ての生物とそれを取り囲む環境をまとめて、そこでの食物連鎖などに伴う様々な物質(炭素・窒素などの栄養物質など)やエネルギー(太陽エネルギーがもとになっている。)の流れによって複雑に結ばれた体系としてとらえたもの。
し	自動車NO _x ・PM法	正式名称は「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」。自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質の総量を削減する所要の措置を講ずることなどにより、二酸化窒素と浮遊粒子状物質に係る環境基準の確保を図ることを目的とした法律。平成4年制定。 なお自動車NO _x ・PM法対象地域は、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町及び揖保郡太子町。
し	自動車排出ガス測定局	自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。
し	指標生物	一定の環境条件を必要とする生物で、その生物の存在・生息数を調査することにより、環境の質を推定することができるものをいう。
し	車種規制	トラック・バス等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)及びディーゼル乗用車に関して、法の定める窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を満たさない車両は登録できなくする規制。自動車NO _x ・PM法第12条に規定されている。
し	循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の優先順位により対策を推進するという基本原則が示されており、「これらの基準原則が確保され、もって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるかぎり低減された社会」を循環型社会と規定している。
し	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されていることから、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることで、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律。再資源化計画の認定を受けた事業者等が、使用済小型電子機器等の再資源化を行う。
し	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッターダスト(破碎された後の最終残さ)等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金(再資源化預託金等)として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者は全て都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっている。
し	浄化槽	し尿や生活雑排水(炊事、洗濯、入浴等の排水)を沈でん分離あるいは微生物の作用による酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、公共用水域等へ放流する施設をいう。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。なお、法令上の用語としては、浄化槽とは合併処理浄化槽のみを指す。
し	植生	ある地表を覆っている植物共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。

	用語	解説
し	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として制定された。
す	水質目標値(下限値) (瀬戸内海(兵庫県)の海域における望ましい栄養塩類の濃度)	令和元(2019)年10月に改正した「環境の保全と創造に関する条例」において、全国で初めて海水中の全窒素及び全りん濃度の水質目標値(下限値)を設定した。豊かな生態系を確保する上で望ましい濃度として瀬戸内海の水質目標値(下限値)と環境基準との間で適切な濃度となるよう、毎年度目標管理を行うこととした。
す	スマートシティ	ITや環境技術などの先端技術を駆使して街全体の電力の有効利用を図ることで、省資源化を徹底した環境配慮型都市。再生可能エネルギーの効率的な利用を可能にするスマートグリッドや、電気自動車充電システム整備に基づく交通システム、蓄電池や省エネ家電などによる都市システムを総合的に組み合わせた街づくりが検討されている。国内では、経済産業省のモデル事業として4地(横浜市、豊田市、けいはんな学研都市(京都府)、北九州市)で2010年からの2014年までの5年計画で社会実験が行われた。
す	スマートライフ	「省エネ」家電に、太陽光発電などの「創エネ」機器と、蓄電池などの「蓄エネ」機器を組み合わせ、 「エネルギーマネジメントシステム(EMS)」で管理する、エネルギーを最適に利用する暮らし方。
せ	生活環境項目	水質汚濁の環境基準のうち、生活環境の保全に関するもの。具体的には、pH(水素イオン指数)、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)など10項目の基準値が設定されている。河川、湖沼、海域の各公共用水域について、利用目的に応じた水域類型ごとに基準値が定められており、具体的な水域への類型あてはめは、環境大臣又は都道府県知事が行う。
せ	生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。
せ	生物多様性条約締約国会議(COP)	平成4(1992)年に締結された「生物多様性条約」に基づき、平成6(1994)年から2年ごとに開催されている国際会議。
せ	セットバック緑化	敷地境界上にある塀を後退させ、敷地境界に沿った土地をベルト状に緑化し、道路から見える緑を作ること。
た	大気汚染物質広域監視システム(愛称:そらまめくん)	窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気環境データをリアルタイムで収集・配信する環境省のシステム(https://soramame.env.go.jp/)。
た	多量排出事業者	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、前年度に産業廃棄物を1,000t以上又は、特別管理産業廃棄物を50t以上発生した事業場等を有する事業者。
ち	地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化が進行すると、平均海面水位の上昇、異常気象の増加、生物種の減少、感染症の拡大など、人や環境への様々なリスクが増大することが予測されている。
ち	地球温暖化防止活動推進員	地域において地球温暖化対策の普及・推進を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき都道府県知事等が委嘱する。
ち	地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター	アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現に向けた革新的な政策手法の開発や、環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究を行う国際的な研究機関であるIGESの、関西における活動拠点。

	用語	解説
ち	中間処理	収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけ廃棄物の安定化及び減量・減容を行い、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど資源として再利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。
ち	鳥獣保護管理員	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第78条に基づき設置した県の非常勤職員。狩猟の取締り、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣の生息状況調査などを行う。
て	ディレイドフラップ進入方式	着陸進入時に脚下げ、フラップ(離着陸時に使う、揚力を増すための装置)下げ時期を遅くすることにより、必要推進力を減らし騒音を低下する方式。
て	デコ活	環境省が推進する、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動。 二酸化炭素(CO ₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。
て	電子マニフェスト	紙のマニフェストに代えて環境大臣が指定する情報処理センターが運営する電子情報処理ネットワークを使用して、排出事業者・収集運搬業者・処分業者をパソコンでつないでマニフェスト情報を報告・管理するシステム。
て	電力排出係数	電気1kWh発電する際のエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を表し、排出係数の単位は、「kg-CO ₂ /kWh」となる。
と	特定外来生物	海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(その生物が交雑することにより生じた生物を含む)であって、その本来の生息地又は生育地を有する生物とその性質が異なることにより我が国に生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に規定されている。
と	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物をいう。特別管理産業廃棄物は、①燃えやすい廃油、②著しい腐食性を有する廃酸及び廃アルカリ、③病院、診療所等から生じる感染性産業廃棄物、④廃PCB等及びPCB汚染物、廃石綿等など特定有害産業廃棄物である。
と	都市計画区域マスタープラン	都市計画区域における中長期的な都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針を定めるもの。
と	トランス	電圧を変換させる機器、変圧器。
な	菜の花エコプロジェクト	菜の花から収穫される油やその廃食用油を活用して、資源循環を実際に体験する活動。
に	二酸化硫黄(SO ₂)	腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。主要大気汚染物質のひとつであり、また、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質である。二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。
に	二酸化窒素(NO ₂)	窒素酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質である。二酸化窒素はせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。
ね	熱帯夜	夜間の最低気温が25℃以上の夜のことをいう。

	用語	解説
ね	熱中症特別警戒情報	環境省が、過去に例のない危険な暑さ等が予測される際に発表する。都道府県において、全ての暑さ指数情報提供地点（兵庫県内では19地点）における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表される。暑さ指数（WBGT）とは気温、湿度、日射量などから計算される、熱中症の発生リスクを示した指標。
ね	燃料電池	水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は水（水蒸気）だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。現在では、燃料電池自動車、家庭用の燃料電池などが商品化されているが、各企業がさらなる技術開発を進めている。
の	農（漁）業集落排水施設	農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理するために建設された汚水処理場のことをいい、宅内排水設備工事によって集落排水処理施設に接続し、汚水を処理することにより、集落における生活環境の向上と、海や川の水質保全に寄与する。
は	ばい煙	大気汚染防止法において、次の物質をばい煙と定義している。①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（カドミウム、塩素、塩化水素、窒素酸化物等が指定）。また、ばい煙のうち指定ばい煙（硫黄酸化物及び窒素酸化物）については、指定地域を対象として総量規制が行われる。
は	バイオ燃料	バイオマスから製造される燃料の総称であり、代表的なものにバイオエタノールやバイオディーゼルがある。バイオエタノールは、サトウキビやてん菜などの糖質、米や麦などのでんぷん質、稲わらや木材などのセルロース系資源が原料となる。バイオディーゼルは、菜種油や大豆油などの植物油や廃食油などを原料として製造される。近年では、航空燃料や船舶燃料としての利用も進められている。
は	バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものであり、例えば、稲わら、もみ殻、間伐材、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥等が挙げられる。直接燃焼して燃料として用いる他、発酵時に発生するメタンガスを燃料として利用する場合もある。また、焼却等を行っても大気中の二酸化炭素の増加をゼロとみなせる資源である。
は	ばいじん	工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。
は	バイナリー発電	熱水や高温の蒸気をもつエネルギーを用いて沸点の低い物質（アンモニア等）を気化させて発電機を回す発電システム。
は	ハイブリッド自動車	従来のエンジンにモーター等の動力源を組み合わせた自動車で、エネルギー効率に優れ、燃費が向上し、排出ガス量も少ない。
は	バラストマット	新幹線騒音・振動防止のために開発された合成ゴムのマットである。高架橋からの振動では、特に線路と車輪で作られる振動が大きいですが、バラストマットはその振動防止、また騒音対策としても有効である。一般的には3～9dB 程度の騒音低減効果があると言われている。
ひ	ヒートアイランド	都市の中心部の気温が郊外に比べて高くなっている、等温線を描くと「島」のように見える現象。
ひ	微小粒子状物質 (PM2.5 : Particulate Matter 2.5)	大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5μm(マイクロメートル)以下のものをいう。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

	用語	解説
ひ	ひょうごアドプト(県民等とのパートナーシップによる維持管理)	兵庫県管理の道路、河川、海岸などにおいて、地域団体(住民や企業等)と、県、市町の三者による合意書を締結(「養子縁組(アドプト)」)し、県民とのパートナーシップによる軽易な維持管理や美化活動を行うもの。活動団体は担当地区の清掃美化、草刈り、植栽などを行い、県・市町はその支援を行っている。
ひ	ひょうごエコタウン構想	「ゼロ・エミッション構想」を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、併せて、地域振興の基軸として推進することにより、既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型まちづくりを推進することを目指し、経済産業省と環境省が連携して、平成9年度にエコタウン事業を創設。それぞれの地域の特性に応じて、都道府県または政令指定都市がプランを作成し、国の承認を受けた場合、当該プランに基づいて実施されるリサイクル施設の整備事業などに国の総合的・多面的な支援が実施される。兵庫県では、既存の産業基盤等を活用した広域的な資源循環体制の構築を目指し、当該構想を策定。平成15年4月25日付けで経済産業省及び環境省から承認を受けた(近畿では初、全国では18番目のプラン承認)。
ひ	兵庫県環境基本計画	環境先導社会の実現に向け、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため、その目指す方向と長期的な目標を示すとともに、基本的な施策の方向を明らかにする計画。(平成8年6月「兵庫県環境基本計画」、平成14年5月「新兵庫県環境基本計画」、平成20年12月「第3次兵庫県環境基本計画」、平成26年3月「第4次兵庫県環境基本計画」、平成31年2月「第5次兵庫県環境基本計画」を策定)
ひ	兵庫県分別収集促進計画	容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、県内全市町が策定した分別収集計画における分別収集量等を取りまとめるとともに、県としての分別収集促進のための施策を示したもの。令和7年11月第11期計画策定。
ふ	浮遊粒子状物質(SPM: Suspended Particulate Matter)	大気中の粒子状物質のうち、粒径10 μ m以下のものをいう。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。
ふ	フロン	フッ素を含む炭化水素化合物の総称(正式名称: フルオロカーボン)でGFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)などがあり、この3種類を「フロン類」という。無毒性、不燃性、化学的安定性等に優れた性質を持つことから、カーエアコン、電気冷蔵庫や業務用冷凍冷蔵機器などの冷媒のほか、断熱材の発泡剤などさまざまな用途に使用されている。
へ	閉鎖性海域	外部との水の交換が少ない内湾、内海などを閉鎖性海域という。閉鎖性海域では流入してくる汚濁負荷が、外部へ流出しにくいから、同水域内に蓄積する。東京湾、伊勢湾、瀬戸内海では「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」等に基づき、必要な措置が講じられている。
へ	ベッコウトンボ	絶滅危惧ⅠA類(国レッドデータブック)。Aランク(県レッドデータブック)。宮城県以南の本州と四国、九州に分布していたが、現在は静岡、兵庫、山口と九州にわずかに生息しているにすぎない。未熟なときの体色と翅の模様が、べっこう色をしていることからこの名がつけられた。成虫は4~6月頃に見られる。幼虫はおもに夜間、ヨシ、ガマなど一部が水上に出る挺水植物の茎や葉裏、水面から突き出た杭などに定位して羽化する。
ほ	保安林	水源のかん養や災害の防備のため農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が制限される。

	用語	解説
ま	マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。洗顔料・歯磨き粉等のスクラブ剤等に利用されているマイクロビーズ等を「一次的マイクロプラスチック」、大きなサイズで製造されたプラスチックが自然環境中で破碎・細分化されてマイクロサイズになったものを「二次的マイクロプラスチック」という。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。
め	メガソーラー発電	1MW(メガワット)=1,000kWを超える容量の太陽電池を使った大規模な発電所のこと。
も	目撃効率	1人の狩猟者が1日に目撃したシカの頭数の平均値のこと。
も	藻場	海藻、海草類が密生し、ある程度の広がりをもつ水域のこと。藻場は水生生物の産卵場、育成場、水域の基礎生産、浄化機能等において重要な水域である。
ゆ	有害大気汚染物質	大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡って暴露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質で、カドミウム、塩素、塩化水素、窒素酸化物等が指定されている。
よ	容器包装廃棄物分別収集率	容器包装廃棄物の分別収集量(t)÷見込みの容器包装廃棄物排出量(t)で示される割合。
よ	熔融スラグ	下水汚泥の可燃物を焼却し、約1400度以上の高温で溶かした後、冷却し固化させたもの。近年では建設・土木資材としての積極的活用が進められている。
ら	ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年(昭和46年)に採択、1975年(昭和50年)に発効し、日本は1980年(昭和55年)に加入。国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的としている。令和3年11月現在、わが国では53箇所の湿地が登録されている。
り	流域下水道	2以上の市町の区域からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなり、県が管理を行う。家庭、工場から排水される下水は、市町が設置、管理する流域関連公共下水道を経て、流域下水道に接続される。
り	硫酸ピッチ	廃酸と廃油の混合物からなるタール状で強酸性の有害物質。不正軽油の密造過程で発生したものが未処理で不法投棄される事案が多発したため、廃棄物処理法の改正により、硫酸ピッチが指定有害廃棄物として指定され、保管、収集・運搬又は処分について厳しく規制されている。
る	類型指定(水質)	水域の利用目的に応じ類型ごとに基準が設定されており、国及び県が水域ごとに類型を指定している。
れ	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブック。
わ	ワイルドライフ・マネジメント	科学的な調査・研究に基づき、「生息地管理」、「個体数管理」、「被害管理」を状況に応じて組み合わせ、「人」と「野生動物」と「自然環境(生息地)」の関係を適切に調整することにより、共存を図る手法のこと。

環境年表

年度	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
1891(M24)		・足尾鉍毒問題起こる(衆議院へ質問書)	
1918(T7)		・狩猟法(現行法)公布	
1931(S6)		・国立公園法公布	
1934(S9)		・瀬戸内海、雲仙、霧島の3国立公園が初めて指定	
1952(S27)	・ロンドンスモッグ事件4000名死亡		
1953(S28)		・熊本県水俣市に水俣病患者が発生	
1954(S29)			・第5回全国植樹祭開催(神戸市小東山)
1957(S32)		・自然公園法公布	
1958(S33)		・下水道法公布 ・工場排水等の規制に関する法律(工場排水規制法)公布 ・公共用水域の水質の保全に関する法律(水質保全法)公布	
1961(S36)		・四日市ぜんそく患者多発	
1962(S37)		・ばい煙の排出の規制等に関する法律(ばい煙規制法)公布	
1963(S38)			・県立自然公園条例公布 ・県庁に公害係設置
1964(S39)		・新潟県阿賀野川流域に水銀中毒患者発生	・第1次鳥獣保護事業計画の策定(S39.4～S42.3)
1965(S40)			・公害防止条例公布・施行 ・公害審議会設置
1967(S42)		・公害対策基本法公布 ・航空機騒音防止法公布	・第2次鳥獣保護事業計画の策定(S42.4～S47.3)
1968(S43)	・アフリカのサヘル地域干ばつ始まり、砂漠化問題の国際的な認識広まる	・大気汚染防止法公布 ・騒音規制法公布	・公害研究所設置
1969(S44)		・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布 ・硫酸酸化物環境基準設定	・新公害防止条例公布 ・大気監視センター設置
1970(S45)	・経済協力開発機構(OECD)が環境委員会設置 ・アメリカ環境保護庁設置 ・米、大気浄化法改正(マスクー法)	・水質汚濁の環境基準設定 ・公害紛争処理法公布 ・「改正公害対策基本法」他公害関係14法公布(改正大気汚染防止法・水質汚濁防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)・公害防止事業費事業者負担法等)[公害国会]	・公害審査会設置
1971(S46)	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)を採択	・公害防止組織法公布 ・環境庁発足	・瀬戸内海環境保全知事・市長会議設立 ・兵庫県光化学スモッグ防止対策暫定要領の制定 ・公害審議会を公害対策審議会に改称 ・自然保護条例公布 ・自然保護審議会設置 ・水質審議会設置
1972(S47)	・ストックホルムで「国連人間環境会議」開催 ・廃棄物・その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)を採択 ・国連環境計画(UNEP)設立 ・ローマクラブ「成長の限界」発表	・自然環境保全法公布	・PCBの製造中止・回収開始 ・兵庫県東部地域公害防止計画の策定 ・第3次鳥獣保護事業計画の策定(S47.4～S52.3) ・自然保護指導員を設置
1973(S48)	・絶滅のおそれがある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)を採択 ・第1回世界環境デー	・大気汚染に係る環境基準設定(SO ₂ 、NO ₂ 、光化学オキシダント) ・都市緑地保全法公布 ・瀬戸内海環境保全臨時措置法公布 ・公害健康被害補償法公布 ・航空機騒音環境基準を設定	・播磨南部地域公害防止計画の策定 ・ポリ塩化ビフェニール等の取扱いの規制に関する条例公布 ・自然環境保全審議会設置
1974(S49)	・フロンガスによるオゾン層破壊説	・大気汚染防止法改正(硫酸酸化物総量規制の導入) ・生産緑地法公布 ・国立公害研究所(現:国立環境研究所)発足	・水質上乗せ基準条例公布 ・神戸地域公害防止計画の策定 ・自然環境の保全と緑化の推進に関する条例公布
1975(S50)		・新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定	・自然環境基本計画の制定
1976(S51)		・振動規制法公布	・阪神地域における硫酸酸化物総量規制の実施 ・兵庫県産業廃棄物処理計画(第1次)の策定 ・国道43号線訴訟提訴 ・瀬戸内海環境保全協会設立

年度	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
1977(S52)	・国連砂漠化防止会議において「砂漠化防止行動計画」を採択		・播磨地域における硫酸化物総量規制の実施 ・第4次鳥獣保護事業計画の策定(S52.4~57.3)
1978(S53)	・米、フロン使用スプレー使用禁止	・瀬戸内海環境保全特別措置法公布(水質(COD)総量規制制度導入)	・皮革排水対策室の設置
1979(S54)	・国連欧州経済委員会において「長距離越境大気汚染条約」を採択	・第1次水質総量削減基本方針の策定	・兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会設立 ・開発整備事業等に係る環境影響評価の手續に関する要綱の制定
1980(S55)	・米政府「西暦2000年の地球」で熱帯林の減少と大気の温暖化を警鐘 ・ワシントン条約発効 ・ラムサール条約発効	・幹線道路の沿道の整備に関する法律公布 ・環境庁「地球規模の環境問題に関する懇談会」設置	・化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画の策定 ・瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定
1981(S56)	・国連食糧農業機関(FAO)・国連環境計画(UNEP)、熱帯林の減少を発表	・広域臨海環境整備センター法公布	・「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」の策定 ・兵庫県皮革産業対策推進本部設置
1982(S57)			・第5次鳥獣保護事業計画の策定(S57.4~62.3)
1983(S58)			・生活排水対策推進要綱の策定 ・兵庫県産業廃棄物処理計画(第2次)の策定
1984(S59)		・湖沼水質保全特別措置法公布 ・環境影響評価について閣議決定	・全県全土公園化構想基本計画の策定 ・阪神地域窒素酸化物総量削減対策推進要綱の策定
1985(S60)	・オゾン層保護のためのウィーン条約を採択 ・SO _x (硫酸酸化物)排出量の30%削減に関する議定書を採択	・改正大気汚染防止法公布(小型ボイラーの規制)	・全県全土公園化の推進に関する条例公布 ・姫路市網干地先において廃棄物埋立処分開始
1986(S61)		・第2次水質総量削減基本方針の策定	・鐘淵化学工業(株)に対し液状PCB高温熱分解処理計画を承認
1987(S62)	・「国連環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)」、持続可能な開発を提唱 ・オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を採択	・絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律公布 ・公害健康被害補償法改正(第1種指定地域の解除)	・第2次化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定 ・第6次鳥獣保護事業計画の策定(S62.4~H4.3)
1988(S63)	・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)設立 ・NO _x (窒素酸化物)の排出あるいはその越境流出の排出規制に関する議定書を採択	・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)公布	・尼崎公害訴訟提訴 ・高砂鐘淵化学工業における液状PCB高温熱分解の実施 ・産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例公布
1989(H1)	・有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(バーゼル条約)を採択 ・特定フロン全廃のためのヘルシンキ宣言を採択 ・二酸化炭素排出の安定化に係るノールトウェイ宣言を採択 ・アルシュサミット、酸性雨対策等の国際協力を強調		・ゴルフ場農業安全使用要綱施行 ・世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス会議)実行委員会事務局の設置
1990(H2)	・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1次評価報告書公表 ・エメックス90会議開催(日本、神戸市) (エメックス会議:世界閉鎖性海域環境保全会議)	・地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」の策定 ・第3次水質総量削減基本方針の策定	・フェニックス事業尼崎地先で廃棄物受入開始 ・環境基本情報システムの整備 ・生活排水処理2001年99%目標の設定 ・兵庫県産業廃棄物処理計画(第3次)の策定 ・ひょうご快適環境プランの策定
1991(H3)		・「土壌の汚染に係る環境基準について」告示 ・鳥獣保護法一部改正(かすみ網禁止) ・再生資源の利用の促進に関する法律(再生資源利用促進法)公布 ・改正廃棄物処理法公布(特別管理産業廃棄物制度、マニフェスト制度の導入等) ・環境省レッドデータブック(脊椎動物・無脊椎動物)刊行	・第3次化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定 ・ゴルフ場の開発に係る環境影響評価の手續に関する要綱の策定 ・廃棄物総合処理基本指針の策定
1992(H4)	・環境と開発に関する国連会議(地球サミット)にて、リオデジャネイロ宣言・アジェンダ21を採択 ・気候変動枠組条約(UNFCCC)を採択 ・生物多様性条約(UNCBD)を採択 ・国連環境開発会議(UNCED)において「森林保全の原則声明」を採択	・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律公布 ・自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO _x 法)公布 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)公布 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)公布	・兵庫県における廃棄物減量化目標値の設定 ・ナチュラルウォッチャー(自然環境観察員)制度の創設 ・兵庫県民地球環境保全行動指針(地球と共生・ひょうごエコライフ指針)の策定 ・兵庫県大気環境保全連絡協議会設立 ・第7次鳥獣保護事業計画(H4.4~H9.3)の策定 ・県立人と自然の博物館開館
1993(H5)	・国連持続可能な開発委員会(CSD)設置 ・エメックス93会議開催(米、ボルネオ市)	・環境基本法公布	・兵庫地域公害防止計画の策定 ・兵庫県自動車排出窒素酸化物総量削減計画の策定 ・阪神地域窒素酸化物総量削減基本方針の策定
1994(H6)	・気候変動枠組条約発効 ・独・循環経済の促進及び環境と調和する廃棄物処理確保に関する法律公布 ・生物多様性条約(第1回)締約国会議(バハマ、ナッソー市) ・砂漠化防止条約を採択	・環境基本計画を閣議決定	・第36回自然公園大会の開催(日高町) ・第3回環日本海環境協力会議の開催(城崎町) ・国際エメックスセンター設立 ・兵庫県フロン回収・処理推進協議会設立 ・兵庫の貴重な自然(兵庫県版レッドデータブック)の作成 ・第45回全国植樹祭開催(村岡町・瀬川平)
1995(H7)	・気候変動枠組条約(第1回)締約国会議(COPI、ベルリン)開催 ・IPCC第2次評価報告書公表 ・生物多様性条約(第2回)締約国会議(インドネシア、ジャカルタ市)	・「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」閣議決定 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)公布 ・生物多様性国家戦略(第1次)の策定	・環境の保全と創造に関する条例(環境保全条例)公布 ・兵庫県産業廃棄物処理計画(第4次)の策定 ・兵庫ビオトーププランの策定

年度	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
1996(H8)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約(第2回)締約国会議(COP2、ジュネーブ)開催 ・生物多様性条約(第3回)締約国会議(アルゼンチン、ブエノスアイレス)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正大気汚染防止法公布(有害大気汚染物質対策の導入等) ・改正水質汚濁防止法公布(地下水の浄化措置命令制度の導入等) ・第4次水質総量削減基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県環境基本計画の策定 ・資源循環利用促進計画の策定 ・兵庫県分別収集促進計画(第1期)の策定 ・兵庫県地球温暖化防止地域推進計画の策定 ・淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱の策定 ・第4次COD総量削減計画の策定 ・第4次窒素及び磷に係る削減指導方針の策定
1997(H9)	<ul style="list-style-type: none"> ・エメックス97会議開催(スウェーデン、ストックホルム市) ・気候変動枠組条約(第3回)締約国会議(COP3、京都)開催 ・地球温暖化防止のための京都議定書を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法公布 ・改正廃棄物処理法公布(処理施設設置手続の明確化、不法投棄対策の強化等) ・改正廃棄物処理法施行令公布(ダイオキシン類対策) ・環境省第2次レッドリスト(爬虫類・両生類、植物)公表 ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境影響評価に関する条例」の公布 ・兵庫県自動車公害防止計画の策定 ・兵庫県ダイオキシン類削減プログラムの策定 ・ダイオキシン類に係る環境調査(大気・土壌)の実施 ・ひょうご新エネルギービジョンの策定 ・第8次鳥獣保護事業計画の策定(H9.4～H13.3) ・環境率先行動計画(ひょうごエコアクションプログラム)の策定
1998(H10)	<ul style="list-style-type: none"> ・POPs(残留性有機汚染物質)削減のための議定書採択 ・気候変動枠組条約(第4回)締約国会議(COP4、ブエノスアイレス)開催 ・生物多様性条約(第4回)締約国会議(スロバキア、プラティスラバ市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」を決定 ・地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)公布 ・環境ホルモン戦略計画SPEED98の策定 ・生物多様性センター設置 ・特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布 ・環境省第2次レッドリスト(哺乳類、鳥類、魚類)公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県自動車公害防止計画の策定 ・兵庫県瀬戸内海富栄養化対策推進計画の策定
1999(H11)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約(第5回)締約国会議(COP5、ボン)開催 ・エメックス99会議開催(トルコ、アンタルヤ市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策に関する基本方針」閣議決定 ・ダイオキシン類対策特別措置法公布 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)公布 ・鳥獣保護及び狩猟に関する法律一部改正(特定鳥獣保護管理計画制度の創設) ・環境省改訂レッドデータブック(爬虫類・両生類)刊行 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県ごみ処理広域化計画の策定 ・兵庫県分別収集促進計画(第2期)の策定 ・APN(アジア太平洋地球変動研究ネットワーク)センターの開設(神戸) ・県立コウノトリの郷公園開園
2000(H12)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約(第6回)締約国会議(COP6、ハーグ)開催 ・生物多様性条約(第5回)締約国会議(ケニア、ナイロビ)開催 ・生物多様性条約(第5回)締約国会議(ケニア、ナイロビ)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法公布 ・改正資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)公布 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)公布 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)公布 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)公布 ・改正廃棄物処理法公布(野外焼却の禁止等) ・「新環境基本計画」閣議決定 ・環境省第2次レッドリスト(昆虫類、貝類、クモ類、甲殻類等)公表 ・環境省改訂レッドデータブック(植物)刊行 	<ul style="list-style-type: none"> ・新兵庫県地球温暖化防止推進計画の策定 ・シカ保護管理計画の策定 ・兵庫県環境率先行動計画(ステップ2)の策定 ・兵庫県地球温暖化防止活動推進センターの指定 ・兵庫県地球温暖化防止活動推進員制度の創設
2001(H13)	<ul style="list-style-type: none"> ・エメックス2001開催(日本、神戸・淡路) ・気候変動枠組条約(第7回)締約国会議(COP7、マラケシュ)開催 ・IPCC第3次評価報告書公表 ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)本格稼働開始 ・「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約採択」(POPs条約)を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁再編により、環境庁が環境省に改組 ・21世紀「環の国」づくり(第1回)会議開催 ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)公布 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)公布 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO_x・PM法)公布 ・環境省改訂レッドデータブック(哺乳類)刊行 ・第5次水質総量削減基本方針の策定(対象物質に窒素・リンを追加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・せとうち環境創造ビジョンの策定 ・ひょうご循環社会ビジョンの策定 ・財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センターの開設(神戸)
2002(H14)	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発に関する世界首脳会議、実施計画・持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言を採択 ・気候変動枠組条約(第8回)締約国会議(COP8、ニューデリー)開催 ・生物多様性条約(第6回)締約国会議(オランダ、ハーグ市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布 ・「環の国くらし会議」(第1回)開催 ・地球温暖化対策本部「新しい地球温暖化対策推進大綱」決定 ・京都議定書批准 ・土壌汚染対策法公布 ・使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)公布 ・自然再生推進法公布 ・改正温対法公布(京都議定書目標達成計画、地球温暖化対策推進本部、地球温暖化対策地域協議会を規定) ・新・生物多様性国家戦略の策定 ・環境省改訂レッドデータブック(鳥類)刊行 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期新ひょうごの森づくり計画の策定 ・兵庫県廃棄物処理計画の策定 ・公共工事のグリーン化を進める環境創成5%システムの導入 ・改正環境保全条例公布(屋上緑化の義務化) ・産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例公布 ・兵庫県分別収集促進計画(第3期)の策定 ・グリーンエネルギー推進プログラムの策定 ・第5次COD、窒素、リン総量削減計画の策定 ・第9次鳥獣保護事業計画の策定(H14.4～H19.3) ・新兵庫県環境保全計画の策定 ・第2期シカ保護管理計画の策定 ・尼崎21世紀の森構想の策定 ・新兵庫県環境基本計画の策定 ・「改訂・兵庫の貴重な自然(兵庫県版レッドデータブック2003)」の作成
2003(H15)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料容器のデポジット制度を導入(ドイツ) ・世界水フォーラム開催(日本、京都府、大阪府、滋賀県) ・気候変動枠組条約(第9回)締約国会議(COP9、ミラノ)開催 ・エメックス2003会議開催(タイ、バンコク市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の策定 ・循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・自然再生推進法に基づく自然再生基本方針の策定 ・環境保全活動・環境教育推進法公布 ・環境省改訂レッドデータブック(魚類)刊行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうごエコタウン構想の承認 ・兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定 ・改正環境保全条例公布(温室効果ガス排出抑制計画作成等の義務化) ・ツキノワグマ保護管理計画の策定

年度	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
2004(H16)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約(第7回)締約国会議(マレーシア、クアラルンプール市) ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)発効 ・気候変動枠組条約(第10回)締約国会議(COP10、ブエノスアイレス)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド対策大綱の策定 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)公布 ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布 ・改正大気汚染防止法公布(VOC規制) 	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神東南部地域でのディーゼル自動車等の運行規制開始 ・環境保全条例施行規則の改正(非飛散性アスベスト含有建築物解体工事の届出の義務化) ・兵庫県環境率先行動計画(ステップ3)の策定
2005(H17)	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書発効 ・気候変動枠組条約(第11回)締約国会議(COP11、モントリオール)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画の閣議決定 ・改正温対法公布(事業活動に伴う温室効果ガス排出量の報告の義務化等) ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)に基づく国内実施計画決定 ・改正大気汚染防止法公布(石綿使用の工作物規制) ・環境省改訂レッドデータブック(貝類、クモ形類、甲殻類等)刊行 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県ヒートアイランド対策推進計画の策定 ・第29回全国育樹祭開催(県立有馬富士公園)
2006(H18)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約(第12回)締約国会議(COP12、ナイロビ)開催 ・エメックス会議(第7回)開催(フランス・カナン市) ・生物多様性条約(第8回)締約国会議(ブラジル、クリチバ市) ・国際化学物質管理会議にて、SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)を採択(アラブ首長国連邦、ドバイ) ・EUのRoHS指令(電気・電子機器における特定有害物質の使用制限)施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿による健康被害の救済に関する法律公布 ・第3次環境基本計画閣議決定 ・改正容器包装リサイクル法公布(排出抑制に向けた取組の促進等) ・食品リサイクル法改正(食品関連事業者に対する指導監督の強化等) ・改正大気汚染防止法(VOC規制)施行 ・改正フロン回収破壊法公布(回収率向上に向けた規制の強化) ・環境省第3次レッドリスト(鳥類、爬虫類、両生類、その他無脊椎動物)公表 ・環境省改訂レッドデータブック(昆虫類)刊行 ・第6次水質総量削減基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期災害に強い森づくり計画の策定 ・改正産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例公布(解体廃棄物対策の強化等) ・兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定 ・兵庫県分別収集促進計画(第4期)の策定 ・兵庫県環境学習環境教育基本方針の制定 ・新兵庫県地球温暖化防止推進計画の改訂 ・「上山高原エコミュージアム」の開設
2007(H19)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約(第13回)締約国会議(COP13、バリ島)開催 ・IPCC第4次評価報告書公表 ・EUのREACH規則(化学物質の登録、評価、認可及び制限)施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)公布 ・エコツーリズム推進法公布 ・第3次生物多様性国家戦略の策定 ・美しい星50(クールアース50) ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律公布 ・改正自動車NO_x・PM法公布(局地汚染対策等) ・環境省第3次レッドリスト(哺乳類、魚類、昆虫類、貝類、植物)公表 ・瀬戸内海再生大署名活動展開・環境省に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・第10次鳥獣保護事業計画の策定(H19.4～24.3) ・第3期シカ保護管理計画の策定 ・第2期ツキノワグマ保護管理計画の策定 ・第6次COD、窒素、りん総量削減計画の策定 ・兵庫県廃棄物処理計画の改定 ・兵庫県分別収集促進計画(第5期)の策定 ・第1回自然公園ふれあい全国大会の開催(瀬戸内海国立公園六甲地区) ・兵庫県森林動物研究センターの開設 ・ひょうごレジ袋削減推進会議設置
2008(H20)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約(第9回)締約国会議(ドイツ、ボン) ・エメックス会議(第8回)開催(中国、上海) ・気候変動枠組条約(第14回)締約国会議(COP14、ポズナン)開催 ・北海道洞爺湖サミット開催 ・G8環境大臣会合の開催(神戸) 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書第一約束期間(2008～2012年)がスタート ・第2次循環型社会形成推進基本計画の策定 ・生物多様性基本法公布 ・改正温対法公布(事業者単位・フランチャイズ単位での温室効果ガスの算定・報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習施設「はりまエコハウス」の開館 ・森づくりコミッション事業の開始 ・第3次兵庫県環境基本計画の策定
2009(H21)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約(第15回)締約国会議(COP15、コペンハーゲン)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカー減税の実施 ・地域グリーンニューディール基金事業(H21～H23) ・エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業の実施 ・住宅エコポイントの実施 ・微小粒子状物質に係る環境基準の設定 ・神戸生物多様性国際対話の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性ひょうご戦略の策定 ・兵庫県環境研究センターの設立 ・太陽光発電相談指導センターの開設 ・CO2削減協力事業相談センターの開設 ・第3期シカ保護管理計画の策定(変更) ・第2期ツキノワグマ保護管理計画の策定(変更) ・ニホンザル保護管理計画の策定 ・イノシシ保護管理計画の策定 ・「環境NGO・NPO Hyogo対話」の開催 ・兵庫県版レッドデータブック2010の作成
2010(H22)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約(第10回)締約国会議(日本・名古屋) ・国際生物多様性年 ・気候変動枠組条約(第16回)締約国会議(COP16、メキシコ・カンクン)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2010の策定 ・チャレンジ25キャンペーンのスタート ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携促進法)公布 ・改正大気汚染防止法及び改正水質汚濁防止法公布(測定結果の記録等) ・東日本大震災発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県版レッドデータブック2011の作成 ・生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応(ブラックリスト)の作成 ・うちエコ診断事業の全県展開 ・兵庫県分別収集促進計画(第6期)の策定 ・山陰海岸ジオパークの世界ジオパークネットワークへの加盟認定 ・あわじメガソーラー1の開設
2011(H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約(第17回)締約国会議(COP17、南アフリカ・ダーバン)開催 ・国際森林年 ・ISO50001発行 ・エメックス会議(第9回)開催(米国、ボルチモア) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を踏まえたエネルギー政策の見直しと節電対策 ・改正環境保全活動・環境教育推進法公布 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)公布 ・改正環境影響評価法公布(配慮書手続の導入等)(平成23年4月) ・第7次水質総量削減基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県版レッドデータブック2012の作成 ・兵庫県環境率先行動計画(ステップ4)の策定 ・兵庫県庁におけるサマータイムの開始 ・第7次COD、窒素、りん総量削減計画の策定 ・第2期災害に強い森づくり計画の策定
2012(H24)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連持続可能な開発会議(リオ+20) ・気候変動枠組条約(第18回)締約国会議(COP18、カタール)開催 ・すべての人のための持続可能エネルギーの国際年 ・生物多様性条約(第11回)締約国会議(インド・ハイデラバード) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画閣議決定 ・エネルギー政策の見直しと節電対策 ・改正水質汚濁防止法施行 ・生物多様性国家戦略2012～2020の策定 ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)公布 ・当面の地球温暖化対策に関する方針決定 ・環境省第4次レッドリスト公表 ・中国から移流するPM2.5が大きな社会問題化 	<ul style="list-style-type: none"> ・円山川下流域及び周辺水田のラムサール条約湿地登録 ・兵庫県版レッドデータブック2013の作成 ・兵庫県廃棄物処理計画の改定 ・第2期新ひょうごの森づくり計画の策定 ・改正環境影響評価に関する条例公布(配慮書手続の導入等)(平成25年3月)

年度	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
2013(H25)	<ul style="list-style-type: none"> IPCC第5次評価報告書公表 水銀に関する水俣条約を採択 気候変動枠組条約(第19回)締約国会議(COP19、ワルシャワ)開催 エメックス会議(第10回)開催(トルコ、マルマリス) 	<ul style="list-style-type: none"> 改正温対法公布(地球温暖化対策計画の策定、三フッ化窒素の追加) 第3次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 廃棄物処理施設整備計画閣議決定 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)公布 改正大気汚染防止法公布(特定粉じん排出作業届出義務者変更等) 山陰海岸国立公園指定50周年記念フェスティバル in 鳥取砂丘 改正外来生物法公布(交雑個体の規制、放出等に係る許可制度の創設等) 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県地球温暖化対策方針の策定 第4次兵庫県環境基本計画の策定 生物多様性ひょうご戦略の改定 第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画の策定 兵庫県版レッドデータブック2014の作成 兵庫県分別収集促進計画(第7期)の策定
2014(H26)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動枠組条約(第20回)締約国会議(COP20、ベルン)開催 	<ul style="list-style-type: none"> 改正鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律公布 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(地域自然資産法)公布 環境省レッドデータブック2014刊行 瀬戸内海環境保全基本計画の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 改正環境保全条例公布(特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画・措置結果報告書の概要の公表等)
2015(H27)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動枠組条約(第21回)締約国会議(COP21、パリ)開催 パリ協定を採択 SDGsを採択 	<ul style="list-style-type: none"> 改正大気汚染防止法公布(水銀) フロン排出抑制法全面施行 改正瀬戸内海環境保全特別措置法公布(基本理念の追加等) 地球温暖化対策推進本部「日本の約束草案」決定 気候変動の影響への適応計画閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 第11次鳥獣保護管理計画の変更(H27.5～H29.3) クマ保護計画の策定 ニホンザル管理計画の策定 シカ管理計画の策定 イノシシ管理計画の策定
2016(H28)	<ul style="list-style-type: none"> パリ協定発効 気候変動枠組条約(第22回)締約国会議(COP22、マラケシュ)開催 HFCに係るモントリオール議定書改正(キガリ改正)を採択 エメックス会議(第11回)開催(ロシア、サンクトペテルブルグ) 	<ul style="list-style-type: none"> 改正FIT法公布(新認定制度の創設、買取価格の決定方法の見直し、買取義務者の見直し、賦課金減免制度の見直し等) 地球温暖化対策計画閣議決定 改正温対法公布(地方公共団体実行計画の共同策定、普及啓発の推進) 第8次水質総量削減基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」の策定 兵庫県版レッドデータブック2017の作成 兵庫県分別収集促進計画(第8期)の策定 兵庫県環境率先行動計画(ステップ5)の策定 20年ぶりにツキノワグマの狩猟解禁 兵庫県PCB廃棄物処理計画の改訂 兵庫県地球温暖化対策推進計画の策定 第3期災害に強い森づくり計画の策定 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の公布
2017(H29)	<ul style="list-style-type: none"> 水俣条約の発効 米トランプ大統領「パリ協定」離脱声明 気候変動枠組条約(第23回)締約国会議(COP23、ボン)開催 	<ul style="list-style-type: none"> 改正土壌対策汚染法公布(調査の対象となる土地の拡大等) 改正廃棄物処理法公布(廃棄物の不適正処理への対応強化、有害使用済機器の適正な保管等の義務づけ) 環境省と経済産業省がモントリオール議定書キガリ改正を踏まえた今後のHFC規制のあり方について公表 	<ul style="list-style-type: none"> 第12次鳥獣保護管理事業計画策定 第二種特定鳥獣管理計画の策定 全国で初めて兵庫県内でヒアリを発見 第8次水質総量削減計画の策定 広東省と「環境保全技術交流協力に関する覚書」を締結
2018(H30)	<ul style="list-style-type: none"> エメックス会議(第12回)開催(タイ王国、バタヤ) 気候変動枠組条約(第24回)締約国会議(COP24、ポーランド・カトヴィツェ) 改正モントリオール議定書発効 IPCC「1.5℃特別報告書」の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 第五次環境基本計画閣議決定 改正海洋汚染等防止法 第五次エネルギー基本計画閣議決定 改正パーゼル法施行 改正省エネ法施行 気候変動適応法公布 気候変動適応計画閣議決定 改正海岸漂着物処理推進法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県廃棄物処理計画改定 六甲山ビジターセンターリニューアルオープン 第5次兵庫県環境基本計画の策定 生物多様性ひょうご戦略の改定
2019(R1)	<ul style="list-style-type: none"> G20大阪サミット 気候変動枠組条約(第25回)締約国会議(COP25、スペイン・マドリッド) 	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源循環戦略の策定 海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定 改正環境影響評価法施行令公布 浄化槽法一部改正 改正フロン排出抑制法公布 「パリ協定長期成長戦略」策定 NDC(国が決定する貢献)提出 	<ul style="list-style-type: none"> 改正環境保全条例公布(豊かで美しい瀬戸内海の再生のための水質目標値(下限値)の設定) 改正環境影響評価に関する条例施行規則公布 改正水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例公布 兵庫県分別収集促進計画(第9期)の策定 兵庫県(瀬戸内海・日本海)沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画の改定 環境影響評価指針の改正
2020(R2)	<ul style="list-style-type: none"> 「パリ協定」本格運用 	<ul style="list-style-type: none"> 「気候危機」宣言 「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定 改正大気汚染防止法公布(アスベスト) 	<ul style="list-style-type: none"> 「2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す」と表明 兵庫県地球温暖化対策推進計画改定 兵庫県環境率先行動計画(ステップ6)の策定
2021(R3)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動サミット 気候変動枠組条約(第26回)締約国会議(COP26、イギリス・グラスゴー) 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス削減目標値「2030年度46%削減(2013年度比)」表明 改正地球温暖化対策推進法公布 地球温暖化対策計画策定 第6次エネルギー基本計画策定 気候変動適応計画変更 瀬戸内海環境保全特別措置法改正 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律公布 改正自然公園法公布 第9次水質総量削減基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県地球温暖化対策推進計画改定 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正(事業者に対する温室効果ガス排出抑制計画及び措置結果報告制度の改正) 兵庫県立自然公園条例改正 兵庫県気候変動適応センター設置
2022(R4)	<ul style="list-style-type: none"> G20環境・気候大臣会合(インドネシア・バリ) 気候変動枠組条約(第27回)締約国会議(COP27、エジプト・シャルム・エル・シェイク) IPCC第6次評価報告書統合報告書の公表 昆明・モントリオール生物多様性枠組を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「カーボンフットプリント ガイドライン」の公表 気候変動適応法改正案閣議決定 生物多様性国家戦略2023-2030 	<ul style="list-style-type: none"> ひょうごカーボンニュートラルセンターを(公財)ひょうご環境創造協会に設置 兵庫県栄養塩類管理計画の策定 第9次水質総量削減計画の策定
2023(R5)	<ul style="list-style-type: none"> G7広島サミット 気候変動枠組条約(第28回)締約国会議(COP28、アラブ首長国連邦・ドバイ) 	<ul style="list-style-type: none"> 水素基本戦略改定 改正気候変動適応法公布 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針変更 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県資源循環推進計画の策定 「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」の改定 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の改定
2024(R6)	<ul style="list-style-type: none"> G20環境・気候大臣会合(ブラジル連邦共和国、リオデジャネイロ) 気候変動枠組条約(第29回)締約国会議(COP29、アゼルバイジャン共和国・バクー) 	<ul style="list-style-type: none"> 第6次環境基本計画策定 地球温暖化対策計画改定 第7次エネルギー基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 第6次兵庫県環境基本計画策定 生物多様性ひょうご戦略改定 改正水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例公布